平成３０年（２０１８年）１月１日改定版

自動車共済
ご契約のしおり

中部自動車共済協同組合

「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針

自動車共済の販売・勧誘（普及・推進）にあたって

当組合は、組合員の「相互信頼」「相互扶助」の基本理念に基づいて、組合員の財産の保全およびその経済的地位の向上を図ることに努めてまいります。

1　当組合は、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、自動車共済・自賠責共済の適正な販売・勧誘（普及・推進）に努めます。

2　当組合は、ご加入いただく皆様に自動車共済・自賠責共済についての重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。

3　当組合は、ご加入いただく皆様に共済に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実状に沿った自動車共済の説明に努めます。

4　当組合は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での販売・勧誘（普及・推進）はいたしません。

5　当組合は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めます。

6　当組合は、共済事故が発生した場合、迅速・適切・丁寧な対応と共済金の適正な支払に努めます。

7　当組合は、ご加入いただく皆様のご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

8　当組合は、ご加入いただく皆様に関する情報を適正に管理し、ご加入いただく皆様のプライバシーを守ります。

9　当組合は、上記の「勧誘方針」を遵守するため、健全な組合運営に取り組むとともに、組合事務局の体制整備や職員研修、代理所研修などにより、販売・勧誘（普及・推進）にあたる職員等の教育・指導に努めます。

中部自動車共済協同組合

はじめに

日頃より、当組合をお引き立て賜り厚く御礼申し上げます。
このご契約のしおりは、自動車共済契約の補償内容等の大切なことがらについてご説明したものです。詳しくは、普通共済約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださるようお願いいたします。
今後とも、当組合をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

１．ご契約のしおりの構成

この冊子は次の構成となっております。

●ご契約にあたって

共済商品の仕組みやご契約に関する重要な事項について、ご説明をしています。ご契約前・ご契約時・ご契約後においても共済証書のご契約内容と合わせてご一読ください。

●事故が起こった場合の手続き

事故が起こった場合、共済金のお受取りまでの流れ等をご説明しております。

●自動車共済約款

ご契約内容を定めた普通共済約款や特約を掲載しております。

マークのご説明

契約概要　**共済商品の内容をご理解いただくための事項**

注意喚起情報　**ご契約者にとって不利益になる事項等**
特にご注意いただきたい事項

２．組合加入資格について

当組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等となっております。（定款第９条（組合員の資格））

自動車共済をご契約いただける方（共済契約者）は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方も利用することができます。（自動車共済規程事業方法書第３条（共済契約者の範囲））

３．出資金および員外利用料について

自動車共済をはじめてご契約の場合には、ご契約に際して以下の出資金または員外利用料をお払い込みいただきます。
出資金および員外利用料は、ご契約いただくお車の台数に関係ありません。

●組合員資格者の場合：出資金（１口1,000円）
●組合員資格者以外の場合：員外利用料

４．自動車検査証等のご提示について

当組合では、ご契約者が新たに自動車共済をご契約される場合、またはご契約のお車を入れ替えられる場合、ご契約のお車の正確な確認による適正な共済掛金算出および割引・割増の適用のため、自動車検査証等の写しのご提出をお願いしております。
なお、確認させていただいた書類についてはコピーをいただくこととしておりますので、あらかじめご了承ください。

５．ご契約者とご契約のお車を主に使用される方が異なる場合

ご契約者とご契約のお車を主に使用される方（記名被共済者）が異なる場合には、その方にもご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。

６．共済代理所の業務について

共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、共済代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

７．共済証書の発行について

ご契約後に共済証書をお送りしますので、共済証書記載のご契約内容について、お申込内容と相違がないか必ずご確認をお願いします。
万一、共済証書の記載内容に、お申込内容と相違がございましたら、速やかに共済代理所または当組合までご連絡ください。
また、ご契約後１か月を経過しても共済証書が届かない場合は、共済代理所または当組合までご連絡ください。

８．ご注意点およびご不明な点などのお問い合わせ先

このご契約のしおりは全国自動車共済協同組合連合会標準版です。当組合において現在取扱いをしていない特約等も含まれておりますので、ご注意ください。
ご不明な点がある場合は、共済代理所または当組合までご連絡ください。
また、共済募集において不適切な行為等があった場合や重要な事項についてご理解いただいていない場合は、恐れ入りますが、当組合までご連絡ください。

●お問い合わせ窓口

中部自動車共済協同組合　**お客様相談室**　電話番号：052-872-1222〈内線 23〉

＜受付時間＞　平日：午前 9 時～午後 5 時
（土日・祝祭日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）

目　　次

ご契約にあたって

ご契約前にご確認いただきたいこと

Ⅰ　自動車に関する共済の仕組み…… 8
Ⅱ　約款とは…… 9
Ⅲ　用語のご説明……10
Ⅳ　補償内容……17
　１：対人賠償共済……17
　２：対物賠償共済……19
　３：人身傷害共済……22
　４：搭乗者傷害共済……26
　５：車両共済……29
　６：各種特約……33
　費用のご説明……43
Ⅴ　運転者の範囲……45
Ⅵ　共済掛金の決定と各種割引・割増制度……47
　１：共済掛金の決定……47
　２：ノンフリート等級別割引・割増率制度……47
　３：フリート契約制度……56
　４：各種割引制度……58
　５：団体制度……62
Ⅶ　共済掛金の払込方法……65
　１：共済掛金の払込方法……65
　２：共済掛金の不払い時の取扱い……69

ご契約時にご確認いただきたいこと

Ⅰ　告知義務と告知事項……70
Ⅱ　その他重要な事項……72
　１：責任開始と終了……72
　２：共済契約申込書上の表示……73
　３：共済金額の設定……74
　４：共済掛金等領収証および共済証書の交付……74
　５：クーリングオフ……74

６：補償の重複に関するご注意……74

ご契約後にご確認いただきたいこと
Ⅰ　通知義務と通知事項……75
Ⅱ　通知事項以外の変更……76
Ⅲ　ご契約の解約……80
Ⅳ　その他のご注意事項……82
１：ご契約の中断制度……82
２：共済金お支払い後の共済金額……83
３：ご契約者が死亡されたとき……83
その他　ご注意いただきたいこと
１：個人情報のお取扱い……84
２：共済掛金率の改定……84
３：重大事由による共済契約の解除……84
４：信用リスクについて……85

事故が起こった場合の手続き
Ⅰ　万一、事故にあわれたら……87
Ⅱ　必ず、当組合にご相談いただきたいこと……89
Ⅲ　事故解決にむけて……90
Ⅳ　共済金のご請求にあたって……91
Ⅴ　お客さまからの苦情等の受付制度……95
Ⅵ　中立の第三者機関による示談斡旋制度……96

自動車共済　普通共済約款
普通共済約款……98
１　賠償責任条項……102
２　人身傷害条項……110
３　搭乗者傷害条項……117
４　車両条項……120
５　基本条項……125
〈別表１〉後遺障害等級表……144
〈別表２〉医療共済金支払額基準……150
〈別表３〉被共済自動車の入替ができる用途車種区分表……152
〈別表４〉月割短期掛金率表……154
〈別表５〉ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位……155
〈別紙〉人身傷害条項損害額基準……156

特約条項

特約条項……173
Ⅰ　運転者の範囲に関わる特約
（１）運転者年齢条件特約……174
（２）運転者家族限定特約……175
（３）運転者本人・配偶者限定特約……176
Ⅱ　相手への賠償に関わる特約
（４）自賠責適用除外車対人賠償特約……177
（５）対物超過修理費用特約……178
（６）レンタカーの対物賠償特約……180
Ⅲ　ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約
（７）傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約……180
（８）バスの人身傷害共済金支払特約……181
（９）搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約……181
(10) 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約……182
(11) バスの搭乗者傷害共済金支払特約……182
(12) 無共済車傷害特約……185
(13) 自損事故傷害特約……191
(14) 自損事故傷害対象外特約……195
Ⅳ　ご自身の自動車の補償に関わる特約
(15) 車両価額協定共済特約……195
(16) 車両新価特約……199
(17) 車両超過修理費用特約……205
(18) 車両全損時諸費用特約……206
(19) 車両全損時諸費用対象外特約……208
(20) 車対車衝突危険限定特約……208
(21) 車両危険限定特約……209
(22) 二輪・原付盗難対象外特約……209
(23) 機械装着車「車両損害」特約……210
(24) 特殊車「車両」補償範囲特約……210
(25) 工作用自動車ブーム対象外特約……211
(26) ロードアシスタンス特約……212
(27) ロードアシスタンス対象外特約……216
(28) ロードアシスタンス超過費用特約……216
(29) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約……217
(30) ロードアシスタンス代車費用特約……219
(31) 事故・故障時代車費用特約……222
(32) 事故時代車費用特約……224
(33) 車両無過失事故に関する特則の対象外特約……227
Ⅴ　その他の補償などに関わる特約

（34）他車運転特約……227
（35）臨時代替自動車特約……230
（36）原付バイク特約（人身傷害あり）……232
（37）原付バイク特約（人身傷害なし）……234
（38）事業用動産特約……236
（39）財物損害特約……243
（40）弁護士費用特約……248
（41）臨時費用特約……254
（42）競技・曲技等使用危険補償特約……256
（43）管理請負自家用自動車共済特約……256
（44）管理請負自家用自動車に関する被共済者追加特約……260
Ⅵ　共済掛金の払込みに関わる特約
（45）追加共済掛金の払込に関する特約……261
（46）追加共済掛金の口座振替に関する特約……263
（47）共済掛金分割払特約……267
（48）共済掛金分割払の追加共済掛金に関する特約……269
（49）大口共済掛金分割払特約……270
（50）追加共済掛金に関する共済掛金分割払特約……272
（51）初回共済掛金の口座振替に関する特約……274
（52）初回共済掛金の口座振替翌月払特約……276
（53）訂正共済掛金の口座振替に関する特約……277
Ⅶ　団体扱・集団扱に関わる特約
（54）団体扱特約（一般Ａ）……280
（55）団体扱特約（一般Ｂ）……283
（56）団体扱特約（一般Ｃ）……285
（57）団体扱特約……288
（58）団体扱特約（口座振替方式）……290
（59）団体扱の追加共済掛金に関する特約……292
（60）集団扱特約……293
（61）集団扱の追加共済掛金に関する特約……296
Ⅷ　お手続きに関わる特約
（62）被共済自動車の入替自動補償特約……297
（63）継続契約の取扱いに関する特約……299
（64）リースカーに関する特約……300
（65）全車両一括特約……301

自動車共済ロードサービス

ロードアシスタンス利用規定……305

ご契約にあたって

共済商品の仕組みやご契約に関する重要な事項について、ご説明をしています。詳しくは、自動車共済普通共済約款・特約条項をご参照ください。

〇ご契約前には、
「ご契約前にご確認いただきたいこと」をお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
〇ご契約時には、
「ご契約時にご確認いただきたいこと」をご確認のうえ、お申し出いただくようお願いいたします。
〇ご契約後には、
「ご契約後にご確認いただきたいこと」をお読みいただき、該当する事項がある場合にはただちに共済代理所または当組合へご連絡ください。

ご契約前・ご契約時・ご契約後においても共済証書のご契約内容と合わせてご一読ください。

お分かりになりにくい点がございましたら、お気軽に共済代理所または当組合におたずねください。

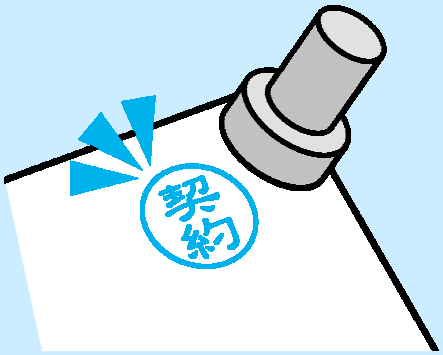

ご契約前にご確認いただきたいこと

Ⅰ　自動車に関する共済の仕組み

契約概要

自動車に関する共済（保険）には、法律で加入が義務付けられた強制共済・保険（自動車損害賠償責任共済・自動車損害賠償責任保険）と、任意にご加入いただく任意共済・保険の2つに分かれています。

当組合が取扱う自動車の共済は、下記の共済となっています。

強制共済

法律で加入が義務付けられています。

→

〈自賠責共済〉

自賠責共済は、自動車事故の被害者救済が目的の共済であり、補償される範囲は対人事故の損害のみとなります。

補償額は、自動車損害賠償保障法等により被害にあわれた方１名につき、定型・定額化されています。

・死亡の場合：最高3,000万円
・後遺障害の場合：最高4,000万円
・傷害の場合：最高120万円

自動車共済

任意共済

お客様のご希望によりご加入いただく共済です。

→

〈自動車共済〉

自動車事故に関する相手への賠償、ご自身とご家族の補償、ご契約のお車の補償につき、次の補償種類（補償種目）を用意しております。補償内容は、補償種目により異なります。

※補償内容を十分にご確認のうえ、お申込みください。

補償種類	補償種目
①相手への賠償	対人賠償共済 対物賠償共済
②ご自身とご家族の補償	人身傷害共済 搭乗者傷害共済
③お車の補償	車両共済

Ⅱ 約款とは

契約概要

約款とは、ご契約者・被共済者（補償を受けられる方）等と当組合のそれぞれの権利・義務など共済契約の内容を定めたもので、「普通共済約款」と「特約条項」から構成されています。

<table>
<tr><td rowspan="6">普通共済約款</td><td colspan="3">①基本的な補償内容を定めた条項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">賠償責任条項</td><td>対人賠償</td><td rowspan="2">相手への賠償</td></tr>
<tr><td>対物賠償</td></tr>
<tr><td colspan="2">人身傷害条項</td><td rowspan="2">ご自身とご家族の補償</td></tr>
<tr><td colspan="2">搭乗者傷害条項</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両条項</td><td>お車の補償</td></tr>
<tr><td colspan="3">②共済契約の成立・終了・管理・事故時の対応などに関する権利・義務を定めた条項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">基本条項</td></tr>
</table>

＋

<table>
<tr><td rowspan="3">特約</td><td colspan="2">特約は普通共済約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を変更・追加・削除するもので次の２種類があります。</td></tr>
<tr><td>自動セット の特約</td><td>ご契約の内容により必ずセットされる特約</td></tr>
<tr><td>オプション の特約</td><td>お申し出により任意にセットできる特約</td></tr>
</table>

Ⅲ 用語のご説明

この冊子で使用している用語を説明しています。

あ行

相手自動車

その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。したがって、ご家族でも所有者が異なっていれば相手自動車になります。

一家の支柱

被共済者が属する家庭の生計を維持すべき収入の大部分を得ている方で、その方が欠けることによって、その家族の生活が著しく困難になる方をいいます。

運転者として運転中

運転者本人が自ら運転席に着席してお車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等お車の走行について必要な措置を取っている間をいい、駐車または停車中を含みません。
たとえば、交通渋滞、信号待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、お車の走行について必要な措置を取っている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含みます。

か行

解除

ご契約者または当組合からの意思表示によって、契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ともいいます。

解約日

共済期間の中途でご契約を解約された日をいいます。

既経過期間

共済期間中、共済期間の初日から変更日、解約日または解除日までの既に経過した期間をいいます。　（関連用語：未経過期間）

危険物

「道路運送車両の保安基準（国土交通省令）」に定める高圧ガス、火薬類、危険物、可燃物または「毒物及び劇物取締法」第２条に定める毒物または劇物をいいます。

家族

記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚のお子さま（未婚のお子さまとは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がないお子さまをいいます。）をいいます。

記名被共済者

ご契約のお車を主に使用される方で、共済契約申込書および共済証書の記名被共済者欄に記載された方をいいます。

「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方（ご契約のお車の貸与権、使用許諾権等を持つ方）をいいます。ご契約のお車を使用される方が複数おられる場合は、任意に１名を選択します。

なお、共済契約申込書の記名被共済者欄が空欄の場合は、ご契約者本人を記名被共済者として設定されたものとみなします。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

競技・曲技

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらに出場するための練習を含みます。また、曲技とは、サーカス、スタントカー等をいい、これらのための練習を含みます。

共済掛金

ご契約いただいた共済契約の内容に応じて、ご契約者にお払い込みいただく金銭のことをいいます。

共済期間

ご契約いただいた共済契約で補償の対象となる期間（ご契約期間）をいいます。

共済金

自動車事故等により損害または傷害が生じた場合に、当組合が被共済者または共済金請求権者にお支払いする金銭（補償額）をいいます。

共済金額

共済契約で共済金をお支払いする事故が生じた場合に、当組合がお支払いする共済金の限度額（補償限度額）をいいます。

自動車共済約款においては、共済証書記載の共済金額をいいます。

共済金請求権者

当組合に、共済金の支払いを請求することができる方をいいます。

共済証書

ご契約いただいた内容を証明するために、当組合が作成しご契約者に交付する書面をいいます。

協定共済価額

ご契約者または車両共済の被共済者と当組合がご契約のお車の価額として共済契約締結時に協定した価額をいい、共済契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。

契約者

ご契約の当事者として、共済契約の締結や共済掛金のお払込みなど共済契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、共済証書などの共済契約者欄に記載されている方をいいます。

契約のお車

共済契約の補償の対象となるお車で、共済証書に記載の自動車（被共済自動車）をいいます。

原動機付自転車（原付バイクともいいます。）

道路運送車両法で定める「原動機付自転車」をいいます。原動機の総排気量が125cc 以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車や原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.6キロワット以下の側車付二輪または三輪以上の車両ををいいます。

告知義務

ご契約時に、当組合に対し、告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者または記名被共済者（車両共済の被共済者を含みます。）の義務のことをいいます。

さ行

自家用８車種

用途車種が次に該当する自動車をいいます。
①自家用普通乗用車、②自家用小型乗用車、③自家用軽四輪乗用車、
④自家用小型貨物車、⑤自家用軽四輪貨物車、⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下）、⑧特種用途自動車（キャンピング車）

市場販売価格相当額

ご契約のお車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で、同じ損耗度（走行距離、メンテナンスなど、使用の状態が同程度であること。）の自動車を、自動車販売店等が顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます（消費税を含みます。）。
ただし、税金、自賠責共済掛金・保険料、登録などにともなう費用等は含みません。

失効

ご契約いただいた内容の全部または一部についての効力を、将来に向かって失うことをいいます。

自動車取扱業者

次の①から⑧までのいずれかの業を営む者をいい、これらの者の使用人およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
①自動車修理業、②駐車場業、③給油業、④洗車業、⑤自動車販売業、⑥陸送業、⑦運転代行業、⑧①から⑦まで以外の自動車を取り扱う業

初回共済掛金

年間共済掛金を分割してお払い込みいただく場合の、第１回目にお払い込みいただく分割共済掛金をいいます。
なお、共済掛金を一括してお払い込みいただく場合は、共済掛金の総額をいいます。

所有者（車両所有者）

ご契約のお車を所有されている方で、共済契約申込書および共済証書の車両所有者欄に記載されている方をいいます。車両所有者は、原則としてご契約のお車の自動車検査証の所有者欄に記載されている方となります。
なお、共済契約申込書の車両所有者欄が空欄の場合には、ご契約者本人を車両所有者とみなします。

親族

６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族のことをいいます。

正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

全損

お車を修理できない場合、または修理費が共済金額以上となる場合をいいます。

損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用

事故が発生した際に二次的な被害発生が具体的に想定されるような状況で、その二次的な被害の発生および拡大を防止するための費用をいいます。なお、損害の発生および拡大の防止の行為が現実に効果をもたらしたかどうかは問いません。たとえば、事故により崖から転落しそうな状態のご契約のお車をクレーン移動した際の費用は、二次的な被害が切迫していることからこれにあたります。

た行

台風・洪水または高潮

基本的には以下の気象学上の定義によりますが、具体的には気象庁の発表に基づくものをいいます。

・台風とは、北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル（34ノット、風力8）以上のものをいいます。
・洪水とは、河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および砂堤または堤防からの溢水が起こり河川敷の外側に水があふれることをいいます。集中豪雨等による窪地への溜水、下水溝よりの溢水、小川の小規模な氾濫等は洪水に該当しません。
・高潮とは、台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象をいいます。

通知義務

ご契約後や共済期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を遅滞なく当組合に伝えなければならないという、ご契約者および被共済者の義務のことをいいます。

同居

生活の本拠地として同一家屋に居住している状態をいい、同一生計や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。
同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」等も同一家屋として取扱います。

【別居として取り扱う例】

・マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。）
・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（同一生計の有無は問いません。）
・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
・単身赴任の場合
・就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。）

搭乗中

自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中のことをいいます。

特約（特約条項）

普通共済約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるもの（自動セット）とご希望により任意にセットできるもの（オプション）があります。

な行

年間共済掛金

共済掛金の総額をいいます。

ノンフリート契約

１契約者が所有し、かつ、使用する自動車の総契約台数が9台以下の契約をいいます。

は行

配偶者

婚姻の相手方をいい、原則として内縁の相手方を含みます。
内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められな

いものの、婚姻の意思を持ち、同居により夫婦同様の共同生活を送っており事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

払込期日

共済掛金のお払込期日をいいます。なお、口座振替で共済掛金をお払込みいただくご契約の場合は、当組合が定める所定の振替日となります。

判決による遅延損害金

訴訟の判決により支払いが命じられる、判決主文に定められた日から支払いの日までの期間に対する利息に相当する遅延損害金をいいます。

被共済者

共済契約により補償の対象となる方をいいます。

付属品

自動車に定着（ボルト、ナット、ネジ（チョウネジを含む。）等で固定されており、工具等を使わなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を充分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。

なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、ＥＴＣ車載器は、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。

【付属品として取り扱うものの例】

・自動車に定着されているステレオ、カーナビゲーションシステムなど
・自動車に装備されているスペアタイヤ（１本）、標準工具など
・法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど
・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など

【付属品として取り扱わないものの例】

・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（ＬＰＧ）など
・法令等により自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアースポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備、運輸支局の許可を得たものを除きます。）など
・通常装飾品とみなされる、マスコット類、クッション、花ビン、膝掛など
・その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカバーなど

普通共済約款

基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。

フリート契約

１共済契約者が所有し、かつ、使用する自動車の総契約台数が10台以上の契約をいいます。

分割共済掛金

年間共済掛金を分割してお払い込みいただく場合の、１回分の共済掛金をいいます。

変更日

共済期間の中途で、共済契約申込書に記載した内容を変更する日をいいます。

ま行

未経過期間

共済期間中、変更日、解約日または解除日から共済期間の末日までの期間をいいます。（関連用語：既経過期間）

無効

共済契約のすべての効力が、共済契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

無免許運転（法令に定められた運転資格を持たない状態）

次のいずれかに該当する方がお車を運転されている状態をいいます。

・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方
　ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または運転免許証不携帯の場合を除きます。
・運転免許の効力の一時停止処分を受けている方
・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方

免責

共済金をお支払いする事故において、ご契約者などの故意や戦争、地震、噴火、津波による事故による損害など、特定の事情が生じたときに、例外的に共済金をお支払いしないことをいいます。

免責金額

共済金をお支払いする事故が生じた場合に、当組合が支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、すなわち被共済者の自己負担額をいいます。

や行

用途車種

用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

（注）ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。

Ⅳ 補償内容

補償内容の詳細は、自動車共済約款によりご確認ください。
なお、以下の補償種目の条項・特約とともに、これらに共通して適用される「基本条項」（P125）もあわせてご確認ください。

相手への賠償

契約概要　注意喚起情報

❶ 対人賠償共済（普通共済約款　1　賠償責任条項）

(1)　共済金をお支払いする場合

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。

一例：歩行者をはねた

一例：他の自動車と衝突した

(2)　被共済者

次の①～④のいずれかに該当する方が被共済者となります。
①　記名被共済者
②　ご契約のお車を使用または管理中の次のア～ウのいずれかの方
　ア．記名被共済者の配偶者
　イ．記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
　ウ．記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
③　記名被共済者の承諾を得て、ご契約のお車を使用または管理中の方
　ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④　記名被共済者の使用者
　ただし、記名被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

(3)　お支払いする共済金

共済金の種類	お支払方法
①対人賠償共済金	他人を死傷させたことにより損害賠償責任を負った場合に、自賠責共済等により支払われるべき金額を超える損害賠償責任の額について、被害者１名につき、共済証書記載の対人賠償共済の共済金額を限度としてお支払いします。
②費用 （P43：費用のご説明）	ご契約者または被共済者が実際に負担された次の費用について、対人賠償共済金とあわせてお支払いします。 示談交渉費用・争訟費用

対人賠償共済金 ＝ 損害賠償責任の額 ＋ ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 － 自賠責共済等で支払われる金額

ご注意

自賠責共済等の加入義務がない自動車※（構内のみで使用する自動車等）の場合でも、自賠責共済等で支払われる金額に相当する額は差し引いてお支払いしますので、自賠責共済等をご契約いただくことをおすすめします。

※農耕作業用自動車を除きます。

事故被害者の先取特権（さきどりとっけん）について

保険法の定めにより、賠償事故においては、被害者の損害に対して損害賠償金が優先的に支払われることになります。

- ●当組合に対し、被共済者からの対人賠償共済金請求と被害者からの損害賠償金請求のいずれもあった場合には、被害者へ優先して損害賠償金をお支払いします。
- ●当組合に対し、被共済者からの対人賠償共済金請求があった場合には、被害者からの承諾が得られた場合になります。

(4)　共済金をお支払いできない主な場合（免責事由等）

①　ご契約者、記名被共済者、被共済者の故意によって生じた損害
②　台風、洪水または高潮によって生じた損害
③　地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
④　②③の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた損害

⑤　ご契約のお車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を目的とする場所において使用中に生じた損害
⑥　被共済者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
⑦　次のア～オのいずれかの方が死傷されたことによって生じた損害
ア．記名被共済者
イ．ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
ウ．被共済者の父母、配偶者またはお子さま
エ．被共済者の業務（家事を除きます。以下同じとします。）に従事中の従業員
オ．被共済者の使用者の業務に従事中の他の従業員（被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。）ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は、記名被共済者が被った損害については補償されます。

②対物賠償共済（普通共済約款　1　賠償責任条項）

契約概要　注意喚起情報

(1)　共済金をお支払いする場合

ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の財物（自動車・積荷、家屋・家財、店舗・商品等）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。

一例：他人の車を壊した

一例：他人の家の塀を壊した

(2)　被共済者

次の①～④のいずれかに該当する方が被共済者となります。
①　記名被共済者
②　ご契約のお車を使用または管理中の次のア～ウのいずれかの方
ア．記名被共済者の配偶者
イ．記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
ウ．記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
③　記名被共済者の承諾を得て、ご契約のお車を使用または管理中の方
ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管

理している間を除きます。

④　記名被共済者の使用者
ただし、記名被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

(3)　お支払いする共済金

共済金の種類	お支払方法
①対物賠償共済金	他人の財物に損害を与えたことにより損害賠償責任を負った場合に、損害賠償責任の額から免責金額を差し引いた額について、１回の事故につき共済証書記載の対物賠償共済の共済金額を限度としてお支払いします。
②費用 （P43：費用のご説明）	ご契約者または被共済者が実際に負担された次の費用について、対物賠償共済金とあわせてお支払いします。 示談交渉費用・争訟費用

対物賠償共済金	＝	損害賠償責任の額	＋	・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・落下物取片づけ費用	－	被共済者が代位取得するものがある場合は、その価額※	－	共済証書記載の免責金額

※被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより、代位取得するものがある場合

ご注意

次の対物賠償事故については、対物賠償共済金額が10億円を超える場合（「無制限」の場合を含みます。）であっても、お支払いする対物賠償共済金の額は１回の事故につき10億円を限度とします。

①　ご契約のお車またはご契約のお車がけん引中のお車に積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
②　航空機の損壊

(4)　共済金をお支払いできない主な場合（免責事由等）

①　ご契約者、記名被共済者、被共済者の故意によって生じた損害
②　台風、洪水または高潮によって生じた損害
③　地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
④　②③の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた損害

⑤　ご契約のお車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を目的とする場所において使用中に生じた損害
⑥　被共済者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
⑦　次のア～ウのいずれかの方が所有、使用または管理する物に生じた損害
ア．記名被共済者
イ．ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
ウ．被共済者またはその父母、配偶者またはお子さま

(5)　免責金額

対物賠償共済では、免責金額を設定する場合があります。なお、ご契約のお車の用途車種によりご選択いただく免責金額に制限があります。

ご自身と搭乗者などの補償

③ 人身傷害共済（普通共済約款　２　人身傷害条項）

契約概要　注意喚起情報

(1)　共済金をお支払いする場合

自動車事故により、死傷された場合に共済金をお支払いします。

一例：同乗中の家族がケガ

一例：歩行中、自動車にはねられた

●ご契約タイプ

人身傷害共済で共済金のお支払い対象となる事故の範囲は、次の２つのタイプからお選びいただけます。

○：共済金をお支払いします　×：共済金をお支払いできません

ご契約タイプ ＼ 事故の種類	ご契約のお車に搭乗中の事故	他の自動車に搭乗中の事故	歩行中および自転車などを運転中の自動車事故
基本補償（注1）	○	○	○
ご契約車搭乗中のみ補償（注2）	○	×	×

（注1）基本補償は、「（7）傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットしない場合をいいます。
（注2）ご契約車搭乗中のみ補償は、「（7）傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットする場合をいいます。
（注3）記名被共済者またはそのご家族が基本補償タイプでご契約の場合は、同じ補償が重複する場合がありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

(2)　被共済者

ご契約タイプ別に、次のいずれかに該当する方が被共済者となります。

ご契約タイプ	被　共　済　者	
基本補償	①　記名被共済者 ②　記名被共済者の配偶者 ③　記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ④　記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま ⑤　①～④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方	①　被共済自動車の保有者 ②　被共済自動車の運転者 （注）①または②の方がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつそれによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第３条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。
ご契約車搭乗中のみ補償	ご契約のお車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方	

ただし、以下の方は、被共済者になりません。

●自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗している方
●業務として自動車を受託している自動車取扱業者の方

(3)　お支払いする共済金

共済金の種類	お支払方法
①人身傷害共済金	被共済者が死傷された場合に、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等の損害について、被共済者の過失分を含め、被共済者１名につき、共済証書記載の人身傷害共済の１名共済金額を限度（注）としてお支払いします。 （注）ただし、被共済者に組合が定める重度の後遺障害が発生し、介護が必要と認められる場合で、共済証書記載の共済金額が無制限以外のときは、共済金額の２倍の金額を限度とします。
②費用 （P43：費用のご説明）	被共済者が実際に負担された次の費用について、人身傷害共済金とあわせてお支払いします。 損害防止費用・権利保全行使費用

ご注意

①損害額の決定は、当組合の自動車共済約款に記載された基準「普通共済約款〈別紙〉人身傷害条項損害額基準」（P156）に従い当組合で行わせていただきます。
②相手からの賠償金や労働者災害補償制度による給付等、被共済者の損害を補償するために支払われる額については、原則として損害額からその額を差し引いて共済金をお支払いします。
③ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。

(4)　共済金額

事故による損害に対して、被共済者の過失分も含めて共済金額を限度に共済金をお支払いします。共済金額は、補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表を参考に適正な共済金額をお決めください。

参考　**総損害額の事例（年齢別男子有職者の平均的な損害額）**

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害（注）の場合
55歳	あり（2名の場合）	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり（2名の場合）	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり（2名の場合）	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり（2名の場合）	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

（注）上表例における重度後遺障害とは、普通共済約款〈別表１〉後遺障害等級表（P144）の表１の第１級の後遺障害が生じた場合をいいます。

(5)　共済金をお支払いできない主な場合（免責事由等）

①　被共済者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害
②　無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた損害
③　被共済者が、自動車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に、その本人に生じた損害
④　被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
⑤　被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害
⑥　共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害についてその方の受け取るべき金額部分
⑦　治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症による損害
⑧　地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
⑨　⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた損害
⑩　ご契約のお車またはご契約のお車以外の自動車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を目的とする場所において使用中に生じた損害

⑪　被共済者が、被共済者の使用者の業務のために、被共済者の使用者が所有するご契約のお車以外の自動車を運転中に、その本人に生じた損害
⑫　被共済者が、ご契約のお車以外の記名被共済者、その配偶者、それらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害
⑬　記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが、ご契約のお車以外の自ら所有または常時使用する自動車を運転中に生じた損害
⑭　被共済者が、ご契約のお車以外の二輪自動車、原動機付自転車に搭乗中に生じた損害、ご契約のお車以外の事業用自動車(注)を運転されている場合に生じた損害　等

（注）自動車検査証の用途欄に「事業用」と記載された自動車をいいます。

④搭乗者傷害共済（普通共済約款　３　搭乗者傷害条項）

契約概要　注意喚起情報

(1)　共済金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中の事故により死傷された場合に共済金をお支払いします。

一例：ご契約のお車に搭乗中の事故でケガ

一例：崖から転落、運転中に落下物でケガ

(2)　被共済者

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方となります。

ただし、以下の方は、被共済者になりません。

●ご契約のお車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗している方
●業務として自動車を受託している自動車取扱業者の方

(3)　お支払いする共済金

被共済者の状態	お支払いできる共済金の種類
被共済者が負傷された場合	①医療共済金〈部位・症状別払〉
被共済者に後遺障害が生じた場合	②後遺障害共済金
	③重度後遺障害特別共済金
	④重度後遺障害介護費用共済金
被共済者が死亡された場合	⑤死亡共済金

<table>
<tr><th>共済金の種類</th><th>お支払方法</th></tr>
<tr><td>①医療共済金
〈部位・症状別払〉</td><td>事故日からその日を含めて180日以内に、被共済者が入院または通院された場合に、次の金額をお支払いします。（注1）（注2）
<table><tr><td>医師の治療のために病院または診療所に入院または通院した日数</td><td>お支払いする医療共済金の額</td></tr><tr><td>５日未満の場合</td><td>一律１万円</td></tr><tr><td>５日以上の場合</td><td>傷害の部位・症状に応じ、「普通共済約款〈別表２〉医療共済金支払額基準」（P138）に定める部位・症状別入通院共済金の額</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②後遺障害共済金</td><td>事故日からその日を含めて180日以内に、被共済者に後遺障害が生じた場合に、その障害の程度（注）に応じて、次の金額をお支払いします。
（注）「普通共済約款〈別表１〉後遺障害等級表」（P144）に定める支払割合を適用します。
後遺障害共済金 ＝ 共済証書記載の搭乗者傷害共済１名共済金額 × ４％～100％</td></tr>
<tr><td>③重度後遺障害
特別共済金</td><td>事故日からその日を含めて180日以内に、被共済者に重度後遺障害が生じ、介護を必要とすると認められる場合に、②後遺障害共済金とは別に次の金額をお支払いします。（100万円限度）
重度後遺障害特別共済金 ＝ 共済証書記載の搭乗者傷害共済１名共済金額 × 10％</td></tr>
<tr><td>④重度後遺障害
介護費用共済金</td><td>事故日からその日を含めて180日以内に、被共済者に重度後遺障害が生じ、介護を必要とすると認められる場合に、②後遺障害共済金とは別に次の金額をお支払いします。（500万円限度）
重度後遺障害介護費用共済金 ＝ ②後遺障害共済金 × 50％</td></tr>
<tr><td>⑤死亡共済金</td><td>事故日からその日を含めて180日以内に、被共済者が死亡された場合に、次の金額をお支払いします。
共済証書記載の搭乗者傷害共済１名共済金額</td></tr>
</table>

（注1）「(9)搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約」をセットした場合は、上記①医療共済金はお支払いできません。

（注2）「(10)搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約」をセットした場合は、上記①医療共済金を２倍にしてお支払いします。

(4)　共済金をお支払いできない主な場合（免責事由等）

①　被共済者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害
②　無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた損害
③　被共済者が、ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に生じた損害
④　被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
⑤　被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害
⑥　共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害についてその方の受け取るべき金額部分
⑦　治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症による損害
⑧　地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
⑨　⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた損害
⑩　ご契約のお車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を目的とする場所において使用中に生じた損害　等

お車の補償

❺車両共済（普通共済約款　４　車両条項）

契約概要　注意喚起情報

(1)　共済金をお支払する場合

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

〈例〉
・他の自動車との衝突・接触による事故
・車庫入れ失敗
・台風・洪水・高潮などの災害
・盗難
・いたずら
・火災・爆発　など

●ご契約タイプ

車両共済で共済金のお支払い対象となる事故の範囲は、ご契約タイプで異なります。次の３つのタイプからお選びいただけます。

一般車両	衝突、接触、火災、爆発、盗難、いたずら、物の落下・飛来、あて逃げ、墜落、転覆等の偶然な事故全般について共済金をお支払いします。
車対車＋危険限定（注1）	相手自動車との衝突・接触事故および火災・爆発・盗難・いたずら等の事故に限り、共済金をお支払いします。 ただし、自動車との衝突・接触事故の場合には、相手自動車ならびにその運転者（または所有者）が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。
車対車（注2）	相手自動車との衝突・接触事故に限り、共済金をお支払いします。ただし、相手自動車ならびにその運転者（または所有者）が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。

（注1）車対車＋危険限定は、「（20）車対車衝突危険限定特約」および「（21）車両危険限定特約」をあわせてセットした場合をいいます。
（注2）車対車は、「（20）車対車衝突危険限定特約」セットした場合をいいます。

ご契約タイプと補償範囲

○：共済金をお支払いします　×：共済金をお支払いできません

事故例 / ご契約タイプ	車対車の衝突・接触	火災・爆発	台風・たつ巻・洪水・高潮	盗難（注）	窓ｶﾞﾗｽ破損いたずら落書き
一般車両	○	○	○	○	○
車対車＋危険限定	○（条件付）	○	○	○	○
車対車	○（条件付）	×	×	×	×

事故例 / ご契約タイプ	飛来中・落下中の他物との衝突	あて逃げ	自転車との衝突・接触	電柱・ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ等との接触・衝突	墜落・転覆
一般車両	○	○	○	○	○
車対車＋危険限定	○	×	×	×	×
車対車	×	×	×	×	×

（条件付）相手自動車ならびにその運転者（または所有者） が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故の場合は共済金をお支払いできません。

（注）ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、「（22） 二輪・原付盗難対象外特約」が自動セットされますので、盗難に対しては共済金をお支払いできません。

(2) 被共済者

ご契約のお車の所有者となります。

(3) お支払いする共済金

共済金の種類	お支払方法
①車両共済金	ご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から免責金額を差し引いた額について、共済証書記載の車両共済金額を限度としてお支払いします。 ただし、全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。 車両共済金 ＝ 損害額（修理費等） － 共済証書記載の車両共済免責金額 (注)車両共済金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両共済金額とみなして共済金をお支払いします。
②費用 （P43：費用のご説明）	被共済者が実際に負担された下記の費用について、車両共済金と別にお支払いします。 ただし、応急処置費用、運搬費用および引取費用については、１回の事故につき合計で15万円を限度とします。 (注)応急処置費用および運搬費用については、ロードアシスタンス特約の共済金をお支払いする場合はお支払いできません。 損害防止費用・権利保全行使費用・応急処置費用 運搬費用・引取費用・共同海損分担費用

③全損時 諸費用共済金 （注1）	ご契約のお車が全損となる場合に、次の共済金をお支払いします。（20万円限度）　　**（(18) 車両全損時諸費用特約）**（注1） 全損時諸費用共済金 ＝ 共済証書記載の車両共済金額 × 10%

（注1）「(18) 車両全損時諸費用特約」は、ご契約のお車の用途車種が自家用８車種（レンタカー等を除きます。）の車両共済付き契約に自動セットされます。
③全損時諸費用共済金は、「(19) 車両全損時諸費用対象外特約」をセットされた場合には、お支払いできません。
（注2）「(16) 車両新価特約」をセットされ、同特約から再取得時諸費用共済金をお支払いする場合には、③全損時諸費用共済金をお支払いできません。

(4)　共済金額

ご契約のお車の用途車種により、共済金額の定め方が異なります。

ご契約のお車の用途車種	共済金額の定め方
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車・自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車	用途車種、車名、型式、仕様、初度登録年月※をご確認いただき、「自動車共済車両標準価格表」に記載の価格帯の範囲内でお決めいただきます。
上記以外の用途車種	用途車種、車名、型式、形状、仕様、初度登録年月をご確認いただき、「自動車共済車両標準価格表」等に記載の市場販売価格（時価）を参考にお決めいただきます。

※軽自動車の場合は、初度検査年月となります。

(5)　免責金額

免責金額には、定額方式と増額方式（２回目以降の事故に適用される免責金額を１回目の事故より高い金額で設定する方式）があります。
ご契約のお車の用途車種、ご契約内容によりご選択いただく免責金額に制限があります。
なお、「増額方式」において、車両無過失事故に関する特則（P32）が適用される事故または所定の費用のみをお支払する事故がすでに発生している場合、これらの事故は、免責金額の適用上の事故回数に含めません。

(6)　共済金をお支払いできない主な場合（免責事由等）

①　ご契約者、被共済者または共済金を受けるべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
②　無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転によって生じた損害
③　地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
④　③の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた損害
⑤　差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
⑥　詐欺または横領によって生じた損害
⑦　ご契約のお車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を目的とする場所において使用中に生じた損害
⑧　ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
⑨　故障損害
⑩　ご契約のお車から取り外された部分品や付属品の損害
⑪　ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害
⑫　タイヤの単独損害（ご契約のお車の火災、盗難によりタイヤに生じた損害は除きます。）
⑬　法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害等

車両無過失事故に関する特則

相手自動車の衝突・接触事故(注1)による車両共済金のお支払いについて、下記の「該当する条件」のいずれかを満たすときは、次のとおり取扱います。

●当組合と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として取扱います。
●車両共済において事故件数によって免責金額が設定されている場合、次回事故時の免責金額の決定において事故件数に数えません。

【該当する条件】

①相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または、「駐停車中のご契約のお車への衝突・接触」による事故においてご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合
②相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

(注1)「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限ります。
(注2)次の特約の共済金をお支払いする場合は、この特則は対象外です。
・(16)車両新価特約　・(17)車両超過修理費用特約
(注3) フリート契約Ｂ方式の場合は、ご契約者ごとにこの特則を対象外とすることができます。　((33)車両無過失事故に関する特則の対象外特約　P227)

❻各種特約

契約概要　注意喚起情報

特約の概要を記載しております。特約には、次の２種類があります。
詳細は、それぞれの特約によりご確認ください。

必ず付帯される特約　自動セット　　**ご希望により付帯できる特約**　オプション

記名被共済者またはそのご家族がこれらの特約をセットした共済契約をすでにご契約の場合は、同じ特約をセットすると補償が重複する場合がありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。　重複注意

相手への賠償に関わる特約

⑷自賠責適用除外車対人賠償特約　オプション　P177

ご契約のお車が自賠責適用除外車であるご契約にセットできます。

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責共済等により支払われる金額を含め共済金をお支払いします。

⑸対物超過修理費用特約　オプション　P178

対物賠償共済をセットしたご契約にセットできます。

対物賠償共済において共済金お支払い対象となる事故により相手自動車に損害が生じ、その修理費がその自動車の時価額を上回る場合で、修理費と時価額の差額を負担するときに、その差額分の修理費に過失割合を乗じた額を共済金としてお支払します。相手自動車１台あたり50万円を限度とします。
ただし、相手自動車が事故日の翌日から６か月以内に修理される場合に限ります。

⑹レンタカーの対物賠償特約　自動セット　P180

レンタカーで対物賠償共済を適用したご契約に自動セットされます。

レンタカーの借受人が、記名被共済者（レンタカー業者）の財物に損害を与えた場合に負担する損害賠償責任の額について、対物賠償共済で共済金をお支払いします。

ご自身・搭乗者などに関わる特約

⑺傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約　自動セット　オプション　P180

記名被共済者が「法人」の場合で、人身傷害共済または「⑿無共済車傷害特約」をセットされたご契約に自動セットされます。
記名被共済者が「個人」の場合で、人身傷害共済をセットされたご契約にご希望により本特約をセットできます。

人身傷害共済においてお支払いの対象となる事故の範囲を限定し、ご契約のお車に搭乗中に生じた事故により死傷された場合に限り、共済金をお支払いします。
また、「⑿無共済車傷害特約」についても、ご契約のお車に搭乗中の事故に限り共済金をお支払いします。

ご自身・搭乗者などに関わる特約

(12)無共済車傷害特約

自動セット　P185

対人賠償共済に自動セットされます。

無共済車等との事故により、傷害を被り、死亡された場合または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに、本特約により次の共済金をお支払いします。（注）

●無共済車傷害共済金

相手の方が負担すべき損害賠償額から、無共済車等の自賠責共済等より支払われる金額等を差し引いた額について、被共済者１名につき、対人賠償共済の共済金額と同額を限度としてお支払いします。

●費用

実際に負担された次の費用について、無共済車傷害共済金とあわせてお支払いします。

●損害防止費用　●権利保全行使費用

（注）相手の方が負担すべき損害賠償額について人身傷害共済金が支払われる場合は、無共済車傷害特約の共済金を重ねてお支払いしません。すでに人身傷害共済から共済金が支払われている場合は、その額を差し引いてお支払いします。

(13)自損事故傷害特約

自動セット　P191

対人賠償共済に自動セットされます。ただし、人身傷害共済が付帯されている場合を除きます。

自賠責共済等からお支払いを受けることができない事故により、ご契約のお車の保有者、運転者やご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合に本特約により次の共済金をお支払いします。

●死亡共済金

死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。

●後遺障害共済金

後遺障害が生じた場合に障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。

●介護費用共済金

重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万をお支払いします。

●医療共済金

入通院された場合に、治療が必要と認められない程度に治った日までの日数に応じて、入院日数１日につき6,000円、通院日数１日につき4,000円をお支払いします。ただし、100万円を限度とします。

（注）人身傷害共済がセットされていないフリート契約の場合は、この特約を対象外とすることができます。　（(14)自損事故傷害対象外特約　P195）

(10)搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

オプション　P182

搭乗者傷害共済をセットされたご契約にセットできます。（注）

搭乗者傷害共済の医療共済金（部位・症状別払）の額を２倍にしてお支払いします。

（注）「(9)搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約」をセットしたご契約には、本特約をセットできません。

ご自身・搭乗者などに関わる特約	(9)搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約	オプション P181
	搭乗者傷害共済をセットされたご契約にセットできます。 ご契約のお車に搭乗中の事故により傷害を被った場合で、事故日からその日を含めて180日以内に入通院されたときに、治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に応じて、入院日数１日につき入院共済金日額、通院日数１日につき通院共済金日額を医療共済金としてお支払いします。（注） （注）この特約をセットすることにより、搭乗者傷害共済の医療共済金を部位・症状別払から日数払へ変更してお支払いします。	
	(8)バスの人身傷害共済金支払特約	自動セット P181
	ご契約のお車の用途車種がバスの場合で、人身傷害共済をセットされたご契約に自動セットされます。 人身傷害共済の共済金額として１事故限度額を設定していただきます。 ただし、被共済者ごとにお支払いすべき共済金の合計額が１事故限度額を超える場合は、被共済者ごとの共済金の被共済者全員の共済金の合計額に対する割合を、１事故限度額に乗じて被共済者ごとの共済金の額を決定します。	
	(11)バスの搭乗者傷害共済金支払特約	自動セット P182
	ご契約のお車の用途車種がバスの場合で、搭乗者傷害共済をセットされたご契約に自動セットされます。 搭乗者傷害共済の共済金額として１事故限度額を設定していただきます。 ただし、被共済者ごとにお支払いすべき共済金の合計額が１事故限度額を超える場合は、被共済者ごとの共済金の被共済者全員の共済金の合計額に対する割合を、１事故限度額に乗じて被共済者ごとの共済金の額を決定します。	
ご自身の自動車の補償に関わる特約	(20)車対車衝突危険限定特約	オプション P208
	二輪、原付、A種工作車および農耕作業用自動車を除くお車で、車両共済をセットされたご契約にセットできます。 ご契約の車両共済においてお支払い対象となる事故の範囲を限定し、相手自動車との衝突・接触事故に限り、共済金をお支払いします。 ただし、相手自動車およびその運転者（または所有者）が確認できた場合に限ります。	
	(21)車両危険限定特約	オプション P209
	「(20) 車対車衝突危険限定特約」を車両共済にセットされたご契約にセットできます。 ご契約の車両共済においてお支払い対象となる事故の範囲を限定し、火災・爆発・盗難・台風・たつ巻・洪水・高潮・いたずら等のご契約のお車の走行に起因しない事故に限り、共済金をお支払いします。	

ご自身の自動車の補償に関わる特約

(15)車両価額協定共済特約

自動セット P195

ご契約のお車の用途車種が自家用８車種（レンタカーを除く）で、車両共済をセットされたご契約に自動セットされます。

契約締結時における市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を共済金額として定め、共済期間中は実際の車両時価額に関係なく共済金額を限度とし共済金をお支払いします。
お車の修理費が共済金額以上（修理ができないときを含みます。）となった場合は、共済金額を共済金としてお支払いします。(注)

(注)協定したお車の価額が時価額を著しく超える場合は、時価額を共済金額とみなして共済金をお支払いします。

(16)車両新価特約

オプション P199

ご契約のお車の用途車種が自家用８車種で車両共済をセットされたご契約で、ご契約の満期日がご契約のお車の初度登録年月から61か月以内の場合に、セットできます。

車両共済金お支払いの対象となる事故によりご契約のお車に大きな損害(注1)が生じ、お車の買替または修理をされる場合に、次の共済金（新車買替費用等）をお支払いします。ただし、事故日の翌日から90日以内に、代替のお車を取得またはご契約のお車を修理される場合に限りお支払いします。

●共済金

①代替のお車を取得される場合
新車買替費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）について、新車共済金額を限度としてお支払いします。

②ご契約のお車を修理される場合
新車共済金額を限度として、修理費用をお支払いします。

③お車の買替およびご契約のお車を修理されない場合または盗難(注2)の場合
車両共済の共済金額を限度として、共済金をお支払いします。

●再取得時諸費用共済金(注3)
代替のお車を取得される場合（ただし、盗難されたお車が発見されない場合を除きます。）は、新車共済金額の15%相当額（40万円限度）または10万円のいずれか高い額をお支払いします。

(注1)「大きな損害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
- ●損害額（修理費等）が新車共済金額の50%以上となる場合（お車の内外装、外板部品以外の部分に著しい損害が生じていない場合を除きます。）
- ●修理費が車両共済の共済金額以上となる場合
- ●お車の損傷を修理できない場合

(注2)盗難の場合は、お車が発見されない場合を除きます。
(注3)再取得時諸費用共済金をお支払いする場合、「(18)車両全損時諸費用特約」の全損時諸費用共済金はお支払いできません。
(注4)「(17)車両超過修理費用特約」をセットしたご契約には、本特約をセットできません。

ご自身の自動車の補償に関わる特約

(17)車両超過修理費用特約

オプション P205

ご契約のお車の用途車種が自家用８車種で車両共済をセットされたご契約で、ご契約の満期日がご契約のお車の初度登録から37か月を超えている場合に、セットできます。

車両共済金お支払いの対象となる事故によりご契約のお車に損害が生じた場合で、その修理費が車両共済の共済金額を上回るときに、その超過する修理費について、50万円を限度として共済金をお支払いします。
ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車の損傷を修理される場合に限ります。

（注）「(16)車両新価特約」をセットしたご契約には、本特約をセットできません。

(18)車両全損時諸費用特約

自動セット P206

ご契約のお車の用途車種が自家用８車種（レンタカーを除く）で、車両共済をセットされたご契約に自動セットされます。

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、次の共済金をお支払いします。
ただし、「(16) 車両新価特約」をセットされたご契約で、同特約から再取得時諸費用共済金をお支払いする場合は、下記の共済金はお支払いできません。

●全損時諸費用共済金
ご契約のお車が全損となる場合に、車両共済金額の10%（20万円限度）をお支払いします。

（注）この特約を対象外とすることができます。（(19)車両全損時諸費用対象外特約 P208）

(26)ロードアシスタンス特約

自動セット P212

すべてのご契約に自動セットされます。

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったことにより発生するレッカー費用および応急処置費用に対し、15万円を限度に共済金をお支払いします。（注1）

（注1）この特約により、当組合指定の専用デスクにご連絡いただき「自動車共済ロードサービス」をご利用いただけます。
詳細は、ロードアシスタンス利用規定（P305）をご確認ください。

（注2）フリート契約の場合は、ご契約ごとにこの特約を対象外とすることができます。
（(27)ロードアシスタンス対象外特約 P216）

(28)ロードアシスタンス超過費用特約

オプション P216

ご契約のお車が大型自動車等（注1）で、ロードアシスタンス特約をセットされたご契約にセットできます。

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったことにより発生するレッカー費用および応急処置費用に対し、ロードアシスタンス特約の共済金と合わせて100万円を限度に共済金をお支払いします。

ご自身の自動車の補償に関わる特約

（注1）大型自動車等とは、用途車種が次に該当する自動車をいいます。
・自家用普通貨物車（最大積載量２トン超）
・営業用普通貨物車（最大積載量２トン以下・２トン超）
・自家用バス、営業用バス
・小型ダンプカー、普通ダンプカー（最大積載量２トン以下・２トン超）
・砂利類運送用普通貨物車
（注2）ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる場合に限ります。

(29) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

オプション P217

ご契約のお車の用途車種が営業用以外で、ロードアシスタンス特約をセットされたご契約にセットできます。

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合（注）に次の宿泊・移動・引取費用をお支払いします。

●宿泊費用共済金
宿泊せざるを得なかったために事故現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する場合に、被共済者が負担された一泊分の費用（飲食費用は除きます。）について、被共済者１名あたり１万円を限度としてお支払いします。

●移動費用共済金
事故現場からご自宅または出発地もしくは当面の目的地へ移動するために、被共済者が負担された交通費について、被共済者１名あたり２万円を限度としてお支払いします。ただし、タクシー、レンタカーを利用された場合は、１事故１台に対し２万円を限度としてお支払いします。

●引取費用共済金
修理工場などへご契約のお車を引き取るために要した往路１名分の交通費について、１事故に対し１５万円を限度としてお支払いします。

（注）ロードアシスタンス特約の運搬費用のお支払いの対象となる場合に限ります。
詳細は、ロードアシスタンス利用規定（P305）をご確認ください。

(30) ロードアシスタンス代車費用特約

オプション P219

ご契約のお車の用途車種が自家用８車種で、ロードアシスタンス特約をセットされたご契約にセットできます。

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合（注1）に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いします。

（注1）ロードアシスタンス特約の運搬費用のお支払いの対象となる場合に限ります。
（注2）お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

ご自身の自動車の補償に関わる特約

(31) 事故・故障時代車費用特約

オプション P222

ご契約のお車の用途車種が自家用８車種で、車両共済をセットされたご契約にセットできます。

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合（注1）、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合（注2）に修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いします。

（注1）ロードアシスタンス特約の運搬費用のお支払いの対象となる場合に限ります。
（注2）車両共済のお支払いの対象となる場合に限ります。
（注3）お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

(22) 二輪・原付盗難対象外特約

自動セット P209

ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車で、車両共済をセットされたご契約に自動セットされます。

ご契約のお車の盗難による損害については車両共済の共済金をお支払いできません。

(23) 機械装着車「車両損害」特約

自動セット P210

ご契約のお車の用途車種が特種用途自動車（キャンピング車以外）で、車両共済をセットした精密機械を装着したお車のご契約に自動セットされます。

ご契約のお車に定着または装備された付属機械装置にお車の他の部分と同時に損害が生じた場合、または火災・盗難による損害が生じた場合に限り、付属機械装置の価額が車両共済の共済金額に含まれていることを条件に共済金をお支払いします。

(24) 特殊車「車両」補償範囲特約

自動セット P210

ご契約のお車が工作用自動車、農耕作業用自動車、消防自動車、タンク車、ふん尿車等で、車両共済をセットされたご契約に自動セットされます。

ご契約のお車に装着された部分品・機械装置について、お車の他の部分と同時に損害が生じた場合、または火災・盗難による損害が生じた場合に限り車両共済金をお支払いします。
また、お車の積載付属品等（タンク車の場合にはホースを含みます。）については、車両共済のお支払い対象になりません。

(25) 工作用自動車ブーム対象外特約

オプション P211

ご契約のお車が、ブームがある工作用自動車で、車両共済をセットされたご契約にセットできます。

車両共済において、ブーム部分をご契約のお車から除外してお引受けします。

その他の補償などに関わる特約

(34) 他車運転特約

自動セット P227

記名被共済者が個人の場合で、ご契約のお車の用途車種が自家用８車種のご契約に自動セットされます。

記名被共済者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれら方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注1)を運転中（ 駐車または停車中を除きます。）に生じた事故について、臨時に借りたお車をご契約のお車とみなしてご契約のお車のご契約条件に従い、共済金(注2)（注3）をお支払いします。
また、臨時に借りたお車の共済契約等に優先して共済金をお支払いすることができます。

(注1) 自家用８車種の場合に限ります。また、記名被共済者、その配偶者、それらの方の同居の親族または別居の未婚のお子さまが所有または常時使用されるお車を除きます。
(注2) 本特約によりお支払いする共済金は、対人賠償共済、対物賠償共済、（13）自損事故傷害特約および（41）臨時費用特約でお支払いする共済金となります。
(注3) 臨時に借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任については、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払します。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限ります。
(注4) 本特約により共済金をお支払いした場合、次契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様になります。

(35) 臨時代替自動車特約

自動セット P230

記名被共済者が法人のご契約に自動セットされます。

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、代替として記名被共済者が臨時に借りたお車(注1)をご契約のお車とみなしてご契約のお車のご契約条件に従い、共済金(注2)（注3）をお支払いします。
また、臨時に借りたお車の共済契約等に優先して共済金をお支払いすることができます。

(注1) 臨時に借りたお車には、記名被共済者、記名被共済者の役員および記名被共済者の使用人が所有するお車を除きます。
(注2) 本特約によりお支払いする共済金は、対人賠償共済、対物賠償共済、人身傷害共済、搭乗者傷害共済、（12）無共済車傷害特約、（13）自損事故傷害特約および（41）臨時費用特約でお支払いする共済金となります。
(注3) 臨時に借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任については、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払します。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限ります。
(注4) 本特約により共済金をお支払いした場合、次契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様になります。

その他の補償などに関わる特約

(36)原付バイク特約(人身傷害あり)

重複注意　オプション　P232

ノンフリート契約で、ご契約のお車の用途車種が自家用８車種で、記名被共済者が個人の場合に、セットできます。

記名被共済者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、125cc以下の原動機付自転車（臨時に借りた原動機付自転車を含みます。）を運転中の事故について、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様に、対人賠償共済金、対物賠償共済金、人身傷害共済金をお支払いします。

(37)原付バイク特約（人身傷害なし）

重複注意　オプション　P234

ノンフリート契約で、ご契約のお車の用途車種が自家用８車種で、記名被共済者が個人の場合に、セットできます。

記名被共済者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、125cc以下の原動機付自転車（臨時に借りた原動機付自転車を含みます。）を運転中の事故について、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様に、対人賠償共済金、対物賠償共済金、自損事故共済金をお支払いします。

(40)弁護士費用特約

重複注意　オプション　P248

すべてのご契約にセットできます。

自動車による事故で、被共済者が死傷された場合や被共済者が所有、使用または管理する財物に損害が生じたことにより、被共済者（被共済者が死亡された場合は法定相続人）が被った損害について、相手方に対し損害賠償請求を行うために弁護士等費用や法律相談費用を負担されるときに、次の共済金をお支払いします。

（注1）法律上の損賠賠償請求に関する訴訟などのために弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ当組合の承認を得ることが必要となります。
（注2）被共済者または被共済者の使用者の業務に使用する財物および業務に関連して受託した財物については除きます。ただし、ご契約のお車の損害は含みます。
（注3）お支払いの対象となる共済金は、あらかじめ当組合の同意を得て支出された費用に限ります。

●弁護士等費用共済金

相手方への損害賠償請求を行う場合に、弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等について、対象事故１回につき、被共済者１名あたり300万円を限度としてお支払いします。

●法律相談費用共済金

弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、法律相談費用について、対象事故１回につき、被共済者１名あたり10万円を限度としてお支払いします。

その他の補償などに関わる特約

(41)臨時費用特約

オプション　P254

すべてのご契約にセットできます。

対人賠償事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負う場合に、被共済者が被害者の見舞い等のために臨時に支出した費用に対して、次の金額を限度に臨時費用共済金をお支払いします。

(1) 被害者が死亡した場合
　共済証書記載の共済金額

(2) 被害者に「普通共済約款〈別表１〉後遺障害等級表」(P144)の表１の第１級および第２級または表２の第１級から第３級のいずれかの後遺障害が生じた場合
　共済証書記載の共済金額

(3) 被害者が３日を超える医師の治療を要した場合には、治療日数に応じ、共済証書記載の共済金額に右の支払割合を乗じた額

治療日数	支払割合
180日を超えたとき	100分の60
90日を超えたとき	100分の40
30日を超えたとき	100分の20
14日を超えたとき	100分の10
3日を超えたとき	100分の2

なお、被害者が死亡した場合および後遺障害等級表の表 1 の第 1 級および第 2 級または表 2 の第 1 級から第 3 級のいずれかの後遺障害が生じた場合には 15 万円、治療日数が 14 日を超えた場合は 3 万円、治療日数が 3 日を超えた場合は 1 万円を見舞金等に必要とした額とみなしてお支払いします。

お手続きに関わる特約

(62)被共済自動車の入替自動補償特約

自動セット　P297

「（65）全車両一括特約」がセットされた契約以外のご契約に自動セットされます。

ご契約のお車を廃車、譲渡または返還され、新たに取得した自動車と入替をされる場合であって、所定の条件を満たすときは、新たな自動車の取得日の翌日から30日以内に書面による入替手続をお取りいただくことにより、取得日から当組合が承認するまでの期間について、新たな自動車をご契約のお車とみなして補償します。

(63)継続契約の取扱いに関する特約

自動セット　P299

ノンフリート契約に自動セットされます。

ご契約の満期時に継続手続を失念した場合であって、所定の条件を満たすときは、満期日の翌日から30日以内に継続手続をお取りいただくことにより、継続前のご契約と同一の条件で継続されたものとみなして補償します。

(65)全車両一括特約

オプション　P301

フリート契約にセットできます。

ご契約者が所有・使用される10台以上のすべてのお車を１共済証書で一括してご契約いただく契約方式です。

■費用のご説明■

費用のご説明は次のとおりです。

損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
緊急措置費用	損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合に、その手段を講じたことに要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当組合の書面による同意を得て支出された費用
落下物取片づけ費用	事故によりご契約のお車に積載していた動産が落下し、当組合の同意を得て落下物を取り片付けるために被共済者が負担された費用
示談交渉費用	対人賠償事故または対物賠償事故に関して、被共済者が当組合の同意を得て行われた折衝または示談の費用、および当組合が示談交渉サービスを行う際に被共済者が組合に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被共済者が当組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用、その他権利の保全・行使に必要な手続きをするために要した費用
応急処置費用	ご契約のお車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地においてご契約のお車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。 （注）当組合が必要と認める処置のために生じる費用に限ります。
運搬費用	ご契約のお車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地から被共済者の指定する修理工場または当組合が指定する場所まで、陸送車等によりご契約のお車を運搬するために要した費用。 ただし、ご契約のお車の修理等を行う場所として社会通念上妥当と認められる場所までご契約のお車を運搬するために生じる費用に限ります。

引取費用	次のアまたはイのいずれかの引取費用。ただし、ご契約のお車の引取場所として社会通念上妥当と認められる場所においてご契約のお車を引き取るために生じる費用に限ります。 ア．共済金のお支払いの対象となる事故によりご契約のお車が走行不能となった場合に、修理工場等においてご契約のお車の損傷の修理が完了した後、ご契約のお車を引き取るために要した費用 イ．盗難にあったご契約のお車を引き取るために要した費用のうち、応急処置費用もしくは運搬費用またはア以外の費用
共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

（注1）費用には収入の喪失を含みません。
（注2）応急処置費用および運搬費用の費用に付随して発生した現場清掃の費用を被共済者が負担した場合は、その費用を含みます。

Ⅴ 運転者の範囲

（「Ⅰ．運転者の範囲に関わる特約」をセットした契約の取扱い）

契約概要　注意喚起情報

運転者の範囲に関わる特約をセットすることにより、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができます。ご契約のお車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。
運転者の範囲に関わる特約をセットできる共済契約は、ノンフリート契約で、ご契約のお車の用途車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車または原動機付自転車の場合にセットできます。

○：セットできます　×：セットできません

特約＼ご契約の別	ノンフリート契約			フリート契約
	ご契約のお車の用途車種	記名被共済者		
		法人	個人	
（１）運転者年齢条件特約	・自家用の乗用車（普通・小型・軽四輪） ・二輪自動車 ・原動機付自転車（注）	○	○	×
（２）運転者家族限定特約	自家用の乗用車（普通・小型・軽四輪）（注）	×	○	
（３）運転者本人・配偶者限定特約				

（注）ご契約のお車がレンタカーおよび教習車の場合はセットできません。

(1)　運転者年齢条件特約をセットした場合

（(1)運転者年齢条件特約 P174　）

運転者年齢条件をセットした場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約のお車を運転中の事故に限り、共済金をお支払します。運転者年齢条件を満たさない方は、原則として共済金をお支払できませんのでご注意ください。
ご契約の 「記名被共済者」 が個人または法人の別により、年齢条件の対象となる方が異なります。運転される方全員の年齢をご確認のうえ、最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定してください。

【運転者年齢条件の区分】

年齢条件区分	年齢を問わず補償　２１歳以上補償 ２６歳以上補償　３０歳以上補償 ３５歳以上補償

（注）ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年齢問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかの選択になります。

【運転者の年齢条件が適用される方】

記名被共済者が**個人**の場合		記名被共済者が**法人**の場合
①	記名被共済者	運転される方全員
②	記名被共済者の配偶者	
③	①②の同居の親族	
④	①～③のいずれかの方の業務（注）に従事中の使用人	
⑤	お車の所有者が法人の場合で記名被共済者がその法人の役員であるとき、その法人の業務（注）に従事中の使用人	

（注）家事を除きます。

(2)　運転者を限定する特約をセットした場合

（(2)運転者家族限定特約　P175）
（(3)運転者本人・配偶者限定特約　P176）

運転者限定をセットした場合は、運転者限定の条件を満たす方がご契約のお車を運転中の事故に限り、共済金をお支払します。運転者限定の条件を満たさない方は、原則として共済金をお支払できませんのでご注意ください。

●運転者家族限定特約

ご契約のお車を運転中の事故については、運転者が次の①～④のいずれかの方の場合に限り、共済金をお支払いします。

① 記名被共済者
② 記名被共済者の配偶者
③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

●運転者本人・配偶者限定特約

ご契約のお車を運転中の事故については、運転者が記名被共済者およびその配偶者の場合に限り、共済金をお支払いします。

【運転者限定特約と運転者年齢条件が適用される方】

○：共済金をお支払いします　×：共済金をお支払いできません

	運転者の範囲				
	① 記名被共済者	② 記名被共済者の配偶者	③ ①②の同居の親族	④ ①②の別居の未婚のお子さま	⑤ ①～④以外の方
運転者限定なし	○	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×

運転者年齢条件	年齢条件を適用します	年齢条件を適用しません（注）

（注）④または⑤の方であっても、①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて年齢条件を設定してください。

Ⅵ　共済掛金の決定と各種割引・割増制度

以下の共済掛金の決定方法や割引・割増の適用にあたっては、それぞれ一定の適用条件があります。詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

❶ 共済掛金の決定

契約概要

共済掛金は、ご契約の別（ノンフリート、フリート）、ご契約のお車の用途車種、共済金額、適用される割引・割増等によって決定されます。
なお、実際の共済掛金につきましては、共済契約申込書にてご確認ください。

(1)　等級・事故有係数適用期間

過去の共済事故歴などに応じてご契約者毎に等級および事故有係数適用期間が設定され、それにより共済掛金は割引または割増になります。
詳しくは「Ⅵ−２．ノンフリート等級別割引・割増率制度」(P47)をご確認ください。

(2)　各種割引

共済掛金の割引の内容につきましては、「Ⅵ−３．フリート契約制度」(P56)、「Ⅵ−４．各種割引制度」(P58)、「Ⅵ−５．団体制度」(P62)をご確認ください。

(3)　掛金区分

自家用乗用車（普通・小型）の共済掛金率は、対人賠償共済・対物賠償共済・人身傷害共済・搭乗者傷害共済・車両共済の補償種目ごとに「掛金区分（１～９区分）」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。
毎年１回見直しを行っているため、補償内容や等級・事故有係数適用期間による割引・割増率が前年と同一の場合でも掛金区分の変更に伴い、共済掛金は前年のご契約と異なる場合があります。

❷ ノンフリート等級別割引・割増率制度

契約概要

ご契約がノンフリート契約の場合はノンフリート等級別による割引・割増が適用されます。１等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により共済掛金が割引・割増される「ノンフリート等級別割引・割増率制度」を採用しています。

（注１）継続前のご契約以前の適用等級・共済事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、共済組合・保険会社などの間で確認させていただいております。
なお、共済事故は未払事故および未請求事故を含みます。
（注２）ノンフリート等級別割引・割増率制度や割引・割増率は将来変更になる場合があります。

【ノンフリート等級別割引・割増率表】

●前契約がある場合

等級	無事故係数			事故有係数		
	係数	割引・割増率		係数	割引・割増率	
20	0.37	63 %	割引	0.56	44 %	割引
19	0.45	55 %		0.58	42 %	
18	0.46	54 %		0.60	40 %	
17	0.47	53 %		0.62	38 %	
16	0.48	52 %		0.64	36 %	
15	0.49	51 %		0.67	33 %	
14	0.50	50 %		0.69	31 %	
13	0.51	49 %		0.71	29 %	
12	0.52	48 %		0.73	27 %	
11	0.53	47 %		0.75	25 %	
10	0.55	45 %		0.77	23 %	
9	0.57	43 %		0.78	22 %	
8	0.60	40 %		0.79	21 %	
7 F	0.70	30 %		0.80	20 %	

等級	係数	割引・割増率	
6 F	0.81	19 %	割引
5	0.87	13 %	
4	0.98	2 %	
3	1.12	12 %	割増
2	1.28	28 %	
1	1.64	64 %	

●前契約がない場合

ご契約のお車の用途車種	運転者年齢条件	初めてのご契約			複数所有新規契約(注2)		
		等級	係数	割引・割増率	等級	係数	割引・割増率
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用二輪自動車 原動機付自転車(注1)	年齢を問わず補償	６Ａ	1.28	28%割増	７Ａ	1.11	11%割増
	21歳以上補償	６Ｂ	1.03	3%割増	７Ｂ	0.89	11%割引
	26歳以上補償	６Ｃ	0.91	9%割引	７Ｃ	0.60	40%割引
	30歳以上補償	６Ｅ	0.91	9%割引	７Ｅ	0.60	40%割引
	35歳以上補償	６Ｇ	0.91	9%割引	７Ｇ	0.60	40%割引
上記以外の用途車種		６Ｄ	1.04	4%割増	７Ｄ	0.61	39%割引

（注1）ご契約のお車の車種が原動機付自転車の場合、ご選択いただける運転者年齢条件は「年齢を問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかになります。

（注2）複数所有新規契約の適用条件については、所定の条件があります。

事故有係数適用期間

「事故有係数適用期間」とは、事故があった場合に「事故有係数」を適用する期間（共済期間の初日における残り適用年数）を示すものとして、ご契約ごとに設定する値をいいます。

「事故有係数適用期間」は、「３等級ダウン事故」１件につき３年、「１等級ダウン事故」１件につき１年となり、年数は積算されます。（上限６年、下限は０年となります。）

ご契約後１年間経過するごとに、翌年のご契約に適用される「事故有係数適用期間」が１年減算されます。

「事故有係数適用期間」が「０年」の場合は「無事故係数」を適用し、「１年～６年」の場合は「事故有係数」を適用します。

(1)　新たにご契約される場合の等級および事故有係数適用期間（前契約がない場合）

① ノンフリート等級

初めてご契約される場合の等級は、６等級が適用され運転者年齢条件に応じた上表の「ノンフリート等級別割引・割増率表：前契約がない場合」の割引・割増率が適用されます。

② 事故有係数適用期間

事故有係数適用期間は「０年」となります。

複数所有新規

ノンフリート契約者が２台目以降のお車をご契約のお車としてご契約いただく場合で、新たなご契約の共済期間の初日時点で他の自動車のご契約があり、次の適用条件をすべて満たす場合には、７等級でご契約いただくことができ、運転者年齢条件に応じた上表の「ノンフリート等級別割引・割増率表：前契約がない場合」の割引・割増率が適用されます。事故有係数適用期間は０年となります。

- ●新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと
- ●新たなご契約の記名被共済者が他の自動車のご契約の次のいずれかであり、かつ、個人であること
  - (1) 記名被共済者
  - (2) 記名被共済者の配偶者
  - (3) 記名被共済者または配偶者の同居の親族
- ●新たなご契約のお車の所有者が他の自動車のご契約の次のいずれかであり、かつ、個人であること
  - (1) お車の所有者
  - (2) 記名被共済者
  - (3) 記名被共済者の配偶者
  - (4) 記名被共済者または配偶者の同居の親族
- ●他の自動車のご契約の等級が11～20等級であること
- ●他の自動車と新たなご契約の用途車種が自家用８車種であること

（注1）他の自動車のご契約が当組合以外であっても、ご利用いただけます。ご利用に際しては、他の自動車のご契約の共済証書・保険証券を確認させていただきます。他の自動車のご契約が当組合以外の契約で、かつ、共済期間・保険期間が１年を超える場合は、お取扱いが異なります。詳しくは、共済代理所または当組合までおたずねください。
（注2）他の自動車のご契約に適用されている等級が11等級以上であれば、ご契約に適用される「事故有係数適用期間」の年数（０または１～６の別）および係数（「無事故係数」または「事故有係数」の別）は関係ありません。
（注3）フリート契約は「他の自動車のご契約」に含めません。
（注4）新たなご契約のお車がレンタカーおよび教習車の場合はご利用いただけません。
（注5）所有権留保条項付売買契約における自動車の買主、および１年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの借主も、自動車の所有者とみなして取扱います。

(2)　継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間（前契約がある場合）

※他社から当組合へご契約を移行される場合を含みます。

ご契約を継続される場合は、継続後の等級および事故有係数適用期間は以下のとおりに決定します。
等級および事故有係数適用期間別の割引・割増率は「ノンフリート等級別割引・割増率表：前契約がある場合」(P48)をご参照ください。

①　等級

継続前のご契約に適用されている等級に対して、１年間共済事故がなかった場合は「１」を加え、３等級ダウン事故があった場合は１件につき「３」を引き、１等級ダウン事故があった場合は、１件につき「１」を引き、それぞれ継続後のご契約に適用される等級を決定します。

②　事故有係数適用期間

継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取扱います。
ただし、６年を上限とし、０年を下限とします。

(1) 継続前のご契約の事故有係数適用期間が１～６年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「１年」を引いた後に、３等級ダウン事故１件につき「３」を、１等級ダウン事故１件につき「１」を加えます。

(2) 継続前のご契約の事故有係数適用期間が「０年」の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して３等級ダウン事故１件につき「３」を、１等級ダウン事故１件につき「１」を加えます。

（注）継続前のご契約に事故有係数適用期間の適用がない場合であっても、新たなご契約の契約期間の初日を含めて過去１３か月以内に共済責任を有していた「継続前のご契約より前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があったときは、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、新たなご契約の事故有係数適用期間を決定します。

事故発生と等級・事故有係数適用期間の適用例

（例１）20等級で３等級ダウン事故を１件起こした場合

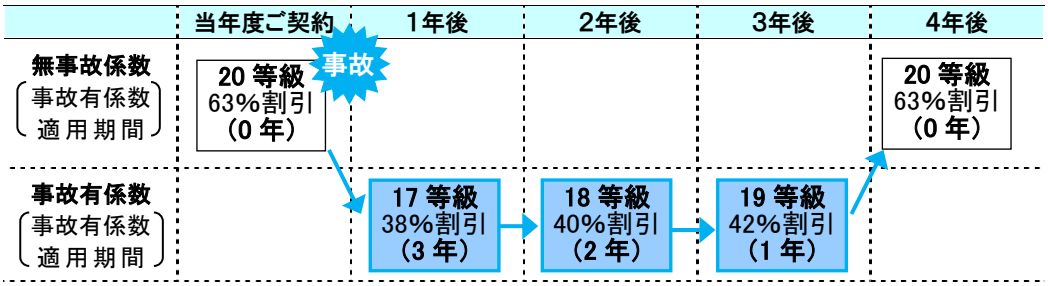

（例２）20等級で１等級ダウン事故を１件起こし、翌年（１年後）に再び１等級ダウン事故を１件起した場合

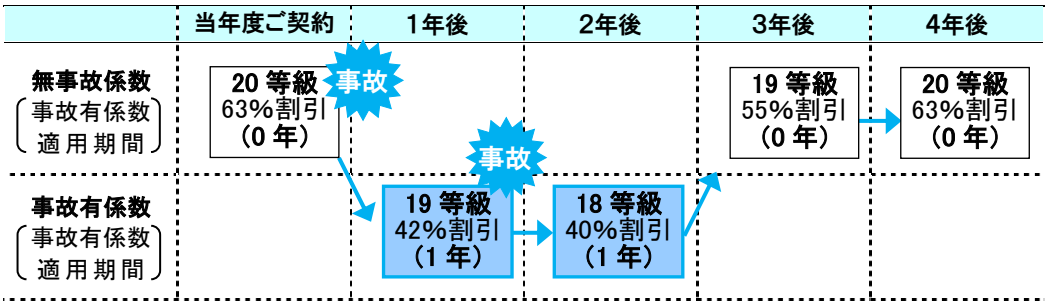

（例３）20等級でノーカウント事故を１件起こし、翌年（１年後）に３等級ダウン事故を１件起した場合

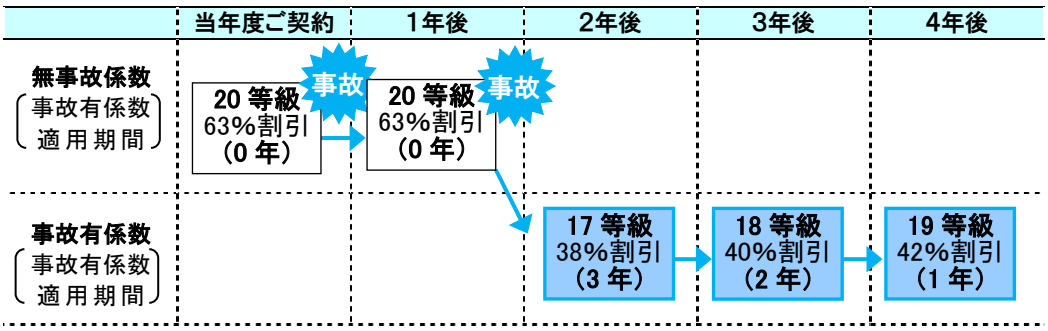

(3)　事故件数の数え方

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

①　ノーカウント事故

「下記のいずれかのみの事故」または「下記の事故の組み合わせの事故」をいいます。
これらの場合は事故件数として数えません（ ノーカウント）。

次の補償種目または特約もしくは費用に係る事故をいいます。
(ｱ) 無共済車傷害特約
(ｲ) 人身傷害共済
(ｳ) 搭乗者傷害共済
(ｴ) 車両共済の費用（応急処置費用・運搬費用・引取費用）
(ｵ) ロードアシスタンス特約
(ｶ) ロードアシスタンス超過費用特約
(ｷ) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約
(ｸ) ロードアシスタンス代車費用特約
(ｹ) 事故・故障時代車費用特約
(ｺ) 事故時代車費用特約
(ｻ) 普通共済約款基本条項の「車両無過失事故に関する特則」の定めにより車両共済金を支払わなかったものとして取扱う事故
(ｼ) 原付バイク特約（人身傷害あり）
(ｽ) 原付バイク特約（人身傷害なし）
(ｾ) 弁護士費用特約
(ｿ) 臨時費用特約

②　１等級ダウン事故

「車両共済事故(注)のみ」または「車両共済事故(注)および①ノーカウント事故の組み合わせのみの事故」で、事故の原因が次の(ｱ)～(ｸ)のいずれかに該当する事故をいいます。

〈事故の原因〉
(ｱ) 火災または爆発（ご契約のお車と飛来中または落下中以外の他物との衝突・接触によって生じた火災・爆発、またはご契約のお車の転覆・墜落によって生じた火災・爆発を除きます。）
(ｲ) 盗難
(ｳ) 騒じょうまたは労働争議にともなう暴力行為・破壊行為
(ｴ) 台風、たつ巻、洪水または高潮
(ｵ) 落書または窓ガラス破損（ご契約のお車と飛来中または落下中以外の他物との衝突・接触により生じた窓ガラス破損、ご契約のお車の転覆・墜落による窓ガラス破損を除きます。）
(ｶ) いたずら（ご契約のお車の運行によるもの、ご契約のお車と他の自

動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突・接触によるものを除きます。）
(ｷ) 飛来中または落下中の他物との衝突
(ｸ) (ｱ)～(ｷ)のほか、偶然な事故によって生じた損害（ご契約のお車の他物との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落を除きます。）

（注）車両共済事故には、(18)車両全損時諸費用特約に係る事故を含みます。

③　３等級ダウン事故

「３等級ダウン事故」とは、「①ノーカウント事故」および「②１等級ダウン事故」以外の事故をいいます。

④　共済事故の範囲

次の(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)は、共済事故として取扱います。

(ｱ) 共済金支払いのあった事故
(ｲ) 共済金の請求がなされていて、未払いとなっている事故（「未払事故」といいます。）
(ｳ) 事故通知があって、共済金の請求がなされていない事故（「未請求事故」といいます。）

(4)　お車を譲渡された場合の等級および事故有係数適用期間

ご契約のお車の譲渡等にともない、共済契約上の権利・義務を譲渡された場合等には、ご契約に適用されていた等級および事故有係数適用期間は原則として譲渡人には継承されません。
ただし、下記の場合等は、等級および事故有係数適用期間の継承を行います。

①　記名被共済者の変更が配偶者間、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族間の変更の場合
②　記名被共済者について、①以外の変更があった場合で、その変更がお車の譲渡以外の理由による場合。ただし、適用される等級が 1～5 等級、または事故有係数適用期間が１～６年である契約に限ります。
③　個人事業主の方が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被共済者を個人事業主・法人間で変更される場合。
　ただし、事業の内容が同一であり、お車の変更がない、または「(5)お車の入替をされた場合の等級および事故有係数適用期間」の条件に合致する場合に限ります。

※詳しくは、共済代理所または当組合へおたずねください。

(5)　お車の入替をされた場合の等級および事故有係数適用期間

ご契約のお車の入替をされる場合は、下記の２つの条件をすべて満たすときにのみ、入替前のお車に適用されていた等級および事故有係数適用期間を継承することができます。

①入替後のお車の所有者が下記の方であること。
　ｱ. 入替前のお車の所有者（注）
　ｲ. 入替前の記名被共済者
　ｳ. 入替前の記名被共済者の配偶者
　ｴ. 入替前の記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
②入替前のお車と入替後のお車が同一の用途車種「〈別表３〉被共済自動車の入替ができる用途車種区分表」に記載の用途車種を含みます。）であること。

（注）所有権留保条項付売買契約における自動車の買主、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れたリースカーの借主も、自動車の所有者とみなして取扱います。

(6)　ご契約締結後の等級および事故有係数適用期間の訂正

次の場合には、継続手続きがなされた後であっても等級および事故有係数適用期間を訂正いたします。
なお、訂正後の等級および事故有係数適用期間により割引・割増率が変更となる場合には、追加共済掛金の請求または共済掛金の返還をいたしますのでご了承ください。

(ｱ) 等級および事故有係数適用期間の決定に際して、事故として共済事故件数に算入した「未払事故」または「未請求事故」が、結果的に共済金の支払対象事故でないことが確定した場合
（事故件数として数えない場合の等級および事故有係数適用期間に訂正します。）
(ｲ) 継続前のご契約の共済期間において発生した事故のうち、当組合にその報告がなされていなかった事故について、通知および共済金請求を受けた場合
（その事故を継続前のご契約の事故として取扱い、等級および事故有係数適用期間を訂正します。）
(ｳ) 継続前のご契約が解約または解除（注）された場合

（注）ご契約が解除された場合は、７等級以上の等級を継承することができません。新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です。

(7)　その他のご注意

① 前契約の満期日または解約日までに継続手続きをされなかった場合

前契約の満期日または解約日の翌日から起算して７日以内にご契約を継続される場合に限り、等級および事故有係数適用期間を継承することができます。

前契約の満期日または解約日の翌日から起算して８日以上経過した日にご契約を継続される場合は、原則として、７等級以上の等級を継承することができません。

② 前契約の等級が1～5等級・6F等級(注1)の場合

前契約の等級が1～5等級・6F等級(注1)の場合で次に該当する場合は、新たなご契約の等級は前契約と同一になります。

ｱ. 前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から起算して８日以後13か月以内の日を始期日とする新たなご契約のとき

ｲ. 前契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替(注2)として新たなお車を取得されるとき

（注1）6F等級の場合は、ｱ. の場合に対象となります。

（注2）廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

③ 前契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合

前契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合で次に該当する場合は、新たなご契約の事故有係数適用期間は前契約と同一になります。

ｱ. 前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から起算して８日以後１３か月以内の日を始期日とする新たなご契約のとき

ｲ. 前契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替(注)として新たなお車を取得されるとき

（注）廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

④ 前契約が他社で、保険期間１年を超える長期契約の場合

新契約に適用される等級および事故有係数適用期間については、当組合所定の方法に基づき決定します。

※その他のご注意については、詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

③ フリート契約制度

契約概要

フリート契約とは１契約者が所有・使用されるお車の総契約台数が 10 台以上の場合に適用される契約をいい、フリート割引・割増制度が適用されます。
また、自動車共済では、フリート契約のご契約方法には、Ａ方式（包括方式）とＢ方式（個別方式）があり、ご契約時、ご契約者にいずれかの方式をご選択いただきます。

(1)　10台到達日から第1回掛金率審査日の前日までの期間

自動車１台ごとに、ノンフリート等級別割引・割増率制度（P47）により決定されるフリート割引・割増率が適用されます。

(2)　第 1 回掛金率審査日以降、毎年の掛金率審査日から次回掛金率審査日までの期間

成績計算期間（ 掛金率審査日の６か月前の過去１年間をいいます。）内の損害率に応じて当組合が定める、ご契約者ごとのフリート割引・割増率を適用します。

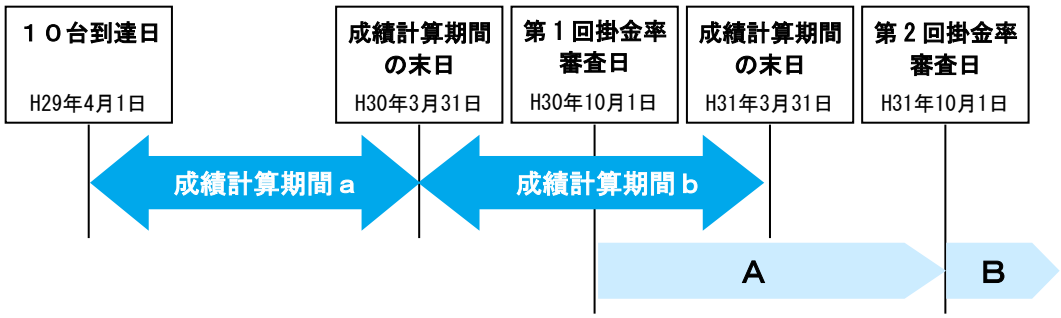

	Ａ期間に適用する割引・割増率	Ｂ期間に適用する割引・割増率
Ａ方式 （包括方式）	成績計算期間ａの損害率に応じて、Ａの期間（H30 年 10 月 1 日～H31 年 9 月 30 日）中締結いただくご契約に適用するフリート割引・割増率を決めます。	成績計算期間ｂの損害率に応じて、Ｂの期間（H31 年 10 月 1 日～H32 年 9 月 30 日）中締結いただくご契約に適用するフリート割引・割増率を決めます。
Ｂ方式 （個別方式）	成績計算期間に係らず、ご契約ごとに、共済期間中の事故の有無および事故の種類に応じて、ノンフリート等級別割引・割増率制度（P47）を適用します。 ※ 10台到達日以降、前契約がない新規でのご契約の締結に際しては、「フリート新規契約等級」を適用します。	

(3) フリート新規契約等級の決定

成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されているノンフリート等級別係数を基にフリート新規契約平均割引・割増率を求めます。フリート新規契約平均割引・割増率を等級読替表によりノンフリート等級に読み替え、前契約のない新契約に適用します。
なお、事故有係数適用期間は「0年」となります。

※詳しくは、共済代理所または組合へおたずねください。

(4) フリート多数割引

フリート契約には、フリート多数割引「10%」が適用できます。

(5) フリート契約方式の変更　〈Ａ方式、Ｂ方式間の変更〉

フリート契約方式の変更は、Ｂ方式（個別方式）からＡ方式（包括方式）への変更に限られます。

（注）一旦、Ａ方式（包括方式）でご契約いただいた後、Ａ方式からＢ方式（個別方式）への変更はできません。

❹ 各種割引制度

契約概要

【自動車の装備等に関連する割引】

○：割引を適用できます。×：割引を適用できません。

ご契約のお車の用途車種 ＼ 割引	（1）新車割引	（2）福祉車両割引	（3）エコカー割引	（4）ＡＳＶ割引	（5）構内専用電気自動車割引
自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）	○	○	○	○	×
自家用小型貨物車	×	○	×	×	×
自家用軽四輪貨物車	×	○	×	×	×
自家用普通貨物車（最大積載量0.5ｔ超2t以下）（最大積載量0.5ｔ以下）	×	○	×	×	×
特種用途自動車（ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞ車）	×	○	×	×	×
バス	×	○	×	×	×
二輪自動車・原動機付自転車	×	○	×	×	×
構内専用電気自動車	×	×	×	×	○
上記以外の用途車種	×	○	×	×	×

【各種割引とご契約のお車の台数に関連する割引・割増等】

○：割引を適用できます。×：割引を適用できません。ー：割引対象となりません。

割引・割増 ＼ ご契約の別	ご契約のお車の台数			
	９台以下ノンフリート契約		１０台以上フリート契約	
	3～4台	5～9台	Ａ方式（包括方式）	Ｂ方式（個別方式）
ノンフリート等級別割引・割増	○	○	×	○
フリート割引・割増	―	―	○	×
３台契約割引	○	○	×	×
ノンフリート多数割引	―	○	―	―
フリート多数割引	―	―	○	○
団体割引１	○	○	×	×
団体割引２	○	○	×	○

（注1）フリート多数割引（P57）は、フリート契約制度により適用します。
（注2）３台契約割引またはノンフリート多数割引と団体割引１（P64）は、重ねて適用できません。
（注3）フリート多数割引と団体割引１・２（P64）は、重ねて適用できません。

(1)　新車割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車で、初度登録年月（軽自動車の場合、初度検査年月）から共済契約の始期年月（共済期間の初日が属する年月をいいます。）までの経過月数が25か月以内である場合に適用できます。

（注）次のいずれかに該当する自動車等については、新車割引を適用できません。
(ｱ) 型式不明車、並行輸入車等初度登録年月が不明確な自動車
(ｲ) 登録番号標のない構内専用車、外務省登録自動車、臨時運行許可番号標または回送運行許可番号標を使用する自動車

	ご契約のお車 補償種目・特約	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	自家用軽四輪乗用車
割引率	対人賠償共済	10%	3%
	対物賠償共済	10%	2%
	人身傷害共済	10%	17%
	搭乗者傷害共済	10%	17%
	自損事故傷害特約	10%	3%
	車両共済	6%	1%

(2)　福祉車両割引

ご契約のお車が、消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用品及びその修理」に規定された、消費税が非課税対象となる次のいずれかの自動車である場合に適用できます。

ア．運転補助装置を装備する自動車
イ．車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車

（注1）福祉車両割引の適用に際しては、お車が福祉車両であることがわかる確認資料（自動車検査証、注文書、納品書、領収書またはカタログ等の写）をご提出いただきます。
（注2）福祉車両割引とエコカー割引が重複する場合には、「福祉車両割引」を優先して適用します。

割引率	３％

(3)　エコカー割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車で、次のいずれかである場合に適用できます。

ア．「電気自動車(燃料電池自動車を含みます。）」、「ハイブリット車（プラグインハイブリット車を含みます。）」または「圧縮天然ガス自動車(CNG車)」の

いずれかである自動車

イ．初度登録年月（軽自動車の場合、初度検査年月）から共済契約の始期年月（共済期間の初日が属する年月をいいます。）までの経過月数が13か月以内である自動車

（注1）「圧縮天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であり、かつ、自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「CNG」と記載されている自動車をいいます。

（注2）エコカー割引と構内専用電気自動車割引が重複する場合には、「構内専用電気自動車割引」を優先して適用します。

（注3）エコカー割引と福祉車両割引が重複する場合には、「福祉車両割引」を優先して適用します。

（注4）次のいずれかに該当する自動車等については、エコカー割引を適用できません。

(ｱ) 型式不明車、並行輸入車等初度登録年月が不明確な自動車

(ｲ) 登録番号標のない構内専用車、外務省登録自動車、臨時運行許可番号標または回送運行許可番号標を使用する自動車

割引率	３％

(4)　ＡＳＶ割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車で、次の条件をすべて満たす自動車である場合に適用できます。

ア．一定のＡＥＢ（衝突被害軽減ブレーキ）装置（注１）を装備した自動車

イ．自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の場合は、共済契約の始期日（共済期間の初日をいいます。）が、型式が発売された年度に３を加算した年の１２月末までである自動車

（注1）　ＡＥＢ装置とは、自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ）をいいます。

（注2）ＡＥＢオプション装着型式の場合は、ＡＥＢ装置を装着した自動車の場合に適用します。

（注3）ＡＥＢ装置の有無について、共済制度の適正な運営のため、契約締結後、一般財団法人自動車検査登録情報協会等に確認を行います。

割引率	９％

(5)　構内専用電気自動車割引

ご契約のお車が、次のいずれかの自動車である場合に適用できます。

ア．構内専用のみで使用される電気自動車で、使用する場所が建物内、施設内、および敷地内に限定されている自動車

イ．最高速度が時速20キロメートル以下である自動車

（注1）「構内」とは、道路運送車両法第２条第６項にいう「道路」以外の場所をいいます。

（注2）構内専用電気自動車割引の適用に際しては、必ずカタログ等をご提出いただき、「電気

自動車であること」および「最高速度が時速20キロメートル以下であること」を確認させていただきます。

（注3）エコカー割引と構内専用電気自動車割引が重複する場合には、「構内専用電気自動車割引」を優先して適用します。

割引率	３０％

(6)　ノンフリート多数割引

当組合において、所有権を有し、かつ、自ら使用されるお車の総契約台数が５台以上９台以下のご契約者で、ご契約者が所有し、かつ、自ら使用されるすべての用途車種のお車に適用できます。

（注1）ノンフリート多数割引の適用に際しては、事前に当組合でのノンフリート多数割引適用契約者としてご登録いただく必要があります。

（注2）ご契約者の従業員、ご家族または役員が個人として所有・使用されているお車は、ノンフリート多数割引の対象となりません。

（注3）団体割引１および３台契約割引と重ねて適用することはできません。

割引率	５％

(7)　３台契約割引

フリート契約者およびノンフリート多数割引適用契約者以外のご契約者が、所有権を有し、かつ自ら使用されるすべての用途車種のお車について、次の条件をすべて満たす場合に適用できます。

ア．当組合において、３台以上のご契約があること。

イ．ご契約者および記名被共済者が同一（それぞれが同居の親族間である場合を含みます。）であること。

ウ．ご契約期間が１年であること。

エ．ご契約に適用されているノンフリート等級が6等級以上（注）であること。

（注）適用されている等級が6等級以上であれば、「事故有係数適用期間」の年数（０または１～６の別）、係数（「無事故係数」または「事故有係数」の別）に関係ありません。

オ．共済掛金のお払込方法が分割払の場合には、口座振替によるお払い込みであること。

（注）団体割引１およびノンフリート多数割引と重ねて適用することはできません。

割引率	５％

5 団体制度

契約概要

団体制度には、「集団団体」と「従業員団体」があります。いずれの団体も、お取扱いには所定の条件がありますので、詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

(1) 集団団体と従業員団体

ご契約者、記名被共済者、対象自動車が次表の条件に該当するときのみ、集団団体および従業員団体の適用ができます。
なお、ご契約後に次表に該当しなくなった場合は、共済代理所または当組合までご連絡ください。

	集団団体	従業員団体
対象となる団体	下記のいずれかの共済掛金集金契約のある集団（協同組合等）で、下記の条件１～３のすべてを満たしていること。 １．同一の共通目的を持つ方のみによって組織された集団であること。 ２．集団の構成員が常時明確に把握されており、代表者が定められていること。 ３．自動車共済加入のみを目的として組織されていないこと。	共済掛金集金契約のある下記の１または２のいずれかの団体 １．会社等の企業体 ２．官公署
ご契約者	集団（協同組合等）に所属し、当該集団を構成する以下の１～４のいずれかに該当すること。 １．集団 ２．集団の役員および従業員(注1) ３．集団の構成員 ４．集団を構成する集団の構成員（集団の構成員の役員および従業員を含みます。）	企業体または官公署に勤務し、その企業体または官公署から毎月給与の支払を受けている方(注1)（企業体または官公署が共済加入を認めた退職者を含みます。）に限ります。
記名被共済者	１．ご契約者が個人の場合 次のいずれかに該当する方 ① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ①または②の方の同居の親族（別居中のご契約者またはその配偶者の扶養親族を含みます。） ２．ご契約者が法人の場合 次のいずれかに該当する方 ① ご契約者 ② ご契約者の役員・従業員（ご契約者が企業組合である場合は、ご契約者の組合員を含みます。）	次のいずれかに該当する方 ① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ①または②の方の同居の親族（別居中のご契約者またはその配偶者の扶養親族を含みます。）

	集団団体	従業員団体
対象自動車	１．ご契約者が個人の場合 次のいずれかに該当する方が所有するすべての用途車種の自動車。（注2） ① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ①または②の方の同居の親族（別居中のご契約者またはその配偶者の扶養親族を含みます。） ２．ご契約者が法人の場合 次のいずれかに該当する方が所有するすべての用途車種の自動車。（注2） ① ご契約者 ② ご契約者の役員・従業員（ご契約者が企業組合である場合は、ご契約者の組合員を含みます。）	次のいずれかに該当する方が所有するすべての用途車種の自動車。（注2） ① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ①または②の方の同居の親族（別居中のご契約者またはその配偶者の扶養親族を含みます。）
集金契約共済掛金	【集金契約がある場合】 集団扱契約でのお取扱いとなります。	【集金契約がある場合】 団体扱契約でのお取扱いとなります。

（注１）集団の構成員に引き続き雇用される期間が１年未満である方（アルバイト・臨時雇）や退職された方は除きます。
（注２）「所有自動車」には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または１年以上を期間とする貸借契約により有償で借入れた自動車を含みます。
（注３）記名被共済者または対象自動車の車両所有者がご契約者のご家族の場合は、ご契約者との続柄にご注意ください。別居のご家族で扶養親族でない場合は対象となりませんのでご確認をお願いしています。

ご注意

集団や団体のご契約者の範囲を満たさない方は対象となりませんので、ご注意ください。
また、集団扱契約・団体扱契約でご契約の場合に、次の理由で特約が失効することがあります。この場合、残りの共済掛金を一括してお払込みいただくことになります。

・退職等により給与の支払いを受けられなくなったとき
・共済掛金集金契約を解除されたとき

※詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

(2)　団体割引

団体割引には、「契約台数による割引」と「共済成績による割引」の2種類があります。詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="2">団体</td></tr>
<tr><td>集団団体</td><td>従業員団体</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共済契約の取扱い</td><td rowspan="2">共済掛金集金契約の有無</td><td>あり</td><td>集団扱契約でのお取扱いとなります。</td><td>団体扱契約でのお取扱いとなります。</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2">一般のご契約でのお取扱いに準じます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体割引
（注1）
（注2）
（注3）</td><td colspan="2">団体割引１
（契約台数による割引）</td><td colspan="2">10台～19台の場合：5%
20台以上：10%</td></tr>
<tr><td colspan="2">団体割引２
（共済成績による割引）</td><td colspan="2">0.0%～30.0%
※所定の共済成績計算期間における団体での共済成績（損害率）により、適用となる割引率が決定されます。</td></tr>
</table>

（注1）団体割引１は、ノンフリート多数割引、フリート多数割引または３台契約割引と重ねて適用できません。
（注2）団体割引２は、当組合での契約台数が1,000台以上の団体でのご契約が対象となります。
（注3）団体割引２は、フリート契約のＡ方式（包括方式）のご契約には適用できません。

Ⅶ　共済掛金の払込方法

❶ 共済掛金の払込方法

契約概要　注意喚起情報

共済掛金のお払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一括払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。
また、共済掛金をご契約者ご指定の金融機関の預貯金口座からお払込みいただく口座振替があります。
ご契約者が勤務または所属する団体等を通じて、共済掛金を集金する団体扱や集団扱もありますが、これらの取扱いには一定の条件があります。
払込方法につきましては、共済代理所または当組合へおたずねください。

【払込方法の種類】　　○：適用できます。×：適用できません。

主な払込方法		初回の払込期日	一括払	分割払	大口分割
口座振替	初回口座振替（当月払）	ご契約期間の初日の属する月の払込期日	○	○	○
	初回口座振替（翌月払）	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日	○	○	○
	初回口座振替セットなし	ご契約締結と同時	×	○	○
現　金		ご契約締結と同時	○	×	○

（注）口座振替の場合、ご指定の預貯金口座の残高不足にご注意ください。

【払込期日】
(ｱ) 共済契約毎に払込期日を決定します。口座振替による方法でお払込みの場合は、所定の振替日が払込期日となります。（振替日は毎月27日です。）
（注）払込期日が金融機関の休業日に該当し、共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払い込みがあったものとみなします。
(ｲ) 分割払いの場合、２回目以降の分割共済掛金の払込期日は、以降、毎月の払込期日になります。

(1)　共済掛金の分割払

（(47)共済掛金分割払特約　P267）

共済掛金の分割払は、「12分割10回払」または「12分割12回払」のいずれかで、口座振替によりお払い込みいただくことができます。
分割払の場合の共済掛金は、一括払に比べて5%の割増になります。

(2)　大口共済掛金分割払

（(49)大口共済掛金分割払特約　P270）

所定の条件をすべて満たすご契約の場合、大口共済掛金分割払をご利用いただけます。大口共済掛金分割払では、分割割増なしで、「口座振替払」または「集金」のいずれかをご利用いただけます。

【大口共済掛金分割払をご利用いただける条件】

1. １共済証書に記載される年間適用共済掛金合計額が２０万円以上となる共済契約を締結する場合に、この特約をセットすることができます。
2. 前記１の「１共済証書に記載される年間適用共済掛金合計額が２０万円以上」の条件にかかわらず、１共済契約者が当組合と、「２共済証書以上で締結する場合で、かつ、各共済証書の年間適用共済掛金を合計した額が２０万円以上」である場合に限り、１共済証書による共済契約とみなして、この特約を適用することができます。

(3)　初回共済掛金のお払込み

（(51)初回共済掛金の口座振替に関する特約　P274）
（(52)初回共済掛金の口座振替翌月払特約　P276）

初回共済掛金（第１回目の分割共済掛金）は、ご契約と同時にお払い込みください。ただし、「初回共済掛金の口座振替に関する特約」または「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」のいずれかをセットしていただきますと、初回共済掛金を口座振替でお払い込みいただくことができます。

【初回口座振替をご利用いただける条件】

条件 / 特約	共済契約のお申込みと口座振替依頼書等のご提出期限
初回共済掛金の口座振替に関する特約（当月払）	共済期間の初日の属する月の前月末まで
初回共済掛金の口座振替翌月払特約（翌月払）	共済期間の初日まで

ご注意

「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」をご利用いただけるご契約は、以下のいずれかの場合で、最初の年度のみに限られます。（次年度のご契約からは「初回共済掛金の口座振替に関する特約」の適用となります。）

（１）他社（共済組合・保険会社）からのお乗り換えのご契約

（２）すでに当組合で口座振替を利用されているご契約者の増車のお車のご契約（複数所有新規契約を含みます。）。

（３）当組合でのご継続契約の場合で、初めて共済掛金の口座振替払をご利用されるご契約

※詳しくは、共済代理所または当組合へおたずねください。

(4)　第２回目以降の分割共済掛金のお払い込み

第２回目以降の分割共済掛金のお払い込みは、初回分割共済掛金の払込期日の属する月の翌月以降、毎月の払込期日になります。

イメージ　ご契約のお申込手続きと初回共済掛金のお払込み

【「初回共済掛金口座振替に関する特約、翌月払特約」をセットしていない場合】

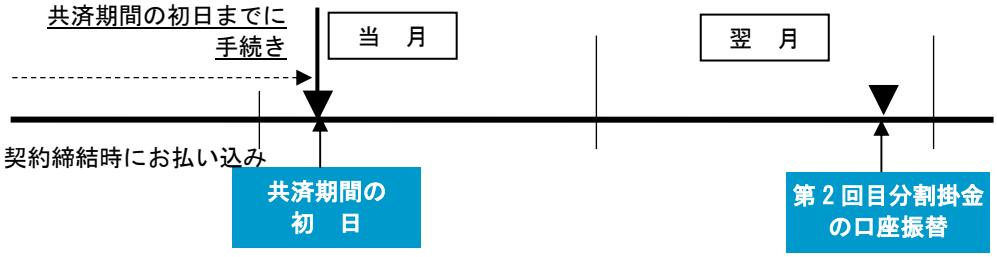

【「初回共済掛金の口座振替に関する特約」の場合（初回共済掛金の当月払）】

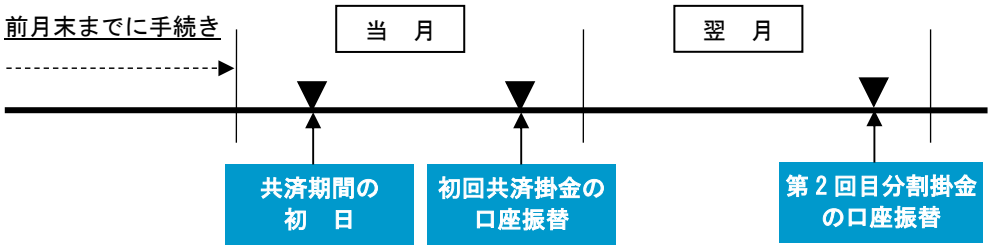

【「初回共済掛金の口座振替翌月払特約」の場合（初回共済掛金の翌月払）】

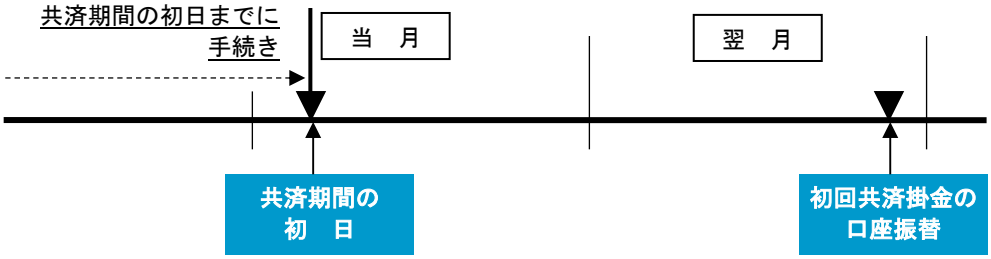

② 共済掛金の不払い時の取扱い

注意喚起情報

共済掛金は、共済証書記載の払込期日までにお払込みください。払込方法により払込猶予期間(注)がありますが、この猶予期限を過ぎても所定の共済掛金のお払込みがない場合は、共済金をお支払いできません。
また、払込猶予期間中に共済掛金をお払込みいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

（注1） 共済掛金のお払込みがなかったことが故意による場合などを除き、共済掛金の払込期日の属する月の翌々月20日までの期間をいいます。「払込期日」については、「１．共済掛金の払込方法」(P65)をご参照ください。
（注2） 故意による場合の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末になります。

【払込猶予とご契約の解除（口座振替：分割払の場合）】

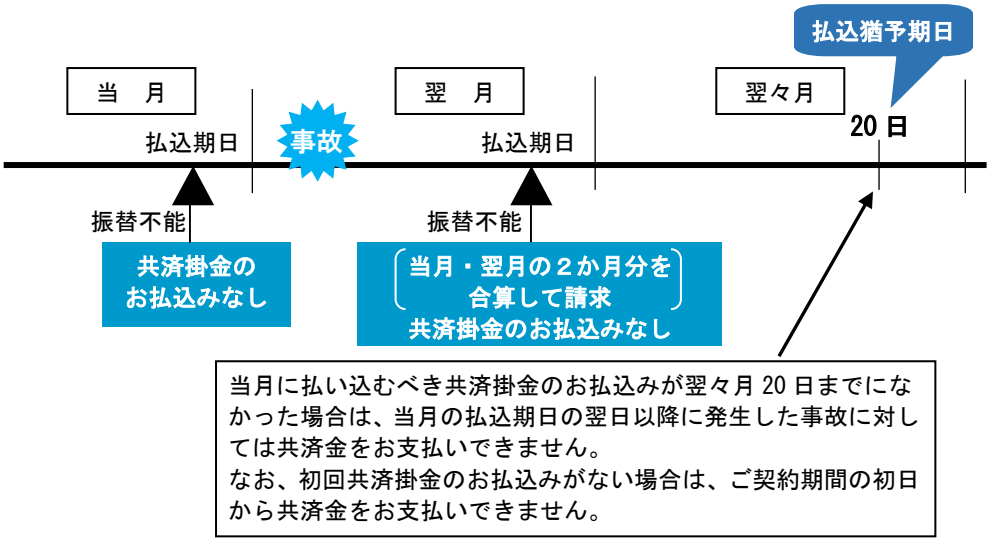

（注1）団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳しい内容につきましては共済代理所または当組合へおたずねください。
（注2）当組合がご契約を解除した場合は、７等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。
（注3）当組合に複数のご契約がある場合、ご指定の振替口座にはそれぞれのご契約毎に請求します。預金残高が請求した共済掛金の総額に満たない場合、いずれかのご契約に対する共済掛金のお引き落しができないことがあります。
（注4）詳しくは「Ⅵ．共済掛金の払込に関わる特約」をご参照ください。

ご契約時にご確認いただきたいこと

Ⅰ　告知義務と告知事項

注意喚起情報

（普通共済約款　５　基本条項　第４条（告知義務））

ご契約者または記名被共済者には、ご契約締結時に、当組合がおたずねする共済契約に関する重要な事項について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務といいます。）があります。
ご契約締結時、当組合に対し告知いただく事項（ 告知事項といいます。）は、共済契約申込書に★または☆の印が付けられた箇所となっています。★または☆の印の箇所については、当組合からおたずねいたしますので、正しく事実をお答えいただきますようお願いいたします。

ご注意

１．ご契約の際には、共済契約申込書の記載事項が事実と相違していないか、再度十分にご確認をお願いいたします。
２．ご契約時に、ご契約者または記名被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合（ 告知義務違反といいます。）は、当組合はご契約を解除することがあります。
３．当組合は、ご契約を解除するとき書面をもってご契約者に通知いたします。
４．ご契約時に、ご契約者または記名被共済者に告知義務違反があり、事故が生じた場合、共済金をお支払いできない場合があります。

告　知　事　項
・記名被共済者のご住所、氏名、生年月日、法人・個人の別 ・ご契約のお車の用途車種、車名、型式、初度登録年月または初度検査年月、登録番号、車台番号、車両所有者、使用の本拠地 ・ご契約のお車のエコカー、福祉車両、ＡＥＢ装置装備車、レンタカー、教習車の該当の有無 ・ご契約者が所有し、かつ使用するお車の総契約台数 ・前契約の共済組合・保険会社名、証書番号・証券番号、事故の有無・件数、等級および事故有係数適用期間 ・過去1年間における他の共済組合・保険会社からの解除の有無 ・他の共済契約・保険契約の有無

(1)　記名被共済者

ご契約のお車を主に使用される方を記名被共済者としてください。補償の対象となる方の範囲を決定するための重要事項となります。
共済契約申込書の記名被共済者欄にご記入ください。また、記名被共済者の生年月日もお知らせください。
（「記名被共済者」欄にご記入がない場合、ご契約者と同一になります。）

法人でお車を使用される場合	→	・記名被共済者は、使用される法人
個人でお車を使用される場合	→	次のいずれかの方 ・ご契約のお車を主に使用される方 ・ご契約のお車を自由に支配し使用する権利を有する方

(2)　ご契約のお車

ご契約のお車の用途車種、型式、登録番号などについては、自動車検査証などでご確認ください。ご契約のお車の用途車種、型式などにより共済掛金が異なります。また、ご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月をご確認ください。一定の条件を満たす場合は、共済掛金を割り引きます。

(3)　車両所有者

車両所有者は車両共済金を受け取る方となります。ご契約のお車の所有者は、正確にお申し出ください。
自動車検査証等の所有者欄をご確認のうえ、ご契約のお車の所有権を有する方の氏名または名称を共済契約申込書の「車両所有者名」欄にご記入ください。
（「車両所有者名」欄にご記入がない場合、ご契約者と同一となります。）

自動車検査証上の所有者と実態上の所有者が異なる場合
共済契約申込書の「名義相違」欄に、自動車検査証記載の所有者名と名義相違の理由を記入していただきます。

(4)　装置・装備等と割引・割増等

ご契約のお車がエコカー、福祉車両割引の対象となる自動車、ＡＥＢ装置（注）を装備した自動車およびレンタカー・教習車の対象となる自動車かどうかご確認ください。一定の条件を満たす場合は、共済掛金の割り引きまたは割り増しをします。

（注）　ＡＥＢ装置とは、自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ）をいいます。

(5)　総契約台数

ご契約者が所有し、かつ使用するお車の総契約台数によりノンフリート契約またはフリート契約として取扱います。共済掛金やご契約条件が異なりますので、ご契約時には正確な総契約台数をお知らせください。

(6)　使用の本拠地

ご契約のお車を使用される都道府県名をお知らせください。地域により、共済掛金が異なります。

(7)　前契約の有無、事故の有無・件数

ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車共済契約等(注)が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合は、正確にお申し出ください。
等級および事故有係数適用期間を決定するための重要な要素となります。

（注）当組合以外の他の共済組合の自動車共済契約、保険会社の自動車保険契約を含みます。

(8)　他の現存契約の有無

ご契約のお車を同一とする他の現存契約(注)があるかご確認ください。他の現存契約がある場合は、当組合にて共済契約のお引き受けはできません。

（注）当組合以外の他の共済組合の自動車共済契約、保険会社の自動車保険契約を含みます。

Ⅱ　その他重要な事項

❶ 責任開始と終了

契約概要　注意喚起情報

ご契約の共済期間は１年間です。また、１年未満の短期契約も可能です。
実際の共済期間は、共済契約申込書の共済期間欄でご確認ください。
共済責任は、共済期間の初日の午後４時（共済契約申込書の「共済期間」欄に、これと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。
共済掛金は、共済掛金の払い込みが猶予される場合を除いて、ご契約の締結と同時にお払い込みください。
なお、共済責任の終了は、満期日の午後４時です。

ご注意
共済期間が始まった後であっても、共済代理所または当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害または傷害に対しては共済金をお支払いできません。

② 共済契約申込書上の表示

「共済契約申込書」上においては、「セットされる特約」を略称にて表示しています。表示された補償内容をお申込み（〇印または記入、共済金額を記入）された場合、下表の「セットされる特約」欄に記載の特約がセットされたご契約となります。

共済契約申込書上の表示		セットされる特約
補償種目	補償または特約の名称	
対物賠償	対物超過修理費用	(5) 対物超過修理費用特約
人身傷害	ご契約車搭乗中のみ補償	(7) 傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約
搭乗者傷害	倍額払	(10) 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約
	日数払（注）	(9) 搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約
車両	車対車	(20) 車対車衝突危険限定特約
	車対車＋危険限定	(20) 車対車衝突危険限定特約 (21) 車両危険限定特約
	車両新価特約	(16) 車両新価特約
	車両超過修理費用	(17) 車両超過修理費用特約
	車両全損時諸費用対象外	(19) 車両全損時諸費用対象外特約
その他特約	事故・故障時代車費用	(31) 事故・故障時代車費用特約
	ロードアシスタンス代車費用	(31) ロードアシスタンス代車費用特約
	ロードアシスタンス超過費用	(28) ロードアシスタンス超過費用特約
	宿泊移動費用	(29) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約
	臨時費用	(41) 臨時費用特約
	弁護士費用	(40) 弁護士費用特約
	原付特約（人傷あり）	(36) 原付バイク特約（人身傷害あり）
	原付特約（人傷なし）	(37) 原付バイク特約（人身傷害なし）
	自損事故対象外	(14) 自損事故傷害対象外特約
	工作車ブーム対象外	(25) 工作用自動車ブーム対象外特約
	自賠責適用除外車	(4) 自賠責適用除外車対人賠償特約
	無過失事故特則対象外	(33) 車両無過失事故に関する特則の対象外特約
	管理請負自家用自動車共済	(43) 管理請負自家用自動車共済特約
	管理請負被共済者追加	(44) 管理請負自家用自動車に関する被共済者追加特約
	全車両一括	(65) 全車両一括特約

❸ 共済金額の設定

契約概要

共済金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の共済金額は申込書等をご確認ください。申込書等に共済金額の記載がない特約については、普通共済約款や特約条項をご参照ください。

❹ 共済掛金等領収証および共済証書の交付

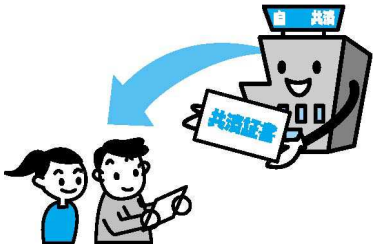

共済掛金をお払い込みいただくと、原則として当組合所定の共済掛金等領収証が発行されますので、お確かめください。

（注）口座振替により共済掛金を払い込まれた場合は、共済掛金等領収証の発行はいたしませんので、お手元の預金通帳でご確認ください。

また、ご契約締結後１か月を経過しても共済証書が届かない場合は、共済代理所または当組合までご連絡ください。

❺ クーリングオフ

注意喚起情報

自動車共済契約はすべて、共済期間が１年以下のため、クーリングオフの対象となりませんので、ご契約の際には十分にご注意くださいますようお願いいたします。

❻ 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の補償・特約をご契約される場合で、記名被共済者またはそのご家族がすでに他の共済・保険でこれらと同種の共済商品等をご契約の場合は、補償が重複する場合があります。ご契約者・記名被共済者のご意向に合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

補償が重複した場合は、対象となる事故についてはどちらのご契約からでも補償されますが、共済金が重ねて支払われることはありませんのでご注意ください。

１．人身傷害共済

共済金額が無制限のご契約がある場合は歩行中の補償が重複する場合があります。「(7)傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をご契約いただくことで、補償範囲を「ご契約のお車に搭乗中の事故」に限定することができます。

２．弁護士費用特約

ご契約者が個人の場合は、補償が重複します。

ご契約後にご確認いただきたいこと

Ⅰ　通知義務と通知事項

注意喚起情報

（普通共済約款　５　基本条項　第５条（通知義務））

ご契約者または記名被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務（通知義務といいます。）があります。
通知事項は、共済契約申込書に☆の印が付けられた箇所となっていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。
通知事項の変更について、遅滞なくご連絡をいただいた場合は、その変更の事実が発生した日からご契約内容を変更します。
遅滞なくご連絡いただけなかった場合、または、お手続き(注)いただけなかった場合は、ご契約を解除したり、事故の際に共済金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

（注）変更手続き書類のご提出および追加共済掛金のお払込みなどが完了していない場合を含みます。

ご注意
ご通知や追加共済掛金のお払込みがないまま事故が発生した場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

主　な　通　知　事　項
・記名被共済者の法人・個人の別(注) ・ご契約のお車の用途車種(注)、登録番号、使用の本拠地 ・ご契約のお車のエコカー、福祉車両、ＡＥＢ装置装備車、レンタカー、教習車の該当の有無 ・前契約の共済組合・保険会社名、証書番号・証券番号、事故の有無・件数、等級および事故有係数適用期間 ・過去1年間における他の共済組合・保険会社からの解除の有無 ・他の共済契約・保険契約の有無

（注）ご契約のお車の用途車種や記名被共済者の法人・個人の別が変更になった場合などにおいて、一部の特約について引受範囲から外れ、その特約をセットできなくなる場合があります。

Ⅱ　通知事項以外の変更

注意喚起情報

ご契約後やご契約期間中の途中に次のような通知事項以外の変更を行う場合は、あらかじめ共済代理所または当組合までご連絡ください。
なお、ご契約条件の変更手続き前(注1)に発生した事故については、共済金をお支払できなかったり、変更前のご契約条件が適用されたりすることがありますのでご注意ください。

(注1) ご契約条件の変更手続きに伴い追加共済掛金が必要となる場合は追加共済掛金をお払込みいただく前を含みます。
(注2) ご契約条件の変更日は、お申し出以後の日になりますのでご注意ください。

変　更　内　容
・ご契約者または記名被共済者の住所、氏名（名称）が変更となる場合 ・「運転者年齢条件」を満たさない方がご契約のお車を運転される場合 ・「運転者限定特約」により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合 ・買い替えなどにより、ご契約のお車が変更となる場合 ・ご契約のお車を譲渡する場合 ・共済金額の増額や特約を付帯するなど、ご契約条件の変更を希望する場合 ・車両共済の適用がある場合で、自動車の改造、付属品の装着・取り外しなどによりご契約のお車の価額が変わる場合 ・ご契約者が自ら所有し、かつ使用されるお車の総契約台数が10台以上となる場合

(1)　記名被共済者の変更

記名被共済者を変更する場合は、変更後の記名被共済者の変更日時点での生年月日を確認させていただきます。運転者年齢条件特約や運転者限定特約をセットされている場合は、補償される運転者の範囲を変更する必要があるかご確認ください。
また、補償によっては、被共済者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。詳細は、「Ⅴ　運転者の範囲（P45）」をご参照ください。

(2)　ご契約のお車を運転される方の範囲の変更

新たに運転者の範囲を限定する場合、または、ご契約時に限定した運転者の範囲を変更する場合は、必ず運転者の年齢条件についてもご確認ください。
補償の対象となる運転者の範囲内であっても、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として補償されない場合がありますので、ご注意ください。詳細は、「Ⅴ　運転者の範囲（P45）」をご参照ください。

もしも、運転者範囲の変更のお申し出をお忘れの場合　自動セット

運転免許資格取得に対する自動補償

（(1)運転者年齢条件特約　第３条　）

運転者年齢条件特約により当組合が共済金をお支払いできない事故が発生した場合でも、次の①から③までの条件をいずれも満たしているときは、当組合は、その事故により生じた損害に対しては、当組合が③の請求を承認していたものとみなして補償します。

当組合がこの自動補償の規定により共済金をお支払いする場合、通常の運転者年齢条件変更等の手続きと同様に、ご契約者に対し追加共済掛金を請求させていただきます。

①事故発生時において、ご契約のお車(注1)を運転されていた方が、ご契約のお車を運転することができる運転免許(注2)を新たに取得した方（以下「新規運転免許取得者」といいます。）であること。

②事故発生日が、①の新規運転免許取得者の免許取得日(注3)の翌日から起算して30 日以内の日であること。

③①の新規運転免許取得者の免許取得日(注3)の翌日から起算して30 日以内に、ご契約者が書面により当組合に対し運転者年齢条件の変更等の承認請求を行い、当組合がこの承認請求を受領すること。

（注1）「(34) 他車運転特約」に定める他の自動車を含みます。
（注2）道路交通法（昭和35 年法律第105号）第84条第１項に定める運転免許をいい、仮運転免許を除きます。
（注3）新規運転免許取得者の運転免許証に記載されている免許取得日をいいます。

※詳しくは、共済代理所または当組合へおたずねください。

(3)　ご契約のお車の入替について

新たに自動車を取得された場合やご契約のお車を廃車・譲渡・返還され、他の自動車を所有されている場合は、ご契約のお車との入替が可能です。
入れ替えられる場合は、事前に共済代理所または当組合までご連絡ください。

【お車の入替ができる条件】

	条件
入替後のお車の所有者	次のいずれかの方に該当することが必要です。 ① ご契約のお車の所有者 ② ご契約のお車の記名被共済者 ③ ご契約のお車の記名被共済者の配偶者 ④ ご契約のお車の記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
入替後のお車	ご契約者が新たに取得したまたは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車、または、入替後のお車の所有者がすでに所有しているお車であること
入替後のお車の用途車種	ご契約のお車と同一の用途車種「〈別表３〉被共済自動車の入替ができる用途車種区分表」に定める用途車種を含みます。）の自動車に限ります。

（注）ご契約のお車を廃車、譲渡またリース業者へ返還した場合や、上記のお手続きによって無共済となった自動車に対しても、別途入替の手続きを行うことができるときがあります。詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

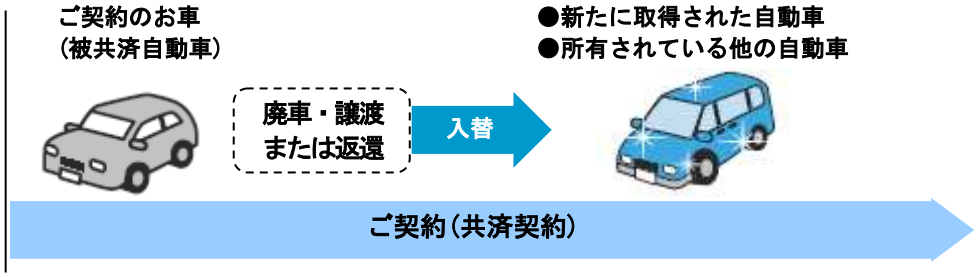

ご注意

入替のお手続きをおとりになるまでの間に「入替後の自動車（新たに取得されたお車または所有されている他の自動車）」に生じた損害または傷害については、「(62)被共済自動車の入替自動補償特約」が適用されている場合を除き、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

もしも、お車の入替のお申し出をお忘れの場合

自動セット

（(62)被共済自動車の入替自動補償特約　P297）

ご契約のお車を廃車・譲渡・返還し、かつ、新たに自動車を取得された場合で、以下の条件に合致するときは、ご契約のお車の入替手続きをおとりいただくまでの間は、新たに取得されたお車をご契約のお車とみなしてお取り扱いします。
（ご契約のお車の廃車・譲渡・返還を伴わない場合は対象となりません。）

〈適用条件〉

１．新たに取得された自動車の所有者が次のいずれかの方であること。
　①　ご契約のお車の所有者
　②　ご契約のお車の記名被共済者
　③　ご契約のお車の記名被共済者の配偶者
　④　ご契約のお車の記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
２．新たに取得された自動車の用途車種が、ご契約のお車と同一の用途車種「〈別表３〉被共済自動車の入替ができる用途車種区分表」に定める用途車種を含みます。）であること。
３．実際に自動車を取得された日（客観的な資料で取得日を確認させていただいた場合に限ります。） または自動車検査証に所有者名が記載された日の翌日から30日以内に、お車の入替手続きをおとりいただくこと。

〈ご注意〉

１．廃車・譲渡・返還されたご契約のお車について生じた損害または傷害については、共済金をお支払いできません。
２．補償内容は、入替前の自動車の契約条件により定まります。
　例えば、入替前の自動車のご契約に車両共済をセットしていない場合には、車両共済の共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

(4)　ご契約のお車を譲渡される場合

共済期間の中途で、ご契約のお車を譲渡された場合においても、共済契約上の権利・義務はお車の譲受人には移転しません。
共済契約上の権利・義務もあわせて譲受人へ譲渡される場合には、あらかじめ共済代理所または当組合へご通知のうえ所定の手続きをおとりください。

ご注意
手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

Ⅲ　ご契約の解約

契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、共済代理所または当組合にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。
解約日はお申し出以後の日(注)となります。当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還または請求する場合があります。

（注）ご契約のお車を廃車した場合なども、廃車した日ではなくお申し出日以降になります。

ご注意

＜口座振替契約の場合＞

お払込みいただくべき共済掛金の未払込分がある場合は、解約日以後に共済掛金が引き落としされることがあります。一旦、口座振替を行い、当組合にて口座振替を確認したのちに返還すべき共済掛金は返還させていただきます。
なお、この共済掛金が引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。
この場合、７等級以上の等級が次のご契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

＜ご家族で複数の自動車共済契約等を契約されている場合＞

解約されるご契約に次の補償・特約がセットされており、契約されている他の自動車共済契約等にこの補償・特約をセットされていない場合は、補償が受けられなくなりますのでご確認ください。

人身傷害共済（基本補償）、原付バイク特約、弁護士費用特約

＜満期日前に解約し、新たにご契約される場合＞

補償内容や共済掛金が変更になったり、新たなご契約の等級の進行が、解約しない場合と比べて不利になる場合があります。

【解約返還共済掛金計算方法】

１．共済期間１年の共済契約の解約返還共済掛金

次の条件をすべて満たす契約は「日割計算」、満たさない契約は「月割計算」により計算した額（ただし、未払込共済掛金がある場合は、未払込共済掛金を差し引いた額。）とします。

ア．この共済契約の契約条件を変更する方法が、共済契約引受に関する制度上、中途更改(注)に限られる場合であること。
イ．中途更改(注)後の新契約の共済期間が１年であること。
ウ．中途更改(注)後の新契約について、解約する共済契約に適用されている補償種目の削除がないこと。

（注）中途更改とは、契約条件の変更等を行うために、記名被共済者等を変更せずに、共済契約が解約された日を共済期間の初日として当組合と新たな共済契約を締結することをいいます。

（１）月割計算

共済契約が解約された日の契約条件に基づく年間適用共済掛金から、既経過期間(注2)に対応する「月割短期掛金率」(注3)を乗じて算出した共済掛金を差し引いた額とします。

なお、解約返還共済掛金に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。

(注1) 算出した額が「マイナス」となる場合は徴収します。

(注2) 既経過期間とは、共済期間の初日から解約日までのすでに経過した期間のことをいいます。

(注3) 月割短期掛金率

既経過期間	月割短期掛金率	既経過期間	月割短期掛金率	既経過期間	月割短期掛金率
1か月まで	1/12	5か月まで	5/12	9か月まで	9/12
2か月まで	2/12	6か月まで	6/12	10か月まで	10/12
3か月まで	3/12	7か月まで	7/12	11か月まで	11/12
4か月まで	4/12	8か月まで	8/12	12か月まで	12/12

ｱ. 既経過期間について、１か月に満たない日数がある場合は、これを１か月とします。

ｲ. 月割短期掛金率に小数点以下第５位未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入します。

（２）日割計算

共済契約が解約された日の契約条件に基づく年間適用共済掛金から、未経過期間(注1)に対し「日割」(注2)をもって算出した額とします。

なお、解約返還共済掛金に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。

(注1) 未経過期間とは、解約日から共済期間の末日までの残りの期間のことをいいます。

(注2) 平年、閏年の別を問わず、１年を365日とする日割計算とします。

２．共済期間１年未満の共済契約の解約返還共済掛金

前記１の共済期間１年の共済契約の算出方法に準じます。

Ⅳ その他のご注意事項

❶ご契約の中断制度

注意喚起情報

共済期間の中途でご契約のお車を廃車された等の理由により、ご契約を一時的に中断した場合は、中断証明書の発行をお申出いただき、所定の条件を満たすことにより、新たなご契約に中断制度をご利用いただけます。
中断後に新たにご契約いただく際に、中断前のご契約に適用されていた等級および事故有係数適用期間を基に、所定の方法により決定した等級および事故有係数適用期間を適用することができます。ただし、新たなご契約についても一定の条件がありますので、詳しくは共済代理所または当組合へおたずねください。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>ご契約のお車を長期間手放す等のため、一時的にご契約を中断する場合
【中断特則（国内）】</th><th>記名被共済者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合
【中断特則（海外）】</th><th>記名被共済者が妊娠され、一時的にご契約を中断する場合
（妊娠による契約中断）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">中断制度をご利用いただける条件</td><td>共通条件</td><td colspan="3">①「中断証明書」の発行を中断日（ご契約の満期日または解約日）の翌日から13 か月以内に共済代理所または当組合へお申出いただくこと。
②旧契約を前契約として、ノンフリート等級別割引・割増制度の規定を適用したときに、新契約に適用すべき等級が7 等級～20等級までの等級(注)となること。
(注) 適用されている等級が７等級から20等級であれば、「事故有係数適用期間」の年数（０または１～６の別）、係数（「無事故係数」または「事故有係数」の別）に関係ありません。</td></tr>
<tr><td>各中断別の条件</td><td>ご契約のお車を廃車、譲渡（１年以上貸借した自動車（リースカー等）を貸主に返還する場合を含みます。）、または車検満了日に継続検査を受けず車検切れとなり、しばらく自動車を使用しないためご契約を解約または満期時に継続されないこと。</td><td>記名被共済者が長期間海外渡航され、ご契約のお車をしばらく使用しないため、ご契約を解約または満期時に継続されないこと。</td><td>記名被共済者が妊娠され、ご契約のお車（二輪自動車または原動機付自転車）をしばらく使用しないため、ご契約を解約または満期時に継続されないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">中断制度で等級を継承できるご契約</td><td>中断日の翌日から10年以内に締結されるご契約</td><td>出国日が中断日の6か月前の日以後の場合で、記名被共済者の出国日の翌日から10 年以内、かつ、帰国日の翌日から１年以内に締結されるご契約</td><td>中断日の翌日から10年以内に締結されるご契約</td></tr>
<tr><td colspan="2">中断証明書発行ご請求時に必要な書類</td><td>廃車・譲渡および車検切れの事実が確認できる書類（自動車検査証等のコピー）。</td><td></td><td>ご契約の解約日または満期日までに妊娠された事実が確認できる母子健康手帳のコピー。</td></tr>
</table>

❷ 共済金お支払い後の共済金額

注意喚起情報

共済期間中、共済金のお支払いが何回あっても共済金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

❸ ご契約者が死亡されたとき

注意喚起情報

ご契約者が死亡された場合は、共済契約上の権利・義務はご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。
ご契約者が死亡された場合には、ただちに共済代理所または当組合へご連絡ください。

ご注意
共済契約にノンフリート等級別割引・割増制度が適用されている場合、等級（事故有係数適用期間を含みます。）が継承いただけない場合がありますので、ご注意ください。

ご契約者死亡時における出資のお取扱い
個人のご契約者（組合員）が死亡された場合、出資者名を法定相続人の方へ変更するなど所定の手続きを行う必要があります。
変更手続きについては、共済代理所または当組合へおたずねください。

その他　ご注意いただきたいこと

❶ 個人情報のお取扱い

注意喚起情報

当組合は、本契約に関する個人情報を、共済契約引受・共済金支払の判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の共済商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、次の①～③まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、法令により限定された目的以外の目的に利用しません。

①当組合が、上記業務のために業務委託先（共済代理所を含みます。）、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②当組合が、保険・共済制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、他の共済組合・保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

③当組合が、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、全国自動車共済協同組合連合会等に提供を行うこと（全国自動車共済協同組合連合会から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。

❷ 共済掛金率の改定

注意喚起情報

自動車共済の収支状況により、共済掛金率の見直しを行う場合があります。ご契約期間中に共済掛金率の改定や割引・割増率の新設・改定などを行った場合でもご契約期間の初日時点における共済掛金率を適用いたしますので、共済掛金は変更いたしません。
また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

❸ 重大事由による共済契約の解除

（ 普通共済約款 ５ 基本条項第１３条（重大事由による解除））

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、この場合、共済金をお支払いできないことがあります。

① ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が当組合に共済金を支払わせることを目的として損害または事故を生じさせたことまたは生じさせようとした場合。

② 共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為が

あった場合または詐欺行為を行おうとした場合。

③ ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合。

④ 上記①～③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせた場合。

❹ 信用リスクについて

注意喚起情報

① 中部自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。

（http://www.zenjikyo.or.jp 全国自動車共済協同組合連合会ホームページ）

② 西日本自動車共済協同組合は、異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。

（自動車共済規程　事業方法書第23条（共済金の削減または共済掛金の追徴））

事故が起こった場合の手続き

事故が起こった場合の手続きやご注意いただきたい事項をこの
「事故が起こった場合の手続き」に記載しています。

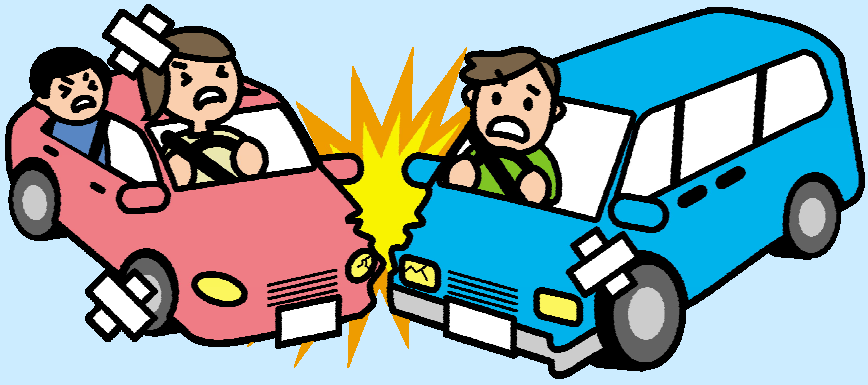

Ⅰ　万一、事故にあわれたら

(1)　負傷者の救護

事故が発生した場合は、まず負傷者の救護措置を行ってください。

1．被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置など状況に合わせて行ってください。
2．他の自動車の妨げにならないよう路上の危険防止を行い、損害の発生と拡大の防止に努めてください。

(2)　警察へのご連絡

事故が発生した際には、必ずもよりの警察へ連絡し事故の届出をしてください。

ご注意

1．自動車事故による共済金請求にあたっては、当組合に提出できない相当な理由がある場合を除いて、原則として自動車安全運転センターの発行する「交通事故証明書」が必要となります。
2．交通事故証明書は事故発生時に警察への届出がありませんと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察へ事故の届出を行ってください。
3．人身事故の場合には、必ず**「人身事故扱いの交通事故証明書」**が必要となりますので、警察への届出の際に必ず人身事故である旨お申出ください。

(3)　事故状況と相手の方の連絡先確認

事故の状況と相手の方の連絡先を正確にご確認ください。
なお、目撃者がいる場合は、その方の連絡先もあわせてご確認ください。

ご注意

【その場では示談をしないでください。】
相手方から損害賠償請求を受け、請求の全部または一部を承認する場合は、必ず当組合に事前ご相談ください。当組合の承認を得ないで、補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合は、共済金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

(4)　当組合へご連絡

ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方は、事故発生後ただちに、お電話等で、共済代理所または当組合に対し事故が発生したことをお知らせください。

（１）　ご契約者名・運転者名
（２）　ご契約の証書番号
（３）　事故車の登録番号
（４）　事故が発生した日時
（５）　事故が発生した場所
（６）　事故の状況
（７）　損害の程度
（８）　相手方の住所・氏名・連絡先
（９）　目撃者の住所・氏名・連絡先
（10）　届出の警察署名・担当警察官の氏名
（11）　けがの程度・病院名
（12）　車の損傷箇所・損傷程度、修理工場
（13）　損害賠償の請求を受けた場合はその内容

お願い

ご契約の共済契約のほかに共済契約または保険契約がある場合は、ご契約の有無およびその内容についても当組合にご連絡ください。

※他の共済契約等からすでに共済金等の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

当組合では、夜間・休日を問わず２４時間体制で事故通知を受け付けております。

２４時間３６５日
事故受付サービス　　0120－365－625（無料）

Ⅱ　必ず、当組合にご相談いただきたいこと

下記の場合には、事前に必ず当組合へご相談ください。

(1)　事故にあったお車を修理されるとき

修理に着手される前に、必ず当組合の承認を得てください。
なお、部品（バンパー等）の損傷等で補修が可能な場合は、原則として補修していただきます。（樹脂製バンパーは軽度の損傷であれば、補修してお使いいただくことができます。）

当組合が承認する前に修理に着手された場合、また、補修可能な場合に部品交換による修理をされたときは、共済金を全額お支払いできないことがあります。

(2)　被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けられた場合は、示談をする前に必ず当組合にご相談ください。
事故を起こされた方および被害者の方の同意がある場合には、当組合が相手方との示談交渉をお引受けします。この場合、事故を起こされた方に、当組合担当者と同行・同席をお願いすることがあります。

当組合の承認を得る前に被害者と示談をされた場合、共済金を全額お支払いできないことがあります。

(3)　損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、提起された場合

必ず、当組合へ遅滞なくご連絡のうえ、ご相談ください。

ご連絡がないと、共済金の一部または全額をお支払いできないことがあります。

Ⅲ　事故解決にむけて

(1)　当組合による事故解決

対人賠償事故・対物賠償事故の場合で、被共済者のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られたときは、当組合は原則として被共済者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、当組合の選任した弁護士が被害者との交渉にあたることがあります。

ご注意

次の場合には、当組合は被害者との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、被害者との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

【主なもの】

1．共済金をお支払いすることができない事故（対人・対物）
2．損害賠償額が明らかに自賠責共済等の支払金額内でおさまる場合（対人）
3．損害賠償額が明らかに対物賠償共済の免責金額内でおさまる事故（対物）
4．損害賠償額が明らかに共済金額を超える場合（対人・対物）
5．ご契約のお車に自賠責共済等のご契約がない場合（対人）
6．正当な理由がなく被共済者が当組合の求めに対しご協力いただけない場合（対人・対物）
7 被害者が当組合と直接、折衝することに同意されない場合（対人・対物）

※詳しくは当組合へおたずねください。

(2)　過失割合について

事故の損害を加害者と被害者が公平に分担するために、被害者にも過失がある場合は、被害者の過失の程度に応じて、加害者の損害賠償額を減額します。これを「過失相殺」といいます。

※過失割合の詳細については、当組合までおたずねください。

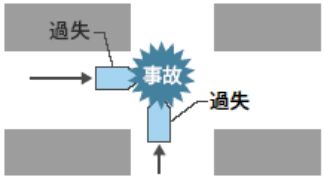

ご注意

1．共済金をお支払いできる事故であっても、事故発生時の状況に応じて過去の判例等を参考に過失割合が適用されます。
したがって、被害者の損害額の全額を、ご契約いただいた共済でお支払いできない場合もありますのでご注意ください。
2．事故現場での当事者同士の示談はされないようお願いします。

【迅速な事故解決に向けてのお願い】

1．対人賠償事故（歩行者や自動車に乗車している人等を死傷させた場合）または対物賠償事故（他の自動車、家屋や電柱等、他人の財物に損害を与えた場合）が発生した場合は、被害者に対するお見舞い、お詫び、死亡事故の場合には葬儀参列等、できる限り被害者に対して誠意を尽くすことが円満な解決に向けて何よりも必要です。

2．損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

Ⅳ　共済金のご請求にあたって

(1)　共済金の請求権と時効

当組合に対する共済金の請求権は、共済金請求権の発生時の翌日から起算して３年を経過しますと、時効によって消滅します。
また、事故被害者など損害賠償請求権者が当組合に対し有する損害賠償額の請求権も、一定期間を経過しますと時効となりますのでご注意ください。
詳しくは、当組合へおたずねください。

種目	被共済者の状態	共済金	共済金請求権が発生する時
対人賠償共済 対物賠償共済		**●対人賠償共済金** **●対物賠償共済金**	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
人身傷害共済	**被共済者が死亡された場合**	●人身傷害共済金	被共済者が死亡された時
	被共済者に後遺障害が生じた場合	●人身傷害共済金	被共済者に後遺障害が生じた時
	被共済者が負傷された場合	●人身傷害共済金	被共済者が治療を要しなくなった時
搭乗者傷害共済	**被共済者が死亡された場合**	●死亡共済金	被共済者が死亡された時
	被共済者に後遺障害が生じた場合	●後遺障害共済金 ●重度後遺障害特別共済金 ●重度後遺障害介護費用共済金	被共済者に後遺障害が生じた時または事故発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

傷害共済 搭乗者	**被共済者が負傷された場合**	●医療共済金 ＜部位・症状別払＞	被共済者が治療を要しなくなった時、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が５日となった時、または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
車両共済		**●共済金**	ご契約のお車に損害が生じた時

(2)　共済金の請求に必要となる書類等

当組合に共済金をご請求いただくとき、必要に応じて次の書類をご提出いただくなど、所定のお手続きが必要となります。
対人賠償共済の共済金の請求に際し、自賠責共済等の共済金等請求のためにご提出済みの書類は重複してご提出いただく必要はありません。
詳しくは、当組合までおたずねください。

共済金請求書		当組合所定の「共済金請求書」の必要事項をご記入のうえ当組合にご提出いただきます。 （注）物損事故（対物賠償事故・車両事故）の場合、提出を省略することもできますが、所定の条件があります。
交通事故証明書		自動車安全運転センター発行の交通事故証明書をいいます。
損害の額または傷害の程度を示す書類	**すべての事故に共通するもの**	刑事記録（供述調書、実況見分調書、写真撮影証明書など）、事故の原因・状況の詳細を示す書類等その他損害を証明する書類
	損害賠償事故または傷害事故に関するもの	修理見積書、被害物の写真、代車費用請求書・領収書、診断書（死亡診断書・死体検案書、後遺障害診断書を含みます。）、施術証明書・施術費用明細書、職業証明書、診療報酬明細書、付添看護自認書・看護料領収書、通院交通費領収書（タクシー等の領収書を含みます。）、休業損害証明書、源泉徴収票、源泉徴収簿、確定申告書、所得証明書、給与明細書、年金額改定通知書等年金の確定支給額を確認する書類、レントゲン・MRI などの検査画像、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書、内定通知書、葬儀費領収書・明細書など
		※被共済者に対して賠償共済金（対人・対物）をお支払いする場合には、被害者（損害賠償請求権者）への損害賠償金支払を証明する書類、または被害者（損害賠償請求権者）が被共済者に対して賠償共済金を支払うことを承諾されていることを証明する書類が必要となります。 （平成22年４月１日以降に発生した共済事故より）
	車両事故に関するもの	自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書、修理見積書、事故車両の写真　など

共済金の支払額を確定するための書類	示談書、協定書（当組合指定のもの）、確認書（当組合所定のもの）　など
共済金請求者であることを示す書類	戸籍謄本または除籍謄本、住民票、印鑑証明書、法人代表資格証明、代理人であることを示す書類（委任状、法定代理人の登記事項証明書など）　など
盗難事故の際、車両共済金の支払を請求される場合に必要となる書類	自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書、譲渡証明書、委任状等の盗難にあった被共済自動車の名義変更に係る書類　など
対人賠償事故等において自賠責共済等との一括払を行う場合に必要となる書類	自賠責共済証明書または自賠責保険証明書
公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書等

(3)　共済金のお支払時期

当組合は、共済金請求権者からの共済金請求が完了した日（請求完了日）から、30日以内に共済金支払に必要な調査を終えて、共済金をお支払いします。
ただし、共済金をお支払いするために、詳しい事故の原因、発生状況、事故と損害・傷害との関係、損害・傷害の状況、共済契約の有効性等の確認のため、特別な調査や照会が不可欠と判断される場合には、30日を超過する場合があります。
請求完了日から30日以内に共済金をお支払いできない場合には、不可欠と判断される調査や照会等の内容により、請求完了日から最大180日以内に共済金をお支払いします。

特別な照会や調査が不可欠と判断される場合	共済金のお支払時期
警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果が必要な場合	180日以内
医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果が必要な場合	90日以内
（後遺障害が生じたとき）医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関の審査等の結果が必要な場合	120日以内
災害救助法が適用された被災地域における確認のために、調査結果を必要とする場合	60日以内
日本国内で確認するための代替の手段がない場合で、日本国外で調査を行うことが必要な場合	180日以内

(4)　自賠責共済等との一括払制度

対人賠償事故の共済金をお支払いできる場合で、被共済者がこの共済契約の共済金と自賠責共済等の共済金等を同時に請求されたときは、当組合は一括してお支払いいたします。
この場合、自賠責共済等が、当組合以外の共済組合または損害保険会社で契約されているときでも、当組合はその自賠責共済等の共済金等を立て替えて一括してお支払いします。

(5)　共済金の内払制度

対人賠償事故の共済金をお支払いすることができる場合は、示談成立前でも被共済者が負担すべき被害者の治療費、看護料および休業損害（すでに自賠責共済等で支払われた額を除きます。）について内払金をお支払いします。

(6)　被害者からの直接請求制度

対人賠償事故・対物賠償事故で共済金が支払われる場合、被害者が共済金相当の損害賠償額を当組合へ直接請求することもできます

(7)　被害者の先取特権

１．当組合に対し、被共済者の対人賠償共済金および対物賠償共済金の請求と、被害者（損害賠償請求権者）の損害賠償金の請求が行われた場合には、被害者（損害賠償請求権者）に対し優先して損害賠償金をお支払いします。
２．当組合は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合に、共済金をお支払いします。
(1) 被共済者が被害者（損害賠償請求権者）に対して損害の賠償をされた後に、当組合に共済金を請求される場合
(2) 被共済者が被害者（損害賠償請求権者）に対して損害の賠償をされる前に、被共済者の指示により当組合から直接被害者（損害賠償請求権者）に対してお支払いする場合
(3) 被共済者が被害者（損害賠償請求権者）に対して損害の賠償をされる前に、被害者（損害賠償請求権者）が先取特権を行使され、当組合から直接被害者に対しお支払いする場合
(4) 被害者（損害賠償請求権者）が、当組合が被共済者に対して共済金をお支払いすることを承諾された場合

ご注意

共済金請求権は、被害者（損害賠償請求権者）以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。

(8)　自動車事故の無料相談

都道府県および政令指定都市の交通事故相談所、全日本交通安全協会の交通事故相談所等があります。

Ⅴ　お客さまからの苦情等の受付制度

当組合では、お客さまが安心して自動車共済をご利用いただき、より満足いただけるサービスをご提供するため、ご相談および苦情等の受付窓口を開設していますので、お気軽にお申し出ください。

（注）「相談･苦情等」とは、相談･苦情･紛争のいずれかに該当するものおよびそれらに準ずるものをいいます。

1．　お客さまからの相談・苦情等については、本部・事業部・支部支局・サービスセンターで受け付けます。
2．相談・苦情等の申出があった場合、これを誠実に受け付け、お客さまからのお申出内容・事情等を充分お聞きすること等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係を調査します。
3．相談・苦情等については、公正、迅速、誠実に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4．受け付けた相談・苦情等については、解決がはかられたものを含め事案の管理・整理を行い、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

お客さま相談室

電話番号：**０５２－８７２－１２２２〈内線２３〉**

受付時間：**午前９時～午後５時**

（土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く。）

※巻末に記載の当組合の支部・支局・サービスセンターでも受付いたしております。

《相談・苦情等受付・対応体制》

当組合は、下図のような態勢でご利用者様からのお声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済制度や各種サービスの開発・改善に努めています。

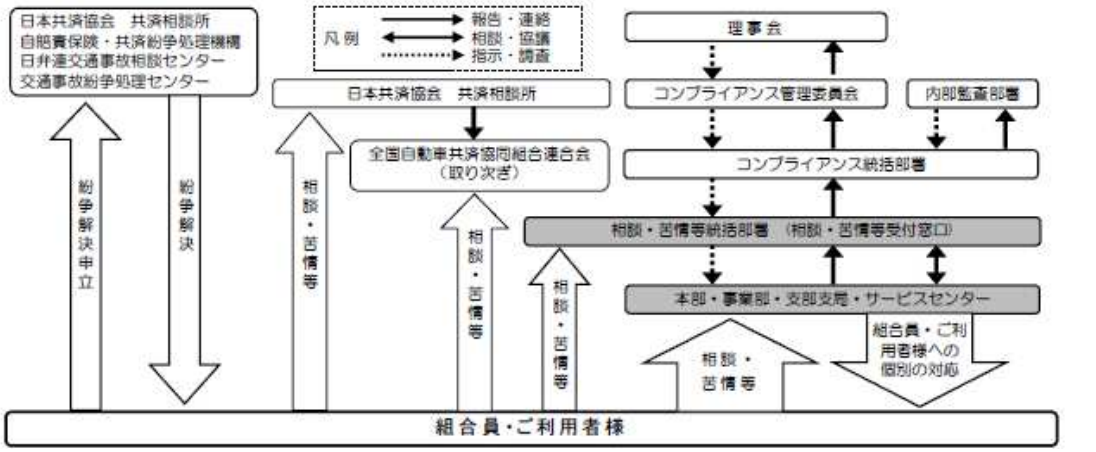

Ⅵ　中立の第三者機関による示談斡旋制度

お客さま相談室を通じ、お客さまからのご相談・苦情等については当組合が対応いたしますが、お客さまに納得のいくような解決ができず、お客さまから外部の中立的な第三者の紛争解決機関を利用して解決を図りたいと、当組合にお申し出いただいた場合は、苦情等のお申出内容により、以下の紛争処理機関をご紹介させていただくとともに、その標準的な手続きの概要等について情報を提供いたします。

１．一般社団法人　日本共済協会　共済相談所

日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。
ただし、自動車事故の賠償に関わる苦情等については受け付けておりません。

一般社団法人　日本共済協会
（ホームページ）http://www.jcia.or.jp/
（本部）東京都新宿区三栄町23－１　ライラック三栄ビル１階
TEL：03－5368－5757
（受付時間）午前9時～12時、午後1時～午後5時
（土日・祝祭日および12 月29日～1月3日を除きます。）
※日本共済協会に関する詳細は、同協会のホームページでご確認ください。

２．一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構

共済金のお支払いに関して万一にもご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は、共済金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構
（ホームページ）http://www.jibai-adr.or.jp/
（本部）東京都千代田区神田駿河台3－4　龍名館本店ビル11階
TEL：03－5296－5031
（大阪支部）大阪府大阪市中央区備後町3－2－15 モレスコ本町ビル2階
TEL：06－6265-5295
※自賠責保険・共済紛争処理機構に関する詳細は、同機構のホームページでご確認ください。

３．公益財団法人　日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が全国 170 箇所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っております。

公益財団法人　日弁連交通事故相談センター
（ホームページ）http://www.n-tacc.or.jp/
（本部）東京都千代田区霞が関1－1－3 弁護士会館14階
TEL：03－3581－4724

※もよりの日弁連交通事故相談センターの相談所の所在については、同センターのホームページでご確認いただくか、同センター本部までご照会ください。

４．公益財団法人　交通事故紛争処理センター

交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っております。

公益財団法人　交通事故紛争処理センター
（ホームページ）http://www.jcstad.or.jp/
（本部）東京都新宿区西新宿2-3-1　新宿モノリスビル25階
TEL：03－3346－1756

※もよりの交通事故紛争処理センターの所在については、同センターのホームページでご確認いただくか、同センター本部までご照会ください。

自動車共済
普通共済約款

ご契約内容を定めた普通共済約款・特約を掲載しております。
ご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

自動車共済普通共済約款

1　賠償責任条項
2　人身傷害条項
3　搭乗者傷害条項
4　車両条項
5　基本条項

■　自動車共済普通共済約款および特約条項に共通する用語の定義

自動車共済普通共済約款および特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用　語	定　　義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被共済者以外の医師をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で被共済者のために既に回収されたものをいいます。
危険物	次の①から③までのいずれかに該当する物をいいます。 ①　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類または危険物 ②　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第２条（定義）に定める可燃物 ③　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条（定義）に定める毒物または劇物
記名被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次の①または②のいずれかに該当するものに限ります。 ①　別表１に掲げる後遺障害 ②　別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの （注）被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
故障損害	偶然な外来の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害をいいます。
自家用８車種	用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかである自動車をいいます。

自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条（定義）第２項に定める自動車および同条第３項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。
指定金融機関	当組合が共済掛金の口座振替の取扱いを指定している金融機関等をいいます。
自賠責共済等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任共済または責任保険をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
走行不能	自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。
創傷感染症	丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。
治療	医師による治療をいいます。
治療日数	入院した日数または通院した日数（注１）をいいます。ただし、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときは、その処置日数を含みます。 （注１）通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表５に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。 （注２）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
月割短期掛金率	普通共済約款別表４「月割短期掛金率表」に定める月割短期掛金率をいいます。

入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被共済自動車	共済証書記載の自動車（契約自動車）をいいます。
被共済自動車の価額	被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）被共済自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。
被共済自動車の所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被共済自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被共済自動車を所有する者
被共済者	共済の補償を受けることができる者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被共済者の自己負担となります。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
用途車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第１項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。

1　賠償責任条項

■　用語の定義

この賠償責任条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
自賠責共済等によって支払われる金額	被共済自動車に自賠責共済等の契約が締結されていない場合は、自賠責共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
対人事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。

第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）

(1) 当組合は、対人事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

(2) 当組合は、１回の対人事故による (1) の損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

第２条（共済金を支払う場合－対物賠償）

当組合は、対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

第３条（共済金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）

(1) 当組合は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の法定代理人（注１）の故意

② 記名被共済者以外の被共済者の故意

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 台風、洪水または高潮

⑥ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 被共済自動車を競技もしくは曲技（注４）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

(2) 当組合は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）共済契約者または記名被共済者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）使用済燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

（注４）競技または曲技のための練習を含みます。
（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その２　対人賠償）

(1) 当組合は、対人事故により次の①から⑤までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合は、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

① 記名被共済者
② 被共済自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被共済者の父母、配偶者または子
④ 被共済者の業務（注）に従事中の使用人
⑤ 被共済者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被共済者が被共済自動車をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

(2) (1) の⑤の規定にかかわらず、当組合は、被共済自動車の所有者および記名被共済者が個人である場合は、記名被共済者がその使用者の業務（注）に被共済自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務（注）に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払います。

（注）家事を除きます。

第５条（共済金を支払わない場合－その３　対物賠償）

当組合は、対物事故により次の①から③までのいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合は、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

① 記名被共済者
② 被共済自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子

第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）

この賠償責任条項における被共済者は、次の①から④までのいずれかに該当する者とします。

① 記名被共済者
② 被共済自動車を使用または管理中の次のアからウまでのいずれかに該当する者
ア．記名被共済者の配偶者
イ．記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
ウ．記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
③ 記名被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被共済者の使用者（注）。ただし、記名被共済者が被共済自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合に限ります。

（注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被共済者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第７条（個別適用）

(1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

(2) (1) の規定によって、第14条（支払共済金の計算－対人賠償）(1) および第15条（支払共済金の計算－対物賠償）(1) に定める当組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

第８条（当組合による援助－対人・対物賠償共通）

被共済者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第９条（当組合による解決－対人賠償）

(1) 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被共済者が当組合と解決条件について合意している場合または当組合が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

(2) (1) の場合は、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。

(3) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1) の規定を適用しません。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が共済金額および自賠責共済等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が当組合と直接、折衝することに同意しない場合

③ 被共済自動車に自賠責共済等の契約が締結されていない場合

④ 正当な理由がなく被共済者が (2) に規定する協力を拒んだ場合

（注）弁護士の選任を含みます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）

(1) 対人事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して (3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して (3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（注）を限度とします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

④ (3) に定める損害賠償額が共済金額（注）を超えることが明らかになった場合

⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合

ア．被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出した額をいいます。

損害賠償額	＝	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	自賠責共済等によって支払われる金額	－	被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) の規定に基づき当組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

（注）同一事故につき既に当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第11条（当組合による解決－対物賠償）

(1) 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被共済者が当組合と解決条件について合意している場合または当組合が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

(2) (1) の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きには、被共済自動車に生じた損害の被共済自動車の所有者および被共済者から相手方への請求に関するものは含みません。

(3) (1) の場合は、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。

(4) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1) の規定を適用しません。

① １回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が共済金額を明らかに超える場合（第15条（支払共済金の計算－対物賠償）(3) の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合は、共済金額にかかわらず、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が10億円を明らかに超える場合とします。）

② 損害賠償請求権者が当組合と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被共済者が (3) に規定する協力を拒んだ場合

④ 共済証書に免責金額の記載がある場合は、１回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が共済証書記載の免責金額を明らかに下回る場合

（注）弁護士の選任を含みます。

第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）

(1) 対物事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に

対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
(2) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（注１）を限度とします。
① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合
ア．被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出した額をいいます。

損害賠償額	＝	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
(5) (2) または (7) の規定に基づき当組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。
(6) １回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が共済金額（注３）を超えると認められる時（第15条（支払共済金の計算－対物賠償）（3）の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合は、共済金額（注３）にかかわらず、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が10億円を明らかに超えると認められる時とします。）以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また、当組合は、（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
① （2）の④に規定する事実があった場合
② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
③ 当組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合
(7) (6) の②または③のいずれかに該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当組合

は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（注１）を限度とします。

（注１）同一事故につき既に当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注２）同一事故につき既に当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（注３）共済証書に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額とします。

第13条（費用－対人・対物賠償共通）

共済契約者または被共済者が支出した次の①から⑥までの費用（注１）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	基本条項第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	基本条項第20条 (1) の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③　緊急措置費用	共済事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当組合の書面による同意を得て支出した費用
④　落下物取片づけ費用	偶然な事故によって被共済自動車に積載していた動産（注２）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被共済者が負担した費用のうち、あらかじめ当組合の同意を得て支出した取り片づけ費用
⑤　示談交渉費用	対人事故または対物事故に関して被共済者の行う折衝または示談について被共済者が当組合の同意を得て支出した費用および第９条（当組合による解決－対人賠償）(2) または第11条（当組合による解決－対物賠償）(3) の規定により被共済者が当組合に協力するために要した費用
⑥　争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被共済者が当組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

（注１）収入の喪失を含みません。

（注２）法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第14条（支払共済金の計算－対人賠償）

(1)　１回の対人事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ共済金額を限度と

します。

共済金の額	＝	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	前条①から③までの費用	－	自賠責共済等によって支払われる金額

(2) 当組合は、(1) に定める共済金のほか、次の①および②の額の合計額を支払います。

① 前条⑤および⑥の費用

② 第９条（当組合による解決－対人賠償）(1) の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第15条（支払共済金の計算－対物賠償）

(1) １回の対物事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、共済金額を限度とします。

共済金の額	＝	被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第13条（費用－対人・対物賠償共通）①から④までの費用	－	被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(2) 当組合は、(1) に定める共済金のほか、次の①および②の額の合計額を支払います。

① 第13条（費用－対人・対物賠償共通）⑤および⑥の費用

② 第11条（当組合による解決－対物賠償）(1) の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(3) (1) ただし書の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合は、当組合の支払う共済金の額は10億円を限度とします。

① 被共済自動車に積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

② 被共済自動車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

③ 航空機（注）の滅失、破損または汚損

（注）飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーンをいいます。

第16条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

(1) 第８条（当組合による援助－対人・対物賠償共通）、第９条（当組合による解決－対人賠償）(1) または第11条（当組合による解決－対物賠償）(1) の規定により当組合が被共済者のために援助または解決にあたる場合は、当組合は、次の①および②に定める金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸し付け、また、仮

差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当組合の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸し付けます。

① 対人事故については、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ共済金額（注１）

② 対物事故については、１回の事故につき、共済金額。ただし、前条（3）の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合は、対物共済金額にかかわらず10億円とします。（注２）

(2) (1) により当組合が供託金を貸し付ける場合は、被共済者は、当組合のために供託金（注３）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1) の貸付けまたは当組合の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ただし書、第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ただし書、同条 (7) ただし書、第14条（支払共済金の計算－対人賠償）(1) ただし書および前条 (1) ただし書の規定は、その貸付金（注３）または供託金（注３）を既に支払った共済金とみなして適用します。

(4) (1) の供託金（注３）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注３）の限度で、(1) の当組合の名による供託金（注３）または貸付金（注３）が共済金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項第22条（共済金の請求）の規定により当組合の共済金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金（注３）が共済金として支払われたものとみなします。

（注１）同一事故につき既に当組合が支払った共済金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注２）同一事故につき既に当組合が支払った共済金または第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注３）利息を含みます。

第17条（先取特権－対人・対物賠償共通）

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当組合に対する共済金請求権（注１）について先取特権を有します。

(2) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当組合から被共済者に支払う場合（注２）

② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1) の先取特権を行使したことにより、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当組合から

被共済者に支払う場合（注３）

(3) 共済金請求権（注１）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権（注１）を質権の目的とし、または (2) の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) の①または④の規定により被共済者が当組合に対して共済金の請求を行うことができる場合を除きます。

（注１）第13条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する共済金請求権を除きます。

（注２）被共済者が賠償した金額を限度とします。

（注３）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第18条（損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整）

共済金額（注）が前条 (2) の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第13条（費用－対人・対物賠償共通）の規定により当組合に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、当組合は、被共済者に対する共済金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払を行うものとします。

（注）第15条（支払共済金の計算－対物賠償）(3) の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、共済金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

２　人身傷害条項

■　用語の定義

この人身傷害条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ①　被共済者（注） ②　被共済者の父母、配偶者または子 （注）被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
自賠責共済等によって支払われる金額	自賠責共済等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
対人賠償共済等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠責共済等以外のものをいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被共済者の生命または身体を害することにより、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
労働者災害補償制度	次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償

	制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第１条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、被共済者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注）に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、共済金請求権者に共済金を支払います。

① 自動車の運行に起因する事故

② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下

(2) (1) の傷害には、ガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次の①および②のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

（注）この損害の額は、第７条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

第２条（共済金を支払わない場合− その１）

当組合は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被共済者が被共済自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

（注１）使用済燃料を含みます。

（注２）原子核分裂生成物を含みます。

（注３）競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第３条（共済金を支払わない場合− その２）

(1) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 被共済者が次のアからウまでのいずれかの状態で自動車を運転している場合に生じた損害
ア．法令に定められた運転資格を持たない状態
イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
③ 被共済者が自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、その自動車が被共済自動車以外の自動車であって、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

(2) 損害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 当組合は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症による損害に対しては、共済金を支払いません。

第４条（共済金を支払わない場合－その３）

(1) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
① 被共済者が被共済者の使用者の業務（注１）のために、被共済自動車以外のその使用者の所有する自動車（注２）を運転している場合
② 被共済者が被共済自動車以外の記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が所有（注３）または常時使用する自動車に搭乗している場合
③ 次条（1）の④の被共済者が被共済自動車以外の自ら所有（注３）または常時使用する自動車を運転している場合
④ 被共済者が、被共済自動車以外の自動車であって、その用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であるものに搭乗している場合
⑤ 被共済者が、被共済自動車以外の自動車であって、自動車検査証に事業用と記載されている自動車を運転している場合

(2) 当組合は、被共済者が被共済自動車以外の自動車に競技もしくは曲技（注４）のために搭乗中（注５）または競技もしくは曲技（注４）を行うことを目的とする場所において搭乗中（注５）に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）家事を除きます。
（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注３）所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする貸借契約

による借入れを含みます。
（注４）競技または曲技のための練習を含みます。
（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第５条（被共済者の範囲）

(1) この人身傷害条項における被共済者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。

① 記名被共済者
② 記名被共済者の配偶者
③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤ ①から④まで以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者

(2) (1) に定める者のほか、次の①または②のいずれかに該当する者をこの人身傷害条項における被共済者とします。ただし、これらの者が被共済自動車の運行に起因する事故によりその身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

① 被共済自動車の保有者（注２）
② 被共済自動車の運転者（注３）

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

（注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注２）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。
（注３）自動車損害賠償保障法第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。

第６条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第７条（損害額の決定）

(1) 損害額（注）は、被共済者が人身傷害事故の直接の結果として、次の①から③までのいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める基準により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、区分ごとに定める上記の額が自賠責共済等によって支払われる金額を下回る場合は、自賠責共済等によって支払われる金額とします。

区　分	被共済者の状態等
①　傷害	生活機能または業務能力の減少または滅失をきたし、治療を要した場合
②　後遺障害	身体の一部を失い、またはその機能に重大な障害を永久に残した場合。ただし、同一事故により被共済者が死亡した場合を除きます。
③　死亡	死亡した場合

(2) 賠償義務者がある場合は、共済金請求権者は、(1) の規定にかかわらず、当組合の

同意を得て、(1) の区分ごとに別紙に定める基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害にかかわる部分を除いた金額のみを、当組合が共済金を支払うべき損害の額として、当組合に請求することができます。この場合における賠償義務者に損害賠償請求すべき損害にかかわる部分とは、(1) の区分ごとに算定された金額に対し、次の①または②の手続きに基づいて決定した賠償義務者の責任割合を乗じた額（賠償義務者がある場合において、自賠責共済等によって支払われる金額を下回る場合は、自賠責共済等によって支払われる金額とします。）の合計額とします。

① 当組合と共済金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、当組合と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

(3) (2) の場合は、基本条項第29条（代位）(1) の規定にかかわらず、当組合は、被共済者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

（注）当組合が共済金を支払うべき損害の額をいいます。

第８条（費用）

共済契約者または被共済者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第20条 (1) の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために当組合の書面による同意を得て支出した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第９条（支払共済金の計算）

(1) １回の人身傷害事故につき当組合の支払う共済金の額は、被共済者１名につき、次の算式により算出した額とします。この場合において、１回の人身傷害事故につき当組合の支払う共済金の額は、被共済者１名につき共済金額を限度とします。ただし、別表１の表１もしくは別表１の表２の第１級もしくは第２級に掲げる後遺障害または別表１の表２の第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、共済金額が無制限以外のときは、共済金額の２倍の金額を限度とします。

共済金の額	＝	第７条（損害額の決定）(1) の規定により決定される損害額	＋	前条の費用	－	次の①から⑥までの合計額

① 自賠責共済等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定し、または支払われた金額

② 対人賠償共済等によって賠償義務者が第１条（共済金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた共済金もしくは保険金の額

③ 共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定し、または支払われた額（注１）

⑤　第７条（1）の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑥　①から⑤までのほか、第１条（1）の損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注２）

(2)（1）の規定にかかわらず、共済金請求権者が第７条（損害額の決定）(2）の規定により賠償義務者に損害賠償請求すべき損害にかかわる部分を除いた金額のみを請求した場合は、１回の人身傷害事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。この場合において、１回の人身傷害事故につき当組合の支払う共済金の額は、被共済者１名につき共済金額を限度とします。ただし、別表１の表１もしくは別表１の表２の第１級もしくは第２級に掲げる後遺障害または別表１の表２の第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、共済金額が無制限以外のときは、共済金額の２倍の金額を限度とします。

共済金の額	＝	第７条（2）の規定により、共済金請求権者が当組合の同意を得て請求した額	＋	前条の費用	－	次の①から③までの合計額

①　労働者災害補償制度によって既に給付が決定し、または支払われた額（注１）

②　第７条（2）の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

③　①および②のほか、第１条（共済金を支払う場合）（1）の損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注２）

（注１）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注２）共済金等の給付が定額であるその他の傷害共済等の共済金等を除きます。

第10条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

(1）被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2）正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第１条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1）と同様の方法で支払います。

第11条（共済契約者、被共済者または共済金請求権者の義務等）

(1）被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が第１条（共済金を支払う場合）(1）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、共済金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求を行い、かつ、次の①から⑤までの事項を書面によって当組合に通知しなければなりません。

①　賠償義務者の住所、氏名または名称および被共済者との関係

②　賠償義務者の損害に対して共済金または保険金を支払う対人賠償共済等の有無

およびその内容

③　賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④　共済金請求権者が第１条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責共済等もしくは対人賠償共済等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

⑤　人身傷害事故の原因となった被共済自動車以外の自動車がある場合は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被共済者との関係

(2)（1）のほか、共済金請求権者は、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当組合が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

(3) 当組合は、共済金請求権者が正当な理由がなく（1）または（2）の義務を怠った場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(4) 共済契約者または被共済者は、人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度（注）の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(5) 共済契約者または共済金請求権者は、損害賠償にかかわる責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当組合の承認を得なければなりません。

(6) 共済契約者または共済金請求権者が正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、当組合は、共済契約者または共済金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求を行うことによって取得できたと認められる額を差し引いて共済金を支払います。

(7) 当組合は、賠償義務者または第１条（共済金を支払う場合）(1) の損害を補償するために共済金、保険金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、共済金、保険金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当組合の支払共済金について通知することができます。

（注）健康保険等をいいます。

第12条（共済金の支払による請求権の移転）

当組合が人身傷害条項の共済金を支払った損害について、共済金請求権者が、その補償にあてるべき共済金、保険金その他の給付（注）の請求権を有していた場合は、その請求権は、共済金の支払時に当組合に移転するものとします。この場合において、その請求権を当組合が行使するにあたって、当組合が必要とする書類の提出等を求めたときは、共済金請求権者は、これに協力しなければなりません。

（注）共済金等の給付が定額であるその他の傷害共済等の共済金等を含みません。

第13条（当組合の指定する医師が作成した診断書の要求）

(1) 当組合は、基本条項第25条（当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求）によるほか、治療期間が１年を超える場合は、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被共済者に対し当組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。

(2)（1）の診断のために要した費用（注）は、当組合が負担します。

（注）収入の喪失を含みません。

3　搭乗者傷害条項

■　用語の定義

この搭乗者傷害条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、重度後遺障害特別共済金、重度後遺障害介護費用共済金および医療共済金をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。

第１条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、被共済者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

① 被共済自動車の運行に起因する事故

② 被共済自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被共済自動車の落下

(2) (1) の傷害には、ガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次の①または②のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第２条（共済金を支払わない場合－その１）

(1) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 被共済者が次のアからウまでのいずれかの状態で被共済自動車を運転している場合に生じた傷害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被共済者が被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中に生じた傷害

④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 当組合は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、共済金を支払いません。

第３条（共済金を支払わない場合－その２）

当組合は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対して

は、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被共済自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

（注１）使用済燃料を含みます。

（注２）原子核分裂生成物を含みます。

（注３）競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第４条（被共済者の範囲）

(1) この搭乗者傷害条項における被共済者は、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

② 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第５条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第６条（死亡共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、共済金額の全額を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。

(2) (1) の被共済者の法定相続人が２名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合により (1) の死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

第７条（後遺障害共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表１の表１または別表１の表２に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

後遺障害共済金の額	＝	共済金額	×	別表１の表１または別表１の表２に掲げる後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合

(2) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づ

き、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

第８条（重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表１の表１または別表１の表２の第１級もしくは第２級または別表１の表２の第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の算式により算出した額を重度後遺障害特別共済金として被共済者に支払います。ただし、100万円を限度とします。

重度後遺障害特別共済金の額	＝	共済金額	×	10%

(2) 当組合は、被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に (1) に定める後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の算式により算出した額を重度後遺障害介護費用共済金として被共済者に支払います。ただし、500万円を限度とします。

重度後遺障害介護費用共済金の額	＝	共済金額	×	別表１の表１または別表１の表２に掲げる後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合	×	50%

(3) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、(1) および (2) のとおり算出した額を重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金として支払います。

第９条（医療共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、次の①または②に定める額を医療共済金として被共済者に支払います。

支払事由	医療共済金
① 治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が５日以上（注）の場合 （注）5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。	傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表２に定める金額
② ①以外で、事故発生日の日からその日を含めて180日以内に治療のために病院または診療所に入院または通院した場合	１万円

(2) (1) の①の場合において、別表２の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(3) (1) の①の場合において、同一事故により被った傷害の部位および症状が別表２の複数の項目に該当する場合は、当組合は、それぞれの項目により支払われるべき共済金のうち、最も高い金額を医療共済金として支払います。

(4) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる傷害を被り、(1) の①に規定する治療日数の合計が５日以上となる前に、さらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当組合は、第11条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）(1) の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき共済金の額のうち、高い方の額を医療共済金として支払います。ただし、既に (1) の②による医療共済金を支払った場合を除きます。

第10条（支払共済金の競合）

当組合は、死亡共済金を支払う場合において、１回の事故につき、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金があるときは、共済金額から既に支払った後遺障害共済金の額を差し引いて、その残額を支払います。

第11条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被共済者が第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第１条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第12条（当組合の責任限度額等）

(1) １回の事故につき、当組合が支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の額は、第６条（死亡共済金の支払）、第７条（後遺障害共済金の支払）、第10条（支払共済金の競合）および前条の規定による額とし、かつ、共済金額を限度とします。

(2) 当組合は、次の①および②の共済金の合計額が共済金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金を支払います。

① (1) に定める死亡共済金および後遺障害共済金

② 第８条（重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払）ならびに前条の規定による重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金

(3) 当組合は、(1) および (2) に定める共済金のほか、１回の事故につき、第９条（医療共済金の支払）および前条の規定による医療共済金を支払います。

4　車両条項

■　用語の定義

この車両条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
キャリア	自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
共済価額	被共済自動車に損害が生じた地および時における被共済自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。

全損	第６条（共済金の支払における損害額の決定）(1) の損害額または第７条（修理費）の修理費が共済価額以上となる場合（注）をいいます。 （注）車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被共済自動車に備えつけられている状態をいいます。
損害額	当組合が共済金を支払うべき損害の額をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	自動車に定着または装備されている物および車室内でのみ使用することを目的として被共済自動車に固定されている自動車用電子式航法装置（カーナビゲーションシステム）、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器（ＥＴＣ車載器）その他これらに準ずる物をいいます。ただし、次の①から④までの物は含みません。 ①　燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ②　法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③　通常装飾品とみなされる物 ④　付属機械装置（注） （注）医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第１条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって被共済自動車に生じた損害および被共済自動車の盗難によって生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被共済者に共済金および費用を支払います。

(2) (1) の被共済自動車の盗難によって生じた損害には、被共済自動車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、被共済自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている動産の盗難に伴って被共済自動車に生じた損害を含みます。

(3) 被共済自動車には、その付属品を含みます。

第２条（共済金を支払わない場合－その１）

当組合は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①　次のアからオまでのいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注１）

イ．所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注１）

ウ．上記アおよびイに定める者の法定代理人

エ．上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または

共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 被共済自動車を競技もしくは曲技（注４）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

（注１）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）使用済燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

（注４）競技または曲技のための練習を含みます。

（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第３条（共済金を支払わない場合－その２）

当組合は、次の①から⑥までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 故障損害

③ 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害。ただし、被共済自動車から取りはずされて車上にない被共済自動車の鍵の盗難（注１）により、被共済者が第７条（修理費）(2) に定める修理費を負担したことによって被った損害を除きます。

④ 付属品のうち被共済自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑤ タイヤ（注２）に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

（注１）紛失を除きます。

（注２）チューブを含みます。

第４条（共済金を支払わない場合－その３）

当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注）
② 所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注）
③ ①および②に定める者の法定代理人
④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

第５条（被共済者の範囲）

この車両条項における被共済者は、被共済自動車を所有する者とします。

第６条（共済金の支払における損害額の決定）

(1) 損害額は、共済価額によって定めます。

(2) 被共済自動車の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出した額を損害額とします。ただし、共済価額を限度とします。

損害額	＝	修理費	－	修理に際し、部分品を交換したために被共済自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

第７条（修理費）

(1) この車両条項における修理費とは、損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被共済自動車の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2) 次の①または②のいずれかに該当する事由により、被共済自動車の鍵およびその錠一式を交換するために要した費用は、(1) に定める修理費に含めます。

① 被共済自動車のドア、トランク等のいずれかの錠に損害が生じたこと。
② 被共済自動車の鍵が盗難（注）されたこと。

（注）紛失を除きます。

第８条（費用）

次条の費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の①から⑥までの費用（注）をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第20条 (1) の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 応急処置	共済金の支払対象となる事故により被共済自動車が走行不能とな

費用	った場合に、その走行不能となった地において被共済自動車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。ただし、当組合が必要と認める処置のために生じる費用に限ります。
④　運搬費用	共済金の支払対象となる事故により被共済自動車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地から被共済者の指定する修理工場または当組合が指定する場所まで、陸送車等により被共済自動車を運搬するために要した費用。ただし、被共済自動車の修理等を行う場所として社会通念上妥当と認められる場所まで被共済自動車を運搬するために生じる費用に限ります。
⑤　引取費用	次のアまたはイのいずれかの引取費用。ただし、被共済自動車の引取場所として社会通念上妥当と認められる場所において被共済自動車を引き取るために生じる費用に限ります。 ア. 共済金の支払対象となる事故により被共済自動車が走行不能となった場合に、修理工場等において被共済自動車の損傷の修理が完了した後、被共済自動車を引き取るために要した費用 イ．盗難にあった被共済自動車を引き取るために要した費用のうち、③もしくは④またはア以外の費用
⑥　共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被共済自動車の分担額

（注）収入の喪失を含みません。なお、③および④の費用に付随して発生した現場清掃の費用を被共済者が負担した場合は、その費用を含みます。

第９条（支払共済金の計算）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う共済金の額は、次の①および②に定めるとおりとします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。

①　全損の場合は、共済価額

②　①以外の場合は、次の算式により算出した額（注１）

共済金の額	＝	第６条（共済金の支払における損害額の決定）の損害額	－	共済証書記載の免責金額（注２）

(2) 当組合は、(1) に定める共済金のほか、前条の費用の合計額を被共済者に支払います。ただし、同条③から⑤までの費用の合計額は、１回の事故につき、15万円を限度とします。

(3) 損害額および費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額（注３）を超過するときは、当組合は、(1) および (2) に定める共済金の額からその超過額を差し引いて共済金を支払います。

(4) 当組合は、(2) および (3) の規定によって支払うべき費用と (1) および (3) に定める共済金の合計額が共済金額を超える場合であっても、費用を支払います。

（注１）共済金額が共済価額に達しない場合は、これに共済金額の共済価額に対する割合を乗じた額とします。

（注２）当組合が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、共済期間中に、基本条項第23条（車両無過失事故に関する特則）の規定が適用さ

れる事故または第８条（費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生回数に含めないものとします。

（注３）損害額および費用の合計額から（１）および（２）に定める共済金の合計額を差し引いた額をいいます。

第10条（現物による支払）

当組合は、被共済自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

第11条（被害物についての当組合の権利）

(1) 当組合が全損として共済金を支払った場合は、当組合は、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った共済金の額が共済価額に達しない場合は、当組合は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) 被共済自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、当組合は、支払った共済金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1) および (2) の場合において、当組合がその権利を取得しない旨の意思を表示して共済金を支払ったときは、被共済自動車またはその部分品もしくは付属品について被共済者が有する所有権その他の物権は当組合に移転しません。

第12条（盗難自動車の返還）

当組合が第１条（共済金を支払う場合）に定める被共済自動車の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被共済自動車が発見された場合は、被共済者は、既に受け取った共済金を当組合に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合は、発見されるまでの間に被共済自動車に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

５　基本条項

■　用語の定義

この基本条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
相手自動車	その所有者が被共済自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
危険	共済契約の締結に際し、その共済契約によりてん補することとされる損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金がその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に対して不足する状態になることをいいます。
共済金	賠償責任条項、人身傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項の共済金をいいます。
車対車事故	被共済自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当組合が告知を求めたもの（注）をいいます。 （注）他の共済契約等に関する事項を含みます。

自動車の新規取得	被共済自動車と同一の用途車種（注１）の自動車を新たに取得（注２）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 （注１）別表３に掲げる用途車種をいいます。 （注２）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
失効	契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
所有自動車	次の①から④までのいずれかに該当する者が所有（注１）する自動車（注２）をいいます。 ① 被共済自動車の所有者 ② 記名被共済者 ③ 記名被共済者の配偶者 ④ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 （注１）所有権留保条項付売買契約に基づく購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。 （注２）被共済自動車および新規取得自動車を除き、別表３に記載の被共済自動車と同一の用途車種の自動車に限ります。
新規取得自動車	新たに取得（注）し、または借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済者等債権	損害賠償請求権その他の債権をいい、次の①から④までの求償権および請求権を含みます。 ① 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権 ② 自賠責共済等に対する請求権 ③ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業に対する請求権 ④ ②または③のほか、人身傷害条項に係る損害について、その補償にあてるべき共済金、保険金その他の金銭の請求権
無効	共済契約のすべての効力が共済契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。

第１条（共済責任の始期および終期）

(1) 当組合の共済責任は、共済期間の初日の午後４時（注）に始まり、共済期間の末日の午後４時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（注）共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第２条（共済掛金の払込方法）

(1) 共済契約者は、この普通共済約款に付帯される特約の規定により定めた共済掛金の払込方法に従い、この共済契約の共済掛金を払い込まなければなりません。ただし、この普通共済約款に付帯される特約の規定により共済掛金の払込方法を定めなかった場合には、共済掛金は、共済契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 共済期間が始まった後でも、共済契約者が共済掛金の払込みを怠った場合は、この普通共済約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当組合は、共済期間の初日から共済掛金領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第３条（共済責任のおよぶ地域）

当組合は、被共済自動車が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ共済金を支払います。

（注）日本国外における日本船舶内を含みます。

第４条（告知義務）

(1) 共済契約者または記名被共済者（注１）になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者または記名被共済者（注１）が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2) に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合

② 当組合が共済契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注２）

③ 共済契約者または記名被共済者（注１）が当組合が共済金を支払うべき事故の発生前に、告知事項について書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が共済契約締結の際に当組合に告げられていたとしても、当組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当組合が (2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または共済契約締結の時の翌日から起算して５年を経過した場合

(4) 2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（注１）車両条項においては、被共済者とします。

（注２）当組合のために共済契約の締結の代理を行う者が事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第５条（通知義務）

(1) 共済契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当組合への通知は必要ありません。

① 被共済自動車の用途車種または登録番号（注１）を変更したこと。
② この共済契約の共済掛金を決定するための共済事故歴等の条件に変更を生じさせる事実が発生したこと。
③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注２）が発生したこと。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当組合が (2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して５年を経過した場合は適用しません。

(4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲（注３）を超えることとなった場合は、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(7) (6) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(8) 共済契約締結の後、共済契約申込書等または共済証書に記載された等級に変更を生じさせる事実が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

（注１）車両番号および標識番号を含みます。
（注２）告知事項のうち、共済契約締結の際に当組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
（注３）共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたものをいいます。

第６条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が共済証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

第７条（被共済自動車の譲渡または返還）

(1) 被共済自動車が譲渡（注１）された場合であっても、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注２）に移転しません。ただし、共済契約者がこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利お

よび義務を被共済自動車の譲受人に譲渡する旨を書面により当組合に通知し、承認の請求を行った場合において、当組合がこれを承認したときは、譲受人（注２）に移転します。

(2) 当組合は、被共済自動車が譲渡（注１）された後（注３）に、被共済自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者または記名被共済者とする共済契約が締結されている場合の被共済自動車の返還を含みます。

（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

（注３）(1) ただし書の書面を受領した後を除きます。

第８条（被共済自動車の入替）

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合に、共済契約者が書面によりその旨を当組合に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被共済自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当組合がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この共済契約を適用します。

① 次のアからエまでのいずれかに該当する者が自動車の新規取得をした場合。

ア．被共済自動車の所有者

イ．記名被共済者

ウ．記名被共済者の配偶者

エ．記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

② 被共済自動車の廃車等（注１）。ただし、①のアからエまでのいずれかに該当する者の所有自動車がある場合に限ります。

(2) (1) の被共済自動車の所有者とは、「普通共済約款および特約条項に共通する用語の定義」の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被共済自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、被共済自動車を所有する者

(3) 当組合は、自動車の新規取得または被共済自動車の廃車等（注１）があった後（注２）に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）被共済自動車が廃車、譲渡または返還された場合をいいます。

（注２）(1) の書面を受領した後を除きます。

第９条（共済契約の無効）

(1) 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は、無効とします。

(2) (1) の規定により無効となる場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

第10条（共済契約の取消し）

(1) 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合は、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り

消すことができます。
(2) 損害または傷害が発生した後に (1) の規定による取消しが行われた場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

第11条（共済金額の調整）

(1) 共済契約締結の際、車両条項の共済金額が被共済自動車の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者（注）が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。
(2) 共済契約締結の後、被共済自動車の価額が著しく減少した場合は、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の共済金額を減少後の被共済自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

（注）車両条項第５条（被共済者の範囲）に規定する被共済者をいいます。

第12条（共済契約の解除）

(1) 当組合は、第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(1) または第８条（被共済自動車の入替）(1) の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、被共済自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。
(2) 当組合は、共済契約者が第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または (2) のいずれかの追加共済掛金の払込みを怠ったとき（注）は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
(3) 共済契約者は、当組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
(4) (1) に基づく当組合の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

（注）当組合が共済契約者に対して追加共済掛金の請求を行ったにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第13条（重大事由による解除）

(1) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 共済契約者、記名被共済者または車両条項の被共済者が次のアからオまでのいずれかに該当すること。
ア．反社会的勢力（注１）に該当すると認められること。
イ．反社会的勢力（注１）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ．反社会的勢力（注１）を不当に利用していると認められること。
エ．法人である場合において、反社会的勢力（注１）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注１）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④　①から③までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が①から③までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当組合は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその被共済者に係る部分を解除することができます。

①　被共済者（注２）が（1）の③のアからオまでのいずれかに該当すること。

②　人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被共済者に生じた損害（注３）または傷害に対して支払うべき共済金を受け取るべき者が（1）の③のアからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) の①から④までのいずれかの事由または (2) の①もしくは②のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(4) 共済契約者または記名被共済者が (1) の③のアからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合は、(3) の規定は、次の①または②の損害については適用しません。

①　賠償責任条項に基づく共済金を支払うべき損害（注４）

②　車両条項に基づき共済金を支払うべき損害のうち、(1) の③のアからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害

(5) 車両条項の被共済者が (1) の③のアからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合、または (2) の規定による解除がなされた場合は、(3) の規定は、次の①または②の損害または傷害については適用しません。

①　(4) の①および②の損害（注４）

②　人身傷害条項または搭乗者傷害条項に基づき共済金を支払うべき損害または傷害のうち、(1) の③のアからウまでまたはオのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害（注５）または傷害。ただし、その損害（注５）または傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が（1）の③のアからウまでまたはオのいずれかに該当する場合は、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとします。

（注１）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注２）賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被共済者であって、記名被共済者または車両条項の被共済者以外の者に限ります。

（注３）被共済者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

（注４）賠償責任条項第13条（費用一対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1) の③のアからオまでのいずれかに該当する被共済者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

（注５）(1) の③のアからウまでまたはオのいずれにも該当しない被共済者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第14条（共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第４条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合（注１）において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、危険の増加または危険の減少が生じた時以後の期間（注２）に対する共済掛金を返還または請求します。

(3) (1) または (2) の規定により追加共済掛金を請求する場合において、第12条（共済契約の解除）(2) の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当組合は、共済金を支払いません（注３）。ただし、危険増加が生じた場合において、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については共済金を支払います。

(4) 当組合が第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(1) または第８条（被共済自動車の入替）(1) のいずれかの規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。

(5) (4) の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(6) (1)、(2) および (4) のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面により共済契約の条件の変更を当組合に通知し、承認の請求を行い、当組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。

(7) (6) の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通共済約款および被共済自動車について適用される特約に従い、共済金を支払います。

（注１）その事実を当組合が知った場合であって、共済契約者、記名被共済者または車両条項の被共済者からその通知がないときを含みます。

（注２）共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険の増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

（注３）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第16条（共済掛金の返還－無効または失効の場合）

(1) 第９条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合は、当組合は、共済掛金を返還しません。

(2) 共済契約が失効となる場合は、当組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した

共済掛金を返還します。

第17条（共済掛金の返還－取消しの場合）

第10条（共済契約の取消し）の規定により当組合が共済契約を取り消した場合は、当組合は、共済掛金を返還しません。

第18条（共済掛金の返還－共済金額の調整の場合）

(1) 第11条（共済金額の調整）(1) の規定により共済契約者が共済契約を取り消した場合は、当組合は、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

(2) 第11条 (2) の規定により共済契約者が共済金額の減額を請求した場合は、当組合は、減額前の共済金額に対応する共済掛金と減額後の共済金額に対応する共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還します。

第19条（共済掛金の返還－解除の場合）

(1) 第４条（告知義務）(2)、第５条（通知義務）(2)、同条（6)、第12条（共済契約の解除）(1)、同条（2）または第13条（重大事由による解除）(1) の規定により当組合が共済契約を解除した場合は、当組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

(2) 第12条（共済契約の解除）(3) の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合は、当組合の定めるところにより、月割短期掛金率または日割のいずれかにより計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還します。

第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表左欄の①から⑩までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。この場合において、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合の取扱いは、右欄のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
①　損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて共済金を支払います。
②　事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当組合に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
③　次のアからウまでの事項を遅滞なく、書面等により当組合に通知すること。 ア．事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④　被共済自動車または被共済自動車の鍵の盗難（注1）があった場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。	

⑤　被共済自動車を修理する場合は、修理工場の選定を含め、あらかじめ当組合の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。	
⑥　他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて共済金を支払います。
⑦　損害賠償の請求（注2）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当組合の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて共済金を支払います。
⑧　損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当組合に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
⑨　他の共済契約等の有無および内容（注3）について、遅滞なく当組合に通知すること。	
⑩　①から⑨までのほか、次のアおよびイのことを履行すること。 ア．当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出すること。 イ．当組合が損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1) の③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（注１）紛失を除きます。

（注２）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注３）既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第21条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。

(2) 賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項に関しては、(1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、それらの額の合計額を、賠償

責任条項、人身傷害条項および車両条項の損害額または費用（注）の額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

(3) (2) の損害額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（注）それぞれの共済契約または保険契約において、損害額または費用の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

第22条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する共済金請求権は、次の①から④までの時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 人身傷害条項に係る共済金の請求に関しては、次のアからウまでの時

ア．被共済者が死亡した場合は、その死亡した時

イ．被共済者に後遺障害が生じた場合は、その後遺障害が生じた時

ウ．被共済者が傷害を被った場合は、被共済者が治療が必要と認められない程度に治った時

③ 搭乗者傷害条項に係る共済金の請求に関しては、次のアからウまでの時

ア．死亡共済金については、被共済者が死亡した時

イ．後遺障害共済金、重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ウ．医療共済金については、被共済者が治療が必要と認められない程度に治った時、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が５日となった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④ 車両条項に係る共済金の請求に関しては、損害発生の時

(2) 被共済者または共済金請求権者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までの書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注１）については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 共済金の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書（注１）

③ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書（注２）、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑤ 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入を示す書類

⑥ 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑦ 賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払ま

たは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑧　賠償責任条項における対物事故または車両条項に係る共済金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注３）および被害が生じた物の写真または画像データ

⑨　その他当組合が第24条（共済金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、この共済契約に付帯される特約の規定または共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたもの

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

①　被共済者と同居または生計を共にする配偶者（注４）

②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求することができない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求することができない事情がある場合は、①以外の配偶者（注４）または②以外の３親等内の親族

(4) (3) の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 人身傷害条項の共済金の請求は、被共済者ごとに共済金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

(7) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（注１）人の死傷を伴う事故または被共済自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注２）死体検案書を含みます。

（注３）既に支払がなされた場合は、その領収書とします。

（注４）用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第23条（車両無過失事故に関する特則）

(1) 当組合は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす車対車事故については、この共済契約に適用する普通共済約款車両条項の免責金額および当組合と締結される次契約に適用するノンフリート等級の決定にあたって、その事故がなかったものとして取り扱います。ただし、車両条項（注１）に係る共済金のみが支払われる事故に限ります。

①　次のアまたはイのいずれかの場合に該当すること。

ア．当組合が事故状況の調査を行った結果、その車対車事故が次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当し、かつ、その発生に関して被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合

(ｱ) 相手自動車が被共済自動車に追突した事故

(ｲ) 対向車線を走行中の相手自動車がセンターラインをオーバーしたことにより被共済自動車に衝突または接触した事故

(ｳ) 信号機により交通整理の行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（注２）に従わずに進行したことにより、青色の灯火表示（注３）に従い進行した被共済自動車に衝突または接触した事故

(ｴ) 相手自動車が駐車または停車中（注４）の被共済自動車に衝突または接触した事故

イ．その車対車事故の発生に関して被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合

② 車対車事故の相手自動車について、次のアおよびイの事項がいずれも確認されること。

ア．登録番号、車両番号、標識番号または車台番号

イ．車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(2) 被共済者は、(1) の規定に基づき共済金の支払を請求する場合、前条 (2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①から③までの書類または証拠を当組合に提出しなければなりません。

① 被共済自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印もしくは署名のあるもの

② 被共済自動車の損傷部位の写真または画像データ

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

(3) (1) の規定は、フリート契約Ａ方式（包括方式）の契約については適用しません。

（注１）車両価額協定共済特約および車両全損時諸費用特約を含みます。

（注２）赤色の灯火の点滅を除きます。

（注３）青色の灯火の矢印を含みます。

（注４）継続的に停止している場合に限ります。

第24条（共済金の支払時期）

(1) 当組合は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注２）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者

または共済金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認を行うため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日（注１）からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注３）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1) の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注４）	180日
② (1) の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注５）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注１）被共済者または共済金を受け取るべき者が第22条（共済金の請求）(2) および (3) の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注２）車両条項に規定する共済価額を含みます。

（注３）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注４）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を行う必要がある場合を含みます。

（注５）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条（当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当組合は、人身傷害または搭乗者傷害に関して、第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の②もしくは③のいずれかの規定による通知または第22条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し、当組合の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による被共済者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当組合が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第26条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑧までの書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注１）については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（注１）
③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注２）および被害が生じた物の写真または画像データ
⑧ その他当組合が（6）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたもの

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注３）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求することができない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求することができない事情がある場合は、①以外の配偶者（注３）または②以外の３親等内の親族

(3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当組合が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

(4) 当組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が正当な理由がなく (4) の規定に違反した場合または (1)、(2)

もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（6）当組合は、賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）（2）の①から⑤までのいずれかに該当する場合または同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）（2）の①から④までのいずれかもしくは（6）の①から③までのいずれかに該当する場合は、請求完了日（注４）からその日を含めて30日以内に、当組合が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注５）、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当組合が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（7）（6）の確認を行うため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（6）の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日（注４）からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注６）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① （6）の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注７）	180日
② （6）の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ （6）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（6）の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ （6）の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（8）（6）および（7）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注８）は、これにより調査が遅延した期間については、（6）または（7）の期間に算入しないものとします。

（注１）人の死傷を伴う事故または被共済自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注２）既に支払がなされた場合は、その領収書とします。
（注３）用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
（注４）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続きを完了した日をいいます。
（注５）車両条項に規定する共済価額を含みます。
（注６）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注７）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を行う必要がある場合を含みます。
（注８）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（時効）

共済金請求権は、第22条（共済金の請求）(1) に定める共済金請求権発生の時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第29条（代位）

(1) 人身傷害条項に関しては、損害が生じたことにより共済金請求権者が被共済者等債権を取得した場合において、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その被共済者等債権は当組合に移転します。ただし、当組合に移転する債権は、次の算式により算出した額を限度とします。

限度額	＝	当組合が支払った共済金の額	－	（人身傷害条項第７条(損害額の決定)の(1)の規定により決定される損害の額	＋	人身傷害条項第８条(費用)の費用	－	人身傷害条項第７条の(1)の区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る金額）

(2) (1) 以外に関しては、損害が生じたことにより被共済者が被共済者等債権を取得した場合において、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その被共済者等債権は当組合に移転します。ただし、当組合に移転する債権は、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区　分	当組合に移転する債権の限度額
①　当組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合	被共済者が取得した被共済者等債権の全額
②　当組合が損害の額の一部を共済金として支払った場合	被共済者が取得した被共済者等債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(3) (2) の②の場合において、当組合に移転せずに被共済者が引き続き有する被共済者等債権は、当組合に移転した被共済者等債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 被共済者が取得した被共済者等債権が車両損害に関するものである場合は、当組合は、正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、当組合はその権利を行使することができます。

①　正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

②　正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している間に生じた損害

③　正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している間に生じた損害

④　正当な権利により被共済自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害

⑤　自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間に生じた損害

(5) 搭乗者傷害条項に関しては、当組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する被共済者等債権は、当組合に移転しません。

(6) 被共済者または共済金請求権者は、(1) または (2) の規定により移転した被共済者等債権を当組合が行使するにあたって、当組合が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当組合が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当組合に協力するために必要な費用は、当組合の負担とします。

第30条（共済契約者の変更）

(1) 共済契約締結の後、共済契約者は、当組合の承認を得て、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、共済契約者がこの権利および義務を被共済自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(1) の規定によるものとします。

(2) (1) の規定による移転を行う場合は、共済契約者は、書面によりその旨を当組合に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通共済約款および特約条項に関する権利および義務が移転するものとします。

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第31条（共済契約者または共済金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この共済契約について、共済契約者または共済金を受け取るべき者が２名以上である場合は、当組合は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は、他の共済契約者または共済金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者の中の１名に対して行う当組合の行為は、他の共済契約者または共済金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 共済契約者が２名以上である場合は、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（共済金の削減または共済掛金の追徴）

当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金および諸積立金をもって補うことができなかったときは、総代会の議決を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴をすることができるものとします。

第33条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第34条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表１＞　後遺障害等級表

この表は、人身傷害条項および搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。

表１．介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害条項共済金支払割合
第１級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100％
第２級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89％

注１　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注２　既に後遺障害があった同一部位について、事故により後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

表２．１以外の後遺障害

等級	後　遺　障　害	搭乗者傷害条項共済金支払割合
第１級	①　両眼が失明したもの ②　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④　両上肢の用を全廃したもの ⑤　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両下肢の用を全廃したもの	100％

第2級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ②　両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③　両上肢を手関節以上で失ったもの ④　両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第3級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤　両手の手指の全部を失ったもの	78％
第4級	①　両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力を全く失ったもの ④　１上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤　１下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69％
第5級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑤　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑥　１上肢の用を全廃したもの ⑦　１下肢の用を全廃したもの ⑧　両足の足指の全部を失ったもの	59％

第6級	①　両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑧　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの	50%
第7級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②　両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥　１手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの ⑦　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの ⑧　１足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪　両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫　外貌に著しい醜状を残すもの ⑬　両側の睾丸を失ったもの	42%

第8級	①　１眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの ②　脊柱に運動障害を残すもの ③　１手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの ④　１手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの ⑤　１下肢を５センチメートル以上短縮したもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑧　１上肢に偽関節を残すもの ⑨　１下肢に偽関節を残すもの ⑩　１足の足指の全部を失ったもの	34％
第9級	①　両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②　１眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③　両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥　咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨　１耳の聴力を全く失ったもの ⑩　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫　１手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの ⑬　１手のおや指を含み２の手指またはおや指以外の３の手指の用を廃したもの ⑭　１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの ⑮　１足の足指の全部の用を廃したもの ⑯　外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰　生殖器に著しい障害を残すもの	26％
第10級	①　１眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②　正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③　咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	20％

	④　14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦　１手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの ⑧　１下肢を３センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの ⑩　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	①　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④　10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥　１耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦　脊柱に変形を残すもの ⑧　１手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨　１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの ⑩　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15％
第12級	①　１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④　１耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑧　長管骨に変形を残すもの ⑨　１手のこ指を失ったもの ⑩　１手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪　１足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの ⑫　１足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの ⑬　局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭　外貌に醜状を残すもの	10％

第13級	①　１眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③　１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの ⑤　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥　１手のこ指の用を廃したもの ⑦　１手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧　１下肢を１センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの ⑩　１足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	７％
第14級	①　１眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの ②　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③　１耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥　１手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦　１手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧　１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの ⑨　局部に神経症状を残すもの	４％

注１　視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力を測定するものとします。

注２　手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注３　手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注４　足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

注５　足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注６　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、その等級の後遺障害とします。

注７　後遺障害が２以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級によります。ただし、下記に掲げる場合においては等級を次のとおり繰り上げます。

①　第13級以上に該当する後遺障害が２以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を

１級繰り上げます。ただし、それぞれの後遺障害に該当する損害額または共済金支払額の合計額が繰上げ後の後遺障害の損害額または共済金支払額を下回るときは前記合計額を採用します。

② 第８級以上に該当する後遺障害が２以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を２級繰り上げます。

③ 第５級以上に該当する後遺障害が２以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を３級繰り上げます。

注８ 既に後遺障害があった同一部位について、事故により障害が加重された場合は、加重後の等級に応じた損害額または共済金支払額から既存の障害に応じた損害額または共済金支払額を差し引いて算出します。

注９ 関節などの説明図

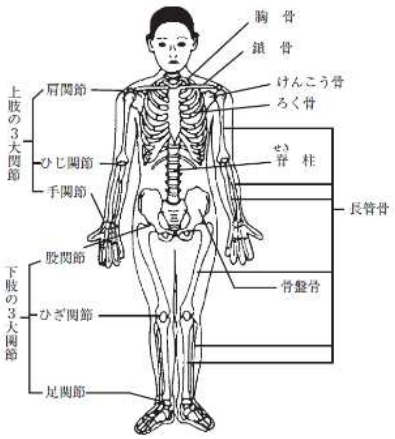

＜別表２＞ 医療共済金支払額基準

＜ 部位・症状別入通院共済金 ＞

部位／症状	頭部	顔面部			頸部	胸部または腹部	背部・腰部または臀部	上肢		下肢	
		眼・歯牙を除く	眼	歯牙				手指を除く	手指	足指を除く	足指
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、筋の損傷もしくは断裂（完全に切断されないもの）または腱の損傷もしくは断裂（完全に切断されないもの）	５万円	５万円	－	－	５万円	５万円	５万円	５万円	５万円	５万円	５万円

挫創または挫滅創	15万円	10万円	―	―	10万円	15万円	15万円	10万円	10万円	10万円	10万円
筋または腱の断裂 (完全に切断されるもの)	―	―	―	―	―	65万円	65万円	35万円	25万円	35万円	20万円
骨折または脱臼	65万円	30万円	―	―	80万円	30万円	60万円	30万円	15万円	50万円	20万円
欠損または切断	―	20万円	―	10万円	―	―	―	60万円	25万円	75万円	30万円
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90万円	―	30万円	―	―	―	―	―	―	―	―
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	90万円	40万円	60万円	―	40万円	―	40万円	40万円	30万円	40万円	20万円
脊髄の損傷または断裂	―	―	―	―	120万円	―	120万円	―	―	―	―
臓器の損傷もしくは破裂（手術を伴うもの）または眼球の損傷もしくは破裂	―	―	60万円	―	―	90万円	―	―	―	―	―
臓器の損傷もしくは破裂 (手術を伴わないもの)	―	―	―	―	―	55万円	―	―	―	―	―
熱傷	10万円	10万円	―	―	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円
その他	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円

注１　胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんこう骨を含みます。

注２　同一の自動車事故により被った傷害の部位および症状が複数の項目に該当する場合、それぞれの項目により支払われる金額のうち、最も高い金額を支払います。

＜別表３＞　被共済自動車の入替ができる用途車種区分表

被共済自動車		入替対象自動車
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン以下） 自家用小型貨物車 特種用途自動車 （キャンピング車）	→	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン以下） 自家用小型貨物車 特種用途自動車 （キャンピング車）
営業用乗用車Ａ 営業用乗用車Ｂ	→	営業用乗用車Ａ 営業用乗用車Ｂ
営業用乗用車Ｃ	→	営業用乗用車Ｃ
営業用乗用車Ｄ	→	営業用乗用車Ｄ
自家用バス	→	自家用バス
営業用バス	→	営業用バス
二輪自動車	→	二輪自動車
原動機付自転車	→	原動機付自転車
自家用軽四輪貨物車 自家用普通貨物車 （最大積載量 2 トン超） 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン以下） 自家用小型貨物車	→	自家用軽四輪貨物車 自家用普通貨物車 （最大積載量 2 トン超） 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） 自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン以下） 自家用小型貨物車
営業用軽四輪貨物車 営業用普通貨物車 （最大積載量２トン超）	→	営業用軽四輪貨物車 営業用普通貨物車 （最大積載量２トン超）

営業用普通貨物車 （最大積載量２トン以下） 営業用小型貨物車		営業用普通貨物車 （最大積載量２トン以下） 営業用小型貨物車
砂利類運送用普通貨物車 普通型ダンプカー （最大積載量２トン超） 普通型ダンプカー （最大積載量２トン以下） 小型ダンプカー	→	砂利類運送用普通貨物車 普通型ダンプカー （最大積載量２トン超） 普通型ダンプカー （最大積載量２トン以下） 小型ダンプカー
Ａ種工作車 （クレーン・ショベル付） Ａ種工作車 （クレーン・ショベル付以外）	→	Ａ種工作車 （クレーン・ショベル付） Ａ種工作車 （クレーン・ショベル付以外）
Ｂ種工作車	→	Ｂ種工作車
特種用途自動車 （キャンピング車以外）	→	特種用途自動車 （キャンピング車以外）
農耕作業用自動車	→	農耕作業用自動車

注１　営業用乗用車Ａとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。

注２　営業用乗用車Ｂとは、営業用乗用車Ａと使用の本拠を同じくするタクシー（個人タクシーを除きます。）をいいます。

注３　営業用乗用車Ｃとは、営業用乗用車Ａおよび営業用乗用車Ｂ以外の営業用乗用車（個人タクシーを除く。）をいいます。

注４　営業用乗用車Ｄとは、個人タクシーをいいます。

＜別表４＞　月割短期掛金率表

既経過期間または未経過期間	月割短期掛金率
１か月まで	1/12
２か月まで	2/12
３か月まで	3/12
４か月まで	4/12
５か月まで	5/12
６か月まで	6/12
７か月まで	7/12
８か月まで	8/12
９か月まで	9/12
10 か月まで	10/12
11 か月まで	11/12
12 か月まで	12/12

（注１）既経過期間または未経過期間について、１か月に満たない日数がある場合は、これを１か月とします。
（注２）月割短期掛金率に小数点以下第５位未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入します。

＜別表５＞　ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

１．長管骨（注１）および脊柱
２．長管骨（注１）に接続する上肢または下肢の３大関節部分。ただし、長管骨（注１）を含めギプス等（注２）を装着した場合に限ります。
３．ろく骨および胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注２）を装着した場合に限ります。
４．上記部位以外の部位。ただし、ギプス等（注２）を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じた場合に限ります。また、手指もしくは足指のみにギプス等（注２）を装着した場合または脱着が容易なギプス等（注２）を装着した場合を除きます。

（注１）上腕骨（じょうわんこつ）・橈骨（とうこつ）・尺骨（しゃっこつ）・大腿骨（だいたいこつ）・脛骨（けいこつ）および腓骨（ひこつ）をいいます。
（注２）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネをいいます。

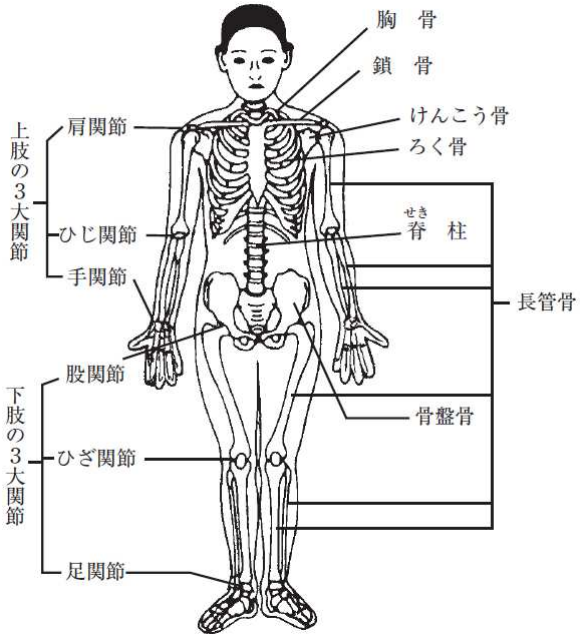

〈別紙〉人身傷害条項損害額基準

第１　傷害による損害

傷害による損害は、被共済者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

１．積極損害

（１）治療関係費

①　応急手当費

応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。

②　診察料

必要かつ妥当な実費とします。

③　入院料

原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。

④　投薬料、手術料、処置料等

必要かつ妥当な実費とします。

⑤　通院費、転院費、入・退院費

必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

⑥　看護料

原則として医師がその療養上看護が必要と認めた場合に限り、次のアまたはイに定めるとおりとします。

ア．厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合

立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。

イ．近親者等が看護した場合

次の（ア）から（ウ）までに定めるとおりとします。

（ア）入院看護をした場合は、１日につき 4,100 円とします。

（イ）医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、被共済者の年齢、傷害の部位・程度、看護状況を勘案して、１日につき 2,050 円とします。

（ウ）12 歳以下の子供もしくは歩行困難な者の通院に付き添った場合は、被共済者の年齢、傷害の部位・程度、看護状況を勘案して、１日につき 2,050 円とします。

⑦　入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院１日につき1,100円とします。

⑧　柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。

⑨　義肢等の費用

次のアまたはイに定めるとおりとします。

ア．傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡（注）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。

イ．アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

⑩　診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とします。

（２）その他の費用

上記（１）以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

（注）コンタクトレンズを含みます。

２．休業損害

受傷により収入（注１）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被共済者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（１）有職者の場合

次の①から④までの算定方法によります。ただし、提出資料上１日あたりの収入額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、１日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被共済者の傷害の態様、治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

①　給与所得者

$$\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

ア．事故直前３か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における３か月間の月例給与の合計額（注２）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。

イ．月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。

ウ．賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

エ．役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被共済者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

② 商工鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家族従業者

$$\frac{(\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}) \times \text{寄与率}}{365\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

ア．事故前１か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被共済者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

イ．寄与率は、被共済者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ．代替労力を利用した場合は、被共済者本人に収入の減少があったものとみなし、被共済者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

$$\frac{\text{事故前1か年間の収入額（注３）} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

ア．自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる者をいいます。

イ．事故前１か年間の収入額、必要経費、代替労力については、「② 商工鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー

「① 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

（２）家事従事者の場合

現実に家事に従事できなかった日数に対し、１日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、治療日数とし、被共済者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

（３）金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

（注１）専ら被共済者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

（注２）本給および付加給の合計額をいいます。

（注３）固定給を除きます。

３．精神的損害

付表Ⅱに基づき計算した金額を基準とします。

なお、被共済者の受傷の態様が重傷（注）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25％の範囲内で割り増します。

また、妊婦が胎児を死産または流産した場合は、次の①から③までのいずれかの金額を加えます。

①	妊娠月数３か月以内	30万円
②	妊娠月数４か月以上６か月以内	50万円
③	妊娠月数７か月以上	80万円

（注）脳挫傷、胸腹部臓器破裂、開放骨折等をいいます。

第２　後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表１によります。

１．逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、（２）に従い、被共済者の区分に応じた計算方法で計算します。

（１）用語

逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。

①　収入額

ア．現実収入額

事故前１か年間または後遺障害確定前１か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

イ．年齢別平均給与額

付表Ⅰによります。

ウ．全年齢平均給与額

付表Ⅰによります。

②　労働能力喪失率

付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被共済者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

③　労働能力喪失期間

付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被共済者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

④　ライプニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。

（２）被共済者区分別計算方法

①　家事従事者以外の有職者

次のアまたはイのいずれか高い額とします。

ア.

現実収入額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応する ライプニッツ係数

イ.

年齢別 平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応する ライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

②　家事従事者および18歳以上の学生

年齢別 平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応する ライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③　幼児および18歳未満の学生

全年齢 平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応する ライプニッツ係数

④　退職後１年を経過していない失業者（注）

①の「現実収入額」を「退職前１年間の収入額」と読み替えて適用します。

⑤　身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

次のアまたはイのいずれか高い額とします

ア.

１８歳 平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応する ライプニッツ係数

イ.

年齢別 平均給与額 の５０％	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応する ライプニッツ係数

（注）定年退職者等を除きます。

２．精神的損害

後遺障害等級別に次の金額を基準とします。

後遺障害等級	父母・配偶者・子のいずれかがいる場合	左記以外
第１級	1,900万円	1,400万円
第２級	1,500万円	1,200万円
第３級	1,250万円	1,000万円
第４級	950万円	
第５級	750万円	
第６級	600万円	
第７級	500万円	
第８級	400万円	
第９級	300万円	
第10級	200万円	
第11級	150万円	
第12級	100万円	
第13級	60万円	
第14級	40万円	

３．将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の（１）および（２）に従い次の算式により計算します。

介護料および諸雑費 × 12 × 介護期間に対応するライプニッツ係数

（１）別表１の表１の第１級に該当する後遺障害の場合

① 介護料および諸雑費

１か月につき20万円とします。

② 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅴに定める平均余命の範囲内で決定します。

③ ライプニッツ係数

介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。

（２）別表１の表１の第２級、別表１の表２の第１級、第２級または第３級（３）もしくは（４）に該当する後遺障害で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

① 介護料および諸雑費

１か月につき10万円とします。

② 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅴに定める平均余命の範囲内で決定します。

③ ライプニッツ係数

介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。

４．その他の損害

上記１から３まで以外の後遺障害による損害については、将来支出される費用を含み、事故と因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライプニッツ係数により控除して認定します。

第３　死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

１．葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。

２．逸失利益

死亡により生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、次の（２）および（３）に従い、被共済者の区分および年金等の受給の有無に応じた計算方法で計算します。

（１）用語

逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。

①　収入額

ア．現実収入額

事故前１か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

イ．年齢別平均給与額

付表Ⅰによります。

ウ．全年齢平均給与額

付表Ⅰによります。

②　生活費

被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次のアからエまでに定める割合とします。

なお、被扶養者とは、被共済者に現実に扶養されていた者をいいます。

ア．被扶養者がいない場合　　50％

イ．被扶養者が１人の場合　　40％

ウ．被扶養者が２人の場合　　35％
エ．被扶養者が３人以上の場合　　30％

③　就労可能年数

付表Ⅵによります。

④　ライプニッツ係数

就労可能年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。

（２）被共済者区分別計算方法

①　家事従事者以外の有職者

次のアまたはイのいずれか高い額とします。

ア．

（現実収入額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

イ．

（年齢別平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

②　家事従事者および18歳以上の学生

（年齢別平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③　幼児および18歳未満の学生

（全年齢平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

④　退職後１年を経過していない失業者（注１）

①の「現実収入額」を「退職前１年間の収入額」と読み替えて適用します。

⑤　身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

次のアまたはイのいずれか高い額とします。

ア．

（１８歳平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

イ．

（年齢別平均給与額の５０％ － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

（３）　年金等の受給者

被共済者が年金等の受給者（注２）である場合には、（２）の額に加えて次の算式により算出された額を加えるものとします。

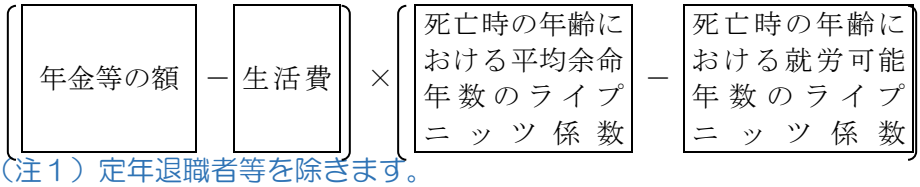

（注１）定年退職者等を除きます。

（注２）各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

３．精神的損害

被共済者の属性別に次の（１）から（４）までに定める金額を基準とします。

（１）被共済者が一家の支柱である場合　　2,000万円

（２）被共済者が18歳未満である場合（注１）　　1,600万円

（３）被共済者が65歳以上である場合（注２）　　1,500万円

（４）被共済者が上記以外である場合1,600万円

（注１）有職者を除きます。

（注２）一家の支柱である場合を除きます。

４．その他の損害

上記１から３まで以外の死亡による損害は、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表Ⅰ　年齢別平均給与額表（平均月額）

年　齢	男　子	女　子
歳	円	円
全年齢 平均給与額	415,400	275,100
18	187,400	169,600
19	199,800	175,800
20	219,800	193,800
21	239,800	211,900
22	259,800	230,000
23	272,800	238,700
24	285,900	247,400
25	298,900	256,000
26	312,000	264,700
27	325,000	273,400
28	337,300	278,800
29	349,600	284,100
30	361,800	289,400
31	374,100	294,700
32	386,400	300,100
33	398,000	301,900
34	409,600	303,700
35	421,300	305,500
36	432,900	307,300
37	444,500	309,100
38	450,500	307,900
39	456,600	306,800
40	462,600	305,600
41	468,600	304,500
42	474,700	303,300

年　齢	男　子	女　子
歳	円	円
43	478,300	301,000
44	482,000	298,800
45	485,600	296,500
46	489,300	294,300
47	492,900	292,000
48	495,500	291,800
49	498,100	291,700
50	500,700	291,600
51	503,300	291,400
52	505,800	291,300
53	500,700	288,500
54	495,500	285,600
55	490,300	282,800
56	485,200	280,000
57	480,000	277,200
58	455,400	269,000
59	430,900	260,900
60	406,300	252,700
61	381,700	244,500
62	357,200	236,400
63	350,100	236,400
64	343,000	236,400
65	336,000	236,500
66	328,900	236,500
67	321,800	236,500
68～	314,800	236,600

付表Ⅱ　傷害による精神的損害額表（隔日以上通院の場合）

（単位：万円）

治療開始日からの経過月数	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目
入院の場合	25.2	25.2	25.2	20.2	17.6	15.1	12.6
通院の場合（隔日以上通院の場合）	12.6	12.6	12.6	10.1	8.8	7.6	6.3

8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	13か月目	14か月目	15か月目以降
11.4	10.0	7.6	7.6	6.3	5.0	3.8	3.8
6.3	5.0	5.0	3.8	2.6	2.6	2.5	2.5

〔適用上の注意〕

1．入院期間に対する精神的損害額は、入院期間に対応する上表の額の合計額とし、通院期間に対応する精神的損害額は、通院期間に対応する上表の額の合計額とします。ただし、入院期間または通院期間において1か月未満の端日数が生じた月目については、その端日数が生じた月目の上表の額を日割計算します。

2．通院の場合の上表の額は、通院期間に対して通院実日数（注）が隔日以上の日数である場合の通院の精神的損害額とします。従って、通院実日数（注）が隔日を下回る日数である場合には、次の算式により通院期間に対する精神的損害額を決定します。

$$\text{通院期間に対応する上表の額の合計額} \times \frac{\text{通院実日数（注）} \times 2}{\text{通院期間}}$$

（注）医師による往診日数を含みます。

3．通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。

4．上表の適用にあたっては、30日を1か月とみなします。

（例）入院期間45日、通院期間20日、通院実日数5日の場合

（単位：万円）

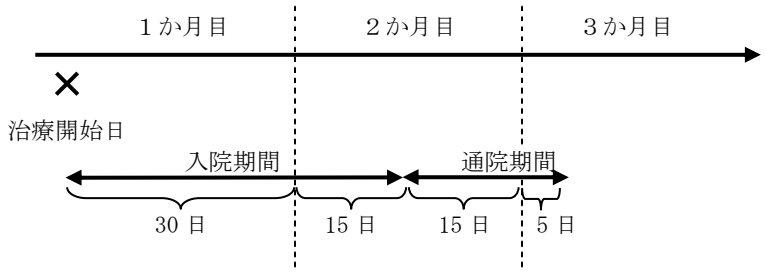

入院期間に対する精神的損害額 ＝ 25.2＋25.2×$\frac{45\text{日}-30\text{日}}{30\text{日}}$ ＝ 37.8

通院期間に対する精神的損害額 ＝ $\left\{ 12.6 \times \frac{60\text{日}-45\text{日}}{30\text{日}} + 12.6 \times \frac{20\text{日}-(60\text{日}-45\text{日})}{30\text{日}} \right\} \times \frac{5\text{日}\times 2}{20\text{日}} = 4.2$

精神的損害額 ＝ 37.8 ＋ 4.2 ＝ 42.0

付表Ⅲ　労働能力喪失率表

後遺障害等級	労働能力喪失率	後遺障害等級	労働能力喪失率
第　1　級	100 / 100	第　8　級	45 / 100
第　2　級	100 / 100	第　9　級	35 / 100
第　3　級	100 / 100	第　10　級	27 / 100
第　4　級	92 / 100	第　11　級	20 / 100
第　5　級	79 / 100	第　12　級	14 / 100
第　6　級	67 / 100	第　13　級	9 / 100
第　7　級	56 / 100	第　14　級	5 / 100

付表Ⅳ　ライプニッツ係数表

期　間	ライプニッツ係数	期　間	ライプニッツ係数	期　間	ライプニッツ係数
年		年		年	
1	0.952	31	15.593	61	18.980
2	1.859	32	15.803	62	19.029
3	2.723	33	16.003	63	19.075
4	3.546	34	16.193	64	19.119
5	4.329	35	16.374	65	19.161
6	5.076	36	16.547	66	19.201
7	5.786	37	16.711	67	19.239
8	6.463	38	16.868	68	19.275
9	7.108	39	17.017	69	19.310
10	7.722	40	17.159	70	19.343
11	8.306	41	17.294	71	19.374
12	8.863	42	17.423	72	19.404
13	9.394	43	17.546	73	19.432
14	9.899	44	17.663	74	19.459
15	10.380	45	17.774	75	19.485

16	10.838	46	17.880	76	19.509
17	11.274	47	17.981	77	19.533
18	11.690	48	18.077	78	19.555
19	12.085	49	18.169	79	19.576
20	12.462	50	18.256	80	19.596
21	12.821	51	18.339	81	19.616
22	13.163	52	18.418	82	19.634
23	13.489	53	18.493	83	19.651
24	13.799	54	18.565	84	19.688
25	14.094	55	18.633	85	19.684
26	14.375	56	18.699	86	19.699
27	14.643	57	18.761	87	19.713
28	14.898	58	18.820	88	19.727
29	15.141	59	18.876	89	19.740
30	15.372	60	18.929	90	19.752

（注）幼児、18 歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が 18 歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす 18 歳までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10 歳、労働能力喪失期間 20 年の場合

12.462（20 年の係数）－ 6.463（8年の係数）＝ 5.999

付表Ⅴ　第 20 回生命表による平均余命

（単位：年）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳
男	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳	29 歳
男	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
女	65	64	63	62	62	61	60	59	58	57
	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳	35 歳	36 歳	37 歳	38 歳	39 歳
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
	40 歳	41 歳	42 歳	43 歳	44 歳	45 歳	46 歳	47 歳	48 歳	49 歳
男	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22
女	36	35	34	34	33	32	31	30	29	28

	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	15
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19
	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳	76 歳	77 歳	78 歳	79 歳
男	14	13	13	12	11	11	10	9	9	8
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11
	80 歳	81 歳	82 歳	83 歳	84 歳	85 歳	86 歳	87 歳	88 歳	89 歳
男	8	7	7	6	6	5	5	5	4	4
女	11	10	9	9	8	7	7	6	6	5
	90 歳	91 歳	92 歳	93 歳	94 歳	95 歳	96 歳	97 歳	98 歳	99 歳
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2
	100 歳	101 歳	102 歳	103 歳	104 歳	105 歳	106 歳	107 歳	108 歳	109 歳
男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110 歳	111 歳	112 歳	113 歳	114 歳					
男	1	1	－	－	－					
女	1	1	1	1	1					

付表Ⅵ　死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

［１］18 歳未満の者に適用する表

年齢	幼児、学生または十分働く意思と能力を有している無職者		有　職　者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

（注）幼児、18 歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者（有職者、家事従事者、18 歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

（例）３歳の幼児の場合

（１）　就労の終期（67 歳）までの年数 64 年（67 年－３年）に対応する係数 19.119

（２）　就労の始期（18 歳）までの年数 15 年（18 年－３年）に対応する係数 10.380

（３）　就労可能年数
49 年（64 年－15 年）

（４）　適用する係数
8.739（19.119－10.380）

［２］18 歳以上の者に適用する表

年 齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年	
18	49	18.169
19	48	18.077
20	47	17.981
21	46	17.880
22	45	17.774
23	44	17.663
24	43	17.546
25	42	17.423
26	41	17.294
27	40	17.159
28	39	17.017
29	38	16.868
30	37	16.711
31	36	16.547
32	35	16.374
33	34	16.193
34	33	16.003
35	32	15.803
36	31	15.593
37	30	15.372
38	29	15.141
39	28	14.898
40	27	14.643
41	26	14.375
42	25	14.094
43	24	13.799
44	23	13.489
45	22	13.163
46	21	12.821
47	20	12.462
48	19	12.085
49	18	11.690
50	17	11.274
51	16	10.838
52	15	10.380

年 齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年	
58	12	8.863
59	12	8.863
60	12	8.863
61	11	8.306
62	11	8.306
63	10	7.722
64	10	7.722
65	10	7.722
66	9	7.108
67	9	7.108
68	8	6.463
69	8	6.463
70	8	6.463
71	7	5.786
72	7	5.786
73	7	5.786
74	6	5.076
75	6	5.076
76	6	5.076
77	5	4.329
78	5	4.329
79	5	4.329
80	5	4.329
81	4	3.546
82	4	3.546
83	4	3.546
84	4	3.546
85	3	2.723
86	3	2.723
87	3	2.723
88	3	2.723
89	3	2.723
90	3	2.723
91	2	1.859
92	2	1.859

53	14	9.899
54	14	9.899
55	14	9.899
56	13	9.394
57	13	9.394

93	2	1.859
94	2	1.859
95	2	1.859
96	2	1.859
97	2	1.859
98	2	1.859
99	2	1.859
100	2	1.859
101～	1	0.952

特約条項

特約条項

Ⅰ．　運転者の範囲に関わる特約

（１）運転者年齢条件特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条（運転免許）第１項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいい、この特約が共済期間の中途で付帯された場合は、契約内容変更依頼書記載の変更日から共済期間の末日までをいいます。
新規運転免許取得者	被共済自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した者をいいます。ただし、運転免許の取得歴がある者を含みません。
免許取得日	運転免許証に記載されている免許の年月日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①から⑤までのいずれかに該当し、かつ、共済証書に運転者年齢条件を限定する旨記載されている場合に適用されます。

①　自家用普通乗用車
②　自家用小型乗用車
③　自家用軽四輪乗用車
④　二輪自動車
⑤　原動機付自転車

第２条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 記名被共済者が個人である場合は、当組合は、この特約により、次の①から⑤までのいずれかに該当する者のうち、共済証書記載の運転者年齢条件に該当しない者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

①　記名被共済者
②　記名被共済者の配偶者
③　記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④　①から③までのいずれかに該当する者の業務（注）に従事中の使用人
⑤　被共済自動車の所有者が法人である場合で、記名被共済者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事中の使用人

(2) 記名被共済者が法人である場合は、当組合は、この特約により、共済証書記載の運転者年齢条件に該当しない者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、この規定を適用しません。

①　被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車に

ついて生じた事故

② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）に定める対人事故および同条項第２条（共済金を支払う場合－対物賠償）に定める対物事故

（注）家事を除きます。

第３条（運転免許資格取得に対する自動補償）

(1) 前条 (1) の規定により当組合に支払責任が発生しない事故が生じた場合であっても、次の①から③までの条件をいずれも満たしているときは、当組合は、その事故により生じた損害に対しては、当組合が③の請求を承認していたものとみなして普通共済約款賠償責任条項および基本条項（注１）を適用します。

① 事故発生の時において、被共済自動車または他の自動車（注２）を運転していた者が新規運転免許取得者であること。

② 事故発生の日が①の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内の日であること。

③ ①の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、共済契約者が書面により運転者年齢条件の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当組合がこれを受領すること。

(2) 当組合は、(1) の場合を、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の承認をする場合とみなして、免許取得日以後の期間（注３）に対し、追加共済掛金を請求します。

(3) 当組合は、共済契約者が (2) の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、(1) の規定を適用しません。

（注１）付帯された他の特約のうち、被共済者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金を支払う場合に適用される特約を含みます。

（注２）他車運転特約の「用語の定義」に規定する他の自動車をいいます。

（注３）免許取得日が共済期間の初日以前である場合は、共済期間とします。

（２）運転者家族限定特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいい、この特約が共済期間の中途で付帯された場合は、契約内容変更依頼書記載の変更日から共済期間の末日までをいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①から③までのいずれかに該当し、かつ、被共済自動車について運転する者を記名被共済者およびその家族に限定する旨共済証書に記載されている場合に適用されます。

① 自家用普通乗用車

② 自家用小型乗用車

③ 自家用軽四輪乗用車

第２条（家族の定義）

この特約において、家族とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被共済者の配偶者

② 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

③ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

第３条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当組合は、この特約により、記名被共済者およびその家族以外の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払います。

① 被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故

② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）に定める対人事故および同条項第２条（共済金を支払う場合－対物賠償）に定める対物事故

(2) 当組合は、前条の家族に加え、共済期間初日時点の家族（注１）を家族とみなして、(1) の規定を適用します。ただし、共済契約者または記名被共済者から、共済期間初日時点の家族（注１）であることを当組合が確認できる公的資料等の提出があった場合に限ります。

(3) 当組合は、(2) の規定を適用する場合は、共済期間初日時点の家族が前条①から③までのいずれかに該当する者でなくなった事実の発生日以後の期間に対し、追加共済掛金を請求します。

(4) (3) において、共済契約者または記名被共済者は、事実の発生日（注２）について、当組合がその事実を確認できる公的資料等の提出を行わなければなりません。資料の提出がない場合または提出された資料によって事実の発生日（注２）が特定できない場合は、当組合は、共済期間の初日以後の期間に対し、追加共済掛金を請求します。

(5) 当組合は、共済契約者が (3) および (4) の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、(2) の規定を適用しません。

（注１）共済期間初日時点で第２条（家族の定義）①から③までのいずれかに該当していた者をいいます。

（注２）共済期間初日時点の家族が第２条（家族の定義）①から③までのいずれかに該当する者でなくなった事実の発生日をいいます。

（３）運転者本人・配偶者限定特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済期間	共済証書記載の共済期間をいい、この特約が共済期間の中途で付帯された場合は、契約内容変更依頼書記載の変更日から共済期間の末日までをいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①から③までのいずれかに該当し、かつ、被共済自動車について運転する者を記名被共済者およびその配偶者に限定する旨共済証書に記載されている場合に適用されます。

① 自家用普通乗用車
② 自家用小型乗用車
③ 自家用軽四輪乗用車

第２条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当組合は、この特約により、記名被共済者およびその配偶者以外の者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払います。

① 被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被共済自動車について生じた事故
② 自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間にその被共済自動車について生じた普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）(1) に定める対人事故および同条項第２条（共済金を支払う場合－対物賠償）に定める対物事故

(2) 当組合は、前条の配偶者に加え、共済期間初日時点の配偶者（注１）を記名被共済者の配偶者とみなして、(1) の規定を適用します。ただし、共済契約者または記名被共済者から、共済期間初日時点の配偶者（注１）であることを当組合が確認できる公的資料等の提出があった場合に限ります。

(3) 当組合は、(2) の規定を適用する場合は、共済期間初日時点の配偶者（注１）が記名被共済者の配偶者でなくなった事実の発生日以後の期間に対し、追加共済掛金を請求します。

(4) (3) において、共済契約者または記名被共済者は、事実の発生日（注２）について、当組合がその事実を確認できる公的資料等の提出を行わなければなりません。資料の提出がない場合または提出された資料によって事実の発生日（注２）が特定できない場合は、当組合は、共済期間の初日以後の期間に対し、追加共済掛金を請求します。

(5) 当組合は、共済契約者が (3) および (4) の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、(2) の規定を適用しません。

（注１）共済期間初日時点で記名被共済者の配偶者に該当していた者をいいます。
（注２）共済期間初日時点の配偶者が記名被共済者の配偶者でなくなった事実の発生日をいいます。

Ⅱ．相手への賠償に関わる特約

（４）自賠責適用除外車対人賠償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車が自賠責共済等の適用除外車であり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（自賠責適用除外車に関する取扱い）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場

合－対人賠償）(2) および第９条（当組合による解決－対人賠償）(3) の③の規定を適用しません。

(2) 当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(3) および同条項第14条（支払共済金の計算－対人賠償）(1) の規定の適用にあたっては、それぞれ同条項第10条 (3) および同条項第14条 (1) に定める「自賠責共済等によって支払われる金額」を差し引きません。

第３条（自賠責共済等の契約がある場合）

被共済自動車に自賠責共済等が締結されている場合は、前条の規定を適用しません。

（５）対物超過修理費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
相手自動車	対物事故によって滅失、破損または汚損した他人の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両共済等	相手自動車について適用される共済契約または保険契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して共済金または保険金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって必要となる修理費に限ります。
対物事故	普通共済約款賠償責任条項第２条（共済金を支払う場合－対物賠償）に定める対物事故をいいます。
対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認められる場合における相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車に対物賠償共済の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（対物超過修理費用）

当組合は、被共済者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合において、対物事故によって滅失、破損または汚損した他人の財物が自動車であり、かつ、当組合が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認められるときは、普通共済約款賠償責任条項第13条（費用－対人・対物賠償共通）の費用のほか、被共済者が負担する対物超過修理費用は、これを損害の一部とみなします。

第３条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、普通共済約款賠償責任条項第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する者とします。

第４条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に定める当組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

第５条（支払共済金の計算）

当組合は、普通共済約款賠償責任条項第15条（支払共済金の計算－対物賠償）の共済金が支払われる場合は、同条に定める共済金のほか、第２条（対物超過修理費用）の対物超過修理費用を支払います。ただし、１回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車１台につき、次の算式により算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

対物超過修理費用の額	＝	対物超過修理費用	×	相手自動車の価額について被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の額 ／ 相手自動車の価額

第６条（相手自動車の車両共済等がある場合の取扱い）

相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両共済等によって共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当組合は、前条に定める共済金の額からその超過額を差し引いて対物超過修理費用を支払います。この場合において、既に超過額について対物超過修理費用を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両共済等によって支払われる共済金の額（注）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出した共済金の額とします。

② 相手自動車の価額

（注）相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第７条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第２条（対物超過修理費用）の対物超過修理費用に関しては、他の共済契約等（注）がある場合であっても、当組合は、この特約により支払うべき対物超過修理費用を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等（注）により優先して対物超過修理費用が支払われる場合または既に対物超過修理費用が支払われた場合は、当組合は、それらの額の合計額を、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約等（注）がないものとして算出した支払うべき対物超過修理費用のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ対物超過修理費用を支払います。

（注）第５条（支払共済金の計算）の対物超過修理費用と支払責任の発生要件を同

じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第８条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する共済金請求権は、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(1)の①に規定する判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 第２条（対物超過修理費用）の対物超過修理費用の請求は、記名被共済者を経由して行うものとします。

第９条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）(4)の②の規定中「車両条項」とあるのを「対物超過修理費用特約」と読み替えるものとします。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（６）レンタカーの対物賠償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車がレンタカーであり、かつ、記名被共済者がレンタカー業者である場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第５条（共済金を支払わない場合－その３　対物賠償）①の規定にかかわらず、記名被共済者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合は、それにより被共済自動車の借受人である被共済者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。

（注）記名被共済者の使用人および記名被共済者が法人である場合は、その役員を除きます。

Ⅲ．ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

（７）傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する場合に適用されます。

① 被共済自動車に普通共済約款人身傷害条項または無共済車傷害特約の適用があり、かつ、記名被共済者が法人である場合

② 被共済自動車に普通共済約款人身傷害条項の適用があり、かつ、記名被共済者が個人であって、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合

第２条（被共済者の範囲）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款人身傷害条項第５条（被共済者の範囲）(1)の規定にかかわらず、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中（注２）の者を被共済者として、普通共済約款人身傷害条項および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

(2) 前条①に該当する場合で、この共済契約に無共済車傷害特約の適用があるときは、

当組合は、この特約により、無共済車傷害特約第６条（被共済者の範囲）(1) の規定にかかわらず、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中（注２）の者を被共済者として、同特約に従い、共済金を支払います。

（注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（８）バスの人身傷害共済金支払特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款人身傷害条項の適用があり、かつ、被共済自動車の用途車種が次の①または②のいずれかに該当する場合に適用されます。

① 自家用バス

② 営業用バス

第２条（当組合の責任限度額等）

(1) 当組合が支払うべき共済金（注１）の総額は、この特約により、１回の事故につき１事故共済金額（注２）を限度とします。

(2) 普通共済約款人身傷害条項第９条（支払共済金の計算）(1) または (2) の規定による被共済者１名ごとの共済金の合計額が１事故共済金額（注２）を超える場合は、次の算式により被共済者１名ごとに支払う共済金の額を決定します。

$$\text{共済金の額} = \text{１事故共済金額（注２）} \times \frac{\text{被共済者１名ごとの共済金の額}}{\text{被共済者１名ごとの共済金の合計額}}$$

（注１）普通共済約款人身傷害条項第１条（共済金を支払う場合）の共済金をいいます。

（注２）共済証書記載の１事故共済金額をいいます。

第３条（共済金の請求）

共済金の請求は、共済契約者を経由して行うものとします。

（９）搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車に普通共済約款搭乗者傷害条項の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（医療共済金の支払）

(1) 当組合は、普通共済約款搭乗者傷害条項第９条（医療共済金の支払）の規定にかかわらず、被共済者（注）が同条項第１条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、被共済者が治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の①および②の金額を医療共済金として被共済者（注）に支払います。

① 入院した治療日数に対しては、その入院日数１日につき共済証書記載の入院共済金日額

② 通院した治療日数に対しては、その治療日数１日につき共済証書記載の通院共済金日額

(2) (1) の医療共済金の支払は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。
(3) 被共済者（注）が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複して医療共済金を支払いません。

（注）普通共済約款搭乗者傷害条項第４条（被共済者の範囲）に定める被共済者をいいます。

第３条（共済金の請求）

当組合に対する医療共済金請求権は、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(1) の③のウの規定にかかわらず、被共済者が治療が必要と認められない程度に治った時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

第４条（普通共済約款搭乗者傷害条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款搭乗者傷害条項第12条（当組合の責任限度額等）(3) の規定中「第９条（医療共済金の支払）」とあるのを「搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約」と読み替えて適用します。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(10) 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車に普通共済約款搭乗者傷害条項の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（医療共済金の特則）

当組合は、この特約により、普通共済約款搭乗者傷害条項第９条（医療共済金の支払）(1) の医療共済金の額の２倍の金額を同条 (1) の医療共済金の額とします。

(11) バスの搭乗者傷害共済金支払特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
１事故共済金額	共済証書記載の１事故共済金額をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
後遺障害共済金	普通共済約款搭乗者傷害条項第１条（共済金を支払う場合）の共済金における後遺障害共済金をいいます。
死亡共済金	普通共済約款搭乗者傷害条項第１条の共済金における死亡共済金をいいます。
通院共済金	搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約第２条（医療共済金の支払）(1) の②に係る医療共済金をいいます。
入院共済金	搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約第２条 (1) の①に係る医療共済金をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が次の①または②のいずれかに該当する場合に適用されます。

① 自家用バス

② 営業用バス

第２条（当組合の責任限度額等－死亡共済金または後遺障害共済金）

(1) 当組合の支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の総額は、この特約により、１回の事故につき、１事故共済金額を限度とします。

(2) 普通共済約款搭乗者傷害条項第12条（当組合の責任限度額等）(1) の規定による被共済者１名ごとの死亡共済金および後遺障害共済金の合計額が１事故共済金額を超える場合は、この特約により、次の算式により被共済者１名ごとに支払う死亡共済金または後遺障害共済金の額を決定します。

被共済者１名ごとに支払う死亡共済金または後遺障害共済金の額	＝	１事故共済金額	×	被共済者１名ごとの死亡共済金または後遺障害共済金の額 ／ 被共済者１名ごとの死亡共済金および後遺障害共済金の合計額	

(3) 当組合は、(1) および (2) に定める死亡共済金および後遺障害共済金の総額と普通共済約款搭乗者傷害条項第８条（重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払）および同条項第11条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金との合計額が１事故共済金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金を支払います。

第３条（当組合の責任限度額等－医療共済金）

(1) 当組合の支払うべき医療共済金（注）の総額は、この特約により、１回の事故につき、次の算式により算出した「医療共済金１事故限度額」を限度とします。

医療共済金１事故限度額	＝	120万円	×	１事故共済金額 ／ 被共済者１名ごとの共済金額	

(2) 普通共済約款搭乗者傷害条項第12条（当組合の責任限度額等）(3) の規定による被共済者１名ごとの医療共済金の合計額が共済証書記載の医療共済金１事故共済金額を超える場合は、この特約により、次の算式により被共済者１名ごとに支払う医療共済金の額を決定します。

被共済者１名ごとに支払う医療共済金の額	＝	医療共済金１事故限度額	×	被共済者１名ごとの医療共済金の額 ／ 被共済者１名ごとの医療共済金の合計額	

（注）普通共済約款搭乗者傷害条項第１条（共済金を支払う場合）の共済金における医療共済金とします。

第４条（当組合の責任限度額等－入院共済金および通院共済金）

(1) この共済契約に搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約が適用されている場合

は、前条の規定にかかわらず、当組合の支払うべき医療共済金（注）のうち、入院共済金の総額は、この特約により、１回の事故につき、次の算式により算出した「入院共済金１事故限度額」を限度とします。

入院共済金 １事故 限度額	＝	共済証書記載の 入院共済金 日額の180日分 に相当する額	×	１事故共済金額	／	被共済者１名ごとの共済金額

(2)（1）の場合で、普通共済約款搭乗者傷害条項第12条（当組合の責任限度額等）(3)の規定による被共済者１名ごとの医療共済金（注）のうち、入院共済金の合計額が入院共済金１事故限度額を超えるときは、この特約により、次の算式により被共済者１名ごとに支払う入院共済金の額を決定します。

被共済者１名ごとに支払う入院共済金の額	＝	入院共済金 １事故 限度額	×	被共済者１名ごとの入院共済金の額	／	被共済者１名ごとの入院共済金の合計額

(3) この共済契約に搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約が適用されている場合は、前条の規定にかかわらず、当組合の支払うべき医療共済金（注）のうち、通院共済金の総額は、この特約により、１回の事故につき、次の算式により算出した「通院共済金１事故限度額」を限度とします。

通院共済金 １事故 限度額	＝	共済証書記載の通院共済金日額の180日分に相当する額	×	１事故共済金額	／	被共済者１名ごとの共済金額

(4)（3）の場合で、普通共済約款搭乗者傷害条項第12条（当組合の責任限度額等）(3)の規定による被共済者１名ごとの医療共済金（注）のうち、通院共済金の合計額が通院共済金１事故限度額を超えるときは、この特約により、次の算式により被共済者１名ごとに支払う通院共済金の額を決定します。

被共済者１名ごとに支払う通院共済金の額	＝	通院共済金 １事故 限度額	×	被共済者１名ごとの通院共済金の額	／	被共済者１名ごとの通院共済金の合計額

（注）搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約第２条（医療共済金の支払）（1）に定める医療共済金とします。

第５条（共済金の請求）

共済金（注）の請求は、共済契約者を経由して行うものとします。

（注）死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金（普通共済約款搭乗者傷害条項第１条の共済金における医療共済金とします。）、入院共済金および通院共済金をいいます。

（12）無共済車傷害特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
相手自動車	被共済自動車以外の自動車であって被共済者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被共済者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
共済金請求権者	無共済車事故によって損害を被った次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ①　被共済者（注） ②　被共済者の父母、配偶者または子 （注）被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
自賠責共済等によって支払われる金額	自賠責共済等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
損害額	当組合が共済金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償共済等	自動車の所有、使用または管理に起因して、他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠責共済等以外のものをいいます。
賠償義務者	無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、被共済者の生命または身体を害することにより、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
無共済自動車	(1) 相手自動車で、次の①から③までのいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。 ①　その自動車について適用される対人賠償共済等がない場合 ②　その自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を全く受けることができない場合 ③　その自動車について適用される対人賠償共済等の共済金額または保険金額が共済金額に達しない場合 (2) 相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無共済自動車とみなします。

	(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、相手自動車が２台以上ある場合は、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償共済等の共済金額または保険金額の合計額（注）が共済金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無共済自動車とみなします。 （注）（1）の①および②ならびに（2）に該当する相手自動車については、共済金額または保険金額がないものとして計算します。
無共済車事故	無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、被共済者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通共済約款別表１の表１または別表１の表２に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注）が生じることをいいます。 （注）被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車に普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）の適用がある場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、次の①から③までのいずれかに該当する場合において、無共済車事故によって被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注１）に対して、賠償義務者があるときに限り、この特約に従い、共済金請求権者に共済金を支払います。

① 普通共済約款人身傷害条項による共済金が支払われない場合

② 普通共済約款人身傷害条項により支払われるべき共済金の額が、この特約により支払われるべき共済金の額および自賠責共済等によって支払われるべき金額の合計額を下回る場合

③ 普通共済約款人身傷害条項の共済金について、同条項第７条（損害額の決定）(2) の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害にかかわる部分を除いた金額のみを請求した場合

(2) 当組合は、１回の無共済車事故による (1) の損害の額が次の①および②の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

① 自賠責共済等によって支払われる金額

② 対人賠償共済等によって、賠償義務者が (1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額または保険金額（注２）

(3) (1) の②の場合は、当組合は、普通共済約款人身傷害条項による共済金を支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特約により支払われる共済金から差し引きます。

（注１）この損害の額は第８条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。

（注２）対人賠償共済等が２以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。

第３条（共済金を支払わない場合－その１）

当組合は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して

は、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 台風、洪水または高潮

④ 核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 被共済自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

（注１）使用済燃料を含みます。

（注２）原子核分裂生成物を含みます。

（注３）競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その２）

(1) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 被共済者が次のアからウまでのいずれかの状態で自動車を運転している場合に生じた損害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被共済者が自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、その自動車が被共済自動車以外の自動車であって、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

(2) 損害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 当組合は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症による損害に対しては、共済金を支払いません。

第５条（共済金を支払わない場合－その３）

(1) 当組合は、次の①から③までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、共済金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

① 被共済者の父母、配偶者または子

② 被共済者の使用者。ただし、被共済者がその使用者の業務（注１）に従事している場合に限ります。

③ 被共済者の使用者の業務（注１）に無共済自動車を使用している他の使用人。ただし、被共済者がその使用者の業務（注１）に従事している場合に限ります。

(2) 当組合は、被共済者の父母、配偶者または子の運転する無共済自動車によって被共済者の生命または身体が害された場合は、共済金を支払いません。ただし、無共済自動車が２台以上ある場合で、これらの者または (1) の②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無共済自動車があるときを除きます。

(3) 被共済自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合（注２）は、当組合は、共済金を支払いません。

(4) 当組合は、被共済者が被共済自動車以外の自動車に競技もしくは曲技（注３）のために搭乗中または競技もしくは曲技（注３）を行うことを目的とする場所において搭乗中（注４）に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）家事を除きます。

（注２）共済金請求権者が対人賠償共済等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

（注３）競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第６条（被共済者の範囲）

(1) この特約における被共済者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。

① 記名被共済者

② 記名被共済者の配偶者

③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④まで以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者

(2) (1) の被共済者の胎内にある胎児が無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害され、その直接の結果として普通共済約款別表１の表１または別表１の表２に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者

② 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第８条（損害額の決定）

(1) 損害額は、賠償義務者が被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

(2) (1) の損害額は、共済金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の①または②の手続きによって決定します。

① 当組合と共済金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、当組合と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第９条（費用）

共済契約者または被共済者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

① 普通共済約款基本条項第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通共済約款基本条項第20条 (1) の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第10条（支払共済金の計算）

１回の無共済車事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、共済金額から次の②の額を差し引いた額を限度とします。

共済金の額	＝	第８条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	＋	前条の費用の合計額	－	次の①から⑤までの合計額

① 自賠責共済等によって支払われる金額

② 対人賠償共済等によって、賠償義務者が第２条（共済金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額または保険金額（注１）

③ 共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者が、その損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責共済等または対人賠償共済等によって共済金または保険金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

④ 第８条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑤ ①から④までのほか、第２条 (1) の損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注２）

（注１）対人賠償共済等が２以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。
（注２）共済金等の給付が定額であるその他の傷害共済等の共済金等を含みません。

第11条（共済金請求権者の義務）

(1) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が第２条（共済金を支払う場合）(1) の損害を被った場合は、共済金請求権者は、賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求を行い、かつ、次の①から④までの事項を書面によって当組合に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所および氏名または名称
② 賠償義務者の損害に対して共済金または保険金を支払う対人賠償共済等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④ 共済金請求権者が第２条 (1) の損害に対して賠償義務者、自賠責共済等もしくは対人賠償共済等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

(2) 当組合は、共済金請求権者が正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合または (1) の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第12条（共済金の請求）

当組合に対する共済金請求権は、被共済者が死亡した時または被共済者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第13条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①から⑦までのとおり読み替えるものとします。

① 第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定中「共済金」とあるのは「無共済車傷害特約の共済金」
② 第13条（重大事由による解除）の規定中「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「無共済車傷害特約」
③ 第21条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(2) の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項」とあるのは「無共済車傷害特約」
④ 第22条（共済金の請求）(2) の規定中「共済金」とあるのは「無共済車傷害特約の共済金」、同条 (6) の規定中「人身傷害条項の共済金」とあるのは「無共済車傷害特約の共済金」
⑤ 第25条（当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「無共済車傷害特約」
⑥ 第27条（時効）の規定中「第22条（共済金の請求）(1)」とあるのは「無共済車傷害特約第12条（共済金の請求）」
⑦ 第29条（代位）(2) の規定中「被共済者」とあるのは「無共済車傷害特約の共済金請求権者」

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（13）自損事故傷害特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、介護費用共済金および医療共済金をいいます。
他の共済契約等	第２条（共済金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車に普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）の適用があり、かつ、被共済自動車に普通共済約款人身傷害条項の適用がない場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、被共済者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

①　被共済自動車の運行に起因する事故

②　被共済自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被共済自動車の落下。ただし、被共済者が被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限ります。

(2) (1) の傷害には、ガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次の①および②のものを含みません。

①　日射、熱射または精神的衝動による障害

②　被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第３条（共済金を支払わない場合－その１）

(1) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

①　被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害

②　被共済者が次のアからウまでのいずれかの状態で被共済自動車を運転している場合に生じた傷害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③　被共済者が被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない

で被共済自動車に搭乗中に生じた傷害
④　被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
⑤　被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 当組合は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、共済金を支払いません。

第４条（共済金を支払わない場合－その２）

当組合は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤　①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥　被共済自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

（注１）使用済燃料を含みます。
（注２）原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技または曲技のための練習を含みます。
（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第５条（被共済者の範囲）

(1) この特約における被共済者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とします。

①　被共済自動車の保有者（注１）
②　被共済自動車の運転者（注２）
③　①および②以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注３）に搭乗中の者

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者
②　業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

（注１）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。
（注２）自動車損害賠償保障法第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
（注３）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第６条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第７条（死亡共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第２条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。

(2) (1) の被共済者の法定相続人が２名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合により (1) の死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

第８条（後遺障害共済金の支払）

当組合は、被共済者が第２条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通共済約款別表１の表１または別表１の表２に掲げる後遺障害が生じた場合は、この特約の別表の各等級に定める金額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

第９条（介護費用共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第２条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、200万円を介護費用共済金として被共済者に支払います。

① この特約の別表の２の第１級もしくは第２級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または普通共済約款別表１の表２の第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じること。

② 介護を必要とすると認められること。

(2) 当組合は、(1) の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用共済金を支払いません。

第10条（医療共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が第２条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、被共済者が治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の①および②の金額を医療共済金として被共済者に支払います。ただし、１回の事故につき、被共済者１名ごとに100万円を限度とします。

区　分	医療共済金の額
① 入院した治療日数	その入院日数１日につき6,000円
② 通院した治療日数（注）	その通院日数１日につき4,000円

(2) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複して医療共済金を支払いません。

（注）（１）の①に該当する日数を除きます。

第11条（支払共済金の競合）

当組合は、死亡共済金を支払う場合において、１回の事故につき、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金があるときは、1,500万円から既に支払った後遺障害共済金の額を差し引いた残額がある場合に限り、その残額を支払います。

第12条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被共済者が第２条（共済金を支払う場合）の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金を受け

取るべき者が治療をさせなかったために第２条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第13条（当組合の責任限度額等）

(1) １回の事故につき、被共済者１名に対し当組合が支払うべき死亡共済金の額は、第７条（死亡共済金の支払）および第11条（支払共済金の競合）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(2) １回の事故につき、被共済者１名に対し当組合が支払うべき後遺障害共済金の額は、第８条（後遺障害共済金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

(3) 当組合は、(1) および (2) に定める死亡共済金または後遺障害共済金のほか、１回の事故につき、被共済者１名に対し第９条（介護費用共済金の支払）および前条の規定による介護費用共済金ならびに第10条（医療共済金の支払）および前条の規定による医療共済金を支払います。

第14条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この特約により支払うべき共済金を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、それらの額の合計額を共済金または保険金のうち最も高い額（注）から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。この場合において、第２条（共済金を支払う場合）(1) の共済金を次の①～③までに区分して算出するものとします。

① 介護費用共済金
② 医療共済金
③ 死亡共済金または後遺障害共済金

（注）それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額をいいます。

第15条（共済金の請求）

当組合に対する共済金請求権は、次の①から④までの時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区　分	共済金請求権発生の時
① 死亡共済金	被共済者が死亡した時
② 後遺障害共済金	被共済者に後遺障害が生じた時
③ 介護費用共済金	被共済者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
④ 医療共済金	次のアまたはイのいずれか早い時 ア．被共済者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ．事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時

第16条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①から⑥までのとおり読み替えるものとします。

① 第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定中「共済金」とあるのは「自損事故傷害特約の共済金」

② 第13条（重大事由による解除）の規定中「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「自損事故傷害特約」

③ 第22条（共済金の請求）(2) の規定中「共済金」とあるのは「自損事故傷害特約の共済金」

④ 第25条（当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「自損事故傷害特約」

⑤ 第27条（時効）の規定中「第22条（共済金の請求）(1)」とあるのは「自損事故傷害特約第15条（共済金の請求）」

⑥ 第29条（代位）(5) の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「自損事故傷害特約」

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

〈別表〉後遺障害等級別共済金支払額表

１．介護を要する後遺障害

第１級	2,000万円	第２級	1,500万円

２．１以外の後遺障害

第１級	1,500万円	第８級	470万円
第２級	1,295万円	第９級	365万円
第３級	1,110万円	第10級	280万円
第４級	960万円	第11級	210万円
第５級	825万円	第12級	145万円
第６級	700万円	第13級	95万円
第７級	585万円	第14級	50万円

（14）自損事故傷害対象外特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（自損事故傷害特約の不適用）

当組合は、この特約により、自損事故傷害特約の規定を適用しません。

Ⅳ．ご自身の自動車の補償に関わる特約

（15）車両価額協定共済特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
協定共済価額	共済契約者または被共済者と当組合が被共済自動車の価額として共済契約締結時に協定した価額をいい、共済契約締結時における被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録

	年月（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 （注）被共済自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。
市場販売価格相当額	当組合が別に定める「自動車共済車両標準価格表」に記載された価格をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合は、被共済自動車の復旧に際して当組合が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められたときは、その部分品の修理は補修による修理費とします。
全損	被共済自動車の損傷を修理することができない場合または普通共済約款車両条項第７条（修理費）の修理費が協定共済価額以上となる場合（注）をいいます。 （注）車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
被共済者	普通共済約款車両条項の被共済者をいいます。
分損	普通共済約款車両条項第７条の修理費が協定共済価額未満となる場合をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合に適用されます。ただし、被共済自動車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車（注）である場合を除きます。

（注）１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。

第２条（協定共済価額）

当組合と共済契約者または被共済者は、協定共済価額を共済金額として定めるものとします。

第３条（協定共済価額の変更）

(1) 共済契約締結の後、被共済自動車の改造または付属品の装着もしくは取りはずしによって被共済自動車の価額が著しく増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。この場合は、当組合と共済契約者または被共済者は、協定共済価額に上記の事由によって増加した価額を加えた額または協定共済価額から上記の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定共済価額および共済金額を変更するものとします。

(2) 普通共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(1) の①または②のいずれかに該当する場合において、共済契約者が書面により被共済自動車の入替の承認の請求を行い、当組合がこれを承認するときは、同条 (1) に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を前条の規定により定め、協定共済価額および共済金額を変更するものとします。

(3) 当組合は、(1) および (2) の場合は、共済契約条件を変更する前の共済掛金と共済契約条件を変更した後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還し、または追加共済掛金を請求できます。

(4) (3) の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、次の①または②のとおりとします。

① (1) の場合は、承認の請求がなかったものとして、この特約および被共済自動車について適用される他の特約ならびに普通共済約款に従い、共済金を支払います。

② (2) の場合は、共済金を支払いません。

第４条（協定共済価額の調整）

(1) この特約が適用されている場合は、当組合は、普通共済約款基本条項第11条（共済金額の調整）の規定を適用しません。

(2) 前条 (1) の規定にかかわらず、共済契約締結の後、被共済自動車の価額が著しく減少した場合は、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、将来に向かって、協定共済価額および共済金額を減少後の被共済自動車の価額に至るまで減額することを請求できます。

(3) (2) の規定により、共済契約者が協定共済価額および共済金額の減額を請求した場合は、当組合は、共済契約条件を変更する前の共済掛金と共済契約条件を変更した後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還します。

第５条（共済金の支払における損害額の決定）

当組合が共済金を支払うべき損害の額は、普通共済約款車両条項第６条（共済金の支払における損害額の決定）の規定にかかわらず、次の①および②に定めるとおりとします。

① 被共済自動車の損傷を修理することができない場合は、協定共済価額

② 上記①以外の場合は、次の算式により算出した額。ただし、協定共済価額を限度とします。

損害の額	＝	普通共済約款車両条項第７条（修理費）に定める修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

第６条（支払共済金の計算）

１回の事故につき、当組合の支払う共済金の額は、普通共済約款車両条項第９条（支払共済金の計算）(1) の規定にかかわらず、次の①および②に定めるとおりとします。ただし、共済金額を限度とします。

① 全損の場合は、前条①の額

② 分損の場合は、次の算式により算出した額

共済金の額	＝	前条②の額	－	共済証書記載の免責金額（注）

（注）当組合が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

第７条（協定共済価額が共済価額を著しく超える場合）

協定共済価額が普通共済約款車両条項の「用語の定義」に規定する共済価額を著しく超える場合は、第５条（共済金の支払における損害額の決定）および前条の規定の適用においては、その共済価額を協定共済価額および共済金額とします。

第８条（価額の評価のための告知）

(1) 共済契約者または被共済者は、被共済自動車の協定共済価額を定める際、当組合が被共済自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当組合に事

実を正確に告げなければなりません。

(2) 当組合は、被共済自動車の協定共済価額を定める際、当組合が被共済自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によって次の①または②のいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 共済契約者または被共済者が事実を告げなかったことにより、その結果として、第２条（協定共済価額）または第３条（協定共済価額の変更）の規定に従って定めるべき額と異なった協定共済価額が定められた場合

② 共済契約者または被共済者が事実と異なることを告げたことにより、その結果として、第２条または第３条の規定に従って定めるべき額と異なった協定共済価額が定められた場合

(3) (2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2) に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合

② 当組合が被共済自動車の協定共済価額を定める際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 共済契約者または被共済者が被共済自動車の価額を評価するために必要な事項について書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が被共済自動車の価額を定める際に当組合に告げられていたとしても、当組合がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当組合が (2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または共済契約締結の時の翌日から起算して５年を経過した場合

(4) (2) の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当組合は、その損害については、第６条（支払共済金の計算）の規定にかかわらず、普通共済約款車両条項第６条（共済金の支払における損害額の決定）および第９条（支払共済金の計算）(1) の規定を適用します。この場合において、既に第６条の規定を適用して共済金を支払っていたときは、当組合は、普通共済約款車両条項第６条および第９条 (1) の規定を適用して算出した共済金との差額の返還を請求することができます。

(5) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(6) (5) の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、第６条（支払共済金の計算）の規定にかかわらず、普通共済約款車両条項第６条（共済金の支払における損害額の決定）および第９条（支払共済金の計算）(1) の規定を適用します。

（注）当組合のために共済契約の締結の代理を行う者が事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（16）車両新価特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
協定共済価額	共済契約者または被共済者と当組合が被共済自動車の価額として共済契約締結時に協定した価額をいい、共済契約締結時における被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 （注）被共済自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。
再取得	次の①から④までのいずれかに該当する者が代替自動車を再取得（注）することをいいます。 ①　被共済自動車の所有者 ②　記名被共済者 ③　記名被共済者の配偶者 ④　記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合は、被共済自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると当組合が認めたときは、その部分品の修理は補修による修理費とします。
新規取得自動車	新たに取得（注）し、または借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
新規取得自動車等	新規取得自動車または所有自動車をいいます。
新車共済金額	共済証書記載の新車共済金額をいいます。
新車の市場販売価格相当額	当組合が別に定める「自動車共済車両標準価格表」等に記載された初度登録後１年未満の価格をいいます。ただし、共済契約締結の時において、自動車共済車両標準価格表に被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、自動車共済車両標準価格表に記載された初度登録後１年未満の被共済自動車と同等クラスの自動車の価格とします。
全損	被共済自動車の損傷を修理することができない場合または普通共済約款車両条項第７条（修理費）の修理費が協定共済価額以上となる場合をいいます。
代替自動車	被共済自動車の代替として使用する自動車をいいます。
入替自動車	普通共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(1) に定める新規取得自動車のうち被共済自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条 (1) の①に該当する者が新たに取得

	（注）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
被共済自動車の初度登録	被共済自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査をいいます。
被共済者	被共済自動車を所有する者をいいます。
復旧	代替自動車の再取得または被共済自動車の修理をいいます。
復旧額	損害を受けた被共済自動車を復旧するために実際に要した額をいいます。なお、代替自動車を再取得する場合は、代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税をいい、その他の税および登録諸費用を含みません。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に車両価額協定共済特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合で、共済期間の末日の属する月が被共済自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して61か月以内であり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（新車共済金額）

当組合と共済契約者または被共済者は、被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を被共済自動車の新車共済価額として協定し、その価額を新車共済金額として定めるものとします。

第３条（新車共済金額の変更）

(1) 普通共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(1) の①または②のいずれかに該当する場合に、共済契約者が書面により被共済自動車の入替の承認の請求を行い、当組合がこれを承認するときにおいて、共済期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から61か月以内であるときは、前条の規定により新規取得自動車等の新車共済価額を定め、新車共済金額を変更するものとします。

(2) (1) の場合において、共済期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から61か月を超えるときは、当組合は、この特約の規定を適用しません。

(3) (1) の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。

(4) (3) の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第４条（新車共済価額の評価のための告知）

(1) 共済契約者または被共済者は、被共済自動車の新車共済価額を定める際、当組合が被共済自動車の新車共済価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当組合は、被共済自動車の新車共済価額を定める際、当組合が被共済自動車の新車共済価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によって次の①または②のいずれかに該当する場合は、共

済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 共済契約者または被共済者が事実を告げなかったことにより、その結果として、第２条（新車共済金額）の規定に従って定めるべき額と異なった新車共済価額が定められた場合

② 共済契約者または被共済者が事実と異なることを告げたことにより、その結果として、第２条の規定に従って定めるべき額と異なった新車共済価額が定められた場合

(3) (2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2) に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合

② 当組合が被共済自動車の新車共済価額を定める際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 共済契約者または被共済者が被共済自動車の新車共済価額を評価するために必要な事項について書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が被共済自動車の新車共済価額を定める際に当組合に告げられていたとしても、当組合がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当組合が (2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または共済契約締結の時の翌日から起算して５年を経過した場合

(4) (2) の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当組合は、その損害については、第６条（支払共済金の計算）の規定にかかわらず、普通共済約款車両条項第６条（共済金の支払における損害額の決定）および第９条（支払共済金の計算）(1) の規定を適用します。この場合において、既に第６条の規定を適用して共済金を支払っていたときは、当組合は、普通共済約款車両条項第６条および第９条 (1) の規定を適用して算出した共済金との差額の返還を請求することができます。

(5) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(6) (5) の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、第６条（支払共済金の計算）の規定にかかわらず、普通共済約款車両条項第６条（共済金の支払における損害額の決定）および第９条（支払共済金の計算）(1) の規定を適用します。

（注）当組合のために共済契約の締結の代理を行う者が事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第５条（この特約を適用しない場合）

当組合は、次の①および②に規定する損害に対しては、この特約の規定を適用しません。

① 被共済自動車が盗難されたことによって生じた損害。ただし、被共済自動車が発

見された場合で、発見されるまでの間に被共済自動車に損害が生じたときを除きます。

② 次のアからオまでのいずれかに該当する者の重大な過失によって生じた損害

ア．共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注）

イ．所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注）

ウ．上記アおよびイに定める者の法定代理人

エ．上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。

（注）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

第６条（支払共済金の計算）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う共済金の額は、普通共済約款車両条項第９条（支払共済金の計算）(1) および車両価額協定共済特約第６条（支払共済金の計算）の規定にかかわらず、次の①から③までのとおりとします。ただし、新車共済金額を限度とし、新車共済価額が妥当な価額（注１）を著しく超える場合は、その価額（注１）を新車共済金額とします。

区　　分	共済金の額
① 次のアからウまでのいずれかに該当するとき ア．被共済自動車の損傷を修理することができない場合で、再取得を行ったとき。 イ．修理費が新車共済金額の50％以上となる場合（注２）で、復旧を行ったとき。 ウ．修理費が協定共済価額以上となる場合で、復旧を行ったとき。	新車共済金額の全額
② 被共済自動車の損傷を修理することができない場合で再取得を行わなかったとき、または修理費が協定共済価額以上となる場合で復旧を行わなかったとき	協定共済価額
③ ①および②以外の場合	車両価額協定共済特約第５条（共済金の支払における損害額の決定）②の損害の額から共済証書記載の免責金額（注３）を差し引いた額

(2) (1) の①に規定する当組合が支払うべき共済金の額は、復旧額が新車共済金額を下回る場合は、次の①および②に定める額とします。

区　　分	共済金の額
① 被共済自動車の損傷を修理することができない場合または修理費が協定共済価額を超える場合	協定共済価額と復旧額のいずれか高い額
② 修理費が協定共済価額以下となる場合	修理費と復旧額のいずれか高い額

（注１）共済契約締結時における被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の初度登録後１年未満の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
（注２）被共済自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。
（注３）当組合が共済金を支払う事故の発生の順によって定めます。

第７条（復旧義務）

(1) 被共済者は、前条（1）の①により共済金の支払を受ける場合は、被共済自動車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に復旧を履行しなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ当組合の承認を得て、復旧の期間を変更することができます。

(2) 共済契約者または被共済者は、(1) に規定する復旧を行った場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当組合に通知しなければなりません。

第８条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する共済金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができます。

① 共済契約者または被共済者が前条（2）に定める通知を行った時
② 被共済者が復旧する意思のないことを当組合に申し出た場合は、申出を行った時
③ ①および②以外の場合は、被共済自動車に損害の生じた日の翌日から起算して90日を経過した日

(2) 被共済者がこの特約に基づき共済金または再取得時諸費用共済金の支払いを請求する場合は、次の①または②のいずれかの書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。

① 再取得を行った場合は、その事実、日付および再取得費用を証明する客観的書類
② 被共済自動車の損傷の修理を行った場合は、その事実および日付を証明する客観的書類

第９条（再取得時諸費用共済金の支払）

(1) 当組合は、次の①または②のいずれかに該当する場合であって、かつ、代替自動車を再取得したときは、新車共済金額の15％に相当する額（ただし、40万円を限度とします。）または10万円のいずれか高い額を再取得時諸費用共済金として被共済者に支払います。

① 当組合の共済金を支払うべき損害が全損である場合
② 修理費が新車共済金額の50％以上となる場合（注1）

(2) 当組合は、(1) の規定によって支払うべき再取得時諸費用共済金と第６条（支払共済金の計算）に規定する共済金の合計額が新車共済金額を超える場合であっても、再取得時諸費用共済金を支払います。

(3) 他の共済契約等（注2）がある場合であっても、当組合は、この特約により支払うべき再取得時諸費用共済金の額を支払います。

(4) (3) の規定にかかわらず、他の共済契約等（注2）により優先して再取得時諸費用共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に支払われている場合は、当組合は、それらの額の合計額を再取得時諸費用共済金または保険金のうち最も高い額（注3）から差し引いた額に対してのみ再取得時諸費用共済金を支払います。

(5) 当組合に対する再取得時諸費用共済金の請求権は、被共済者が代替自動車を再取得

した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(6) 再取得時諸費用共済金が支払われる場合は、当組合は、全損時諸費用共済金（注4）は支払いません。既に全損時諸費用共済金を支払っていた場合は、当組合は、その金額を差し引いて再取得時諸費用共済金を支払います。

（注１）被共済自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損害が生じていない場合を除きます。

（注２）(1)と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

（注３）それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用共済金または保険金のうち最も高い額をいいます。

（注４）車両全損時諸費用特約に定める全損時諸費用共済金をいいます。

第10条（新車共済金額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合）

第２条（新車共済金額）の規定にかかわらず、新車共済金額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、その新車の市場販売価格相当額を新車共済金額とします。

第11条（被害物についての当組合の権利）

当組合は、普通共済約款車両条項第11条（被害物についての当組合の権利）(1) の規定にかかわらず、再取得を行ったことにより、当組合がその権利を取得する旨の意思を表示して共済金を支払った場合は、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

第12条（他の特約との関係）

この共済契約に被共済自動車の入替自動補償特約が適用される場合は、同特約の「用語の定義」に規定する入替自動車について生じた損害に対しては、この特約の規定を適用しません。

第13条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

被共済自動車について、他の共済契約等（注１）がある場合は、当組合は、次の①および②によって共済金を支払います。

① 復旧額が損害額（注２）以下である場合は、普通共済約款基本条項第21条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）の規定により決定した額を支払います。この場合において、普通共済約款基本条項第21条 (2) の「賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項」とあるのは「車両新価特約」と読み替えて適用するものとします。

② 復旧額が損害額（注２）を超える場合で、第７条（復旧義務）(2) の復旧の通知を受けた後においては、次のアおよびイの額の合計額を支払います。

ア．損害額までの額について①により決定した額

イ．損害額を超える部分の額について第６条（支払共済金の計算）の規定によって算出した共済金の額から損害額を差し引いた残額。ただし、この場合の残額は、復旧額と損害額との差額を限度とします。

（注１）この特約と同種の特約を適用しない他の共済契約または保険契約をいいます。

（注２）車両価額協定共済特約第５条（共済金の支払における損害額の決定）の損害額をいいます。

第14条（車両無過失事故に関する特則の不適用）

当組合は、この特約の規定を適用する場合は、普通共済約款基本条項第 23 条（車両無過失事故に関する特則）の規定を適用しません。ただし、被共済者がこの特約の規定を適用しない旨当組合に申し出た場合を除きます。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（17）車両超過修理費用特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
車両超過修理費限度額	共済金額に50万円を加えた金額をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合は、被共済自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると当組合が認めるときは、その部分品の修理は補修による修理費とします。
損害額等	車両価額協定共済特約第５条（共済金の支払における損害額の決定）①の損害の額または同条②の損害の額を差し引いた額をいいます。
被共済自動車の初度登録	被共済自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査をいいます。
被共済者	被共済自動車を所有する者をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に車両価額協定共済特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合で、共済期間の末日の属する月が被共済自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して37か月を超えており、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（この特約を適用しない場合）

次条（1）の②の場合において、被共済者が被共済自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内に被共済自動車の損傷を修理しなかったときは、当組合は、この特約の規定を適用しません。ただし、修理に際してやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ当組合の承認を得て、修理の期間を変更することができます。

第３条（車両共済の支払共済金の計算）

（1）１回の事故につき、当組合の支払う共済金の額は、普通共済約款車両条項第９条（支払共済金の計算）（1）および車両価額協定共済特約第６条（支払共済金の計算）の規定にかかわらず、次の①および②に定めるとおりとします。

①　被共済自動車の損傷を修理することができない場合は、共済金額

② 上記①以外の場合は、次の算式により算出した額。ただし、共済金額に50万円を加えた金額を限度とします。

共済金の額	＝	修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	－	共済証書記載の免責金額（注１）

(2) 損害額等のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額（注２）を超過するときは、当組合は、(1) に定める共済金の額からその超過額を差し引いて共済金を支払います。

（注１）当組合が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

（注２）損害額等または車両超過修理費限度額のいずれか低い方から（1）に定める共済金の額を差し引いた額をいいます。

第４条（全損時諸費用共済金の支払に関する特則）

当組合は、この特約により、車両全損時諸費用特約に定める全損時諸費用共済金の支払に関する規定にかかわらず、前条（1）の①の規定により、共済金額を共済金として支払うべき場合に限り、全損時諸費用共済金を支払います。

第５条（被害物についての当組合の権利）

当組合が第３条（車両共済の支払共済金の計算）(1) の規定により、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する旨の意思を表示して共済金額を共済金として支払った場合は、当組合は、被共済自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

第６条（共済金の請求）

被共済者がこの特約に基づき共済金の支払を請求する場合は、修理の事実および日付を証明する客観的書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。

第７条（他の特約との関係）

当組合は、被共済自動車の入替自動補償特約の規定にかかわらず、同特約の「用語の定義」に規定する入替自動車について生じた損害に対しては、被共済自動車の入替自動補償特約第３条（車両共済の特則）②に規定する「入替自動車取得の時における入替自動車の価額」を共済金額とみなしてこの特約を適用します。

第８条（車両無過失事故に関する特則の不適用）

当組合は、この特約の規定を適用する場合は、普通共済約款基本条項第 23 条（車両無過失事故に関する特則）の規定を適用しません。ただし、被共済者がこの特約の規定を適用しない旨当組合に申し出た場合を除きます。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（18）車両全損時諸費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。

全損	普通共済約款車両条項に規定する全損をいいます。ただし、この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合は、同特約に規定する全損をいいます。
被共済者	被共済自動車を所有する者をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、かつ、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合に適用されます。ただし、被共済自動車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車（注）である場合を除きます。

（注）１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。

第２条（全損時諸費用共済金の支払）

(1) 当組合は、この特約により、当組合の共済金を支払うべき損害が全損である場合は、１回の事故につき、次の算式により算出した額を全損時諸費用共済金として被共済者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

全損時諸費用共済金	＝	車両共済契約における共済金額	×	10％

(2) 当組合は、(1) の規定によって支払うべき全損時諸費用共済金と普通共済約款車両条項第９条（支払共済金の計算）に定める共済金（注）の合計額が共済金額を超える場合であっても、全損時諸費用共済金を支払います。

(3) 当組合に対する全損時諸費用共済金の請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

（注）この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されている場合は、同特約第６条（支払共済金の計算）に定める共済金とします。

第３条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等（注）がある場合であっても、当組合は、この特約により支払うべき全損時諸費用共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等（注）により優先して全損時諸費用共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に全損時諸費用共済金もしくは保険金が支払われた場合は、当組合は、それらの額の合計額を、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約等（注）がないものとして算出した支払うべき全損時諸費用共済金または保険金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ全損時諸費用共済金を支払います。

（注）前条（1）の全損時諸費用共済金と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第４条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）(4)の②の規定中「車両条項」とあるのを「車両全損時諸費用特約」と読み替えるものとします。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（19）車両全損時諸費用対象外特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に車両全損時諸費用特約の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（車両全損時諸費用特約の不適用）

当組合は、この特約により、車両全損時諸費用特約の規定を適用しません。

（20）車対車衝突危険限定特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
相手自動車	所有者が被共済自動車の所有者と異なる自動車をいいます

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被共済自動車と相手自動車との衝突または接触によって被共済自動車に生じた損害に対してのみ、普通共済約款車両条項および基本条項ならびに被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。ただし、被共済自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

（注）登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第３条（共済金を支払わない場合）

当組合は、この特約においては、普通共済約款車両条項および基本条項ならびに被共済自動車について適用される他の特約の規定による場合のほか、被共済自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第４条（費　用）

当組合は、この特約の適用においては、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、同条項第８条（費用）⑤のイおよび⑥に規定する費用に対しては、共済金を支払いません。

第５条（共済金の請求ー交通事故証明書を提出できない場合）

被共済者は、この特約に基づき共済金の支払を請求する場合において、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の①から③までの書類および写真または画像データを当組合に提出しなければなりません。

① 被共済自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印または署名のあるもの

② 被共済自動車の損傷部位の写真または画像データ

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

第６条（車両危険限定特約が適用されている場合の特則）

この共済契約に車両危険限定特約が適用されている場合は、同特約によって共済金を支払うべき損害に対しては、当組合は、この特約の規定を適用しません。

（21）車両危険限定特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被共済自動車に生じた次の①から⑦までのいずれかに該当する損害に限り、普通共済約款車両条項および基本条項ならびに被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

① 被共済自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被共済自動車が被爆した場合の損害

② 盗難によって生じた損害

③ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害

④ 台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害

⑤ 落書、いたずらまたは窓ガラス破損の損害（注）

⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。

⑦ ①から⑥までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被共済自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被共済自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（注）いたずらの損害には、被共済自動車の運行によって生じた損害および被共済自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。なお、他の自動車には原動機付自転車を含みます。また、窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

（22）二輪・原付盗難対象外特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、かつ、被共済自動車の用途車種が次の①または②のいずれかに該当する場合に適用されます。

① 二輪自動車

② 原動機付自転車

第２条（共済金を支払わない場合）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被共済自動車について盗難によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(2) (1) の被共済自動車について盗難によって生じた損害には、次の①および②に掲げる損害を含みます。

① 被共済自動車が発見されるまでの間に生じた損害

② 普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(2) に定める損害

(23) 機械装着車「車両損害」特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属機械装置	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、かつ、付属機械装置が被共済自動車に定着または装備されている場合で、その価額が共済金額に含まれているときに適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、付属機械装置については、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して共済金を支払います。

(2) 当組合は、付属機械装置に生じた損害と被共済自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通共済約款車両条項第６条（共済金の支払における損害額の決定）および第９条（支払共済金の計算）の規定を適用し、損害に対して共済金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、共済証書記載の免責金額を差し引きません。

第３条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(24) 特殊車「車両」補償範囲特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、かつ、被共済自動

車が工作用自動車である場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被共済自動車の次の①および②の物については、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して共済金を支払います。

① キャタピラ、排土板（注１）、バケット（注２）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品

② リーダ（注３）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（注４）、バイブロハンマ（注５）その他これらに類似の機能を有する物であって、被共済自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

(2) 被共済自動車が農耕作業用自動車の場合は、当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、被共済自動車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（注６）については、車体（注７）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して共済金を支払います。

(3) 当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(3)の規定にかかわらず、次の①から③までに定める物は、被共済自動車に含めません。

① 被共済自動車が工作用自動車の場合は、被共済自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェイン、ドリル等の積載付属品

② 被共済自動車が消防自動車の場合は、被共済自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品

③ 被共済自動車がタンク車、ふん尿車等の場合は、被共済自動車に付属するホース

（注１）カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。
（注２）つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。
（注３）ステーおよびフロントブラケットを含みます。
（注４）モータを含みます。
（注５）チャックを含みます。
（注６）部分品の付帯部品を含みます。
（注７）原動機定着部分をいいます。

（25）工作用自動車ブーム対象外特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い、被共済自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、被共済自動車が工作用自動車である場合、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（ブーム部分の補償対象外）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(3) の規定にかかわらず、被共済自動車のブーム部分については、被共済自動車に含めません。

(2) (1) のブーム部分とは、次の①および②の物をいいます。

① ブーム（注）ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム（注）と機能上一体をなしている部分品およびブーム（注）の機能上必要である部分品

② ①に定める物に定着または装備されている次のアからオまでの物

ア．使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

イ．安全装置および警報装置

ウ．作動油および油脂類

エ．配線、配管およびホース類

オ．その他定着または装備されている物

（注）ジブを含みます。

(26) ロードアシスタンス特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
他の共済契約等	第２条（共済金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての共済契約に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、被共済自動車が走行不能となったことに伴い、被共済者が応急処置費用または運搬費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、ロードアシスタンス費用共済金を被共済者に支払います。ただし、被共済自動車について直接生じた偶然な事由に起因して、被共済自動車が走行不能となった場合に限ります。

(2) この特約において、応急処置費用または運搬費用とは、次の①または②のいずれかに該当する費用（注）をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 応急処置費用	被共済自動車が走行不能となった地において被共済自動車を自

	力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。ただし、当組合が必要と認める処置のために生じる費用に限ります。
②　運搬費用	被共済自動車が走行不能となった地から被共済者の指定する修理工場または当組合が指定する場所まで、陸送車等により被共済自動車を運搬するために要した費用。ただし、被共済自動車の修理等を行う場所として社会通念上妥当と認められる場所まで被共済自動車を運搬するために生じる費用に限ります。

(3)（2）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合において、そのために要した費用は、応急処置費用または運搬費用に含みません。

①　次のアまたはイのいずれかに該当する期間に（2）の①の応急の処置または（2）の②の運搬が行われた場合

ア．共済期間が満了した時以後の期間

イ．被共済自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日以後の期間。ただし、被共済自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条（自動車の検査及び自動車検査証）第１項の自動車である場合に限ります。

②　記名被共済者または被共済者が自ら被共済自動車に対して（2）の①の応急の処置または（2）の②の運搬を行ったとき。

（注）付随して発生した現場清掃の費用を被共済者が負担した場合は、その費用を含みます。

第３条（共済金を支払わない場合－その１）

当組合は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって被共済者が被った損害に対しては、ロードアシスタンス費用共済金を支払いません。

①　次のアからオまでのいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注１）

イ．被共済自動車の所有者（注２）

ウ．アおよびイに定める者の法定代理人

エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧　詐欺または横領

⑨　被共済自動車を競技もしくは曲技（注５）のために使用すること、または被共済

自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。

⑩　被共済自動車を次のアからエまでのいずれかに該当する路面等において使用すること。ただし、被共済自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限ります。

ア．積雪のある路面または凍結した路面

イ．降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ

ウ．轍（わだち）

エ．砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤

⑪　被共済自動車の盗難（注７）

⑫　被共済自動車の鍵の紛失

⑬　被共済自動車の燃料切れ

⑭　エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

⑮　自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障

（注１）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）被共済自動車の所有者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）競技または曲技のための練習を含みます。

（注６）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注７）被共済自動車の所在が確認できない場合であって、かつ、その原因が明らかでないときを含み、被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その２）

当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に被共済自動車が走行不能となったことによって生じた損害に対しては、ロードアシスタンス費用共済金を支払いません。

①　共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注）

②　所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被共済自動車の借主（注）

③　①および②に定める者の法定代理人

④　①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤　①および②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

第５条（被共済者の範囲）

(1) この特約における被共済者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とします。

① 記名被共済者

② 被共済自動車の所有者

③ 被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

① 被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者（注２）

② 極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

③ 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

（注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第６条（ロードアシスタンス費用共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が負担した応急処置費用または運搬費用の額を、ロードアシスタンス費用共済金として支払います。ただし、１回の事故につき15万円を限度とします。

(2) 応急処置費用または運搬費用のうち、回収金がある場合は、当組合は実際に発生した応急処置費用または運搬費用の額から回収金の額を差し引いてロードアシスタンス費用共済金を支払います。

第７条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべきロードアシスタンス費用共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、次の算式により算出した額に対してのみロードアシスタンス費用共済金を支払います。

ロードアシスタンス費用共済金の額	＝	実際に発生した応急処置費用または運搬費用の額	－	他の共済契約等の共済金または保険金の額の合計額

第８条（現物による支払）

当組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、被共済自動車に対する応急の処置、陸送車等による被共済自動車の運搬等、ロードアシスタンス費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、共済金の支払に代えることができます。

第９条（共済金の請求）

(1) 当組合に対するロードアシスタンス費用共済金の請求権は、被共済者が応急処置費用または運搬費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、被共済自動車が走行不能となった時とします。

(2) 被共済者がこの特約に基づきロードアシスタンス費用共済金の支払を請求する場合は、被共済自動車に対する応急の処置または陸送車等による被共済自動車の運搬の事実、

日付および費用を証明する客観的書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）（2）の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第10条（この特約の不適用）

他車運転特約および臨時代替自動車特約の適用においては、当組合は、この特約の規定を適用しません。

第11条（普通共済約款および運転者年齢条件特約等の不適用）

（1）当組合は、この特約によりロードアシスタンス費用共済金が支払われる場合は、普通共済約款車両条項第８条（費用）③または④の規定を適用しません。

（2）この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第12条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①および②のとおり読み替えるものとします。

① 第13条（重大事由による解除）（4）の②の規定中「車両条項」とあるのは「ロードアシスタンス特約」

② 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「ロードアシスタンス特約」

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（27）ロードアシスタンス対象外特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約にロードアシスタンス特約の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（ロードアシスタンス特約の不適用）

当組合は、この特約により、ロードアシスタンス特約の規定を適用しません。

（28）ロードアシスタンス超過費用特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約にロードアシスタンス特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が次の①から⑨までのいずれかに該当し、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

① 自家用普通貨物車（最大積載量２トン超）
② 営業用普通貨物車（最大積載量２トン以下）
③ 営業用普通貨物車（最大積載量２トン超）
④ 自家用バス
⑤ 営業用バス
⑥ 小型ダンプカー
⑦ 普通型ダンプカー（最大積載量２トン以下）
⑧ 普通型ダンプカー（最大積載量２トン超）

⑨　砂利類運送用普通貨物車

第２条（ロードアシスタンス特約の読み替え）

この特約の適用においては、ロードアシスタンス特約第６条（ロードアシスタンス費用共済金）(1) のただし書の規定中「15万円」とあるのを「100万円」と読み替えるものとします。

(29) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
他の共済契約等	第２条（共済金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約にロードアシスタンス特約の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、ロードアシスタンス特約の規定により同特約のロードアシスタンス費用共済金の支払対象となる場合で、被共済自動車が走行不能となった地から陸送車等により運搬されたときは、被共済者が (2) および (3) に定める宿泊費用、移動費用および引取費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、宿泊費用共済金、移動費用共済金および引取費用共済金を被共済者に支払います。

(2) この特約において、宿泊費用、移動費用および引取費用とは、それぞれ次の①から③までの費用をいいます。

費用の名称	費用の内容
①　宿泊費用	被共済自動車が陸送車等により運搬されたことにより、被共済者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、その走行不能となった地のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した１泊分の客室料
②　移動費用	被共済自動車が陸送車等により運搬されたことにより、被共済者が被共済自動車が走行不能となった地から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で移動するために要した交通費
③　引取費用	被共済自動車が陸送車等により運搬され、修理工場等にて被共済自動車の修理が完了した後、合理的な経路および方法で被共済自動車を引き取るために要した往路１名分の交通費。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。

(3) (2) の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当するものは、宿泊費用、移動費用または引取費用に含みません。

①　飲食費用等 (2) の①の宿泊または (2) の②の移動の目的以外のサービス料金

②　謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等

③　(2) の②の移動の手段として被共済者がタクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代または有料道路料金

④　この共済契約に付帯された他の特約により共済金が支払われる費用がある場合は、その費用

第３条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、それぞれ次の①から③までに定めるとおりとします。

費用	被共済者
①　宿泊費用 ②　移動費用	被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する者は被共済者に含みません。 ア．被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者（注２） イ．極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者 ウ．業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者
③　引取費用	次のアまたはイのいずれかに該当する者 ア．記名被共済者 イ．被共済自動車の所有者

（注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注２）一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第４条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第５条（宿泊費用共済金、移動費用共済金および引取費用共済金の支払）

(1) 当組合は、それぞれ次の①から③までに定める額を宿泊費用共済金、移動費用共済金または引取費用共済金として支払います。

共済金の種類	共済金の額
①　宿泊費用共済金	被共済者が負担した宿泊費用の額。ただし、１回の事故につき、被共済者１名あたり１万円を限度とします。
②　移動費用共済金	被共済者が負担した移動費用の額。ただし、１回の事故につき、被共済者１名あたり２万円を限度とします。
③　引取費用共済金	被共済者が負担した引取費用の額。ただし、１回の事故につき、15 万円を限度とします。

(2) (1) の②の規定にかかわらず、被共済者がタクシーまたはレンタカーを利用した場合は、その１台に対し２万円を限度とします。

(3) 宿泊費用、移動費用または引取費用のうち、回収金がある場合は、当組合は、それぞれの費用に区分して、それぞれ各別に実際に発生した宿泊費用、移動費用または引取費用の額から該当する回収金の額を差し引いて共済金を支払います。

第６条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき宿泊費用共済金、移動費用共済金または引取費用共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、それぞれの費用を区分して、それぞれ各別に次の算式により算出した額に対してのみ宿泊費用共済金、移動費用共済金または引取費用共済金を支払います。

宿泊費用共済金、移動	＝	実際に発生した宿泊	－	他の共済契約等の共

費用共済金または 引取費用共済金の額	費用、移動費用または 引取費用の額	済金または保険金の 額の合計額

第７条（現物による支払）

当組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、宿泊施設の提供等、宿泊費用共済金、移動費用共済金または引取費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、共済金の支払に代えることができます。

第８条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する宿泊費用共済金、移動費用共済金または引取費用共済金の請求権は、被共済者が宿泊費用、移動費用または引取費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、次の①または②のいずれかに該当する時とします。

① 第５条（宿泊費用共済金、移動費用共済金および引取費用共済金の支払）(1) の①または②の共済金の場合は、被共済自動車が走行不能となった時

② 第５条 (1) の③の共済金の場合は、被共済自動車の修理が完了した時

(2) 被共済者がこの特約に基づき宿泊費用共済金、移動費用共済金または引取費用共済金の支払を請求する場合は、宿泊、移動または被共済自動車の引取りの事実、日付および費用を証明する客観的書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第９条（普通共済約款および運転者年齢条件特約等の不適用）

(1) 当組合は、この特約により引取費用共済金が支払われる場合は、普通共済約款車両条項第８条（費用）⑤の規定を適用しません。

(2) この特約の適用においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第10条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①および②のとおり読み替えるものとします。

① 第13条（重大事由による解除）(4) の②の規定中「車両条項」とあるのは「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」

② 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(30) ロードアシスタンス代車費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
他の共済契約等	第２条（共済金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約にロードアシスタンス特約の適用があり、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、ロードアシスタンス特約の規定により同特約のロードアシスタンス費用共済金の支払対象となる場合で、被共済自動車が走行不能になった地から陸送車等により運搬されたときは、被共済者が次の (2) および (3) に定める代車費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代車費用共済金を被共済者に支払います。

(2) この特約において、代車費用とは、被共済自動車が使用できなくなったことにより、被共済者がレンタカーを代車として利用するために要した費用をいいます。

(3) (2) の規定にかかわらず、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に限り、被共済者がレンタカー以外の自動車を代車として利用するために要した費用を代車費用とします。ただし、被共済者が負担した費用のうち、その自動車の取得代金、点検料、整備料等を勘案した実費相当額として当組合が認めた額に限ります。

① 被共済者が正当な理由によりレンタカー以外の自動車を代車として利用したものであること。

② レンタカー以外の自動車の利用について被共済者が事前に当組合に通知し、当組合が承認すること。

第３条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、被共済自動車の所有者とします。

第４条（代車費用共済金の支払）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う代車費用共済金の額は、次の算式により算出した額とします。

代車費用共済金	＝	１日あたりの代車費用の額。ただし、共済証書記載の共済金日額を限度とします。	×	次条に定める支払対象期間における代車の利用日数

(2) 代車費用のうち、回収金がある場合は、当組合は実際に発生した代車費用の額から回収金の額を差し引いて代車費用共済金を支払います。

第５条（代車費用共済金の支払対象期間）

(1) 前条 (1) の支払対象期間は、次に定める期間とします。ただし、支払対象期間の初日の翌日から起算して１年を経過した後の期間は支払対象期間には含みません。

支払対象期間	
支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
被共済自動車が走行不能となった地から陸送車等により運搬された日	次の①から③までのいずれか早い日 ① 代車の利用開始日（注１）からその日を含めて30日後の日 ② 被共済自動車の修理完了後、被共済自動車が共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日

	③　被共済自動車の代替として使用する自動車を新たに取得（注２）した日

(2) (1) の規定にかかわらず、共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により (1) の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間には含みません。

（注１）被共済者が（1）に定める支払対象期間の初日以後に最初に代車を利用した日をいいます。

（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第６条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき代車費用共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、次の算式により算出した額に対してのみ代車費用共済金を支払います。

代車費用共済金	＝	実際に発生した代車費用の額	－	他の共済契約等の共済金または保険金の額の合計額

第７条（現物による支払）

当組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、代車の貸与等、代車費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、共済金の支払に代えることができます。

第８条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する代車費用共済金の請求権は、被共済者が代車費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、被共済自動車が走行不能となった時とします。

(2) 被共済者がこの特約に基づき代車費用共済金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第９条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約の適用においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第10条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①および②のとおり読み替えるものとします。

①　第13条（重大事由による解除）(4) の②の規定中「車両条項」とあるのは「ロー

ドアシスタンス代車費用特約」

② 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「ロードアシスタンス代車費用特約」

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（31）事故・故障時代車費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
他の共済契約等	第２条（共済金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、被共済者が (2) および (3) に定める代車費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代車費用共済金を被共済者に支払います。

① ロードアシスタンス特約の規定により同特約のロードアシスタンス費用共済金の支払対象となる場合で、被共済自動車が走行不能となった地から陸送車等により運搬されたとき。

② ①以外の場合で、普通共済約款車両条項および被共済自動車について適用される他の特約の規定により普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1) の共済金の支払対象となる事故が発生したとき。ただし、被共済自動車を使用することができる場合（注１）で、被共済者がその損傷を修理しないときを除きます。

(2) この特約において、代車費用とは、被共済自動車が使用できなくなったことにより、被共済者がレンタカーを代車として利用するために要した費用をいいます。

(3) (2) の規定にかかわらず、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に限り、被共済者がレンタカー以外の自動車を代車として利用するために要した費用を代車費用とします。ただし、被共済者が負担した費用のうち、その自動車の取得代金、点検料、整備料等を勘案した実費相当額として当組合が認めた額に限ります。

① 被共済者が正当な理由によりレンタカー以外の自動車を代車として利用したものであること。

② レンタカー以外の自動車の利用について被共済者が事前に当組合に通知し、当組合が承認すること。

(4) 当組合は、被共済自動車が盗難（注２）にあった場合は、共済契約者または被共済者が盗難の事実を警察官に届け出たときに限り、(1) の②の規定を適用します。

（注１）法令により走行が禁じられた場合を除きます。

（注２）被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

第３条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、被共済自動車の所有者とします。

第４条（代車費用共済金の支払）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う代車費用共済金の額は、次の算式により算出した額とします。

代車費用共済金	＝	１日あたりの代車費用の額。ただし、共済証書記載の共済金日額を限度とします。	×	次条に定める支払対象期間における代車の利用日数

(2) 代車費用のうち、回収金がある場合は、当組合は実際に発生した代車費用の額から回収金の額を差し引いて代車費用共済金を支払います。

第５条（代車費用共済金の支払対象期間）

(1) 前条（1）の支払対象期間は、次表に定める期間とします。ただし、支払対象期間の初日の翌日から起算して１年を経過した後の期間は支払対象期間に含みません。

支払対象期間	
支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
①　第２条（共済金を支払う場合）(1) の①の場合は、被共済自動車が走行不能となった地から陸送車等により運搬された日 ②　第２条（1）の②の場合は、その事故の発生の日（注１）	次のアからウまでのいずれか早い日 ア．代車の利用開始日（注２）からその日を含めて30日後の日 イ．被共済自動車が修理完了後、または盗難（注３）された被共済自動車が発見された後、共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日 ウ．被共済自動車の代替として使用する自動車を新たに取得（注４）した日

(2) (1) の規定にかかわらず、共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により (1) の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間に含みません。

（注１）被共済自動車が盗難にあった場合は、共済契約者または被共済者が盗難の事実を警察官に届け出た日とします。

（注２）被共済者が（1）に定める支払対象期間の初日以後に最初に代車を利用した日をいいます。

（注３）被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

（注４）所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約に基づく借入れを含みます。

第６条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき代車費用共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、次の算式により算出した額に対してのみ代車費用共済金を支払いま

す。

代車費用共済金	＝	実際に発生した代車費用の額	－	他の共済契約等の共済金 または 保険金の額の合計額

第７条（現物による支払）

当組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、代車の貸与等、代車費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、代車費用共済金の支払に代えることができます。

第８条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する代車費用共済金の請求権は、被共済者が代車費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、次の①または②のいずれかに該当する時とします。

① 第２条（共済金を支払う場合）(1) の①の場合は、被共済自動車が走行不能となった時

② 第２条 (1) の②の場合は、その事故の発生の時

(2) 被共済者がこの特約に基づき代車費用共済金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第９条（運転者年齢条件特約等の一部不適用）

当組合は、この特約の適用において、第２条（共済金を支払う場合）(1) の①の規定により代車費用共済金を支払うべき場合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第10条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①および②のとおり読み替えるものとします。

① 第13条（重大事由による解除）(4) の②の規定中「車両条項」とあるのは「事故・故障時代車費用特約」

② 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「事故・故障時代車費用特約」

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(32) 事故時代車費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
他の共済契約等	第２条（共済金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款車両条項の適用があり、被共済自動車の用途車種が自家用８車種である場合、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、普通共済約款車両条項および被共済自動車について適用される他の特約の規定により普通共済約款車両条項第１条（共済金を支払う場合）(1) の共済金の支払対象となる事故が発生した場合は、被共済者が (2) および (3) に定める代車費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代車費用共済金を被共済者に支払います。ただし、被共済自動車を使用することができる場合（注１）で、被共済者がその損傷を修理しないときを除きます。

(2) この特約において、代車費用とは、被共済自動車が使用できなくなったことにより、被共済者がレンタカーを代車として利用するために要した費用をいいます。

(3) (2) の規定にかかわらず、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に限り、被共済者がレンタカー以外の自動車を代車として利用するために要した費用を代車費用とします。ただし、被共済者が負担した費用のうち、その自動車の取得代金、点検料、整備料等を勘案した実費相当額として当組合が認めた額に限ります。

① 被共済者が正当な理由によりレンタカー以外の自動車を代車として利用したものであること。

② レンタカー以外の自動車の利用について被共済者が事前に当組合に通知し、当組合が承認すること。

(4) 当組合は、被共済自動車が盗難（注２）にあった場合は、共済契約者または被共済者が盗難の事実を警察官に届け出たときに限り、(1) の規定を適用します。

（注１）法令により走行が禁じられた場合を除きます。

（注２）被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

第３条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、被共済自動車の所有者とします。

第４条（代車費用共済金の支払）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う代車費用共済金の額は、次の算式により算出した額とします。

代車費用共済金	＝	１日あたりの代車費用の額。ただし、共済証書記載の共済金日額を限度とします。	×	次条に定める支払対象期間における代車の利用日数

(2) 代車費用のうち、回収金がある場合は、当組合は実際に発生した代車費用の額から回収金の額を差し引いて代車費用共済金を支払います。

第５条（代車費用共済金の支払対象期間）

(1) 前条 (1) の支払対象期間は、次に定める期間とします。ただし、支払対象期間の初日の翌日から起算して１年を経過した後の期間は支払対象期間に含みません。

支払対象期間	
支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
その事故の発生の日 （注１）	次のアからウまでのいずれか早い日 ア．代車の利用開始日（注２）からその日を含めて30日後の日

	イ．被共済自動車が修理完了後、または盗難（注３）された被共済自動車が発見された後、共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日 ウ．被共済自動車の代替として使用する自動車を新たに取得（注４）した日

(2) (1) の規定にかかわらず、共済契約者、被共済者または被共済自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により (1) の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間に含みません。

（注１）被共済自動車が盗難にあった場合は、共済契約者または被共済者が盗難の事実を警察官に届け出た日とします。

（注２）被共済者が第５条（代車費用共済金の支払対象期間）(1) に定める支払対象期間の初日以後に最初に代車を利用した日をいいます。

（注３）被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

（注４）所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第６条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき代車費用共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に他の共済契約等の共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、次の算式により算出した額に対してのみ代車費用共済金を支払います。

代車費用共済金	＝	実際に発生した代車費用の額	－	他の共済契約等の共済金 または 保険金の額の合計額

第７条（現物による支払）

当組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、代車の貸与等、代車費用共済金の支払と同等のサービスの提供をもって、代車費用共済金の支払に代えることができます。

第８条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する代車費用共済金の請求権は、被共済者が代車費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、その事故の発生の時とします。

(2) 被共済者がこの特約に基づき代車費用共済金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) の⑨の書類または証拠として当組合に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第９条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①および②のとおり読み替えるものとします。

① 第13条（重大事由による解除）（4）の②の規定中「車両条項」とあるのは「事故時代車費用特約」

② 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「事故時代車費用特約」

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（33）車両無過失事故に関する特則の対象外特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に普通共済約款基本条項第23条（車両無過失事故に関する特則）の適用があり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（車両無過失事故に関する特則の不適用）

当組合は、この特約により、普通共済約款基本条項第23条（車両無過失事故に関する特則）の規定を適用しません。

Ⅴ．その他の補償などに関わる特約

（34）他車運転特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
家族	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被共済者の配偶者 ② 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
他の自動車	被共済自動車以外の自動車であって、その用途車種が自家用８車種であるものをいいます。ただし、次の①または②の自動車を除きます。 ① 記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が所有（注１）または常時使用する自動車 ② 別居の未婚の子が所有（注１）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中（注２）の場合は、その自動車 （注１）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。 （注２）駐車または停車中を除きます。
別居の未婚の子	記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子をいい、婚姻歴のある者を含みません。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用８車種であり、かつ、記名被共済者が個人である場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当組合は、記名被共済者またはその家族が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款賠償責任条項および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者またはその家族に限ります。

(2) 当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、他の自動車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

（注）駐車または停車中を除きます。

第３条（車両損害についての特則）

(1) 当組合は、普通共済約款賠償責任条項第５条（共済金を支払わない場合－その３　対物賠償）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、他の自動車について被共済者（注１）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、前条の規定に従い、共済金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、他の自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任に限ります。

① この特約を適用する共済契約に普通共済約款車両条項が適用されていること。

② 被共済者（注１）が自ら運転者として運転中（注２）の他の自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款車両条項および基本条項ならびに被共済自動車について適用される他の特約を適用した場合に当組合が共済金を支払うべき損害が、その運転中（注２）の他の自動車に生じていること。

(2) (1) の規定にかかわらず、当組合は、被共済者（注１）が次の①から③までのいずれかの状態で他の自動車を運転している場合にその運転中（注２）の他の自動車に生じた損害に対して被共済者（注１）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

① 法令に定められた運転資格を持たない状態

② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

（注１）前条（1）のただし書に定める被共済者をいいます。

（注２）駐車または停車中を除きます。

第４条（共済金を支払う場合－自損傷害）

当組合は、この共済契約に自損事故傷害特約が適用されている場合は、記名被共済者またはその家族が自ら運転者として運転中（注１）の他の自動車を被共済自動車とみなして、同特約および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内

（注２）に搭乗中（注３）の記名被共済者またはその家族に限ります。

（注１）駐車または停車中を除きます。

（注２）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注３）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第５条（共済金を支払う場合－臨時費用）

当組合は、この共済契約に臨時費用特約が適用されている場合は、記名被共済者またはその家族が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車を被共済自動車とみなして、同特約および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者またはその家族に限ります。

（注）駐車または停車中を除きます。

第６条（共済金を支払わない場合）

当組合は、普通共済約款賠償責任条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に生じた事故により、被共済者が被った損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者の使用者の業務（注１）のために、その使用者の所有する自動車（注２）を運転している場合

② 被共済者が役員となっている法人の所有する自動車（注２）を運転している場合

③ 自動車取扱業者が業務として受託した他の自動車を運転している場合

④ 被共済者が他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合。ただし、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

⑤ 被共済者が競技もしくは曲技（注３）のために他の自動車を運転している場合または競技もしくは曲技（注３）を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している（注４）場合

（注１）家事を除きます。

（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注３）競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。

第７条（被共済自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当組合は、普通共済約款基本条項第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(2) の規定を適用しません。

第８条（重大事由による解除の特則）

(1) 当組合は、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）(1) の③の規定にかかわらず、他の自動車を所有する者が同条 (1) の③のいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその他の自動車を所有する者に係る部分を解除することができます。

(2) (1) の規定による解除が第３条（車両損害についての特則）(1) の規定に基づき共済金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、普通共済約款基本条項

第14条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるその損害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(3) (2) の規定は、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）(1) の③のアからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

(35) 臨時代替自動車特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
被代替自動車	被共済自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない自動車をいいます。
臨時代替自動車	被共済自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被共済者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する者が所有する自動車（注１）を除きます。 ① 記名被共済者 ② 記名被共済者の役員 ③ 記名被共済者の使用人 なお、記名被共済者が臨時に借用して使用する自動車が２台以上ある場合は、被代替自動車の代替としての臨時代替自動車は、次の①および②の順によって定めるものとします。 ① 被代替自動車と同一の用途車種（注２）の自動車 ② 被代替自動車が整備工場等の管理下に入った時以後、臨時に借用して使用する自動車が記名被共済者の管理下に入った順 （注１）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注２）普通共済約款別表３に掲げる用途車種を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被共済者が法人である場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当組合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款賠償責任条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者ならびに記名被共済者の役員および使用人に限ります。

(2) 当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責共済等によって支払われる金額がある場合

は、損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

第３条（車両損害についての特則）

(1) 当組合は、普通共済約款賠償責任条項第５条（共済金を支払わない場合－その３　対物賠償）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、臨時代替自動車について被共済者（注１）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、前条の規定に従い、共済金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、その臨時代替自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任に限ります。

① この特約を適用する共済契約に普通共済約款車両条項が適用されていること。

② 被共済者（注１）が自ら運転者として運転中（注２）の臨時代替自動車を被代替自動車とみなして普通共済約款車両条項および基本条項ならびに被代替自動車について適用される他の特約を適用した場合に当組合が共済金を支払うべき損害が、その運転中（注２）の臨時代替自動車に生じていること。

(2) (1) の規定にかかわらず、当組合は、被共済者（注１）が次の①から③までのいずれかの状態で臨時代替自動車を運転している場合にその運転中（注２）の臨時代替自動車に生じた損害に対して被共済者（注１）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

① 法令に定められた運転資格を持たない状態

② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

（注１）前条（1）のただし書に定める被共済者をいいます。

（注２）駐車または停車中を除きます。

第４条（共済金を支払う場合－人身傷害）

当組合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款人身傷害条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第５条（共済金を支払う場合－搭乗者傷害）

当組合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款搭乗者傷害条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第６条（共済金を支払う場合－自損傷害）

この共済契約に自損事故傷害特約が適用されている場合は、当組合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、自損事故傷害特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第７条（共済金を支払う場合－無共済車傷害）

この共済契約に無共済車傷害特約が適用されている場合は、当組合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、無共済車傷害特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第８条（共済金を支払う場合－臨時費用）

この共済契約に臨時費用特約が適用されている場合は、当組合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の共済契約の条件に従い、臨時費用特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者ならびに記名被共済者の役員および使用人に限ります。

第９条（共済責任の始期および終期）

(1) 臨時代替自動車にかかわる当組合の共済責任は、臨時代替自動車が記名被共済者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時または被代替自動車が整備工場等の管理下を離れ、記名被共済者の直接の管理下に戻った時のいずれか早い時に終わります。

(2) (1) の規定にかかわらず、共済期間の始期において既に記名被共済者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当組合の共済責任は始まり、また、記名被共済者が臨時代替自動車を管理中であっても、共済期間の終期をもって当組合の共済責任は終わります。

第10条（この特約を適用しない場合）

当組合は、全車両一括特約第４条（共済契約の締結漏れがあった場合）または同特約第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）の規定により、同特約第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定が適用されない場合は、この特約の規定を適用しません。

第11条（重大事由による解除の特則）

(1) 当組合は、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）(1) の③の規定にかかわらず、臨時代替自動車を所有する者が同条 (1) の③のいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその臨時代替自動車を所有する者に係る部分を解除することができます。

(2) (1) の規定による解除が第３条（車両損害についての特則）(1) の規定に基づき共済金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、普通共済約款基本条項第14条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるその損害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(3) (2) の規定は、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）(1) の③のアからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

(36) 原付バイク特約（人身傷害あり）

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
借用原動機付自転車	第６条（被共済者の範囲）に規定する被共済者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被共済者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自

	転車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用８車種であり、記名被共済者が個人である場合、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（共済金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当組合は、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款賠償責任条項および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償共済契約における共済証書記載の免責金額が５万円を超えるときは、その免責金額を５万円とみなします。

(2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合は、当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害について、自賠責共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

第３条（共済金を支払う場合－人身傷害）

当組合は、被共済者が正規の乗車装置に搭乗中（注）の原動機付自転車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款人身傷害条項および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。

（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その１　賠償責任・人身傷害共通）

当組合は、この特約の適用においては、普通共済約款賠償責任条項、人身傷害条項および基本条項による場合のほか、被共済者が競技もしくは曲技（注１）のために原動機付自転車に搭乗中または競技もしくは曲技（注１）を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（注２）に生じた損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）競技または曲技のための練習を含みます。

（注２）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。

第５条（共済金を支払わない場合－その２　賠償責任）

当組合は、第２条（共済金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通共済約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済者の業務（注１）のために、被共済者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被共済者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被共済者の使用者の所有する原動機付自転車（注２）をその使用者の業務（注１）のために、被共済者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被共済者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被共済者のいずれかに該当する者が原動機付自転車の修理、保管、

給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④　被共済者が原動機付自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

（注１）家事を除きます。

（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第６条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、普通共済約款賠償責任条項第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）および人身傷害条項第５条（被共済者の範囲）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者とします。

①　記名被共済者

②　記名被共済者の配偶者

③　記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

④　記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

第７条（被共済自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当組合は、普通共済約款基本条項第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(2) の規定を適用しません。

第８条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および他車運転特約の規定を適用しません。

第９条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「原付バイク特約（人身傷害あり）」と読み替えるものとします。

（37）原付バイク特約（人身傷害なし）

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
借用原動機付自転車	第６条（被共済者の範囲）に規定する被共済者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被共済者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車の用途車種が自家用８車種であり、記名被共済者が個人である場合、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（共済金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当組合は、被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、普通共済約款賠償責任条項および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償共済契約における共済証書記載の免責金額が５万円を超えるときは、その免責金額を５万円とみなします。

(2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合は、当組合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第１条（共済金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責共済等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

第３条（共済金を支払う場合－自損傷害）

当組合は、この共済契約に自損事故傷害特約が適用されている場合は、被共済者が正規の乗車装置に搭乗中（注）の原動機付自転車を被共済自動車とみなして、同特約および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。

（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その１　賠償責任・自損傷害共通）

当組合は、この特約の適用においては、普通共済約款賠償責任条項および基本条項ならびに自損事故傷害特約の規定による場合のほか、被共済者が競技もしくは曲技（注１）のために原動機付自転車に搭乗中または競技もしくは曲技（注１）を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（注２）に生じた損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注１）競技または曲技のための練習を含みます。

（注２）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。

第５条（共済金を支払わない場合－その２　賠償責任）

当組合は、第２条（共済金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通共済約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被共済者の業務（注１）のために、被共済者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被共済者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被共済者の使用者の所有する原動機付自転車（注２）をその使用者の業務（注１）のために、被共済者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被共済者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被共済者のいずれかに該当する者が原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被共済者が原動機付自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権

利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
（注１）家事を除きます。
（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第６条（被共済者の範囲）

この特約における被共済者は、普通共済約款賠償責任条項第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）および自損事故傷害特約第５条（被共済者の範囲）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者とします。

① 記名被共済者
② 記名被共済者の配偶者
③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

第７条（被共済自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当組合は、普通共済約款基本条項第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(2) の規定を適用しません。

第８条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および他車運転特約の規定を適用しません。

第９条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「原付バイク特約（人身傷害なし）」と読み替えるものとします。

（38）事業用動産特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
キャリア	自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
共済価額	事業用動産に損害が生じた地および時における、損害を生じた事業用動産の価額をいいます。
共済金	損害共済金、臨時費用共済金および残存物取片づけ費用共済金をいいます。
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
残存物取片づけ費用	第２条（共済金を支払う場合）(1) の事故によって損害を受けた事業用動産の残存物の取片付けに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
事業用動産	記名被共済者が営む事業の用に供するために自ら所有する動産または記名被共済者が営む事業に関連して預託を受けている動産をいいます。ただし、次の①から⑪までに規定する物は、事業用動産に含みません。 ① 被共済自動車の付属品および被共済自動車の原動機用燃料

	タンク内の燃料 ② 日常生活の用に供するために記名被共済者（注１）、記名被共済者の配偶者および記名被共済者またはその配偶者の同居の親族が所有する動産 ③ 通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、電子マネー、プリペイドカードその他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、事業用動産に含みます。 ④ 貴金属、宝玉、宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 ⑤ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状その他これらに準ずるもの ⑥ 動物および植物 ⑦ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害 ⑧ 自動車（注２） ⑨ コンテナー ⑩ 船舶（注３） ⑪ 法令の規定、公序良俗に違反する動産 （注１）記名被共済者が法人である場合は、その役員を含みます。 （注２）ブルドーザー・パワーショベル等土木建設用自動車、二輪自動車、原動機付自転車、三輪自動車、農耕作業用自動車を含みます。 （注３）ヨット・モーターボートを含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害を生じた事業用動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券、回数券およびプリペイドカードは除きます。
全損	修理費または第８条（損害額の決定）(1) の損害額が損害を生じた事業用動産の共済価額以上となる場合をいいます。
損害額	当組合が損害共済金を支払うべき損害の額をいいます。
電子マネー	決済手段として使用するための、通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したＩＣチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
費用	共済契約者または被共済者が支出した次の①から③までの費用（注）をいいます。 ① 普通共済約款基本条項第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の①に規定する損害の発生およ

	び拡大の防止のために必要または有益であった費用 ② 普通共済約款基本条項第20条（1）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 ③ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する事業用動産の分担額 （注）収入の喪失を含みません。
付属品	被共済自動車に定着（注１）または装備（注２）されている物および車室内でのみ使用することを目的として被共済自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物をいいます。 （注１）ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 （注２）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
臨時費用	第２条（1）の事故によって事業用動産が損害を受けたため臨時に生じる費用をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

（1）当組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故（注）によって被共済自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容またはキャリアに固定されている事業用動産に被共済自動車と同時に損害が生じた場合は、事業用動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被共済者に損害共済金を支払います。

（2）当組合は、（1）の損害共済金が支払われる場合における臨時費用に対して、この特約に従い、臨時費用共済金を支払います。

（3）当組合は、（1）の損害共済金が支払われる場合における残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

（4）当組合は、この特約が被共済者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合は、共済契約者はその旨を当組合に告げることを要しません。

（注）被共済自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

第３条（共済金を支払わない場合－その１）

（1）当組合は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のアからオまでのいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．共済契約者、記名被共済者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注１）

イ．被共済自動車の所有者（注１）

ウ．上記アおよびイに定める者の法定代理人

エ．上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ．上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 盗難または紛失
⑨ 詐欺または横領
⑩ 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
⑪ 事業用動産の積載方法が事業用動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったときを除きます。
⑫ 被共済自動車を競技もしくは曲技（注４）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

(2) 当組合は、この特約による共済金の支払は、共済期間において１回を限度とし、２回目以後については、共済金を支払いません。

（注１）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。
（注４）競技または曲技のための練習を含みます。
（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その２）

当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 事業用動産に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 事業用動産の故障損害
③ 事業用動産の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または事業用動産の汚損であって、事業用動産の機能に支障を来たさない損害
④ 楽器の音色または音質の変化
⑤ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害

第５条（共済金を支払わない場合－その３）

当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を

持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に事業用動産に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、記名被共済者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注）
② 被共済自動車の所有者（注）
③ ①および②に定める者の法定代理人
④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

第６条（被共済者の範囲）

(1) この特約における被共済者は、事業用動産を所有する者とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当するものは被共済者に含みません。

① 被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
② 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

第８条（損害額の決定）

(1) 損害額は、共済価額によって定めます。

(2) 事業用動産の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出した額を損害額とします。

損害額	＝	修理費（注）	＋	費用	－	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた事業用動産全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

(3) 費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害額とします。

(4) 損害を生じた事業用動産が一組または一対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた事業用動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

(5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、事業用動産が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被共済者が支出した額および共済契約者または被共済者が負担した費用の合計額を損害額とします。

(6) 事業用動産が乗車券等である場合において、事業用動産の損害額の合計額が５万円

を超えるときは、当組合は、その損害額の合計額を５万円とみなします。

（注）損害を生じた事業用動産の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第９条（支払共済金の計算）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う損害共済金の額は、前条の損害額から次の①および②の合計額を差し引いた額とします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。

① 共済証書記載の免責金額

② 回収金がある場合において、回収金の額が①の免責金額を超過するときは、その超過額

(2) 被共済者が２名以上いる場合は、(1) に記載した当組合の支払う損害共済金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被共済者ごとの当組合の支払う損害共済金の額を決定します。

① 各被共済者ごとの損害額。ただし、回収金を差し引いた残額とします。

② ①の合計額

(3) 当組合は、損害共済金の10％に相当する額を臨時費用共済金として被共済者に支払います。

(4) 当組合は、損害共済金の10％に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を残存物取片づけ費用共済金として被共済者に支払います。

(5) 当組合は、(3) および (4) の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用共済金または残存物取片づけ費用共済金と (1) および (2) に定める損害共済金の合計額が共済金額を超える場合であっても、臨時費用共済金または残存物取片づけ費用共済金を支払います。

第10条（普通共済約款賠償責任条項との関係）

当組合は、第２条（共済金を支払う場合）(3) の残存物取片づけ費用のうち、普通共済約款賠償責任条項および基本条項ならびに被共済自動車について適用される他の特約により共済金の支払責任が発生する損害については、損害の額が普通共済約款によって支払うべき共済金の額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ残存物取片づけ費用共済金を支払います。

第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等（注１）がある場合であっても、当組合は、この特約により支払うべき共済金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の共済契約等（注１）により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合は、当組合は、それらの額の合計額を、次の①および②に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

① 損害共済金および残存物取片づけ費用共済金に関しては、損害額または費用（注２）

② 臨時費用共済金に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約等（注１）がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額

（注１）第２条（共済金を支払う場合）の損害共済金、臨時費用共済金および残存物取片づけ費用共済金と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。
（注２）それぞれの共済契約または保険契約において、損害額または費用の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

第12条（現物による支払）

当組合は、事業用動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

第13条（被害物についての当組合の権利）

(1) 当組合が損害を生じた事業用動産に対して全損として共済金を支払った場合は、損害を生じた事業用動産について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った共済金の額が損害を生じた事業用動産の共済価額に達しない場合は、当組合は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) (1) の場合において、当組合がその権利を取得しない旨の意思を表示して共済金を支払ったときは、損害を生じた事業用動産について被共済者が有する所有権その他の物権は当組合に移転しません。

第14条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①から⑥までのとおり読み替えるものとします。

① 第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定中「共済金」とあるのは「事業用動産特約の共済金」

② 第13条（重大事由による解除）(4) の②の規定中「車両条項」とあるのは「事業用動産特約」

③ 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「事業用動産特約」

④ 第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の④および⑤の規定中「被共済自動車」とあるのは「事業用動産」

⑤ 第22条（共済金の請求）(1) の④の規定中「車両条項」とあるのは「事業用動産特約」

⑥ 第29条（代位）(4) の規定中「車両損害」とあるのは「事業用動産の損害」

第15条（車両無過失事故に関する特則の不適用）

当組合は、この特約の規定を適用する場合は、普通共済約款基本条項第23条（車両無過失事故に関する特則）の規定を適用しません。ただし、被共済者がこの特約の規定を適用しない旨当組合に申し出た場合を除きます。

第16条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（39）財物損害特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
キャリア	自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
共済価額	財物に損害が生じた地および時における、損害を生じた財物の価額をいいます。
財物	日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。ただし、次の①から⑦までに規定する物は、財物に含みません。 ①　被共済自動車の付属品および被共済自動車の原動機用燃料タンク内の燃料 ②　通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、電子マネー、プリペイドカードその他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、財物に含みます。 ③　貴金属、宝玉、宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 ④　稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状その他これらに準ずるもの ⑤　動物および植物 ⑥　商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ⑦　事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
修理費	損害が生じた地および時において、損害を生じた財物を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券、回数券およびプリペイドカードは除きます。
全損	修理費または第８条（損害額の決定）(1) の損害額が損害を生じた財物の共済価額以上となる場合をいいます。
損害額	当組合が共済金を支払うべき損害の額をいいます。
電子マネー	決済手段として使用するための、通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したＩＣチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
費用	共済契約者または被共済者が支出した、次の①から④までの費用（注）をいいます。 ①　普通共済約款基本条項第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1) の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用 ②　普通共済約款基本条項第20条 (1) の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

	③　盗難にあった財物を引き取るために必要であった費用 ④　船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する財物の分担額 （注）収入の喪失を含みません。
付属機械装置	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。
付属品	被共済自動車に定着（注１）または装備（注２）されている物および車室内でのみ使用することを目的として被共済自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物をいいます。 （注１）ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 （注２）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い自動車に備え付けられている状態をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他偶然な事故（注）によって被共済自動車の車室内もしくはトランク内に収容またはキャリアに固定されている財物に生じた損害に対して、この特約に従い、被共済者に共済金を支払います。

(2) 当組合は、この特約が被共済者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合は、共済契約者はその旨を当組合に告げることを要しません。

（注）被共済自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

第３条（共済金を支払わない場合－その１）

当組合は、次の①から⑪までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①　次のアからオまでのいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注１）

イ．被共済自動車の所有者（注１）

ウ．上記アおよびイに定める者の法定代理人

エ．上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧　キャリアに固定されている財物の盗難。ただし、被共済自動車の盗難（注４）と同時に生じた場合を除きます。
⑨　紛失
⑩　詐欺または横領
⑪　被共済自動車を競技もしくは曲技（注５）のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。

（注１）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。
（注４）被共済自動車の一部分のみの盗難を除きます。
（注５）競技または曲技のための練習を含みます。
（注６）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第４条（共済金を支払わない場合－その２）

当組合は、次の①または②のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

①　財物に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
②　財物の故障損害

第５条（共済金を支払わない場合－その３）

当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に財物に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①　共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（注）
②　被共済自動車の所有者（注）
③　①および②に定める者の法定代理人
④　①および②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤　①および②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

第６条（被共済者の範囲）

(1) この特約における被共済者は、財物を所有する者とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当するものは被共済者に含みません。

① 被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

② 業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

第８条（損害額の決定）

(1) 損害額は、共済価額によって定めます。

(2) 財物の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出した額を損害額とします。

損害額	＝	修理費（注）	＋	費用	－	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた財物全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

(3) 費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害額とします。

(4) 損害を生じた財物が一組または一対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた財物全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

(5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、財物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被共済者が支出した額および共済契約者または被共済者が負担した費用の合計額を損害額とします。

(6) 財物が乗車券等である場合において、財物の損害額の合計額が５万円を超えるときは、当組合は、その損害額の合計額を５万円とみなします。

（注）損害を生じた財物の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第９条（支払共済金の計算）

(1) １回の事故につき、当組合の支払う共済金の額は、前条の損害額から次の①および②の合計額を差し引いた額とします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。

① 共済証書記載の免責金額

② 回収金がある場合において、回収金の額が①の免責金額を超過するときは、その超過額

(2) 被共済者が２名以上いる場合は、(1) に記載した当組合の支払う共済金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被共済者ごとの当組合の支払う共済金の額を決定します。

① 各被共済者ごとの損害額。ただし、回収金を差し引いた残額とします。

② ①の合計額

第10条（現物による支払）

当組合は、財物の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

第11条（被害物についての当組合の権利）

(1) 当組合が損害を生じた財物に対して全損として共済金を支払った場合は、損害を生じた財物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った共済金の額が損害を生じた財物の共済価額に達しない場合は、当組合は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) 財物の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、当組合は、支払った共済金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1) および (2) の場合において、当組合がその権利を取得しない旨の意思を表示して共済金を支払ったときは、損害を生じた財物またはその部分品もしくは付属品について被共済者が有する所有権その他の物権は当組合に移転しません。

第12条（盗難損害についての特則）

(1) 盗難にあった財物について、当組合が損害に対して共済金を支払う前にその財物が回収された場合は、その財物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その財物に破損または汚損がある場合は、その破損または汚損の範囲内において損害が生じたものとします。

(2) 当組合が財物の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った日の翌日から起算して60日以内にその財物が発見された場合は、被共済者は、既に受け取った共済金を当組合に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合は、発見されるまでの間にその財物に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

第13条（盗難時の義務等）

(1) 財物について盗難が発生した場合は、当組合は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、共済契約者または被共済者に対し詳細な説明または証明を求めることができます。

(2) 共済契約者または被共済者は、当組合が (1) の調査をし、または説明もしくは証明を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

(3) 当組合は、共済契約者または被共済者が (1) の説明または証明に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく (2) の協力を拒んだ場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(4) 共済契約者または被共済者は、盗難にあった財物が発見または回収された場合は、直ちにその旨を当組合に通知しなければなりません。

(5) 当組合は、共済契約者または被共済者が正当な理由がなく (4) の規定に違反した場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第14条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①から⑦までのとおり読み替えるものとします。

① 第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定中「共済金」とあるのは「財物損害特約の共済金」

② 第13条（重大事由による解除）（4）の②の規定中「車両条項」とあるのは「財物損害特約」
③ 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「財物損害特約」
④ 第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の④および⑤の規定中「被共済自動車」とあるのは「財物」
⑤ 第21条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）（2）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項」とあるのは「財物損害特約」
⑥ 第22条（共済金の請求）（1）の④の規定中「車両条項」とあるのは「財物損害特約」
⑦ 第29条（代位）（4）の規定中「車両損害」とあるのは「財物の損害」

第15条（車両無過失事故に関する特則の不適用）

当組合は、この特約の規定を適用する場合は、普通共済約款基本条項第23条（車両無過失事故に関する特則）の規定を適用しません。ただし、被共済者がこの特約の規定を適用しない旨当組合に申し出た場合を除きます。

第16条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（40）弁護士費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金請求権者	被害を被った被共済者をいいます。ただし、被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
身体の傷害	被共済者が身体に傷害を被ることをいいます。
対象事故	次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故で、この特約の対象となる事故をいいます。 ① 自動車の所有、使用または管理に起因する事故 ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下
賠償義務者	被共済者が被る被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
被害	次の①および②のものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、１つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ① 身体の傷害 ② 被共済者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（注）されること。 （注）詐取を含みません。

弁護士等費用	弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（注）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用をいいます。ただし、法律相談費用を除きます。 （注）申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の①から③までの行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると当組合が認めた行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う次のアおよびイの行為 ア．司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第３条（業務）第１項第５号および同項第７号に規定する相談 イ．司法書士法第３条第１項第２号および同項第４号に規定する書類の作成 ③ 行政書士が行う次のアおよびイの行為 ア．行政書士法（昭和 26 年法律第４号）第１条（目的）の３第４号に規定する相談 イ．行政書士法第１条の２および第１条の３第３号に規定する書類の作成
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

(1) 当組合は、被共済者が対象事故によって被った被害について共済金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合は、あらかじめ当組合の同意を得て弁護士等費用を負担することによって被る損害（注１）に対して、この特約に従い、共済金請求権者に弁護士等費用共済金を支払います。

(2) 当組合は、被共済者が対象事故によって被った被害について共済金請求権者が法律相談を行う場合は、あらかじめ当組合の同意を得て法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、共済金請求権者に法律相談費用共済金を支払います。

(3) 当組合は、対象事故が共済期間中に発生した場合にのみ、共済金を支払います。ただし、被害が身体の傷害である場合は、身体の傷害を被った時（注２）が共済期間中である場合に限ります。

(4) 当組合は、(1) および (2) に掲げる費用のうち普通共済約款賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用に対しては共済金を支払いません。

（注１）共済金請求権者に生じた損害には、次の①および②の額に対する弁護士等費

用を負担することによって被る損害を含みません。
① 共済金請求権者が損害賠償請求を行った額のうち、被共済者の過失により減額された額
② 損害賠償の額のうち、既に共済金請求権者が受領済みの額

（注２）傷害の原因となった対象事故発生の時をいいます。

第３条（共済金を支払わない場合）

(1) 当組合は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 台風、洪水または高潮
④ 核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する対象事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた対象事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた対象事故
⑦ 被共済自動車もしくは被共済者が搭乗中の被共済自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または、競技もしくは曲技（注３）を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
⑧ 被共済者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
⑨ 被共済者が所有、使用または管理する財物の故障損害

(2) 当組合は、次の①から⑥までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対象事故による損害
② 被共済者が次のアからウまでのいずれかの状態で自動車を運転している場合に生じた損害

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態
イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被共済者が自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、その自動車が被共済自動車以外の自動車であって、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
④ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑤ 第４条（被共済者の範囲）(1) の⑤に規定する者が所有、使用または管理する財

物のうち、被共済自動車に積載されていない財物について生じた損害

⑥　被共済者または被共済者の使用者の業務（注5）の用に供される財物（注6）および業務に関連して受託した財物について生じた損害

(3) 当組合は、次の①または②のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、共済金を支払いません。

①　次条（1）の①から④および⑦に規定する者

②　被共済者の父母、配偶者または子

(4) 当組合は、共済金請求権者が自動車損害賠償保障法第16条（保険会社に対する損害賠償額の請求）に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任共済の規定に基づく共済者（注7）に対する損害賠償額の支払の請求にかかわる弁護士等費用を負担したことによって生じた損害に対しては、弁護士等費用共済金を支払いません。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合は、この規定を適用しません。

(5) 当組合は、共済金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求にかかわる弁護士等費用または法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対しては、弁護士等費用共済金および法律相談費用共済金を支払いません。

（注１）使用済燃料を含みます。

（注２）原子核分裂生成物を含みます。

（注３）競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注５）家事を除きます。

（注６）被共済自動車を除きます。

（注７）保険金の請求が行われる保険契約の保険責任を負う者を含みます。

第４条（被共済者の範囲）

(1) この特約における被共済者は、次の①から⑦までのいずれかに該当する者とします。

①　記名被共済者

②　記名被共済者の配偶者

③　記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

④　記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤　①から④まで以外の者で、被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者

⑥　①から⑤まで以外の者で、①から④までに規定する者が自ら運転者として運転中（注２）の被共済自動車以外の自動車（注３）の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者。ただし、①から④までに規定する者の使用者の業務（注４）のために運転中（注２）の、その使用者の所有する自動車（注５）に搭乗中の者を除きます。

⑦　①から⑥まで以外の者で、被共済自動車の所有者。ただし、被共済自動車の所有、使用または管理に起因する対象事故の場合に限ります。

(2) (1) の規定にかかわらず、(1) の①から⑦までに定める被共済者のうち、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗している者は被共済者に含みません。

(3) (1) の規定にかかわらず、自動車取扱業者が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被共済者に含みません。

（注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）駐車または停車中を除きます。
（注３）自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
（注４）家事を除きます。
（注５）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第５条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

第６条（支払共済金の計算）

(1) 当組合が支払うべき弁護士等費用共済金の額は、１回の対象事故につき、被共済者１名あたり300万円を限度とします。

(2) 当組合が支払うべき法律相談費用共済金の額は、１回の対象事故につき、被共済者１名あたり10万円を限度とします。

(3) 共済金請求権者が弁護士等費用共済金の支払を受けようとする場合において、対象事故にかかわる法律上の損害賠償請求と対象事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行うときは、次の算式により算出した額を支払います。

弁護士等費用共済金 ＝ 実際に発生した弁護士等費用の額 × 被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額 ／ （被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額 ＋ 被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額）

(4) 共済金請求権者が法律相談費用共済金の支払を受けようとする場合において、対象事故にかかわる法律相談と対象事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、次の算式により算出した額を支払います。ただし、共済金請求権者が行った同一事故にかかわる法律相談が１回である場合は、この規定を適用しません。

法律相談費用共済金 ＝ 実際に発生した法律相談費用の額 × 被害事故にかかわる法律相談に要した時間 ／ （被害事故にかかわる法律相談に要した時間 ＋ 被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間）

第７条（事故発生時の義務）

(1) 共済契約者または共済金請求権者は、対象事故が発生した場合において、第２条（共済金を支払う場合）(1) に該当する場合で、共済金請求権者が弁護士等費用を支出しようとするとき、または同条 (2) に該当する場合で、共済金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、次表に定める事故発生時の義務を履行しなければなりません。

事故発生時の義務	事故発生時の義務の内容
①　事故内容の通知	次のアからエまでに定める事項を対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当組合に書面等により通知すること。 ア．対象事故の発生日時、場所および対象事故の状況 イ．賠償義務者の住所、氏名または名称およびその者に関して有する情報 ウ．弁護士等費用または法律相談費用の支出先に関して有する情報

	エ．その他当組合が必要と認める事項
②　委任契約の内容の事前承認	弁護士、司法書士または行政書士へ委任する場合は、委任契約の内容が記載された書面を当組合に提出し、あらかじめ当組合の承認を得ること。

(2) 共済契約者または共済金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当組合は、(1) の規定に違反したことによって当組合が被った損害の額を差し引いて弁護士等費用共済金または法律相談費用共済金を支払います。

(3) 共済契約者または共済金請求権者が正当な理由がなく（1）に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合（当組合に事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合を含みます。）は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて弁護士等費用共済金または法律相談費用共済金を支払います。ただし、共済金請求権者に過失がなくて対象事故の発生を知らなかった場合またはやむを得ない事由により（1）の①の期間内に通知ができなかった場合は、この規定を適用しません。

第８条（共済金請求権者の協力）

(1) 共済金請求権者は、当組合の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当組合に提供しなければなりません。

(2) 共済金請求権者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第９条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する共済金請求権は、第２条（共済金を支払う場合）(1) に定める弁護士等費用または同条（2）に定める法律相談費用が発生した時に発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 共済金請求権者が第２条（共済金を支払う場合）(1) に定める弁護士等費用共済金、同条（2）に定める法律相談費用共済金の支払を受けようとする場合は、普通共済約款基本条項第22条（共済金の請求）(2) に定める書類のほか、次の①から④までに定める書類を添えて当組合に提出しなければなりません。

① 当組合の定める事故報告書

② 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類

③ 第２条（1）に定める弁護士等費用または同条（2）に定める法律相談費用の支払を証明する書類

④ その他当組合が普通共済約款基本条項第24条（共済金の支払時期）(1) に定める必要な確認をするために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたもの

(3) 当組合は、事故の内容または損害額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、共済金請求権者または共済金を受け取るべき者に対して（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 当組合は、共済金請求権者が（2）の書類に故意に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第10条（支払共済金の返還）

(1) 当組合は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、共済金請求権者に支払った共済金の返還を求めることができます。

① 弁護士または司法書士への委任の取消等により被共済者が支払った着手金の返還を受けた場合

② 対象事故に関して共済金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、共済金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士等費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過する場合

ア．共済金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額

イ．判決で認定された弁護士等費用の額と当組合が第２条（共済金を支払う場合）の規定により既に支払った共済金の合計額

(2) (1) の規定により当組合が返還を求める共済金の額は、次の①および②に定めるとおりとします。

① (1) の①の場合は、返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第２条（共済金を支払う場合）の規定により支払われた共済金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

② (1) の②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第２条の規定により支払われた共済金の額を限度とします。

第11条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①から⑤までのとおり読み替えるものとします。

① 第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定中「共済金」とあるのは「弁護士費用特約の共済金」

② 第13条（重大事由による解除）(4) の②の規定中「車両条項」とあるのは「弁護士費用特約」および「被共済者」とあるのは「被共済者または共済金請求権者」

③ 第13条（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被共済者」とあるのは「弁護士費用特約における被共済者または共済金請求権者」

④ 第21条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(2) の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項」とあるのは「弁護士費用特約」

⑤ 第29条（代位）(2) の規定中「被共済者等債権」とあるのは「弁護士費用特約第２条（共済金を支払う場合）(1) に定める費用の請求権」

第12条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（41）臨時費用特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
対人事故	被共済自動車の所有、使用または管理に起因して、他人の生命または身体を害することをいいます。
被害者	対人事故により生命または身体を害された者をいいます。
被共済者	普通共済約款賠償責任条項第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被共済者をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済金を支払う場合）

当組合は、対人事故により被共済者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被共済者が見舞等に要した費用（注）に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

（注）収入の喪失を含みません。

第３条（共済金の支払）

(1) 当組合は、被害者１名につき、次の①から③までに規定する金額を被共済者が見舞等に要した費用とみなし、その額を共済金として被共済者に支払います。

区　　分	共済金の額
①　(2) の①または②の場合に該当するとき	15万円
②　(2) の③（オを除く。）の場合に該当するとき	３万円
③　(2) の③のオの場合に該当するとき	１万円

(2) 当組合は、(1) の共済金のほか、被共済者が実際に負担した費用に対し、その費用相当額を共済金として被共済者に支払います。ただし、(1) および (2) によって支払う共済金の合計額は、被害者１名につき次の①から③までに規定する金額を限度とします。

① 被害者が対人事故の直接の結果として死亡した場合は、共済金額

② 被害者が対人事故の直接の結果として普通共済約款別表１の表１の第１級および第２級または表２の第１級から第３級に掲げるいずれかの後遺障害を生じた場合は、共済金額

③ 被害者が対人事故の直接の結果として３日を超える治療を要した場合は、治療日数に応じ、共済金額に次の割合を乗じた額

ア．治療日数が180日を超えたときは、100分の60

イ．治療日数が90日を超えたときは、100分の40

ウ．治療日数が30日を超えたときは、100分の20

エ．治療日数が14日を超えたときは、100分の10

オ．治療日数が３日を超えたときは、100分の２

(3) １回の対人事故につき、当組合の支払う共済金の額は、被害者１名につき、共済金額を限度とします。

第４条（共済金の請求）

(1) 当組合に対する共済金請求権は、対人事故により被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することが明らかになった時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 共済金の請求は、記名被共済者を経由して行うものとします。

第５条（運転者年齢条件特約等の不適用）

この特約においては、当組合は、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約および運転者本人・配偶者限定特約の規定を適用しません。

第６条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項の規定を次の①から⑤までのとおり読み替えるものとします。

① 第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定中「共済金」とあるのは「臨時費用特約の共済金」

② 第13条（重大事由による解除）(4) の②の規定中「車両条項」とあるのは「臨時費用特約」

③ 第21条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(2) の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項」とあるのは「臨時費用特約」

④ 第22条（共済金の請求）(2) の規定中「共済金」とあるのは「臨時費用特約の共済金」

⑤ 第27条（時効）の規定中「第22条（共済金の請求）(1)」とあるのは「臨時費用特約第４条（共済金の請求）(1)」

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

（42）競技・曲技等使用危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（補償内容）

当組合は、この特約により、次の①から⑨までに掲げる規定を適用しません。

① 普通共済約款賠償責任条項第３条（共済金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）(1) の⑨

② 人身傷害条項第２条（共済金を支払わない場合－その１）⑥

③ 搭乗者傷害条項第３条（共済金を支払わない場合－その２）⑥

④ 車両条項第２条（共済金を支払わない場合－その１）⑨

⑤ 無共済車傷害特約第３条（共済金を支払わない場合－その１）⑦

⑥ 自損事故傷害特約第４条（共済金を支払わない場合－その２）⑥

⑦ 事業用動産特約第３条（共済金を支払わない場合－その１）(1) の⑫

⑧ 財物損害特約第３条（共済金を支払わない場合－その１）⑪

⑨ 弁護士費用特約第３条（共済金を支払わない場合）(1) の⑦

（43）管理請負自家用自動車共済特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
管理下に入った時	中途管理自動車が共済契約者の直接の管理下に入った時をいい

	ます。
共済契約の締結漏れ	この共済契約締結の時に、共済契約者が請負契約に基づき自ら管理していた自動車で共済証書記載の条件に該当するものをこの共済契約によって共済契約を締結していなかったことをいいます。
顧客	記名被共済者と被共済自動車について請負契約を締結している注文者をいいます。
精算日	共済証書記載の精算日をいいます。
請負契約	自家用自動車の運行および管理に関する請負契約をいいます。
中途管理自動車	共済契約者が請負契約に基づき、共済証書記載の条件に該当する自動車について共済期間の中途で自ら管理を始めた場合における、その自動車をいいます。
通知日	共済証書記載の通知日をいいます。
通知漏れの中途管理自動車	第４条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合における、遅滞または脱漏のあった中途管理自動車をいいます。
未精算等の中途管理自動車	追加共済掛金の全額が精算日までに払い込まれなかった場合における、その精算日に対応する共済証書記載の通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後に管理を始めた中途管理自動車をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約締結の時において、共済契約者が請負契約に基づき自ら管理していた自動車で共済証書記載の条件に該当するもののすべてをこの共済契約によって一括して共済に付し、かつ、共済期間の中途で共済契約者が請負契約に基づき自ら管理を始めた自動車で、共済証書記載の条件に該当するもののすべてをこの共済契約によって漏れなく共済に付すこととする場合であって、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）

当組合は、被共済自動車について普通共済約款賠償責任条項の適用がある場合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者を被共済者とします。

① 記名被共済者またはその使用人

② 被共済自動車を使用または管理中の次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア．顧客およびその使用人

イ．顧客が個人である場合は、その配偶者

ウ．顧客が個人である場合は、顧客またはその配偶者の同居の親族

エ．顧客が個人である場合は、顧客またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被共済者または顧客の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被共済自動車を使用または管理している間を除きます。

④ 記名被共済者または顧客の使用者（注）。ただし、記名被共済者または顧客が被共済自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合に限ります。

（注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第３条（中途管理自動車に対する自動補償）

(1) 中途管理自動車に対して、自動的にこの共済契約を適用します。

(2) 中途管理自動車にかかわる当組合の共済責任は、管理下に入った時に始まり、共済期間の末日の午後４時に終わります。

第４条（通知）

(1) 共済契約者は、毎月、共済証書記載の通知締切日以前１か月分の中途管理自動車を通知日までに、当組合所定の書面により当組合に通知しなければなりません。

(2) この共済契約締結の時に共済に付された自動車または中途管理自動車について、請負契約の終了または解除により、共済契約の管理が終了した場合も、(1) と同様とします。

第５条（共済契約の締結漏れがあった場合）

(1) この共済契約締結の時に、共済契約の締結漏れが判明した場合は、当組合は、第３条（中途管理自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その共済契約の締結漏れの事実を当組合が知った時までに前条 (1) の通知を受領している中途管理自動車を除きます。

(2) 共済契約の締結漏れが共済契約者の故意および重大な過失によらなかったことを共済契約者が証明した場合で、当組合が共済契約の締結漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに共済契約者がその共済契約の締結漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当組合がこれを承認したときは、(1) の規定を適用しません。

第６条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

第４条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、通知漏れの中途管理自動車および当組合がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条 (1) の規定により通知されるすべての中途管理自動車に対して、当組合は、第３条（中途管理自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が共済契約者の故意および重大な過失によらなかったことを共済契約者が証明した場合で、当組合がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに共済契約者がその通知漏れの中途管理自動車について書面によって訂正を申し出て、当組合がこれを承認したときを除きます。

第７条（共済掛金の精算）

(1) 当組合は、第４条（通知）(1) の通知を受領した場合は、日割によって計算した追加共済掛金を請求します。

(2) 当組合は、第４条（通知）(2) の通知を受領した場合は、日割によって計算した共済掛金を返還します。

(3) (1) および (2) の共済掛金は、毎月、精算日までに精算するものとします。

(4) 追加共済掛金（注１）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当組合は、未精算等の中途管理自動車（注２）について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(5) 未精算等の中途管理自動車（注２）のうち既に精算日の到来しているものにつき (1) の追加共済掛金（注１）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事

故による損害または傷害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注１）(2) の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

（注２）追加共済掛金の全額が精算日までに払い込まれなかった場合に、その精算日に対応する共済証書記載の通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後に管理を始めた中途管理自動車をいいます。

第８条（契約条件等の変更）

(1) この共済契約締結の時に共済に付された自動車または第４条（通知）(1) の通知を当組合が既に受領している中途管理自動車について、共済期間の中途で共済契約の条件を変更する場合は、共済契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 第４条（通知）(1) の通知を当組合が受領していない中途管理自動車（注）について、その管理下に入った時から共済証書記載の条件と異なる条件で共済に付す場合または共済期間の中途で共済契約の条件を変更する場合は、共済契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(3) (1) および (2) の場合において、当組合がその定めるところに従い追加共済掛金を請求したときは、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が (3) の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）通知漏れの中途管理自動車を除きます。

第９条（特約の解除）

(1) 当組合は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 第５条（共済契約の締結漏れがあった場合）(1) に該当する場合。ただし、同条 (2) の規定により訂正がなされた場合を除きます。

② 第６条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。

③ 第７条（共済掛金の精算）(1) の追加共済掛金（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条 (5) に該当する場合を除きます。

(2) 共済契約者は、この共済契約を普通共済約款基本条項第12条（共済契約の解除）(3) の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

（注）第７条（２）の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

第10条（自損事故傷害特約適用の特則）

この共済契約に自損事故傷害特約が適用されている場合は、当組合は、この特約により、第２条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）の被共済者については、自損事故傷害特約第５条（被共済者の範囲）(2) の②の規定を適用しません。

第11条（無共済車傷害特約の特則）

この共済契約に無共済車傷害特約が適用されている場合は、当組合は、この特約により、第２条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）の被共済者については、無共済車

傷害特約第６条（被共済者の範囲）(3) の②の規定を適用しません。

第12条（車両共済の特則）

(1) 当組合は、この特約により、共済金の支払は、共済契約者を経由して行うものとします。

(2) 当組合は、被共済者から共済金支払の請求を直接受けたときは、遅滞なくその旨を共済契約者に通知するものとします。

(3) 当組合は、被共済自動車に他の車両共済契約等（注）が締結されている場合は、他の車両共済契約等（注）に優先して共済金を支払うものとします。

(4) 当組合は、この特約により、普通共済約款基本条項第29条（代位）(4) ただし書の規定にかかわらず、同条 (2) の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、被共済自動車を正当な権利によって使用または管理していた第２条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）の被共済者に対しては、その権利を行使しません。ただし、損害が記名被共済者もしくはその使用人の故意または重大な過失によって生じた場合または記名被共済者もしくはその使用人が次のアからウまでのいずれかの状態で被共済自動車を運転しているときに生じた場合を除きます。

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

（注）この車両共済契約と全部または一部に対して支払責任を同じくする他の車両共済契約または車両保険契約をいいます。

第13条（人身傷害条項および搭乗者傷害条項の適用の特則）

当組合は、この特約により、この共済契約に普通共済約款人身傷害条項および普通共済約款搭乗者傷害条項が適用される場合であっても、第２条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）の被共済者については、普通共済約款人身傷害条項第５条（被共済者の範囲）(3) の②の規定および普通共済約款搭乗者傷害条項第４条（被共済者の範囲）(2) の②の規定を適用しません。

第14条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「管理請負自家用自動車共済特約」と読み替えるものとします。

（44）管理請負自家用自動車に関する被共済者追加特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車が、共済契約者（注）が締結している自家用自動車の運行および管理に関する請負契約に基づいて運行または管理されている自動車であり、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

（注）被共済自動車が貸借契約により貸借されている場合は、記名被共済者とします。

第２条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）

当組合は、被共済自動車について普通共済約款賠償責任条項の適用がある場合は、この特約により、普通共済約款賠償責任条項第６条（被共済者の範囲－対人・対物賠償共通）の③ただし書の規定にかかわらず、同条に規定する被共済者に加えて、共済証書記載の被共済者の承諾を得て被共済自動車を使用または管理中の下記の者およびその使用人（以下「追加被共済者」といいます。）を被共済者とします。

第３条（車両共済の特則）

当組合は、この特約により、普通共済約款基本条項第29条（代位）(4) ただし書の規定にかかわらず、同条 (2) の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、追加被共済者に対しては、その権利を行使しません。ただし、損害が追加被共済者の故意または重大な過失によって生じた場合または追加被共済者が次のアからウまでのいずれかの状態で被共済自動車を運転しているときに生じた場合を除きます。

ア．法令に定められた運転資格を持たない状態

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

第４条（人身傷害条項および搭乗者傷害条項適用の特則）

当組合は、この特約により、この共済契約に普通共済約款人身傷害条項および普通共済約款搭乗者傷害条項が適用される場合であっても、追加被共済者については、普通共済約款人身傷害条項第５条（被共済者の範囲）(3) の②の規定および普通共済約款搭乗者傷害条項第４条（被共済者の範囲）(2) の②の規定を適用しません。

第５条（自損事故傷害特約適用の特則）

当組合は、この特約により、この共済契約に自損事故傷害特約が適用されている場合であっても、追加被共済者については、自損事故傷害特約第５条（被共済者の範囲）(2) の②の規定を適用しません。

第６条（無共済車傷害特約適用の特則）

当組合は、この特約により、この共済契約に無共済車傷害特約が適用されている場合であっても、追加被共済者については、無共済車傷害特約第６条（被共済者の範囲）(3) の②の規定を適用しません。

第７条（普通共済約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通共済約款基本条項第13条（重大事由による解除）（注２）の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「管理請負自家用自動車に関する被共済者追加特約」と読み替えるものとします。

Ⅵ．共済掛金の払込みに関わる特約

（45）追加共済掛金の払込に関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
払込期日	契約条件の変更日の翌月応当日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済契約者または被共済者が普通共済約款基本条項第４条（告知義務）(3) の③もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出または第５条（通知義務）(1)、第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(1)、第８条（被共済自動車の入替）(1)、第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する通知を当組合に直接行った場合で、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当組合がこれを承認したときに適用されます。

第２条（追加共済掛金の払込猶予）

(1) 前条に定める訂正の申出または通知に基づき、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、次の①または②に定める日までに、当組合の請求した追加共済掛金を払い込まなければなりません。

① 追加共済掛金に関する共済掛金分割払特約が適用される場合は、同特約第２条（追加共済掛金の払込方法）(2) に定める払込日または払込期日

② ①以外の場合は、共済契約条件の変更日（注）の属する月の翌月応当日

(2) 共済契約者は、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) に定める通知については、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当組合が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

（注）前条の訂正の申出または通知を行った日以後の共済契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第３条（追加共済掛金不払の場合の免責）

(1) 当組合は、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により請求した追加共済掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、次の①または②に該当する損害または傷害については除きます。

① 被共済自動車の入替自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定により入替自動車を被共済自動車とみなして、普通共済約款を適用する場合は、同条に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害

② 危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害

(2) 当組合は、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により請求した追加共済掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更および共済金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

(3) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が払込期日までに生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払

を受ける前に、共済契約者は追加共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。
（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第４条（解除－追加共済掛金不払の場合）

当組合は、払込期日までに追加共済掛金が払い込まれなかった場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（46）追加共済掛金の口座振替に関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
異動	共済証書または共済契約申込書の記載事項の変更をいい、共済契約者による共済契約の条件の変更を含みます。
契約内容変更依頼書	この共済契約に係る契約内容変更依頼書をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
初回追加共済掛金	第２条（追加共済掛金の払込み）(3) の①の規定により追加共済掛金を一括して払い込む場合は追加共済掛金全額をいい、同条(3) の②の規定により追加共済掛金を分割して払い込む場合は第１回追加共済掛金をいいます。
初回追加共済掛金払込期日	契約内容変更依頼書記載の初回追加共済掛金払込期日をいいます。
追加共済掛金	第２条に定める追加共済掛金をいいます。
払込期日	指定金融機関ごとに当組合の定める期日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に、共済掛金分割払特約、大口共済掛金分割払特約、初回共済掛金の口座振替に関する特約または初回共済掛金の口座振替翌月払特約の適用があり、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当組合がこれを承認した場合に適用されます。ただし、共済掛金分割払特約および大口共済掛金分割払特約については、共済掛金払込方式が口座振替である場合に限ります。

第２条（追加共済掛金の払込み）

(1) 異動が生じた場合で、次の①または②のいずれかに該当するときは、その追加共済掛金の払込みは、払込期日に指定口座から当組合の指定する口座に振り替えることによって行うものとします。

① この共済契約に全車両一括特約が適用されており、当組合が口座振替の方法により、同特約第６条（共済掛金の精算）(1) に定める追加共済掛金（注）を請求したとき。

② 共済契約者または被共済者が書面により当組合に異動を通知し、当組合が口座振替の方法により、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知

義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4) もしくは (6) または普通共済約款に付帯される他の特約の規定に定める追加共済掛金を請求したとき。

(2) 払込期日が指定金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) (1) の追加共済掛金の払込みは、次の①または②のいずれかの方法によるものとします。

① 払込期日に追加共済掛金の全額を一時に指定口座から当組合の指定する口座に振り替える方法

② 追加共済掛金を契約内容変更依頼書記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、指定口座から当組合の指定する口座に振り替える方法。ただし、この共済契約に共済掛金分割払特約または大口共済掛金分割払特約が適用されている場合に限ります。

(4) この共済契約に共済掛金分割払特約または大口共済掛金分割払特約が適用されている場合は、同特約第５条（追加共済掛金の払込み）の規定を適用しません。

(5) 共済契約者は、払込期日の前日までに、追加共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(6) 共済契約者は、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) に定める通知については、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当組合が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

（注）全車両一括特約第６条（共済掛金の精算）(2) の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

第３条（初回追加共済掛金不払の場合）

(1) 前条 (1) の規定により、当組合が請求した初回追加共済掛金について、初回追加共済掛金払込期日に初回追加共済掛金の払込みがない場合は、共済契約者は、初回追加共済掛金を初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに当組合に払い込まなければなりません。

(2) 当組合は、共済契約者が初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加共済掛金の払込みを怠った場合は、次の①および②のとおりとします。

① 払込みを怠った初回追加共済掛金が前条 (1) の①の追加共済掛金である場合は、全車両一括特約第６条（共済掛金の精算）(4) および (5) の規定を適用します。この場合において、これらの規定中「追加共済掛金」とあるのは「初回追加共済掛金」と読み替えて適用するものとします。

② ①以外の場合は、次のアまたはイのとおりとします。

ア．払込みを怠った初回追加共済掛金が普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により請求したものである場合は、初回追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の(ｱ)または(ｲ)に該当する損害または傷害については除きます。

（ア） 被共済自動車の入替自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定により入替自動車を被共済自動車とみなして、普通共済約款を適用する場合は、同条に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による

損害または傷害

（イ） 危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害

イ．払込みを怠った初回追加共済掛金が普通共済約款基本条項第15条（6）の規定により請求したものである場合は、初回追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

(3) 共済契約者が初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当組合が認めた場合は、当組合は、「初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約を適用します。この場合において、当組合は、共済契約者に対して、当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(4) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が初回追加共済掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、共済金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、共済契約者は、初回追加共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

(5) 当組合は、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加共済掛金が払い込まれなかった場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、その異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、次の①または②のいずれかにより計算した共済掛金を返還します。

① この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

② この共済契約に大口共済掛金分割払特約が適用されている場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(7) 当組合は、共済契約者が初回追加共済掛金払込期日までに初回追加共済掛金の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が指定金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月の応当日を初回追加共済掛金払込期日とみなして（1）から（6）までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第４条（初回追加共済掛金領収前の共済金支払）

(1) 前条（4）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当組合が承認したときは、当組合は、初回追加共済掛金が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して共済金を支払います。

① 事故の発生の日が初回追加共済掛金払込期日以前であること。

② 共済契約者が初回追加共済掛金を初回追加共済掛金払込期日までに払い込む旨

の確約を行うこと。

(2) (1) の②の確約に反して共済契約者が初回追加共済掛金払込期日までに初回追加共済掛金の払込みを怠り、かつ、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当組合は、次表に定める共済金の額の返還を請求することができます。

追加共済掛金の種類	返還を請求できる共済金の額
① 追加共済掛金が普通共済約款基本条項第 15 条（共済掛金の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った共済金の全額
② 追加共済掛金が普通共済約款基本条項第 15 条 (6) の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害または傷害に対して支払った共済金の額 － 普通共済約款基本条項第 15 条 (7) の共済金の額

第５条（第２回目以後の追加共済掛金不払の場合）

共済契約者が第２条（追加共済掛金の払込み）(3) の②の規定により追加共済掛金を分割して払い込む場合は、次の①から⑤までのとおりとします。

① 当組合は、共済契約者が第２回目以後の追加共済掛金について、その追加共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

② 共済契約者が①の第２回目以後の追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当組合が認めたときは、当組合は、「第２回目以後の追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「第２回目以後の追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当組合は、共済契約者に対して、当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

③ 当組合は、次のアに定めるところにより、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、次のイに定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

ア．当組合が共済契約を解除できる場合	（ア） 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき追加共済掛金の払込みがない場合 （イ）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、その次回払込期日に払い込まれるべき追加共済掛金の払込みがない場合
イ．解除の効力が生じる時	（ア）アの（ア）による解除の場合は、その追加共済掛金を払い込むべき払込期日 （イ）アの（イ）による解除の場合は、次回払込期日

④　当組合は、③の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

⑤　③の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、次のアまたはイのいずれかにより計算した共済掛金を返還します。

ア．この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

イ．この共済契約に大口共済掛金分割払特約が適用されている場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

第６条（事故発生時の義務）

(1) 共済契約者または被共済者は、事故が発生した場合で、第２条（追加共済掛金の払込み）の異動の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、または当組合が行う調査に協力しなければなりません。

(2) 当組合は、共済契約者または被共済者が正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（47）共済掛金分割払特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
払込期日	共済証書記載の払込期日をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割したものをいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済掛金の分割払）

当組合は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割共済掛金の払込方法）

(1) 共済契約者は、この共済契約の締結と同時に第１回分割共済掛金を払込み、第２回目以後の分割共済掛金については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(2) 共済掛金払込方法が口座振替による場合は、払込期日は、指定金融機関ごとに当組合の定める期日とします。ただし、払込期日が指定金融機関の休業日に該当し、共済契約者の指定する口座からの口座振替による分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 共済掛金払込方法が口座振替で、かつ、第２回分割共済掛金の払込期日が共済期間の初日の属する月の翌月である場合で、共済契約者が第２回分割共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が指定金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第３回分割共済掛金の払込期日（注）をその第２回分割共済掛金の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注）分割回数が２回の場合は、第２回分割共済掛金の払込期日の翌月の応当日とします。

第４条（分割共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条の第１回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が (1) の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が (3) の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（分割共済掛金不払の場合の免責）

(1) 当組合は、共済契約者が第２回目以後の分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(2) 共済契約者が (1) の第２回目以後の分割共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当組合が認めた場合は、当組合は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当組合は共済契約者に対して当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

第７条（解除－分割共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、次の①に定めるところにより、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当組合が共済契約を解除	ア．払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合

できる場合	イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
②　解除の効力が生じる時	ア．①のアによる解除の場合は、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日 イ．①のイによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(48) 共済掛金分割払の追加共済掛金に関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
契約内容変更依頼書	この共済契約に係る契約内容変更依頼書をいいます。
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
請求日	当組合が追加共済掛金を請求した日をいいます。
追加共済掛金	共済掛金分割払特約第５条（追加共済掛金の払込み）(1) または (3) の追加共済掛金をいいます。
払込期日	契約内容変更依頼書記載の払込期日をいいます。
分割追加共済掛金	追加共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に共済掛金分割払特約の適用があり、かつ、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当組合がこれを承認した場合に適用されます。

第２条（追加共済掛金の払込方法等）

(1) 当組合は、この特約により、追加共済掛金を契約内容変更依頼書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 共済契約者は、第１回分割追加共済掛金を請求日に払い込み、第２回目以後の分割追加共済掛金については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(3) 共済契約者が第１回分割追加共済掛金について、(2) に定める請求日にその払込みを怠った場合は、次の①または②のとおりとします。

①　払込みを怠った追加共済掛金が普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により請求したものである場合は、第１回分割追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注1）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

②　払込みを怠った追加共済掛金が普通共済約款基本条項第15条 (6) の規定により請求したものである場合は、第１回分割追加共済掛金領収前に生じた事故による損

害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

(4) 当組合は、共済契約者が第２回目以後の分割追加共済掛金について、その分割追加共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注1）。

(5) 共済掛金払込方式が口座振替による場合は、当組合は、共済契約者が第２回分割追加共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が指定金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第３回分割追加共済掛金の払込期日（注2）をその第２回分割追加共済掛金の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注１）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

（注２）分割回数が２回の場合は、第２回分割追加共済掛金の払込期日の翌月の応当日をいいます。

第３条（解除－分割追加共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、次の①に定めるところにより、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当組合が共済契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、その次回払込期日に払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア．①のアによる解除の場合は、その分割追加共済掛金を払い込むべき払込期日 イ．①のイによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（49）大口共済掛金分割払特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
払込期日	共済証書記載の払込期日をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割したもの

	をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（共済掛金の分割払）

当組合は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割共済掛金の払込方法等）

(1) 共済契約者は、この共済契約の締結と同時に第１回分割共済掛金を払込み、第２回目以後の分割共済掛金については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(2) 共済掛金払込方法が口座振替による場合は、払込期日は、指定金融機関ごとに当組合の定める期日とします。ただし、払込期日が指定金融機関の休業日に該当し、共済契約者の指定する口座からの口座振替による分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 共済掛金払込方法が口座振替による場合で、共済契約者が第２回分割共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が指定金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第３回分割共済掛金の払込期日（注）をその第２回分割共済掛金の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注）分割回数が２回の場合は、第２回共済掛金の払込期日の翌月の応当日とします。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条の第１回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が (1) の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が (3) の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（分割共済掛金不払の場合の免責）

(1) 当組合は、共済契約者が第２回目以後の分割共済掛金について、その分割共済掛金

を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(2) 共済契約者が（1）の第２回目以後の分割共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当組合が認めた場合は、当組合は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当組合は共済契約者に対して当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

第７条（解除ー分割共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、次の①に定めるところにより、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当組合が共済契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、その次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア．①のアによる解除の場合は、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日 イ．①のイによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（50）追加共済掛金に関する共済掛金分割払特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
契約内容変更依頼書	この共済契約に係る契約内容変更依頼書をいいます。
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
払込期日	契約内容変更依頼書記載の払込期日をいいます。
分割追加共済掛金	追加共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に大口共済掛金分割払特約の適用があり、かつ、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当組合がこれを承認した場合に適用されます。

第２条（追加共済掛金の払込方法）

(1) 当組合は、この特約により、大口共済掛金分割払特約第５条（追加共済掛金の払込み）(1) または (3) にかかわらず、追加共済掛金を契約内容変更依頼書に記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 共済契約者は、第１回分割追加共済掛金を次の①および②に定める払込日までに払

い込み、第２回目以後の分割追加共済掛金については、払込期日までに払い込まなければなりません。

① この共済契約に全車両一括特約が適用されており、同特約第６条（共済掛金の精算）(1) に定める追加共済掛金を当組合が請求した場合は、同特約の「用語の定義」に規定する精算日

② ①以外の追加共済掛金を当組合が請求した場合は、当組合が追加共済掛金を請求した日

(3) 共済契約者が第１回分割追加共済掛金について、(2) に定める払込日にその払込みを怠った場合は、次の①または②のとおりとします。

① 払込みを怠った追加共済掛金が (2) の①の追加共済掛金である場合は、全車両一括特約第６条（共済掛金の精算）(4) および (5) の規定を適用します。この場合において、これらの「追加共済掛金」とあるのは「第１回分割追加共済掛金」と読み替えて適用するものとします。

② ①以外の場合は、次のアまたはイのとおりとします。

ア．払込みを怠った追加共済掛金が普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により請求したものである場合は、第１回分割追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注１）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

イ．払込みを怠った追加共済掛金が普通共済約款基本条項第15条 (6) の規定により請求したものである場合は、第１回分割追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

(4) 当組合は、共済契約者が第２回目以後の分割追加共済掛金について、その分割追加共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、次の①および②の規定を適用します。

① 大口共済掛金分割払特約によって払い込まれるべき共済掛金の払込みが完了している場合は、この追加共済掛金が生じた自動車について、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

② ①以外の場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(5) 共済掛金払込方式が口座振替による場合は、当組合は、共済契約者が第２回分割追加共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が指定金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第３回分割追加共済掛金の払込期日（注２）をその第２回分割追加共済掛金の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注１）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

（注２）分割回数が２回の場合は、第２回分割追加共済掛金の払込期日の翌月応当日をいいます。

第３条（解除－分割追加共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、大口共済掛金分割払特約によって払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みが完了していない場合において、次の①に定めるところにより、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当組合が共済契約を解除できる場合	ア．払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みがない場合 イ．払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、その次回払込期日に払い込まれるべき分割追加共済掛金の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア．①のアによる解除の場合は、その分割追加共済掛金を払い込むべき払込期日 イ．①のイによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(51) 初回共済掛金の口座振替に関する特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
指定口座	共済契約者が指定する口座をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
初回共済掛金払込期日	指定金融機関ごとに当組合の定める期日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済契約締結の際に、当組合と共済契約者との間に、あらかじめ初回共済掛金を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 共済契約締結の時に指定口座が指定金融機関に設定されていること

② この共済契約の締結および共済契約者から当組合への当組合所定の共済掛金口座振替依頼書の提出が共済期間の初日の属する月の前月末日までになされていること

第２条（初回共済掛金の払込み）

(1) 初回共済掛金の払込みは、初回共済掛金払込期日に、指定口座から当組合の指定する口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 初回共済掛金払込期日が指定金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、初

回共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。
(3) 共済契約者は、初回共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第３条（初回共済掛金領収前に生じた事故）

(1) 初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合は、共済契約者は、初回共済掛金を初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに当組合の指定した場所に払い込まなければなりません。
(2) 当組合は、共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回共済掛金を払い込んだ場合は、初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通共済約款基本条項第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定および普通共済約款に付帯される他の特約に定める共済掛金領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
(3) 共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当組合が認めた場合は、当組合は、「初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「初回共済掛金払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当組合は共済契約者に対して当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。
(4) (2) の規定により、被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

第４条（初回共済掛金領収前の共済金支払）

(1) 前条 (4) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当組合が承認したときは、当組合は、初回共済掛金が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して共済金を支払います。
　① 事故の発生の日が初回共済掛金払込期日以前であること。
　② 共済契約者が初回共済掛金を初回共済掛金払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
(2) (1) の②の確約に反して共済契約者が初回共済掛金払込期日までに初回共済掛金の払込みを怠り、かつ、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当組合は、共済契約者に対して既に支払った共済金の全額の返還を請求することができます。

第５条（解除－初回共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、初回共済掛金の払込みがない場合は、この共済契約を解除することができます。
(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、共済期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（52）初回共済掛金の口座振替翌月払特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
指定口座	共済契約者が指定する口座をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
初回共済掛金払込期日	指定金融機関ごとに当組合の定める期日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済契約締結の際に、当組合と共済契約者との間に、あらかじめ初回共済掛金を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　共済契約締結の時に指定口座が指定金融機関に設定されていること

②　この共済契約の締結および共済契約者から当組合への当組合所定の共済掛金口座振替依頼書の提出が共済期間の初日までになされていること

第２条（初回共済掛金の払込み）

(1) 初回共済掛金の払込みは、初回共済掛金払込期日に、指定口座から当組合の指定する口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 初回共済掛金払込期日が指定金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、初回共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 共済契約者は、初回共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第３条（初回共済掛金領収前に生じた事故）

(1) 初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合は、共済契約者は、初回共済掛金を初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに当組合の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当組合は、共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回共済掛金を払い込んだ場合は、初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通共済約款基本条項第２条（共済掛金の払込方法）(2) の規定および普通共済約款に付帯される他の特約に定める共済掛金領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当組合が認めた場合は、当組合は、「初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「初回共済掛金払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当組合は共済契約者に対して当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(4) (2) の規定により、被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支

払を受ける場合は、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

第４条（初回共済掛金領収前の共済金支払）

(1) 前条（4）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当組合が承認したときは、当組合は、初回共済掛金が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して共済金を支払います。

① 事故の発生の日が初回共済掛金払込期日以前であること。

② 共済契約者が初回共済掛金を初回共済掛金払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。

(2) (1) の②の確約に反して共済契約者が初回共済掛金払込期日までに初回共済掛金の払込みを怠り、かつ、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当組合は、共済契約者に対して既に支払った共済金の全額の返還を請求することができます。

第５条（解除－初回共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、初回共済掛金の払込みがない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、共済期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(53) 訂正共済掛金の口座振替に関する特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
契約内容変更依頼書	この共済契約に係る契約内容変更依頼書をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
次回払込期日	追加共済掛金の払込期日の翌月の払込期日をいいます。
初回追加共済掛金	第２条（追加共済掛金の払込み）(3) の①の規定により追加共済掛金を一括して払い込む場合は追加共済掛金全額をいい、同条 (3) の②の規定により追加共済掛金を分割して払い込む場合は第１回追加共済掛金をいいます。
初回追加共済掛金払込期日	契約内容変更依頼書記載の初回追加共済掛金払込期日をいいます。
追加共済掛金	普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4) もしくは (6) または普通共済約款に付帯される他の特約の規定に定める追加共済掛金をいいます。
払込期日	当組合の定める払込期日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に共済掛金分割払特約、大口共済掛金分割払特約、初回共済掛金の口座振替に関する特約または初回共済掛金の口座振替翌月払特約の適用があり、かつ、共済契約者がこの特約の適用を申し出て、当組合がこれを承認した場合に適用されます。ただし、共済掛金分割払特約および大口共済掛金分割払特約については、共済掛金払込方式が口座振替である場合に限ります。

第２条（追加共済掛金の払込み）

(1) 共済証書または共済契約申込書の記載事項の変更が共済期間が始まる時までに生じた場合で、共済契約者または被共済者が書面により次の①から④までの申出または通知を行い、当組合が口座振替の方法により、追加共済掛金を請求したときは、その追加共済掛金の払込みは、指定金融機関ごとに払込期日に指定口座から当組合の指定する口座に振り替えることによって行うものとします。

① 普通共済約款基本条項第４条（告知義務）(3) の③および普通共済約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出

② 普通共済約款基本条項第５条（通知義務）(1) および普通共済約款に付帯される他の特約に規定する通知

③ 普通共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(1) の通知

④ ①から③までのいずれかに伴う共済契約の条件の変更の通知

(2) 払込期日が指定金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) (1) の追加共済掛金の払込みは、次の①または②のいずれかの方法によるものとします。

① 払込期日に追加共済掛金の全額を一時に指定口座から当組合の指定する口座に振り替える方法

② 追加共済掛金を契約内容変更依頼書記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、指定口座から当組合の指定する口座に振り替える方法。ただし、この共済契約に共済掛金分割払特約または大口共済掛金分割払特約が適用されている場合に限ります。

(4) この共済契約に共済掛金分割払特約または大口共済掛金分割払特約が適用されている場合は、同特約第５条（追加共済掛金の払込み）の規定を適用しません。

(5) 共済契約者は、払込期日の前日までに、追加共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(6) 共済契約者は、(1) の④の通知を行った場合は、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当組合が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第３条（初回追加共済掛金不払の場合）

(1) 前条 (1) の規定により、当組合が請求した初回追加共済掛金について、初回追加共済掛金払込期日に初回追加共済掛金の払込みがない場合は、共済契約者は、初回追加共済掛金を初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が初回追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当組合が認めた場合は、当組合は、「初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み

替えてこの特約を適用します。この場合において、当組合は共済契約者に対して当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(3) 当組合は、共済契約者が初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加共済掛金の払込みを怠った場合は、初回追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては共済金を支払いません。

(4) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が初回追加共済掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、共済金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、共済契約者は、初回追加共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

(5) 当組合は、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加共済掛金が払い込まれなかった場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、共済期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の全額を返還します。

(7) 当組合は、共済契約者が初回追加共済掛金払込期日までに初回追加共済掛金の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が指定金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月の応当日を初回追加共済掛金払込期日とみなして (1) から (6) までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第４条（初回追加共済掛金領収前の共済金支払）

(1) 前条 (4) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当組合が承認したときは、当組合は、初回追加共済掛金が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して共済金を支払います。

① 事故の発生の日が初回追加共済掛金払込期日以前であること。

② 共済契約者が初回追加共済掛金を初回追加共済掛金払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。

(2) (1) の②の確約に反して共済契約者が初回追加共済掛金払込期日までに初回追加共済掛金の払込みを怠り、かつ、初回追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当組合は、共済契約者に対して既に支払った共済金の全額の返還を請求することができます。

第５条（第２回目以後の追加共済掛金不払の場合）

共済契約者が第２条（追加共済掛金の払込み）(3) の②の規定により追加共済掛金を分割して払い込む場合は、次の①から⑤までのとおりとします。

① 当組合は、共済契約者が第２回目以後の追加共済掛金について、その追加共済掛金を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

② 共済契約者が①の第２回目以後の追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当組合が認めたときは、当組合は、「第２回目

以後の追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「第２回目以後の追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月の20日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当組合は、共済契約者に対して当組合が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

③　当組合は、次のアに定めるところにより、この共済契約を解除することができます。この場合の解除は、次のイに定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

ア．当組合が共済契約を解除できる場合	(ｱ) 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき追加共済掛金の払込みがない場合 (ｲ) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、その次回払込期日に払い込まれるべき追加共済掛金の払込みがない場合
イ．解除の効力が生じる時	(ｱ) アの(ｱ)による解除の場合は、その追加共済掛金を払い込むべき払込期日 (ｲ) アの(ｲ)による解除の場合は、次回払込期日

④　当組合は、③の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

⑤　③の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、次のアまたはイのいずれかにより計算した共済掛金を返還します。

ア．この共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

イ．この共済契約に大口共済掛金分割払特約が適用されている場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

Ⅶ．団体扱・集団扱に関わる特約

（54）団体扱特約（一般Ａ）

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
企業体	公社、公団、会社等の企業体をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書（一般Ａ－１）」または「共済掛金集金に関する契約書（一般Ａ－２）」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当組合との間に集金契約を締結した者をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目

	に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。
分割払	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込共済掛金	分割払の場合は、共済掛金総額から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 共済契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のアまたはイのいずれかの契約が締結されていること。

ア．団体と当組合との間の「共済掛金集金に関する契約書（一般Ａ－１）」による共済掛金集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金の控除を行うことができる場合に限ります。

イ．職域労働組合等と当組合との間の「共済掛金集金に関する契約書（一般Ａ－２）」による共済掛金集金契約。ただし、職域労働組合等が上記アのただし書に定める団体によって控除された共済掛金を受領することができる場合に限ります。

③ 共済契約者が集金者に次のアおよびイのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．集金者が団体である場合は、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金を控除して、これを当組合の指定する場所に払い込むこと。

イ．集金者が職域労働組合等である場合は、団体によって控除された共済掛金を団体から受領して、これを当組合の指定する場所に払い込むこと。

第２条（共済掛金の払込方法）

当組合は、この特約により、共済契約者が共済掛金を一括して払い込むか、または共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（共済掛金の払込み）

(1) 共済契約者は、初回共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 分割払の場合は、第２回以後の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条（1）の初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、初回共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が（1）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が（3）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対しては共済掛金領収証を発行しません。

第７条（特約の失効）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ 共済契約者がその受け取るべき給与から共済掛金を控除することを拒んだ場合

④ ①から③までの場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金者による共済掛金の集金が行われなくなった場合

(2) (1) の①の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第９条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払

込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。
(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(55) 団体扱特約（一般Ｂ）

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
企業体	公社、公団、会社等の企業体をいい、法人・個人の別を問いません。
事業所	共済契約者がこの共済契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書（一般Ｂ）」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当組合との間に集金契約を締結した者をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。
分割払	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込共済掛金	分割払の場合は、共済掛金総額から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 共済契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
② 次のアまたはイのいずれかの者と当組合との間に集金契約が締結されていること。
ア．団体
イ．職域労働組合等
③ 共済契約者が集金者に次のアおよびイのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア．その事業所において、給与支払日に共済契約者またはその代理人から直接共済掛金を集金すること。

イ．上記アにより集金した共済掛金を当組合の指定する場所に払い込むこと。

第２条（共済掛金の払込方法）

当組合は、この特約により、共済契約者が共済掛金を一括して払い込むか、または共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（共済掛金の払込み）

(1) 共済契約者は、初回共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 分割払の場合は、第２回以後の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条（1）の初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、初回共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が（1）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が（3）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対しては共済掛金領収証を発行しません。

第７条（特約の失効）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 共済契約者がその事業所において、団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ 共済契約者またはその代理人が共済掛金をその事業所において、給与支払日に直

接集金者に払い込まなかった場合

④　①から③までの場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金者による共済掛金の集金が行われなかった場合

(2) (1) の①の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第９条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（56）団体扱特約（一般Ｃ）

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
企業体	公社、公団、会社等の企業体をいい、法人・個人の別を問いません。
指定口座	共済契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書（一般Ｃ）」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当組合との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
退職者	企業体を退職した者をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている企業体をいい、共済契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた企業体とします。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。

分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。
分割払	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込共済掛金	分割払の場合は、共済掛金総額から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 共済契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者であること、または退職者であること。

② 次のアまたはイのいずれかの者と当組合との間に集金契約が締結されていること。

ア．団体

イ．職域労働組合等

③ 共済契約者が集金者に次のアおよびイのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．指定口座から、預金口座振替により、共済掛金を集金日に集金すること。

イ．上記アにより集金した共済掛金を当組合の指定する場所に払い込むこと。

第２条（共済掛金の払込方法）

当組合は、この特約により、共済契約者が共済掛金を一括して払い込むか、または共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（共済掛金の払込み）

(1) 共済契約者は、初回共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 分割払の場合は、第２回以後の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条（1）の初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、初回共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が（1）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集

金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。
(4) 共済契約者が (3) の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。
（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対しては共済掛金領収証を発行しません。

第７条（特約の失効）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する事実（注１）が発生した場合において、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の集金日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が共済契約者に代わって共済掛金を集金契約に定める払込期日までに当組合に払い込んだ場合を除きます。
① 集金契約が解除されたこと。
② 共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が集金日の翌日から起算して１か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。
③ 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。（注２）
④ 当組合が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
(2) (1) の①または④の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。
（注１）退職者が共済契約者である場合は、①、②または④のいずれかに該当する事実とします。
（注２）退職後も引続き本特約に従い分割共済掛金を払い込む場合を除きます。

第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

前条 (1) の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第９条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日等から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。
(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の

総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（57）団体扱特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書（集金方式）」による共済掛金集金契約をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。
分割払	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込共済掛金	分割払の場合は、共済掛金総額から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　団体と当組合との間に集金契約が締結されていること。

②　共済契約者が、その受け取るべき給与から共済掛金を差し引いて、これを当組合の指定する場所に払い込むことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第２条（共済掛金の払込方法）

当組合は、この特約により、共済契約者が共済掛金を一括して払い込むか、または共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（共済掛金の払込み）

(1) 共済契約者は、初回共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

(2) 分割払の場合は、第２回以後の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条（1）の初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、初回共済掛金が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりま

せん。
(2) 共済契約者が（1）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。
(4) 共済契約者が（3）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。
（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、団体を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を団体に対して発行し、共済契約者に対しては共済掛金領収証を発行しません。

第７条（特約の失効）

(1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、その事実が発生したことにより団体による共済掛金の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
① 集金契約が解除された場合
② 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合またはその他この共済契約について団体による共済掛金の集金が行われなくなった場合
③ 共済契約者が共済掛金を給与から差し引くことを拒んだ場合
(2) (1) の①の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合には、共済契約者は集金不能日から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を団体を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第９条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。
(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、

その残額を返還します。

（58）団体扱特約（口座振替方式）

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
指定口座	共済契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書（口座振替方式）」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当組合との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
退職者	官公署を退職した者をいいます。
団体	共済契約者が給与の支払を受けている官公署をいい、共済契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた官公署とします。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。
分割払	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込共済掛金	分割払の場合は、共済掛金総額から既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①　共済契約者が官公署に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けている者であること、または退職者であること。

②　団体に勤務している者または団体を退職した者の生活の安定や福祉の向上等を目的として設立された組織と当組合との間に集金契約が締結されていること。

③　共済契約者が集金者に次のアおよびイのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．指定口座から、預金口座振替により、共済掛金を集金日に集金すること。

イ．上記アにより集金した共済掛金を当組合の指定する場所に払い込むこと。

第２条（共済掛金の払込方法）

当組合は、この特約により、共済契約者が共済掛金を一括して払い込むか、または共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（共済掛金の払込み）

(1) 共済契約者は、初回共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 分割払の場合は、第２回以後の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、

集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条（1）の初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、初回共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加共済掛金の払込み）

（1）普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

（2）共済契約者が（1）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（3）普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

（4）共済契約者が（3）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対しては共済掛金領収証を発行しません。

第７条（特約の失効）

（1）この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する事実（注１）が発生した場合において、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の集金日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が共済契約者に代わって共済掛金を集金契約に定める払込期日までに当組合に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除されたこと。

② 共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が集金日の翌日から起算して１か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。

③ 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。（注２）

④ 当組合が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

（2）（1）の①または④の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注１）退職者が共済契約者である場合は、①、②または④のいずれかに該当する事

実とします。
（注２）退職後も引続き本特約に従い分割共済掛金を払い込む場合を除きます。

第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第９条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日等から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条（解除ー特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（59）団体扱の追加共済掛金に関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
覚書	「共済掛金集金に関する契約書に係わる覚書（団体扱）」をいいます。
集金契約	団体扱特約第１条（この特約の適用条件）に規定する集金契約をいいます。
集金者	集金契約を当組合との間に締結した者をいいます。
集金不能日	団体による共済掛金の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。なお、団体扱特約（一般Ｃ）または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、同特約に規定する集金不能日等をいいます。
団体扱特約	この共済契約に適用されている団体扱特約（一般Ａ）、団体扱特約（一般Ｂ）、団体扱特約（一般Ｃ）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）のいずれかをいいます。
未払込共済掛金	第２条（追加共済掛金の払込みおよび当組合への通知方法の特則）の追加共済掛金の総額および共済掛金総額から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に団体扱特約の適用があり、かつ、集金者と当組合との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第２条（追加共済掛金の払込みおよび当組合への通知方法の特則）

(1) 団体扱特約第５条（追加共済掛金の払込み）(1) および (3) の規定にかかわらず、共済契約者は、当組合の承認を得て、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4) もしくは (6) または普通共済約款に付帯される他の特約の規定に従い、当組合が請求した追加共済掛金を集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(2) (1) の規定により集金者を経て追加共済掛金を払い込もうとする場合は、共済契約者または被共済者は、普通共済約款基本条項第４条（告知義務）(3) の③もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出または第５条（通知義務）(1)、第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(1)、第８条（被共済自動車の入替）(1)、第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する通知を書面またはファクシミリ等の通信手段により、当組合所定の連絡先に行うものとします。なお、共済契約者は、これらの通知については、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当組合が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

(3) (1) の追加共済掛金は、その全額を一時に払い込むか、または当組合の定めるところに従い、分割して払い込むものとします。

第３条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

団体扱特約第７条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、共済契約者は、集金不能日から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第４条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第５条（解除－特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第３条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(60) 集団扱特約

■ 用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
集金契約	「共済掛金集金に関する契約書（集団扱）」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	当組合との間に集金契約を締結した者をいいます。

集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集団	共済証書記載の集団をいいます。
初回共済掛金	共済掛金または共済掛金を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき分割共済掛金をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割した後の１回分の共済掛金をいいます。
分割払	年額共済掛金を共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 共済契約者が集団、その役員、従業員もしくは構成員（注）であること、または構成員（注）の役員もしくは従業員であること。

② 集団または集団から委託を受けた者と当組合との間に集金契約が締結されていること。

③ 共済契約者が集金者に次のアおよびイのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．共済掛金を集金日に集金すること。

イ．上記アにより集金した共済掛金を当組合の指定する場所に払い込むこと。

（注）法人、個人の別を問わず、その集団を構成する集団の構成員を含みます。

第２条（共済掛金の払込方法）

当組合は、この特約により、共済契約者が共済掛金を一括して払い込むか、または共済証書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（共済掛金の払込み）

(1) 共済契約者は、初回共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 分割払の場合は、第２回以後の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（共済掛金領収前の事故）

共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条（1）の初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、初回共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加共済掛金の払込み）

(1) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) または (4) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が（1）の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(3) 普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が (3) の追加共済掛金の払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第６条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対しては共済掛金領収証を発行しません。

第７条（特約の失効）

(1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合において、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が共済契約者に代わって共済掛金を集金契約に定める払込期日までに当組合に払い込んだ場合を除きます。

① 集金契約が解除されたこと。

② 共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が集金日の翌日から起算して１か月以内に集金されなかったこと。

③ 当組合が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(2) (1) の①または③の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

前条 (1) の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第９条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日等から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第８条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（61）集団扱の追加共済掛金に関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
覚書	「共済掛金集金に関する契約書に係わる覚書（集団扱）」をいいます。
集金契約	集団扱特約第１条（この特約の適用条件）に規定する集金契約をいいます。
集金者	集金契約を当組合との間に締結した者をいいます。
未払込共済掛金	第２条（追加共済掛金の払込みおよび当組合への通知方法の特則）の追加共済掛金の総額および共済掛金総額から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に集団扱特約の適用があり、かつ、集金者と当組合との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第２条（追加共済掛金の払込みおよび当組合への通知方法の特則）

(1) 集団扱特約第５条（追加共済掛金の払込み）(1) および (3) の規定にかかわらず、共済契約者は、当組合の承認を得て、普通共済約款基本条項第15条（共済掛金の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4) もしくは (6) または普通共済約款に付帯される他の特約の規定に従い、当組合が請求した追加共済掛金を集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(2) (1) の規定により集金者を経て追加共済掛金を払い込もうとする場合は、共済契約者または被共済者は、普通共済約款基本条項第４条（告知義務）(3) の③もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出または第５条（通知義務）(1)、第７条（被共済自動車の譲渡または返還）(1)、第８条（被共済自動車の入替）(1)、第15条（共済掛金の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合）(3) もしくは普通共済約款に付帯される他の特約に規定する通知を書面またはファクシミリ等の通信手段により、当組合所定の連絡先に行うものとします。なお、共済契約者は、これらの通知については、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、当組合が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

(3) (1) の追加共済掛金は、その全額を一時に払い込むか、または当組合の定めるところに従い、分割して払い込むものとします。

第３条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）

集団扱特約第７条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、共済契約者は、同条に規定する集金不能日等から１か月以内に、未払込共済掛金の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

第４条（未払込共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日等から未払込共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払

っていたときは、その返還を請求することができます。

第５条（解除ー特約失効による未払込共済掛金不払の場合）

(1) 当組合は、第３条（特約失効後の未払込共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込共済掛金の全額が払い込まれない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 当組合は、(1) の解除を行う場合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、既に領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

Ⅷ. お手続きに関わる特約

（62）被共済自動車の入替自動補償特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
入替自動車	普通共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(1) に定める新規取得自動車のうち被共済自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条 (1) の①に該当する者が新たに取得（注）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被共済自動車および入替自動車の用途車種が同一である場合（注）に適用されます。ただし、共済証書に全車両一括特約を適用する旨記載されている場合を除きます。

（注）普通共済約款別表３に掲げる用途車種である場合を含みます。

第２条（入替自動車に対する自動補償）

(1) 当組合は、この特約により、普通共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(3) の規定にかかわらず、同条 (1) の①に定める自動車の新規取得において、被共済自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に共済契約者が書面により被共済自動車の入替の承認の請求を行い、当組合がこれを受領したときに限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被共済自動車とみなして普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、同条 (1) の①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被共済自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(2) (1) の取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、共済契約者または入替自動車の所有者が当組合に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合における取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に普通

共済約款基本条項第８条（被共済自動車の入替）(1) の①に定める者の氏名が記載された日とします。

(3) (2) の入替自動車の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 入替自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、入替自動車を所有する者

第３条（車両共済の特則）

被共済自動車について普通共済約款車両条項の適用がある場合は、取得日から、当組合が前条の被共済自動車の入替の承認の請求を受けた時（注１）までの期間の普通共済約款車両条項および車両価額協定共済特約の適用については、前条の規定にかかわらず、次の①および②に定めるところによります。

① 被共済自動車の用途車種にかかわらず、入替自動車の用途車種が自家用８車種の場合（注２）は、入替自動車に対して車両価額協定共済特約が適用されます。この場合は、同特約第３条（協定共済価額の変更）の規定を適用しません。

② 入替自動車については、入替自動車取得の時における入替自動車の価額（注３）を共済金額として定めるものとします。

（注１）当組合が第５条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求）(1) の規定により追加共済掛金を請求する場合は、その追加共済掛金を当組合が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

（注２）レンタカー等の自動車である場合を除きます。

（注３）入替自動車と同一の用途車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

第４条（共済契約の解除）

(1) 当組合は、第２条（入替自動車に対する自動補償）の被共済自動車の入替の承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) に基づく当組合の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第５条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求）

(1) 当組合は、第２条（入替自動車に対する自動補償）の場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。

(2) (1) の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故（注）による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注）取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。

（63）継続契約の取扱いに関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
継続共済掛金	継続契約の共済掛金をいいます。
継続契約	この共済契約と共済契約者、共済証書記載の被共済者および被共済自動車を同一として当組合と締結する契約で、この共済契約の共済期間の末日を共済期間の初日とする共済契約をいいます。
他の共済契約等	支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済期間の末日において、継続契約が締結されていない場合であって、次の①から⑧までに定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。ただし、共済証書にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。

①　この共済契約の共済期間が１年であること。ただし、この共済契約が当組合が別に定めるところにより、継続前契約（注１）の共済期間の初日から末日または解除日までの期間と合算して１年となる期間を共済期間と定めて締結された契約である場合を除きます。

②　この共済契約の共済期間において、共済事故（注２）が発生していないこと。

③　この共済契約が、この特約を適用して締結されたものではないこと。

④　被共済自動車と被共済自動車を同一とする他の共済契約等がないこと。

⑤　電話、面談等により、当組合が共済契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、共済契約者側の事情により、継続の手続き漏れとなったものでないこと。

⑥　この共済契約の共済期間において、共済契約者または当組合から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。

⑦　共済契約者が、この共済契約の共済期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。

⑧　当組合が別に定める特約による場合を除き、共済契約者が⑦の申込みと同時に継続共済掛金を当組合に払い込むこと。

（注１）この共済契約が締結される以前に締結された共済契約であって、この共済契約と共済契約者を同一とするものをいいます。

（注２）この共済契約の普通共済約款およびそれに付帯される特約に従い共済金を支払う事故をいいます。

第２条（継続契約の取扱い）

(1) 当組合は、この特約により、この共済契約の共済期間の末日を共済期間の初日とした継続契約が締結されたものとみなします。

(2) (1) の場合は、当組合は、継続共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通共済約款基本条項第２条（共済掛金の払込方法）(2) および普通共済約款に付帯される他の特約に定める共済掛金領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) (1) の継続契約の内容は、次条および第４条（継続契約に適用される特約）に定め

る場合を除き、この共済契約の共済期間の末日における内容と同一とします。

第３条（継続契約の車両共済金額等）

この共済契約に普通共済約款車両条項が適用される場合は、継続契約の車両共済の共済金額は、次の①および②の規定に従い、当組合が算出した額とします。

区　　分	共済金額
①　この共済契約に車両価額協定共済特約が適用される場合	車両価額協定共済特約の「用語の定義」に規定する市場販売価格相当額に基づき算出した額
②　この共済契約に車両価額協定共済特約が適用されない場合	この共済契約の車両共済金額を基準とし、被共済自動車の税法上の法定減価償却残存率等を参考にして算出した額

第４条（継続契約に適用される特約）

第２条（継続契約の取扱い）の規定により、この共済契約の共済期間の末日を共済期間の初日とした継続契約が締結されたとみなされる場合は、継続契約にはこの共済契約に付帯された特約が適用されるものとします。ただし、継続契約の共済期間の初日において、特約が適用される条件を満たしていない場合を除きます。

第５条（継続契約に適用される制度または掛金率等）

当組合が制度または掛金率等（注１）を改定した場合（注２）において、制度または掛金率等（注１）が改定された日以後に第２条（継続契約の取扱い）(1) の規定により継続契約が締結されたとみなされるときは、継続契約に対しては、継続契約の共済期間の初日における制度または掛金率等が適用されるものとします。

（注１）普通共済約款、特約、共済契約引受に関する制度または共済掛金率等をいいます。

（注２）この共済契約おける事故件数等に応じて調整する場合を含みます。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(64) リースカーに関する特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
契約書	共済契約者がリース契約に基づき賃貸する自動車（注）を被共済自動車として当組合が共済契約を引き受けることを約定する契約書をいいます。 （注）あらかじめ別段の約定を行った自動車を除きます。
リース契約	あらかじめ借主を定めて有償で自動車を貸渡しすることを業としている者と、その借主との貸借契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、共済契約者と当組合との間に契約書が締結されており、かつ、被共済自動車が契約書に定める自動車に該当する場合に適用されます。

第２条（共済責任の始期）

当組合は、この特約により、普通共済約款基本条項第２条（共済掛金の払込方法）(2)

の規定を適用しません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

区　　分	共済金を支払わない事故
①　共済契約者が契約書に定められた共済掛金の払込期日までに共済掛金の払込みを行わなかった場合	共済掛金領収前に生じた事故
②　共済契約者が契約書に定められた共済契約の申込期日までに共済契約の申込みを行わなかった場合で、その事実について共済契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったとき。	共済契約者が契約書に定められた訂正の手続きを行うまでの間に生じた事故

第３条（リース契約の終了または解除の場合）

当組合は、この特約により、被共済自動車についてのリース契約の終了または解除により共済契約者が賃借人から被共済自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

第４条（共済契約の解除）

共済契約者が前条の事実発生に基づき、契約書に定められた期日までに当組合所定の書面によって当組合に対してこの共済契約を解除する旨を通知した場合は、その解除は、普通共済約款基本条項第14条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、前条の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生じます。

（65）全車両一括特約

■　用語の定義

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	定　　義
共済契約の締結漏れ	共済証書記載の条件に該当する自動車をこの共済契約によって契約を締結していなかったことをいいます。
精算日	共済証書記載の精算日をいいます。
中途取得自動車	共済期間の中途で新たに共済証書記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
通知日	共済証書記載の通知日をいいます。
通知漏れの中途取得自動車	第３条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合のその遅滞または脱漏のあった中途取得自動車をいいます。
未精算等の中途取得自動車	第６条（共済掛金の精算）(1) の追加共済掛金（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合のその精算日に対応する共済証書記載の通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後に取得した中途取得自動車をいいます。 （注）第６条（２）の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約締結の時において、共済証書記載の条件に該当する自動車

のすべてをこの共済契約によって一括して共済に付し、かつ、共済期間の中途で新たに共済証書記載の条件に該当することとなった自動車のすべてをこの共済契約によって漏れなく共済に付すこととする場合であって、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（中途取得自動車に対する自動補償）

(1) 当組合は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの共済契約を適用します。

(2) 中途取得自動車にかかわる当組合の共済責任は、中途取得自動車が、その所有者または記名被共済者の直接の管理下に入った時（以下「取得時」といいます。）に始まり、共済期間の末日の午後４時に終わります。

(3) (2) の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 中途取得自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 中途取得自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、中途取得自動車を所有する者

(4) 共済契約者は、第１回目の共済証書記載の通知締切日の２か月前の応当日の翌日から共済期間の始期までに、共済証書記載の条件に該当することとなった自動車を共済期間の始期における中途取得自動車に含めることができます。

(5) (4) に定める自動車にかかわる当組合の共済責任は、(2) の規定にかかわらず、共済期間の始期に始まり、共済期間の末日の午後４時に終わります。

(6) (4) に定める自動車は、第４条（共済契約の締結漏れがあった場合）に定める共済契約の締結漏れ自動車には含みません。この場合は、第８条（特約の解除）(1) の①の規定を適用しません。

第３条（通知）

(1) 共済契約者は、毎月、共済証書記載の通知締切日以前１か月分の中途取得自動車を通知日までに、当組合所定の書面により当組合に通知しなければなりません。

(2) この共済契約締結の時に共済に付された自動車または中途取得自動車を所有者または記名被共済者が廃車、譲渡または返還した場合も、(1) と同様とします。

第４条（共済契約の締結漏れがあった場合）

(1) この共済契約締結の時に、共済契約の締結漏れが判明した場合は、当組合は、第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その共済契約の締結漏れの事実を当組合が知った時までに前条 (1) の通知を受領している中途取得自動車を除きます。

(2) 共済契約の締結漏れが共済契約者または記名被共済者の故意および重大な過失によらなかったことを共済契約者または記名被共済者が証明した場合で、当組合が共済契約の締結漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに共済契約者がその共済契約の締結漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当組合がこれを承認したときは、(1) の規定を適用しません。

第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

第３条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、通知漏れの中途取得自動車および当組合がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条 (1) の規定によ

り通知されるすべての中途取得自動車に対して、当組合は第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が共済契約者または記名被共済者の故意および重大な過失によらなかったことを共済契約者または記名被共済者が証明した場合で、当組合がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに共済契約者がその通知漏れの中途取得自動車について書面によって訂正を申し出て、当組合がこれを承認したときを除きます。

第６条（共済掛金の精算）

(1) 当組合は、第３条（通知）(1) の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した追加共済掛金を請求します。

(2) 当組合は、第３条（通知）(2) の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した共済掛金を返還します。

(3) (1) および (2) の共済掛金は、毎月、精算日までに精算するものとします。

(4) (1) の追加共済掛金（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当組合は、未精算等の中途取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(5) 未精算等の中途取得自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき、(1) の追加共済掛金（注）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注）(2) の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

第７条（契約条件等の変更）

(1) この共済契約締結の時に共済に付された自動車または第３条（通知）(1) の通知を当組合が既に受領している中途取得自動車について、共済期間の中途で共済契約の条件を変更する場合は、共済契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 第３条（通知）(1) の通知を当組合が受領していない中途取得自動車（注）について、その取得時から共済証書記載の条件と異なる条件で共済に付す場合または共済期間の中途で共済契約の条件を変更する場合は、共済契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(3) (1) および (2) の場合において、当組合が追加共済掛金を請求したときは、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

(4) (3) の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、当組合は、追加共済掛金受領前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および被共済自動車について適用される他の特約に従い、共済金を支払います。

（注）通知漏れの中途取得自動車を除きます。

第８条（特約の解除）

(1) 当組合は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 第４条（共済契約の締結漏れがあった場合）(1) に該当する場合。ただし、同条 (2) の規定により訂正がなされた場合を除きます。

② 第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。

③ 第６条（共済掛金の精算）(1) の追加共済掛金（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条 (5) に該当する場合を除きます。

(2) 共済契約者は、この共済契約を普通共済約款基本条項第12条（共済契約の解除）(3) の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

（注）第６条（２）の共済掛金がある場合は、相殺した後の共済掛金とします。

自動車共済ロードサービス

ロードアシスタンス利用規定

※この利用規定は平成30年1月1日以降を共済始期とするご契約が対象です。

■　用語の定義

このロードアシスタンス利用規定において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　語	説　　明
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
サービス実施者	ロードアシスタンス運営者からの取次ぎまたは手配により、実際にロードアシスタンスを実施する者をいいます。
自宅	共済証書記載の記名被共済者の住所、または被共済自動車の主たる保管場所をいいます。法人契約の場合は主として被共済自動車を使用する店舗・営業所等の所在地をいいます。
ＪＡＦ	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
専用デスク	ロードアシスタンスの利用申込みを受け付ける連絡先をいいます。
走行不能	自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。ただし、被共済自動車について直接生じた偶然な事由（事故、故障またはトラブル）に起因する場合に限ります。（ぬかるみや積雪等により、スリップするなどして単に動けない状態はこれに含まれません。）
被共済自動車	共済証書記載の自動車をいいます。
被共済自動車の所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ①　被共済自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②　被共済自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、被共済自動車を所有する者
ロードアシスタンス	第５条（ロードアシスタンス提供条件と内容）に定める次の①から⑤までのものをいいます。 ①　レッカーけん引 ②　応急処置 ③　宿泊移動サポート（注） ④　燃料切れ時の給油サービス ⑤　スタック等引き出しサービス **（注）ロードアシスタンス宿泊移動費用特約が付帯された契約に限ります。**
ロードアシスタンス運営者	当組合がロードアシスタンス業務の運営を委託している株式会社プライムアシスタンスをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（注）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の

	反社会的勢力をいいます。 （注）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

第１条（規定の目的等）

(1) 本規定は、当組合の自動車共済契約に対して提供するロードアシスタンスの事項を定めたものです。

(2) 次条に定める利用対象者は、本規定を承認のうえ、本ロードアシスタンスの提供を受けることができます。

（注）ロードアシスタンスの内容は、予告なく中止、変更となる場合があります。

第２条（利用対象者の定義）

(1) 本規定において、利用対象者とは、次のとおりとします。

区　　分	利用対象者
①　第５条（ロードアシスタンス提供条件と内容）①、②、④および⑤	①　記名被共済者 ②　被共済自動車の所有者 ③　被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）
②　同条③	被共済自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）

(2) (1) の規定にかかわらず、利用対象者が次の①から③までのいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。

①　被共済自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車に搭乗中の者（注２）

②　極めて異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

③　業務として被共済自動車を受託している自動車取扱業者

(3) (1) の規定にかかわらず、利用対象者が次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。

①　反社会的勢力に該当すると認められること。

②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

④　法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) ロードアシスタンス提供後、利用者がロードアシスタンスの利用対象者ではないことが判明した場合は、ロードアシスタンス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

（注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）一時的に被共済自動車から離れている者を含みます。

第３条（ロードアシスタンスの提供対象契約）

ロードアシスタンスの提供対象となる契約は、「ロードアシスタンス特約」を適用する契約とします。

第４条（ロードアシスタンスの提供要件）

利用対象者が第７条（利用対象者の義務）①の規定に従い、提供対象となるロードア

シスタンスの利用申込みを行った場合であって、次条のロードアシスタンス提供条件に該当するときは、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者により、このロードアシスタンスを提供するものとします。なお、ロードアシスタンスを提供した場合であっても、それだけではノンフリート等級別掛金率制度における事故の件数には含まないため、継続後契約のノンフリート等級や共済掛金には影響しません。

第５条（ロードアシスタンス提供条件と内容）

本規定により提供するロードアシスタンスの提供条件、内容および利用対象者の負担となる費用は、次の①から⑤までのとおりです。なお、ロードアシスタンス超過費用特約が付帯されている場合は、下表において「15万円」とあるのを「100万円」と読み替えるものとします。

①　レッカーけん引

■　提供条件	被共済自動車が走行不能となること。
■　内　容	走行不能となった地から利用対象者の指定する修理工場等までレッカーけん引を行います。ただし、レッカーけん引の対象となる費用は、②の応急処置にかかる費用と合計で 15 万円を限度とします。 （注１）レッカーけん引には、積載車（キャリアカー）による搬送、けん引専用ロープでのけん引等を含みます。 （注２）積載車による搬送にあたっては、有料道路以外の道路を利用します。ただし、ロードアシスタンス運営者において有料道路を利用することが必要かつ合理的と認めた場合は、この限りではありません。 （注３）レッカーけん引を行うために必要なクレーン作業、修理工場等へのレッカーけん引に必要な仮修理を実施した費用等を含みます。 （注４）利用対象者がＪＡＦ会員である場合は、原則としてＪＡＦに取次ぎを行います。 （注５）ロードアシスタンス特約（ロードアシスタンス超過費用特約を含みます。以下同様とします。）での補償対象となるレッカーけん引の費用については、ロードアシスタンス特約の運搬費用として支払います。
■　利用対象者の負担となる費用	・利用対象者都合により車両保管費用が発生した場合の費用 ・利用対象者都合により有料道路を利用して積載車による搬送を行った場合における有料道路料金 ・「応急処置」の費用と合計で 15 万円を超えた距離分に相当するレッカーけん引費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・ＪＡＦ入会金、年会費

②　応急処置

■　提供条件	被共済自動車が走行不能となること。
■　内　容	走行不能となった地で、30 分程度で対応可能な応急の処置を行います。 〈主な応急処置〉 バッテリーの点検／バッテリーのジャンピング（バッテリー上

	がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること）／鍵開け（国産・外車一般シリンダーインロック開錠）／脱輪時の路面への引上げ／パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（チェーン脱着を除きます。）／冷却水補充／ボルトの締付け／バルブ・ヒューズ取替え 等 （注１）対象となる費用は 15 万円限度です。 （注２）30 分程度で対応可能な応急処置に該当するか否かの判断は、当組合、ロードアシスタンス運営者またはＪＡＦのいずれかの判断によるものとします。 （注３）バッテリーのジャンピングは、共済期間中３回までの利用に限ります。なお、バッテリーのジャンピングを実施した際に、当組合、ロードアシスタンス運営者、サービス実施者またはＪＡＦからバッテリーの点検・整備または交換が必要である旨をご案内したにもかかわらず、バッテリーの点検・整備または交換を行わずに再度同一の被共済自動車にバッテリー上がりが生じた場合等、明らかな整備不良と認められるときは、ロードアシスタンスの対象外となる場合があります。 （注４）セキュリティ装置付車両の鍵開けについては対応できない場合があります。この場合は、レッカーけん引等にて対応します。 （注５）パンク時にスペアタイヤを保持していない場合は、被共済自動車に積載しているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置等を行います。 （注６）次の作業は対象外です。 ① バッテリーの充電 ② パンクの修理 ③ チェーン脱着 ④ 利用対象者都合による季節用タイヤとの交換 （注７）利用対象者がＪＡＦ会員である場合は、原則としてＪＡＦに取次ぎを行います。 （注８）ロードアシスタンス特約での補償対象となる応急処置の費用については、ロードアシスタンス特約の応急処置費用として支払います。
■　利用対象者の負担となる費用	・鍵の作成費用 ・部品代、消耗品（オイル・冷却水等）代等 ・30 分程度で対応できない場合の超過作業費用 ・15 万円を超えた作業分に相当する作業費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・ＪＡＦ入会金、年会費 ・事故、故障またはトラブル以外での点検費用 （注）ＪＡＦ会員の場合は、第 10 条（利用対象者がＪＡＦ会員である場合の特則）に定める優遇措置があります。

③　宿泊移動サポート（ロードアシスタンス宿泊移動費用特約が付帯されている契約

に限ります。）

■　提供条件	①のレッカーけん引の対象となり、レッカーけん引が行われた場合であって、次のアまたはイのいずれかに該当すること。 ア．出発地、自宅または当面の目的地への移動が困難となること。 イ．地理的、物理的な条件により、走行不能となった地の最寄りのホテル等、有償の宿泊施設に宿泊をせざるを得ないこと。
■　内　容	利用対象者が負担した次の①および②の費用を、後日所定の額を限度に支払います。なお、ロードアシスタンス運営者は、利用対象者からの申し出により、代替交通機関および宿泊施設の紹介や手配を行います。 ①　宿泊費用利用対象者１名につき１万円限度（１泊分に限ります。） ②　移動費用利用対象者１名につき２万円限度（合理的な経路および方法によるものに限ります。） （注１）代替交通機関および宿泊施設の紹介や手配は、走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。 （注２）代替交通機関とは、タクシー、バス、レンタカー、電車、飛行機、船舶等をいいます。 （注３）タクシー、レンタカー費用については、１台につき２万円を限度とします。 （注４）宿泊費用、移動費用については、「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」の宿泊費用、移動費用として支払います。 （注５）この共済契約に「ロードアシスタンス代車費用特約」、「事故・故障時代車費用特約」または「事故時代車費用特約」が付帯されており、これらの特約により共済金が支払われる代車費用がある場合は、その代車費用については支払対象外となります。
■　利用対象者の負担となる費用	・１万円を超える宿泊費用および２万円を超える移動費用に相当する費用（ロードアシスタンス運営者が紹介・手配を行った場合を含みます。） ・飲食費用等、宿泊または移動以外の目的でのサービス料金 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・移動の手段として利用対象者がタクシー、バス等以外の自動車（家族、友人等の自動車、レンタカー等）を利用した場合の燃料代または有料道路料金 ・事故、故障またはトラブルの発生前に利用・宿泊を予定していた宿泊施設等を利用する場合にかかる宿泊費等

④　燃料切れ時の給油サービス

■　提供条件	被共済自動車が、燃料切れにより自力で走行できない状態となること。

■　内　容	共済期間中１回に限り、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を最大 10 リットル※まで無料で提供します。 （注１）高速道路のサービスエリア内等、利用者自身で調達可能な場合はサービスの対象外となります。 （注２）サービス実施者によっては運搬容器等の都合上、10 リットル※まで提供できない場合があります。 （注３）ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車、燃料電池自動車等の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引のみを行います。（30km 限度） （注４）自宅での燃料切れは対象外となります。 （注５）専用デスクへ事前に連絡がなく、利用者自身で調達した場合の費用については、支払対象外となります。 （注６）利用対象者がＪＡＦ会員である場合は、原則としてＪＡＦに取次ぎを行います。 ※　ロードアシスタンス超過費用特約が付帯された契約の場合は、最大 20 リットルとします。
■　利用対象者の負担となる費用	・ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車等の充電代、燃料代等 ・ＪＡＦ入会金、年会費

⑤　スタック等引き出しサービス

■　提供条件	積雪のある路面または凍結した路面において被共済自動車を使用することにより、タイヤのスリップまたは走行が困難となる状態（以下「スタック等」とします。）が生じ、脱出作業を要する状態となること。ただし、被共済自動車が雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンを装着している場合に限ります。
■　内　容	スタック等からの脱出作業（引き出し）を行います。 （注１）専用デスクへ事前に連絡がなく、利用者自身で作業を手配した場合の費用については、支払対象外となります。 （注２）利用対象者がＪＡＦ会員である場合は、原則としてＪＡＦに取次ぎを行います。
■　利用対象者の負担となる費用	・被共済自動車が雪道用スタッドレスタイヤ、雪道用タイヤチェーンを装着していない場合の「スタック等引き出しサービス」にかかる費用（サービスカーの出動料、現場での作業料等、本サービスの実施に伴い発生する費用の全額が利用対象者の負担となります。） ・ＪＡＦ入会金、年会費

第６条（ロードアシスタンスの提供を行わない場合）

(1) ロードアシスタンス運営者は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスの提供を行いません。

①　ロードアシスタンスの提供を希望する対象車両が被共済自動車でない場合

②　被共済自動車が日本国外にある場合

③　被共済自動車の自動車検査証に記載された有効期間が満了している場合

④　廃車を目的とした車両搬送等、事故、故障またはトラブルに起因しない車両搬送の場合

(2) ロードアシスタンス運営者は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって生じた被共済自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスの提供を行いません。

①　利用対象者の故意または重大な過失

②　被共済自動車にメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合（違法なエンジンの改造、違法なローダウン車、違法なエアロパーツ装着車等を含みます。）

③　メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付の注意・警告ラベル等に示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超えて使用された場合

④　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥　核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性

⑦　⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧　④から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑩　詐欺または横領

⑪　被共済自動車を競技もしくは曲技のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること。

⑫　被共済自動車を次のアからエまでのいずれかに該当する路面等において使用すること。ただし、被共済自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限ります。

ア．積雪のある路面または凍結した路面。ただし、被共済自動車に雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンが装着されている場合を除きます。

イ．降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ

ウ．轍（わだち）

エ．砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤

⑬　被共済自動車の盗難。ただし、被共済自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

⑭　自宅における被共済自動車の鍵の紛失

⑮　被共済自動車の燃料切れ。ただし、「燃料切れ時の給油サービス」の対象となる場合を除きます。

(3) ロードアシスタンス運営者は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた被共済自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスの提供を行いません。

①　利用対象者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している間

② 利用対象者が道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している間
③ 利用対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している間

(4) ロードアシスタンス運営者は、次の①から⑦までのいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスの提供を行いません。ただし、利用対象者が前条の費用を自ら負担した場合は、第11条（特約による共済金の支払い）に従い取り扱います。
① 利用対象者が専用デスクへ事前の連絡なしに、レッカー業者、修理業者等の各種業者を手配した場合。ただし、やむを得ない事情により、利用対象者が専用デスクへ事前の連絡ができなかったものと当組合が認めた場合を除きます。
② 利用対象者が、正当な理由がなく、次条に違反した場合
③ 一部の離島、地域等、サービス実施者が出動できない場所または造成地、私有地、レース会場等でサービス実施者が立ち入ることができない場所である場合
④ ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者が、次のアからウまでのいずれかに該当すると判断した場合
ア．地域、時季、気象、道路状況（注）等により、ロードアシスタンスの提供・実施が困難であること。
イ．一般的なレッカー車、けん引車において技術的にロードアシスタンスの実施が困難であること。
ウ．ロードアシスタンスの内容、趣旨等に対し、ロードアシスタンスの提供が不適切であること。
⑤ 航空機、船舶による輸送期間中の場合
⑥ ロードアシスタンス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、その第三者の承諾が得られないとき
⑦ ロードアシスタンスの提供を希望する対象車両の状況により、作業時およびレッカーけん引時に、車体へ損傷を与えるおそれがある場合において、作業に関する同意を利用対象者から得ることができない場合
（注）凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等、自動車の運行が極めて困難な状況をいいます。

第７条（利用対象者の義務）

利用対象者は、ロードアシスタンスを利用する場合は、次の①から⑥までの義務を負うものとします。
① 事前に専用デスクに利用申込みの連絡を行うこと。
② ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行うこと。
③ 道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行わないこと。
④ 人身事故等、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、ロードアシスタンスの実施について警察の許可を得ること。
⑤ ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者の判断により、共済証書、運転

免許証、自動車検査証、その他本人確認資料等の提示を求められたときは、それらを提示すること。

⑥　ロードアシスタンス提供時において被共済自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合は、その旨を事前にサービス実施者に通知すること。なお、その事前通知を行わなかった場合で、ロードアシスタンス提供後にその積載物に損害が生じた場合、またはその積載物に起因する事故が生じた場合であっても、当組合、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

第８条（利用対象者の費用立替・費用負担）

(1) 宿泊移動サポートを利用する場合は、利用対象者はそのロードアシスタンスにかかる費用を現場で立替え、後日当組合に対して、費用の立替えの事実を立証できるものの提示をもって、費用精算の請求を行うものとします。

(2) 第５条（ロードアシスタンス提供条件と内容）の「■　利用対象者の負担となる費用」に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。

(3) 利用対象者都合により次の①または②の費用が発生した場合は、その費用は利用対象者が自ら負担するものとします。

①　サービス実施者が現場で待機した場合の現場待機費用

②　ロードアシスタンスの利用をキャンセルする場合のキャンセル費用

(4) (2) および (3) の費用をロードアシスタンス運営者が立替えている場合は、利用対象者がその費用をロードアシスタンス運営者に支払うものとします。

第９条（ロードアシスタンス提供時の責任）

(1) ロードアシスタンスは、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したロードアシスタンスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当組合およびロードアシスタンス運営者は一切その責めを負わないものとします。

(2) ロードアシスタンス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用対象者と受入れ工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当組合、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は一切その責めを負わないものとします。

(3) ロードアシスタンス提供時において、被共済自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合は、ロードアシスタンス運営者およびサービス実施者は、その判断によりロードアシスタンスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当組合、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。

(4) ロードアシスタンスの提供を行わない場合、またはロードアシスタンスの提供が遅延した場合であっても、当組合、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。ただし、第11条（特約による共済金の支払い）の規定による場合を除きます。

第10条（利用対象者がＪＡＦ会員である場合の特則）

(1) 利用対象者がＪＡＦ会員である場合は、次のとおり取り扱います。

①　利用対象者が「レッカーけん引」、「応急処置」、「燃料切れ時の給油サービス」または「スタック等引き出しサービス」の提供を受ける場合は、ロードアシスタンス運営者は原則としてＪＡＦに取次ぎを行います。

② 利用対象者が「応急処置」の提供を受ける場合において、修理・作業を受けるときに消耗品や部品代にかかった費用については、共済期間中１回に限り、7,000円を限度に当組合がその費用負担を行います。

③ 「燃料切れ時の給油サービス」の提供は、共済期間中２回を限度とします。

(2) (1) の②および③の規定は、利用対象者が直接ＪＡＦを手配した場合は適用しません。ただし、ＪＡＦによるロードアシスタンスの作業開始前に利用対象者が専用デスクにロードアシスタンスの利用申込みの連絡を行い、当組合またはロードアシスタンス運営者の利用承認を受けた場合は、(1) の②および③の規定を適用します。

第11条（特約による共済金の支払い）

当組合は、ロードアシスタンスが提供対象外となる場合であっても、「ロードアシスタンス特約」または「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」の補償対象となるときに限り、特約の共済金を支払います。

第12条（ロードアシスタンスの提供期間、中止または変更）

(1) ロードアシスタンスは、共済期間内に第５条（ロードアシスタンス提供条件と内容）①から⑤までに定める「提供条件」に該当する事象が発生した場合に提供します。

(2) 共済期間の中途で共済契約が失効もしくは解除となった場合または補償内容の変更を行ったことによりロードアシスタンスの対象外となった場合で、その日以降に第５条①から⑤までに定める「提供条件」に該当する事象が発生したときは、ロードアシスタンスの対象となりません。この場合において、ロードアシスタンス運営者またはサービス実施者が既にロードアシスタンスを手配または提供していたときは、その費用を利用者に請求することができます。

(3) 共済期間の中途で補償内容の変更を行ったことによりロードアシスタンスの対象となった場合は、その変更日よりロードアシスタンスの対象となります。

第13条（個人情報の取扱い）

(1) 利用対象者は、共済証書の記載事項およびロードアシスタンスの提供に必要とされる情報が、ロードアシスタンス運営者に登録されることに同意するものとします。

(2) ロードアシスタンス運営者が取得した個人情報は、当組合の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。

(3) ロードアシスタンス運営者は、共済証書の記載事項およびロードアシスタンスに必要とされる情報を、サービス実施者との間で共同利用できるものとします。

第14条（代　位）

(1) 当組合は、ロードアシスタンスの費用を第三者に損害賠償請求として請求することができる場合は、提供したロードアシスタンスに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。

(2) 当組合は、被共済自動車の故障によりロードアシスタンスを提供した場合であって、その原因が自動車メーカーの無償修理等の対象であったときは、ロードアシスタンス提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第15条（訴訟の提起および準拠法）

(1) 本規定に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(2) 本規定に定めのない事項については、日本国の法令によります。

中部自動車共済協同組合　事務所一覧

1　本部・支部・支局

（平成30年1月1日現在）

事務所名	住所	電話番号
本　　部	名古屋市昭和区滝子町30番16号 愛知県自動車会館内	052-872-1222
愛知県支部	名古屋市昭和区滝子町30番16号 愛知県自動車会館内	052-872-4862
静岡県支部	静岡市駿河区国吉田2丁目4番26号 静岡県自動車会館3階	054-295-9912
岐阜県支部	岐阜市日置江2648番地の2　岐阜県自動車会館内	058-279-3737
三重県支部	津市雲出長常町字六の割1190-1 三重県自家用自動車協会内	059-234-8626
福井県支部	福井市西谷1丁目1401番地　福井県自動車会館内	0776-34-1750
金 沢 支局	金沢市北安江4丁目28番9号　薬業会館内	076-282-9925
富山県支部	富山市新庄町97-3　富山県自家用自動車協会連合会内	076-424-2255

2　サービスセンター

（平成30年1月1日現在）

事務所名	住所	電話番号
本　　部	名古屋市昭和区滝子町30番16号 愛知県自動車会館内	052-872-1151
静　　岡	静岡市駿河区国吉田2丁目4番26号 静岡県自動車会館3階	054-295-9600
岐　　阜	岐阜市日野西3丁目5番15　岐阜県自家用自動車組合内	058-245-0574
東　　濃	瑞浪市寺河戸町1045番地　瑞浪市自家用自動車組合内	0572-68-6575
三　　重	津市雲出長常町字六の割1190-1 三重県自家用自動車協会内	059-253-3230
四　日　市	四日市市元新町4-10　四日市自家用自動車協会内	059-353-5181
福　　井	福井市西谷1丁目1401番地　福井県自動車会館内	0776-34-3188
金　　沢	金沢市北安江4丁目28番9号　薬業会館内	076-222-4021
富　　山	富山市新庄町97-3　富山県自家用自動車協会連合会内	076-423-3100